

第5章 安心で質の高い医療サービスの提供

第1節 患者本位の医療サービスの提供

1 診療情報の提供体制の充実

現状及び課題

- 患者の受療意識の向上、医療技術の高度化に伴う治療方法等の選択肢の拡大等を背景に、治療方針や治療方法の選択肢の患者への適切な説明、他の医師の意見を求める患者への協力など、患者の選択や意向が尊重される医療サービスの提供が求められています。
- 医療機関は、患者が保健医療サービスの選択を適切に行うことができるよう、正確かつ適切な情報の提供に努めることが求められており、情報提供の方法として、県のホームページに掲載するための報告が義務づけられているほか、院内掲示、広告、医療機関独自のホームページ等が活用されています。
一方で、医療に関する広告については、医療法により広告可能な事項が制限されています。
- 患者が地域の医療機能を理解し、病期に適した質の高い医療が受けられるようするために、地域の医療連携体制を構築し、病期に応じた身近な医療機関を知らせることも重要です。
- 患者が医療機関の選択に関して必要な情報を容易に得られるよう、医療機能情報提供制度に基づき、県のホームページ「おおいた医療情報ほっとネット」を開設し、診療科目や診療時間などの基本情報や人員の配置、患者の数などの実績に関する情報など、県内医療機関の医療機能情報を公開してきました。

今後の施策

- 病状、指導方法、診療内容等について、医療従事者と患者・家族等が十分に話し合い、信頼関係に基づいた医療が提供されるよう、インフォームド・コンセントの促進に努めます。
- 本計画の中で、主要事業ごとの医療連携体制を構築し、各病期に対応できる医療機関を明示（必要に応じて情報を更新）するなど、地域の医療機能情報を提供します。
- 医療機能情報提供制度については、令和6年4月から「おおいた医療情報ほっとネット」に代わり全国統一のシステムに移行します。移行後は、県民が医療機関を選択するための情報を容易に取得できるよう機能改善を図ります。

2 人権に配慮した医療サービスの提供

現状及び課題

- 結核やハンセン病については、治療法が確立された今もなお誤った認識が存在し、また、エイズ患者、HIV感染者などに対する偏見は根強く残っています。更に近年では、新型コロナウイルス感染症における不当な差別事案も発生しており、医療関係者の深い理解と人権を尊重したサービスの提供が求められています。
- また、臓器移植の場合などにおける臓器提供者・家族等のプライバシーの問題、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンの普及など、患者の人権を尊重する取組が課題となっています。
- さらに、ゲノム医療の研究開発及び提供の推進に当たっては、生まれながらに固有で子孫に受け継がれ得る個人のゲノム情報による不当な差別その他当該ゲノム情報の利用が拡大されることにより生じ得る課題への適切な対応が求められています。
- 県では、「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例（平成21年4月施行）」及び「大分県人権尊重施策基本方針（令和2年4月改定）」に基づき、県民への正しい知識の普及と啓発を図っていますが、保健医療関係者は、その一人ひとりが人権が尊重される社会の実現に深く関わっていることから、一層の人権教育・研修の充実を図る必要があります。
- また、医療関係者と患者・家族との信頼関係を構築するため、大分県医療安全支援センターを設置し、専任の相談員による中立的な立場からの医療相談を実施しています。

今後の施策

(1) 啓発活動の推進

- 感染症や難病に対する偏見や差別は、認識不足から来るものが多いことから、市町村や関係団体、学校、事業所等と連携し、さまざまなメディアを通じて情報を提供し、正しい知識の普及・啓発を図ります。また、患者に対しては、患者の人権を尊重した適切な医療の提供を推進します。

(2) 人権教育・研修の推進

- 高い職業倫理が求められる医師、看護師等の医療関係者に対する人権教育・研修の充実を図るため、学校・養成施設に働きかけるとともに、関係団体に対しても取組を要請します。
- 学校では、教職員に対して、ハンセン病や感染症等の人権問題について、学校に講師を派遣して講和等を行うことにより学習活動を推進します。

(3) 相談体制の充実

- 大分県医療安全支援センターと二次医療圏ごとの医療安全支援センターの活動を通じて、中立的な立場で、患者と医療機関との橋渡しを行い、医療サービスの向上と患者の人権尊重に取り組みます。
- 学校では、教職員が一体となって児童生徒の相談を受け、支援を行うよう権利擁護体制の整備を行うとともに患者等への人権配慮や感染症等に対する正確な知識と的確な選択ができる能力が身につくよう努めます。

現状及び課題

(1) かかりつけ医と特定機能病院等との役割分担

- 令和5年8月に県内の20歳以上の男女から無作為で抽出した3,000人を対象に県が実施した「在宅医療に関するアンケート調査」によると、「かかりつけ医がいる」と答えた人の割合は65.1%で、「かかりつけ医はないが持ちたいと考えている」と答えた人の割合は28.0%、「かかりつけ医はおらず、今後も必要ないと思っている」と答えた人の割合は5.5%となっています。
- かかりつけ医は、日常的な健康管理や初期診療（プライマリ・ケア）を行い、住民に身近な医療機能を担っています。
- かかりつけ医がいる地域の診療所等と、高度・専門的な医療を提供する病院との役割分担を明確にしたうえで、地域の診療所等から病院への紹介や、病院から地域の診療所等への逆紹介を促進し、患者の症状に応じた適切な医療機関で受診できるよう連携を進める必要があります。
- 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）により健康保険法が改正され、外来の機能分化を進める観点から、平成28年から特定機能病院^{*1}及び一定規模以上の一般病床を有する地域医療支援病院^{*2}を紹介状なしで受診した場合に、救急等の場合を除き、定額の負担を患者に求めることが義務化されました（選定療養の義務化）。令和4年度診療報酬改定により、特定機能病院及び200床以上の地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関^{*3}が対象となっています。

なお、この他にも、紹介状のない患者が200床以上の病院を受診した場合、選定療養として特別の料金を徴収することになっています。

(※1) 高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院として、厚生労働大臣が承認した病院。県内では大分大学医学部附属病院が承認を受けている。

(※2) 医療機関の連携及び役割分担を図るため、紹介患者に対する医療提供、病床や医療機器の共同利用の実施、地域の医療従事者の研修等を通じ、かかりつけ医等を支援する機能を備えた病院として、知事が承認した病院。県内では次の病院が承認を受けている。

◇県内の地域医療支援病院（令和5年6月1日時点）

病院名	二次医療圏	所在地	承認年月日
独立行政法人国立病院機構別府医療センター	東部	別府市大字内竈1473	平成18年10月5日
国家公務員共済組合連合会 新別府病院	東部	別府市大字鶴見3898番地	平成23年4月1日
大分市医師会立アルメイダ病院	中部	大分市大字宮崎1509-2	平成10年12月25日
臼杵市医師会立コスマス病院	中部	臼杵市大字戸室字長谷1131番地1	平成12年7月1日
社会医療法人敬和会大分岡病院	中部	大分市西鶴崎3-7-11	平成18年10月5日
大分県立病院	中部	大分市大字豊饒476番地	平成21年4月28日
独立行政法人国立病院機構大分医療センター	中部	大分市大字横田2丁目11番45号	平成21年10月28日
大分赤十字病院	中部	大分市千代町3丁目2番37号	平成24年7月1日
独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター	南部	佐伯市常盤西町7番8号	令和4年11月30日
竹田医師会病院	豊肥	竹田市大字押田原448番地	平成29年5月15日
大分県済生会日田病院	西部	日田市大字三和643番地の7	平成25年6月10日
宇佐高田医師会病院	北部	宇佐市大字南宇佐635番地	平成23年4月28日
中津市立中津市民病院	北部	中津市豊田町14番地3	平成25年5月24日

(※3) 医療資源を重点的に活用する外来（悪性腫瘍手術の前後の外来や、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来等）等を地域で基幹的に担う医療機関。令和5年度より、地域医療構想調整会議において選定のうえ、県のホームページに医療機関の名称等を公開している。

(2) 医療機能の分化

- 予防から、急性期、回復期、維持期・生活期、在宅医療までの一連の医療を、一つの医療機関で提供することは困難であり、地域の医療機関全体で医療機能を分担・連携し、患者の求める医療を提供していくことが必要です。
- 限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療を実現するためには、地域の医療機能の適切な分化・連携を進める必要があります。
- 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）により医療法が改正され、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、一般病床・療養病床を有する病院及び有床診療所は毎年 7 月 1 日時点の病床の機能を都道府県知事に報告することとなっています（「病床機能報告制度」）。
- また、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 49 号）により「外来機能報告制度」が創設されました。この報告内容をもとに、地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を進めることとされています。
- さらに、令和 5 年 5 月に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 31 号）により、令和 7（2025）年 4 月から「かかりつけ医機能^{※4}報告制度」が始まります。この報告内容をもとに、慢性疾患を有する高齢者やその他の継続的に医療が必要な患者等を支えるために必要なかかりつけ医機能を確保するための具体的方策を地域で協議することとされています。

（※4） 身近な地域における日常的な診療、疾病的予防のための措置その他の医療の提供を行う機能

今後の施策

(1) かかりつけ医と地域医療支援病院等との役割分担

- 身近な地域におけるかかりつけ医の普及・啓発やプライマリ・ケア機能の充実を促進するとともに、紹介受診重点医療機関の選定を進めることで、医療機関の適切な役割分担を図ります。
- 地域医療支援病院については、今後もかかりつけ医等への支援による地域医療の確保及び一層の病診連携を図るために、二次医療圏ごとの整備を促進するとともに、地域の中核病院を中心とした、紹介患者に対する医療の提供や高額医療機器の共同利用、救急医療の提供などの地域医療支援機能の充実に努めます。

(2) 医療機能の分化

- 必要な医療機能情報を医療機関や県民が共有できるよう、5 疾病ごとの各病期に対応できる医療機関名や病床機能報告結果等を県のホームページで公表します。
- 患者・住民が日頃から自らの状態に応じた医療機関を選択する等の意識を持って適切な受療行動をとることが重要であることから、行政や医療機関、保険者や関係団体が協働して、患者・住民への啓発に取り組みます。
- 外来機能報告やかかりつけ医機能報告の内容をもとに、地域ごとの状況に応じた医療機能の分化・連携について、引き続き協議していきます。
- 地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能転換など医療機能の分化・連携に関する各医療機関の取組を促進します。

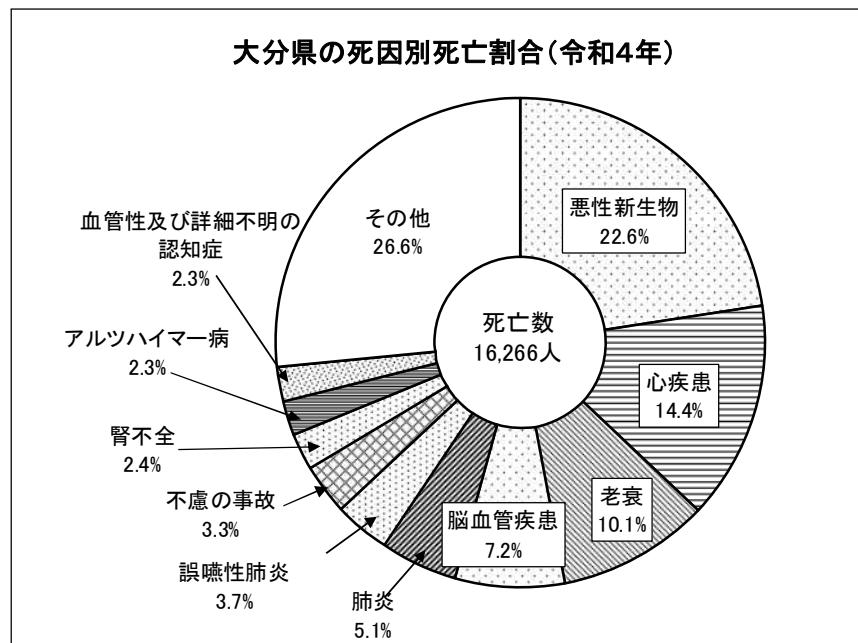
第3節 がん医療

現状及び課題

(1) がんによる死亡の現状

- 本県では、昭和 56 年からがんが死亡原因の第 1 位となり、令和 4 年の人口動態統計によると、がんによる死者数は 3,681 人で、全死者に占める割合は 22.6% であり、県民の約 4 人に 1 人ががんで死亡していることになります。

がんは、加齢により発症リスクが高まることから、高齢化が進行する本県では、がんによる死者数が、今後、さらに増加していくと推測されています。また、本県における令和 4 年のがんの部位別の死亡順位をみると、肺 (20.1%)、大腸 (11.0%)、すい臓 (10.3%)、胃 (9.8%)、肝および肝内胆管 (7.2%) と続き、この 5 部位で 1/2 以上を占めています。



資料：厚生労働省「令和 4 年人口動態統計」

(2) 予防・早期発見

- 令和 4 年度国民生活基礎調査によると、本県のがん検診受診率は胃がん 51.8%、肺がん 49.8%、大腸がん 45.0%、乳がん 52.2%、子宮がん 49.0% と第 3 期がん対策推進計画の目標値 50% をほぼ達成していますが、市町村のがん検診受診者数は、新型コロナウイルスの影響で令和 2 年度は全てのがん検診で減少しています。
- より多くのがん患者を早期に発見し、早期に治療を行うためには、有効性の確認されたがん検診を実施するとともに受診率を高める必要があります。
- 平成 21 年度からがん検診精度管理・事業評価を開始し、市町村や検診機関からデータを収集し、分析、評価を行っています。
- 全国がん登録及び院内がん登録の情報の利用を通じて、がんの現状把握に努めています。

(3) がん診療

① がんの各治療法の充実とチーム医療の推進

- 大分県には、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」に基づき指定される国指定のがん診療連携拠点病院等に加え、同指針に準じて指定される県指定のがん診療連携協力病院があります。
- 南部医療圏、豊肥医療圏は、がん診療連携拠点病院等がない医療圏となっています。
- 拠点病院等を中心として、標準的な手術療法、放射線療法、薬物療法、病理診断、緩和ケア等の提供、がん相談支援センターの整備など、医療の質の向上や均てん化に向けた取組を進めてきました。
- 患者やその家族等が抱える様々な苦痛、悩み、負担に応え、安全かつ安心で質の高いがん医療を提供するため、多職種によるチーム医療の推進が求められています。
- また、療養生活の質の維持・向上の観点から、食事を通して栄養を摂取することや、治療の合併症予防及びその症状軽減は重要であり、がん患者に対する口腔の管理に、歯科医師や歯科衛生士等の歯科専門職、また、適切な栄養管理に、医師、看護師、管理栄養士、言語聴覚士等の栄養サポートチームと連携しつつ対応することが求められています。
- がん治療の影響から、患者の嚥下や呼吸運動等に障害が生じることがあります。また、病状の進行に伴い、次第に日常生活動作に障害を来し、生活の質の著しい低下が見られることから、がん領域でのリハビリテーションの重要性が指摘されています。
- 緩和ケアは、身体的もしくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を抱えるがん患者の療養生活の質の維持向上のためのものであり、全ての医療従事者が診断時から行うとともに地域の関係機関等とも連携して取り組む必要があります。
- がん患者はステージや治療状況により、免疫機能が低下し様々な感染症に罹りやすく、また、重症化しやすいことが指摘されています。
- 新型コロナウイルス感染症流行時には、新型コロナウイルス肺炎の増悪だけでなく、様々な体調悪化が見られました。
- そのため、がん患者は、感染防止に努めるとともに、感染症流行時においても、切れ目なく適切な医療を受けられる体制整備を行う必要があります。
- また、災害時においても、適切な医療を継続して受けることができる体制整備を行う必要があります。

② それぞれのがんの特性や世代に応じた対策

- 希少がんは、罹患率が人口 10 万人当たり 6 人未満のものを指し、診断・治療の専門性・特殊性が高いものが多いため、希少がん患者の集約化や専門施設の整備等が進められています。
- 腺がんをはじめとした、いわゆる難治性がんは、治療成績の向上が喫緊の課題となっています。
- がんは、小児及び A Y A 世代の病死の主な原因の 1 つですが、多種多様ながん種を含むことや、成長発達の過程において、乳幼児から小児期、活動性の高い思春期・若年成人世代といった特徴あるライフステージで発症することから、これ

らの世代のがんは、成人のがんとは異なる対策が求められます。

- 妊娠性温存療法として、胚（受精卵）、未受精卵子、卵巣組織、精子を採取し長期的に凍結保存することは、高額な自費診療であり、がん患者等にとって経済的負担となっているほか、未受精卵子凍結や卵巣組織凍結については、有効性等の更なるエビデンス集積が求められています。
- 人口の高齢化により、高齢のがん患者も増加しており、令和元年度には、大分県で新たにがんと診断された人のうち 65 歳以上の高齢者は全体の約 77.9%、75 歳以上の高齢者は全体の約 47.5% となっています。

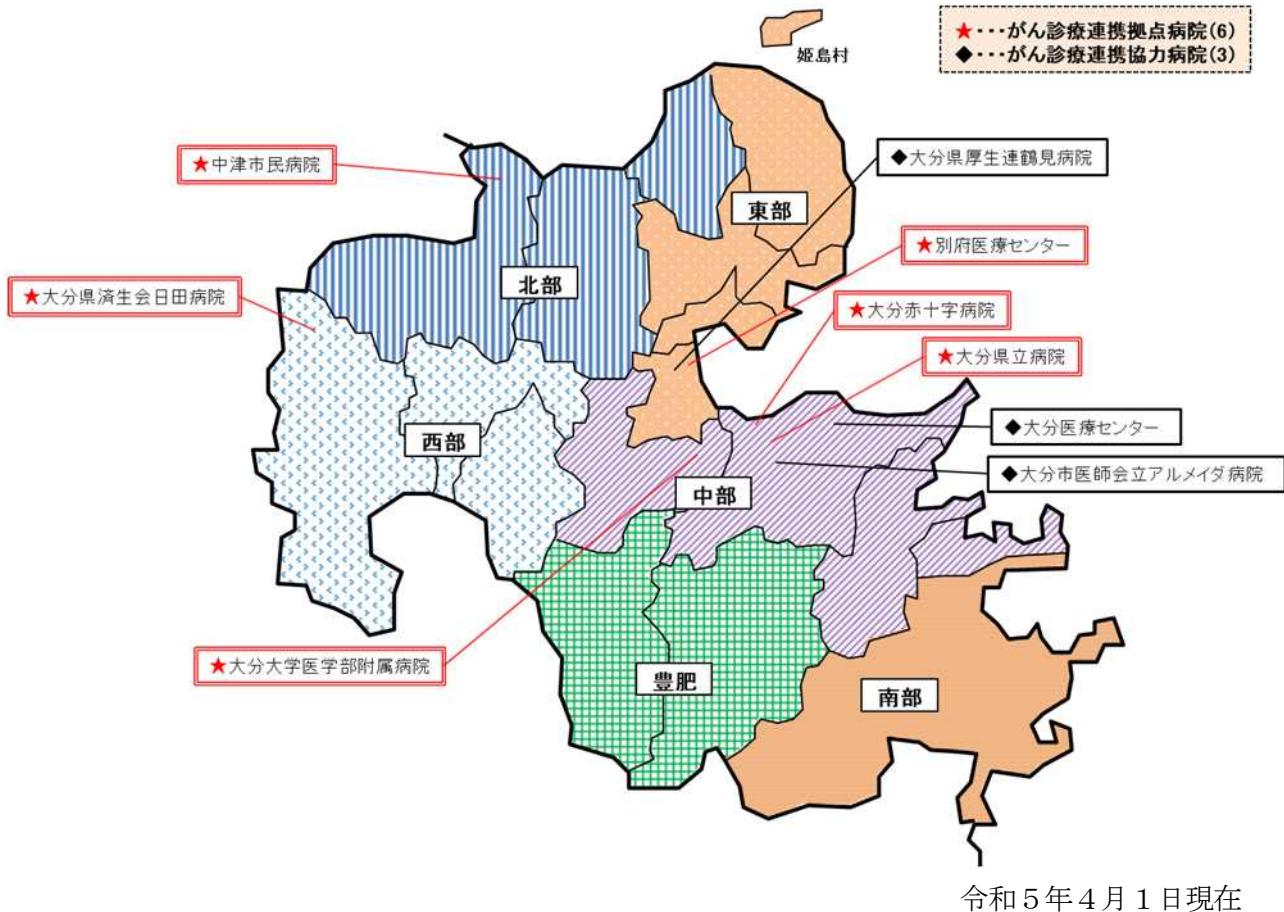
(4) 療養支援

- 令和 4 年の大分県の総死亡者のうち、自宅で死亡しているのは 11.3% である一方、がんで死んだ人のうち、自宅での死亡は 14.9% です。この 5 年間で、全死亡での自宅死亡割合、がん死亡による自宅死亡割合は増加しています。
- がん患者が、長期にわたる療養生活を住み慣れた自宅や地域で過ごしたいという選択ができるよう、地域においてがん患者の在宅医療の充実を図るために、引き続き関係機関の連携体制の整備に取り組む必要があります。
- これまでに全ての拠点病院等に相談支援センターが設置され、患者とその家族のがんに対する不安や悩みに対応してきました。しかし、院内体制や地域資源によって、対応可能な相談件数や患者の相談ニーズは異なることから、質の高い相談支援体制を持続可能なものとするためには、全てのがん相談支援センターで持つべき機能や対応の範囲について検討し、地域の実情に応じた集約化や役割分担を行うことが必要ではないかとの指摘があります。
- また、患者同士の体験共有ができる場の存在は重要であることから、ピア・サポーター^{※1} の養成を推進する必要があります。令和 4 年に改正されたがん診療連携拠点病院等の整備に関する指針では、拠点病院等が患者サロン等の場を設ける際に、一定の研修を受けたピア・サポーターの活用に努めることとされています。
- がんになっても活き活きと働き、安心して暮らせる社会の構築が重要となっており、働く世代のがん患者の離職防止や再就職のための就労支援を充実させていくことが強く求められています。
- がん医療の進歩によって治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加している中で、治療に伴う外見変化への支援が重要となっています。

(※ 1) 患者・経験者やその家族がピア（仲間）として体験を共有し、共に考えることで、患者や家族等を支援すること

圏域の設定と状況

- がん医療圏域については、二次医療圏である東部、中部、南部、豊肥、西部、北部の6つの医療圏とします。



	調査時点	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部
がん診療連携拠点病院	R5.4.1	1	3			1	1
がん診療連携協力病院	R5.4.1	1	2				
がん相談支援センター	R5.4.1	2	5	(1)	(1)	1	1

南部圏域及び豊肥圏域の受療動向 (単位: %)

二次医療圏	南部に住所がある者		豊肥に住所がある者	
	入院	外来	入院	外来
東部	1.7	2.9	2.1	4.0
中部	33.2	22.8	52.5	42.9
南部	64.6	73.1	0.0	0.1
豊肥	0.5	1.2	45.5	52.9
西部	0	0.0	0.0	0.0
北部	0	0.0	0.0	0.0

資料: 厚生労働省「受療動向データ」2021年

今後の施策

(1) 予防・早期発見

- がんに関する情報の提供を一層強化するとともに、市町村、保健・医療等の関係者や関係団体とも協力して、がんに関する知識を県民が得られるようにします。
 - がんへの理解やがん患者への正しい認識を深めるために、がん教育を推進します。
 - がん検診の受診率の向上を促進し、がんの早期発見に努めるとともに、有効性の確立した検診を正しく行うために精度管理※²を実施します。
 - がん対策の基礎となるがん患者数・罹患率・がん生存率などを把握するための全国がん登録を推進します。
- (※2) がん検診の「質」を向上させるための取組のことで、精度管理指標として「要精密検査率」「精密検査受診率」「がん発見率」「陽性反応的中度」があり、これらの指標を用いて検診の「質」の評価、検討を行うこと。

(2) がん診療

① がんの各治療法の充実とチーム医療の推進

- がん診療連携拠点病院等がない医療圏については、引き続き現状把握および体制整備に努めます。
- 引き続き質の高いがん医療を提供するため、地域の実情に応じ、均てん化を推進するとともに、持続可能ながん医療の提供に向け、拠点病院等の役割分担を踏まえた集約化を推進します。
- 県内に整備されたがん診療連携拠点病院及びがん診療連携協力病院において、患者に対するがんの告知や、インフォームド・コンセントの取得、セカンドオピニオンの提示などが適切に実施されるような体制整備を引き続き推進します。
- がん患者の意向を十分尊重した治療が適切に行われるよう、専門的知識を有する医師等の医療従事者を育成します。
- 患者が、病態や生活背景等、それぞれの状況に応じた適切な手術療法、放射線療法、薬物療法を受けられるよう、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備等の取組を進めます。
- 多職種連携を更に推進する観点から、拠点病院等におけるチーム医療の提供体制の整備を進めるとともに、大分県がん診療連携協議会において地域の医療機関との連携体制の整備に取り組みます。
- また、院内や地域の歯科医師、歯科衛生士等と連携し、医科歯科連携によるがん患者の口腔の管理の推進に取り組むとともに、栄養サポートチーム等の専門チームと連携し、栄養指導や管理を行う体制の整備に取り組みます。
- 研修を受講した医師や看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の拠点病院等への配置を推進し、入院に加え外来においても、効果的・持続的ながんのリハビリテーション提供体制の整備を推進します。
- 全国がん登録に基づいて、5年生存率を算出し全国や医療圏域毎等に比較するなど県内地域のがん医療の評価とそれに基づく質の向上に努めます。
- がん医療に携わる全ての医療従事者により、がん患者の身体的苦痛や、がん患者やその家族等の精神心理的苦痛、社会的な問題等の把握及びそれらの個別の状

況に応じた適切な対応が、地域の実情に応じて、診断時から一貫して行われる体制の整備を推進します。

- 感染症流行や災害時においても、がん医療を継続的に提供するため、大分県がん対策推進協議会や感染症対策連携協議会等の場で医療提供体制について検討します。
- 新興感染症の病原性や重症度等を踏まえ、各医療機関の機能に応じた体制の整備を図ります。

② それぞれのがんの特性や世代に応じた対策

- 希少がん患者及び難治性がん患者が、必要な情報にアクセスでき、速やかに適切な医療につながれるため、医療機関間の連携体制の整備を推進します。
- 国は、小児がん拠点病院等と、拠点病院等や地域の医療機関等との連携を含め、地域の実情に応じた小児・AYA世代のがん医療提供体制の整備を推進します。また、小児がん拠点病院連絡協議会における地域ブロックを超えた連携体制の整備に向けた議論を推進します。
- 県は、小児がん連携病院と地域の医療機関が相互協力の下、適切な医療が受けられる環境を整備するよう努めます。
- 妊娠性温存療法及び生殖補助医療を望むがん患者に対して引き続き経済的支援を行うとともに、がん・生殖医療フォーラム大分を中心にがん・生殖医療に関する情報提供及び意思決定支援を行う体制を整備します。
- 高齢のがん患者が、それぞれの状況に応じた適切ながん医療を受けられるよう、拠点病院等は、地域の医療機関及び介護事業所等との連携体制の整備を進めます。

(3) 療養支援

- がん患者が住み慣れた家庭や地域での療養や生活を選択できるよう、地域の実情に応じた在宅医療の支援体制の整備を図ります。
- 在宅医療においては、訪問看護の果たすべき役割が大きいことから、訪問看護に従事する看護師の確保・育成や専門性を十分に発揮できるよう全ての医療圏で体制を整備します。
- 拠点病院等は、医療と介護との連携を図りつつ、地域における緩和ケアの状況を把握し、地域における緩和ケアの提供体制について検討する場を設けるなど、地域における他の医療機関との連携を図ります。県は、その取組が実効性のあるものになるよう支援します。
- がん患者の困りごとや相談ニーズ等の把握に努め、がん患者が欲しい情報を得ることができるために刊行物等での情報提供に引き続き取り組みます。
- 拠点病院等は、がん相談支援センターの認知度向上及びその役割の理解の促進のため、地域の関係機関等と連携して、自施設に通院していない者も含む患者やその家族等への適切なタイミングでの周知に引き続き取り組みます。また、相談支援体制へのアクセシビリティを向上させるため、オンライン等を活用した体制整備を進めます。
- がん患者やその家族等が集い、心の悩みや体験等を率直に語り合うことで、不安や孤立感の解消につながることから、拠点病院等によるがん患者サロンの開設

を支援し、がん患者等によるピアサポートを充実します。

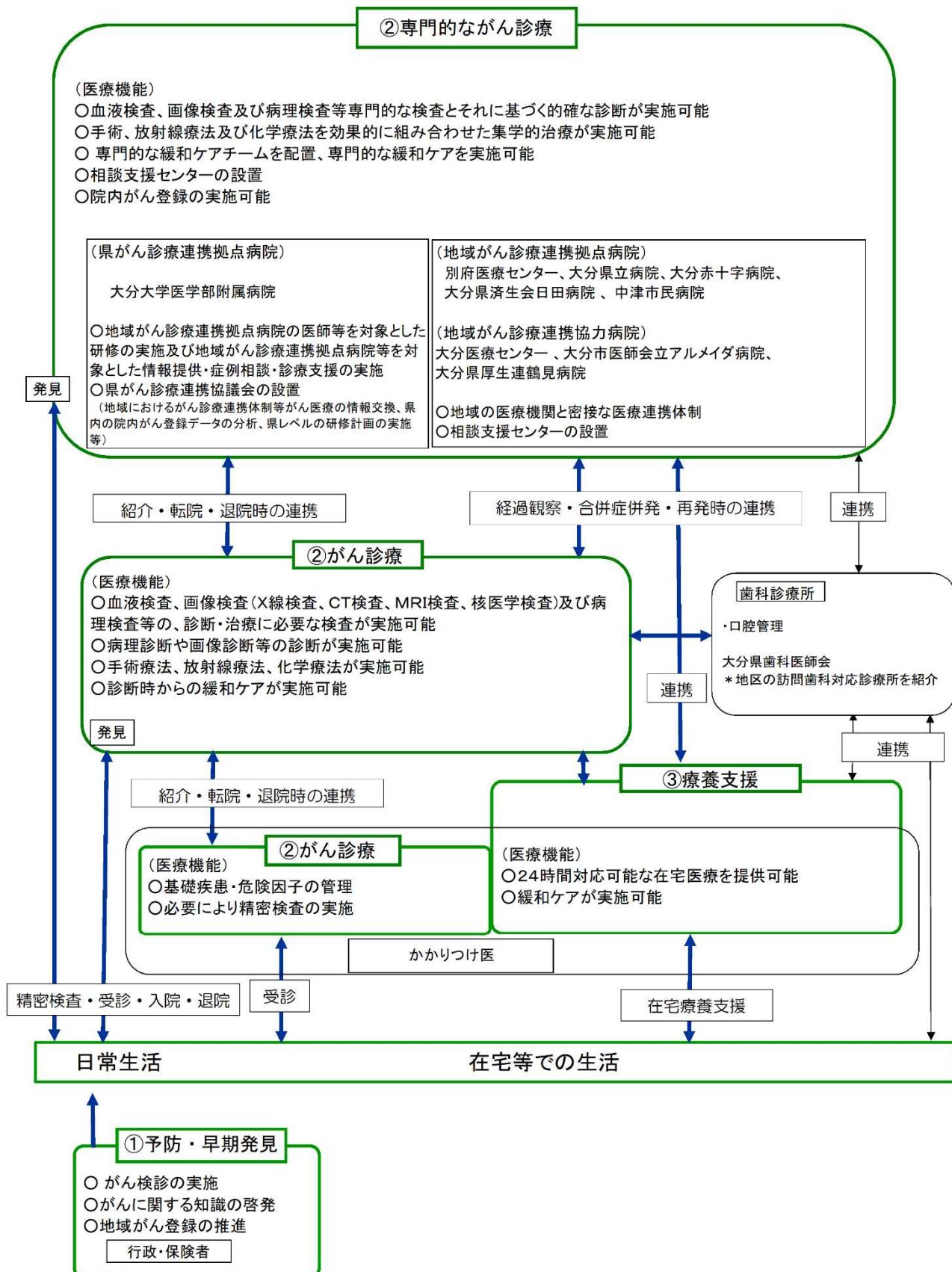
- 働くことが可能かつ働く意欲のあるがん患者が働くよう、医療従事者、事業者等との情報共有や連携の下、プライバシー保護にも配慮しつつ、治療と職業生活の両立を支援するための体制整備に引き続き取り組みます。
- アピアランスケアについては、医療用ウィッグ等の購入費助成を行うとともに、患者やその家族等が正しい知識を身につけられるよう、医療従事者を対象とした研修等を実施します。
- また、がん患者がアピアランスケアについて相談できるよう、相談支援センターの体制整備や、利用普及に向けて情報提供等を行っていきます。

(目標)

N o .	評価指標	現状	目標値 (令和 11 (2029) 年度)
1	がんの年齢調整死亡率 (75歳未満)	63.0(67.4) (出典:R4人口動態統計)	53.3
2	がん種別年齢調整死亡率 (75歳未満)	胃がん : 4.8(6.2) 肺がん : 11.7(11.9) 大腸がん : 9.6(9.7) 乳がん : 9.2 (10.4) 子宮頸がん : 5.5(5.1) (出典:R4人口動態統計)	胃がん : 3.0 肺がん : 10.4 大腸がん : 6.7 乳がん : 9.0 子宮頸がん : 4.5
3	がんの年齢調整罹患率	373.8(387.4) (出典:大分県がん登録 2019年)	335.7
4	がん種別年齢調整罹患率	胃がん : 35.1(41.6) 肺がん : 41.6(42.4) 大腸がん : 51.0(58.2) 乳がん : 91.0(100.5) 子宮頸がん : 14.9(13.9) (出典:大分県がん登録 2019年)	胃がん : 29.5 肺がん : 35.2 大腸がん : 41.6 乳がん : 62.2 子宮頸がん : 12.6
5	がん種別5年生存率	胃がん : 67.0% 肺がん : 43.2% 大腸がん : 71.1% 乳がん : 94.6% 子宮頸がん : 77.5% (出典:全国がん罹患モニタリング 2011年生存率)	増 加
6	現在自分らしい日常生活 を送っていると感じるが ん患者の割合	70.8% (70.1%) (出典:H30年度患者体験調査)	増加かつ全国平均以上

※ () 内は全国値

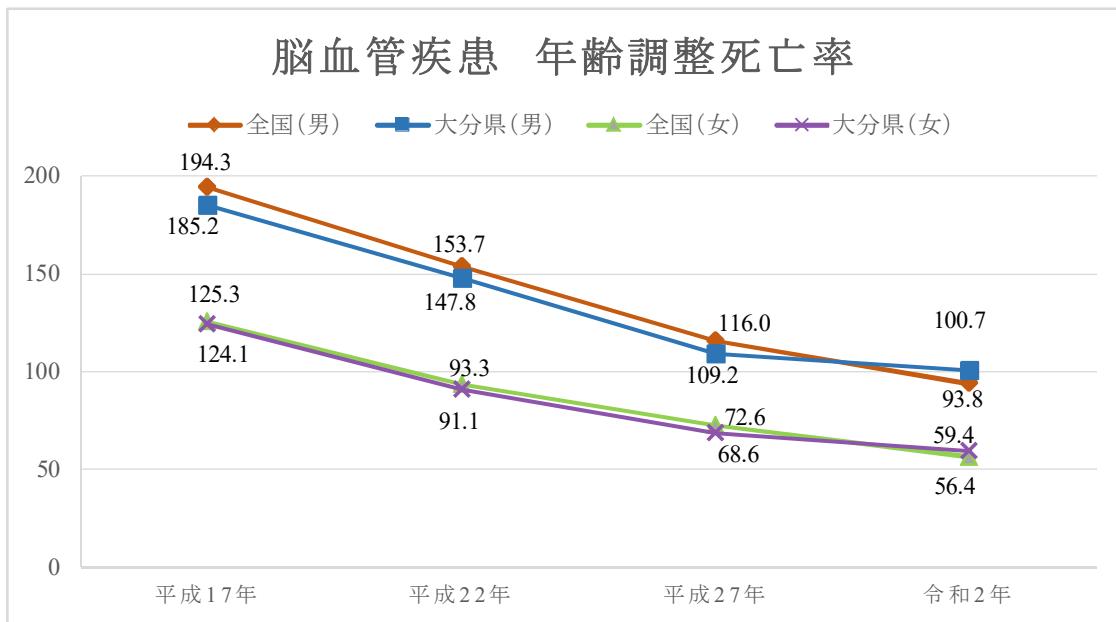
がんの医療体制



現状及び課題

(1) 脳卒中による死亡の現状

- 令和4年の人口動態統計によると、本県における脳血管疾患の死者数は1,178人で死亡数全体の7.2%を占め、県民の死因の第4位となっています。
- また、人口動態統計特殊報告によると、令和2年の本県における脳卒中（脳血管疾患）の年齢調整死亡率（人口10万人当たり）は男性100.7（全国平均93.8）、女性59.4（全国平均56.4）と全国よりやや高くなっています。



資料:厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

(2) 発症予防

- 脳卒中を予防するためには、高血圧や脂質異常症、喫煙等の危険因子を知り、それに対して自分がどのような状態であるのかを把握し、生活習慣を改善することが必要です。
- また、心臓内部にできた血栓が脳動脈に流れ込み、脳塞栓症を引き起こすなど、脳卒中発症は心疾患とも関係があるため、心房細動など不整脈の症状にも注意が必要です。
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施率は増加傾向でした。令和元年度及び令和2年度の特定健康診査の受診率は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け減少しましたが、令和3年度は感染拡大前の水準以上に回復しました。しかしながら、第3期大分県医療費適正化計画の目標値である特定健康診査受診率70%、特定保健指導実施率45%は未達成となっています。
 - ・特定健康診査受診率 57.2%（全国16位） 全国平均 56.5%
 - ・特定保健指導実施率 31.9%（全国8位） 全国平均 24.6%

(3) 応急手当・病院前救護

- 急性期には、患者の来院後速やかに初期治療を開始するとともに、30分以内に専門的な治療を開始する必要があります。
- 脳卒中を疑うような症状が出現した場合、本人や家族等周囲にいる者は、救急隊の要請などの対処を行い、速やかに専門の医療機関を受診できるよう行動することが重要です。
- 救急救命士を含む救急隊員は、適切に観察・判断・救急救命処置等を行った上で、対応可能な医療機関に搬送することが重要です。
- 救急時の関係機関間の連絡ツールとしてクラウド統合型救急支援システムを導入し、その普及に努めるとともに、効果的な運用を検討しながら、円滑な救急搬送に役立てています。

(4) 急性期医療

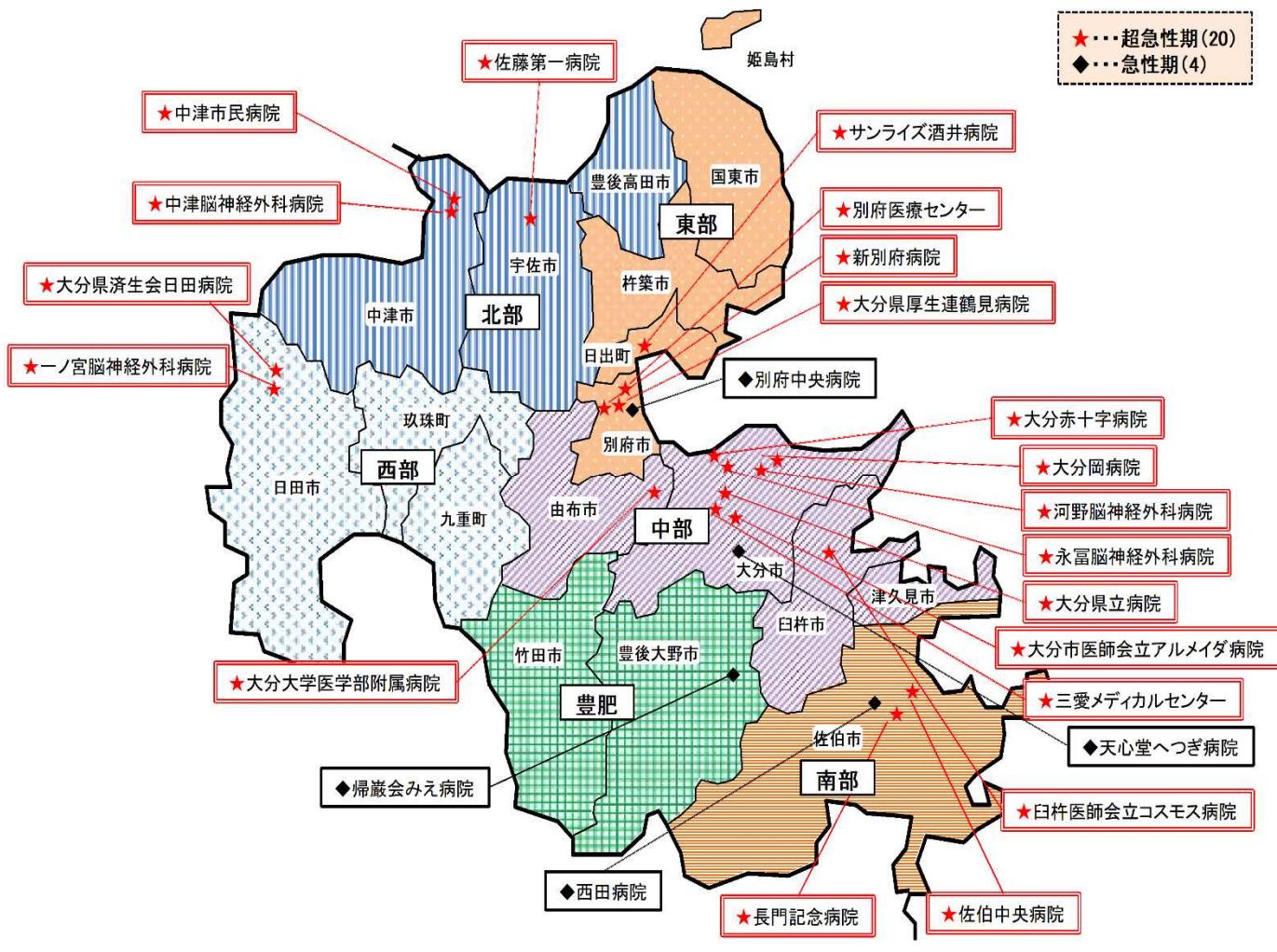
- 脳卒中は、血管が破れる出血性と、血管が詰まる虚血性（脳梗塞）に分けられます。出血性脳卒中の急性期治療には、脳内血腫除去術、脳血管内手術（コイル塞栓術）等があります。脳梗塞には抗血小板療法、抗凝固療法、脳保護療法、脳血管内手術（ステント留置術）等があります。
- 脳梗塞の超急性期治療の中には、組織プラスミノゲン・アクチベータ（t-P A）の静脈内投与による血栓溶解療法があり、適応患者に対しては、有効であることから、実施可能な医療機関の増加や適応患者に対する実施数の増加が望まれます。
- また、超急性期の再開通治療の適応とならない患者についても、早期に個々の病態・原因に応じた抗血小板療法等の治療が望されます。
- 合併症の中でも、特に誤嚥性肺炎の予防のために、口腔管理を実施する歯科医療機関等を含めた、多職種連携による対策が重要です。
- 救急医療連携システム（Join）を活用し、医師が院外の専門医に助言を求め、診療支援を受けられる体制を整備しています。

(5) 回復期・維持期・生活期のリハビリテーション、在宅療養支援

- 脳卒中は、死亡は免れても後遺症として障害が生じたり、療養時の長期の臥床などがきっかけで寝たきりの最大の原因となっていることから、急性期から回復期、維持期・生活期まで一貫したリハビリテーション、退院後のかかりつけ医などによる継続的な療養管理が重要です。
- 脳卒中の後遺症として、口腔機能が著しく低下するため、誤嚥性肺炎の予防など、急性期、回復期、維持期・生活期及び在宅における介護の場での口腔の衛生管理や摂食嚥下リハビリテーション対策が重要です。
- 患者の意思や希望を尊重するとともに、患者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。

圏域の設定と状況

- 圏域は二次医療圏と同じ6圏域とします。
- 現状の医療体制を鑑み、急性期医療において圏域内での完結が困難な場合もあるため、圏域を越えた広域での連携のあり方も含め、各地域における機能的な医療提供体制について検討していきます。



令和6年1月31日現在

() 内の数値は人口 10万人対

	調査時点	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部
脳神経内科医師数 ※1	R2	13 (6.5)	30 (5.3)	3 (4.5)	-	1 (1.2)	2 (1.3)
脳神経外科医師数 ※1	R2	14 (7.0)	42 (7.5)	3 (4.5)	1 (1.9)	8 (9.4)	13 (8.2)
t-PA実施件数(レセプト)※1	R3	12	54	10未満	0	10未満	14
リハビリ可能医療機関数 ※2	R5	10	13	3	6	4	7

出典：(※1) 厚生労働省 医療計画策定支援データブック (※2) 大分県医療政策課調べ

今後の施策

(1) 発症予防

- 脳卒中を予防するための生活習慣の改善をめざし、脳卒中やその危険因子に関する知識や情報を提供するとともに、代表的な危険因子に関する学習の機会や場を提供します。
- 脳卒中の危険因子である高血圧を予防・改善するため、家庭や外食産業への働きかけによる「減塩」への取組や、市町村を含めた「運動」への取組の環境整備を行います。
- 脳卒中やその危険因子の早期発見、早期治療のために、健診を受けやすい体制を強化するとともに、精密検査が必要な人が医療機関を適切に受診できるように勧奨します。
- 各市町村で行われる脳卒中を予防するための運動教室や食生活改善の取組を支援します。

(2) 応急手当・病院前救護、急性期医療

- 本人及び家族等周囲にいる者に対し、発症後または発症が疑われる場合は速やかに救急搬送を要請するなどの対処を行うよう普及・啓発を推進します。
- 救急隊、かかりつけ医、急性期を担う医療機関が連携し、速やかに専門的治療が受けられるよう、「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」や I C T の活用により医療機関情報の共有を促進するなど救急搬送体制の充実を図ります。

(3) 回復期、維持期・生活期のリハビリテーション、在宅療養支援

- 急性期から回復期、維持期・生活期の一貫したリハビリテーション、退院後のかかりつけ医などによる継続的な療養管理が提供できるよう、切れ目のない医療が行われる体制づくりを推進します。
- 脳卒中の後遺症としての口腔機能の低下による誤嚥性肺炎等を防止するため、歯科診療所との連携による口腔の衛生管理や、摂食嚥下リハビリテーション等の普及を促進します。
- 医療・介護等の多職種が協働し、患者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく地域包括ケアシステムの実現に向けて、市町村が中心となって地域の関係者と現状把握や課題抽出を行い、効果的な施策が実行できるよう、広域的な専門職向けの研修を通じた人材育成や伴走型支援を実施します。

(目標)

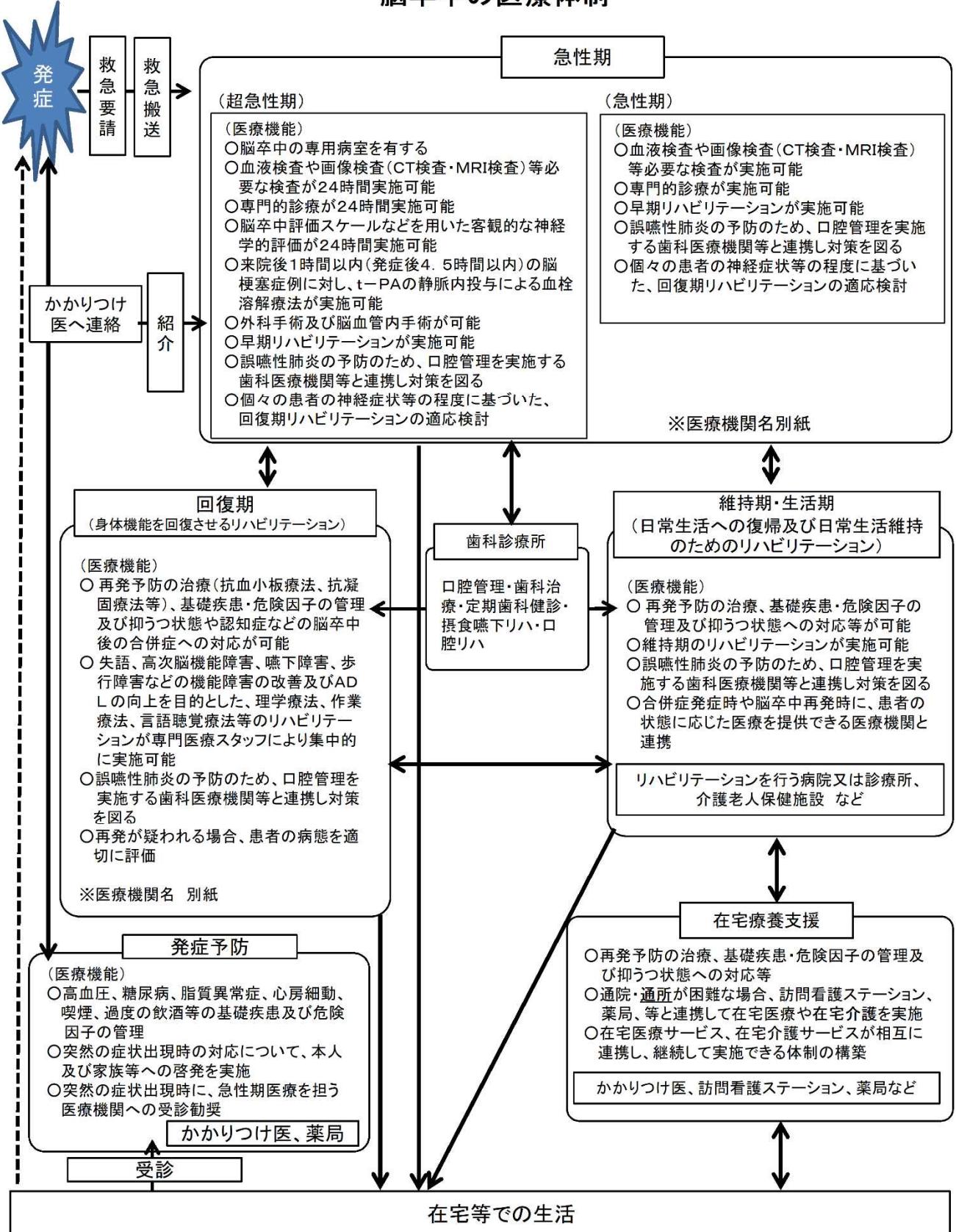
項目	現 状	目 標 (令和 11(2029)年度)
脳血管疾患年齢調整死亡率 (人口 10 万人対)	男性 100.7 (R2) 女性 59.4 (R2)	減少

(参考指標)

項目	現 状
t - P Aによる脳血栓溶解療法実施症例数	80 例

※二次医療圏単位で 10 未満の数値は非公表とされているため、その数値は含まない。

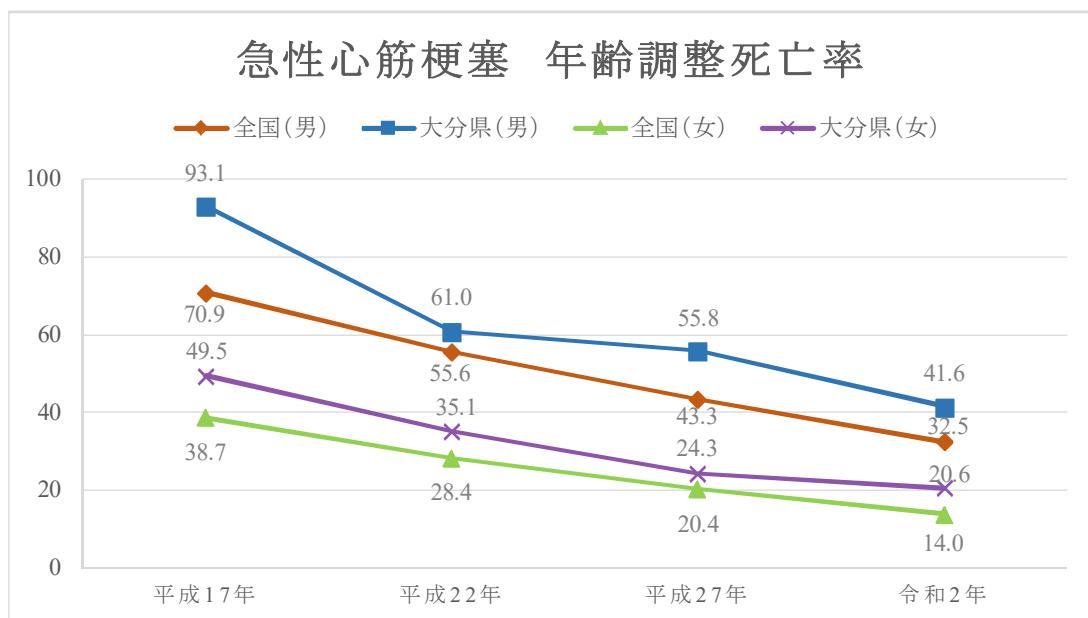
脳卒中の医療体制



現状及び課題

(1) 心筋梗塞等の心血管疾患による死亡の現状

- 令和4年の人口動態統計によると、本県における心疾患の死者数は2,341人であり、死亡数全体の14.4%を占め、県民の死亡原因の第2位となっています。また、人口動態統計特殊報告によると、令和2年の本県における急性心筋梗塞の年齢調整死亡率（人口10万人当たり）は、男性41.6（全国平均32.5）、女性20.6（全国平均14.0）となっており、全国と比較するとやや高くなっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

(2) 発症予防

- 急性心筋梗塞を予防するためには、高血圧や脂質異常症、喫煙等の危険因子を知り、それに対して自分がどのような状態であるかを把握し、生活習慣を改善することが必要であり、要因となる高血圧等を早期に発見するためには、特定健診の受診が重要です。
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施率は増加傾向でした。令和元年度及び令和2年度の特定健康診査の受診率は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け減少しましたが、令和3年度は感染拡大前の水準以上に回復しました。しかしながら、第3期大分県医療費適正化計画の目標値である特定健康診査受診率70%、特定保健指導実施率45%は未達成となっています。
 - ・特定健康診査受診率 57.2%（全国16位） 全国平均 56.5%
 - ・特定保健指導実施率 31.9%（全国8位） 全国平均 24.6%

(3) 応急手当・病院前救護

- 心筋梗塞等の心血管疾患を疑われる患者が、できるだけ早期に専門的な診療が可能な医療機関に到着できる体制を充実することが必要です。
- 心筋梗塞等の心血管疾患発症直後に病院外で心肺停止状態となった場合、その

現場に居合わせた人や救急救命士等による心肺蘇生の実施及びAED（自動体外式除細動器）の使用により、救命率の改善が見込まれます。

- 救急時の関係機関間の連携ツールとしてクラウド統合型救急支援システムを導入し、その普及に努めるとともに、効果的な運用を検討しながら、円滑な救急搬送に役立てています。

（4）救急医療

- 急性期には、患者の来院後速やかに初期治療を開始するとともに、30分以内に専門的な治療を開始する必要があります。
- 医療機関には、心電図検査、血液生化学検査、冠動脈造影検査等必要な検査及び処置が可能な体制がとられており、冠動脈バイパス術等の外科的治療が可能又は治療が可能な施設との連携体制をとることなどが求められます。
- 救急医療連携システム（Join）を活用し、医師が院外の専門医に助言を求め、診療支援を受けられる体制を整備しています。

（5）疾病管理プログラムとしての心血管疾患リハビリテーション

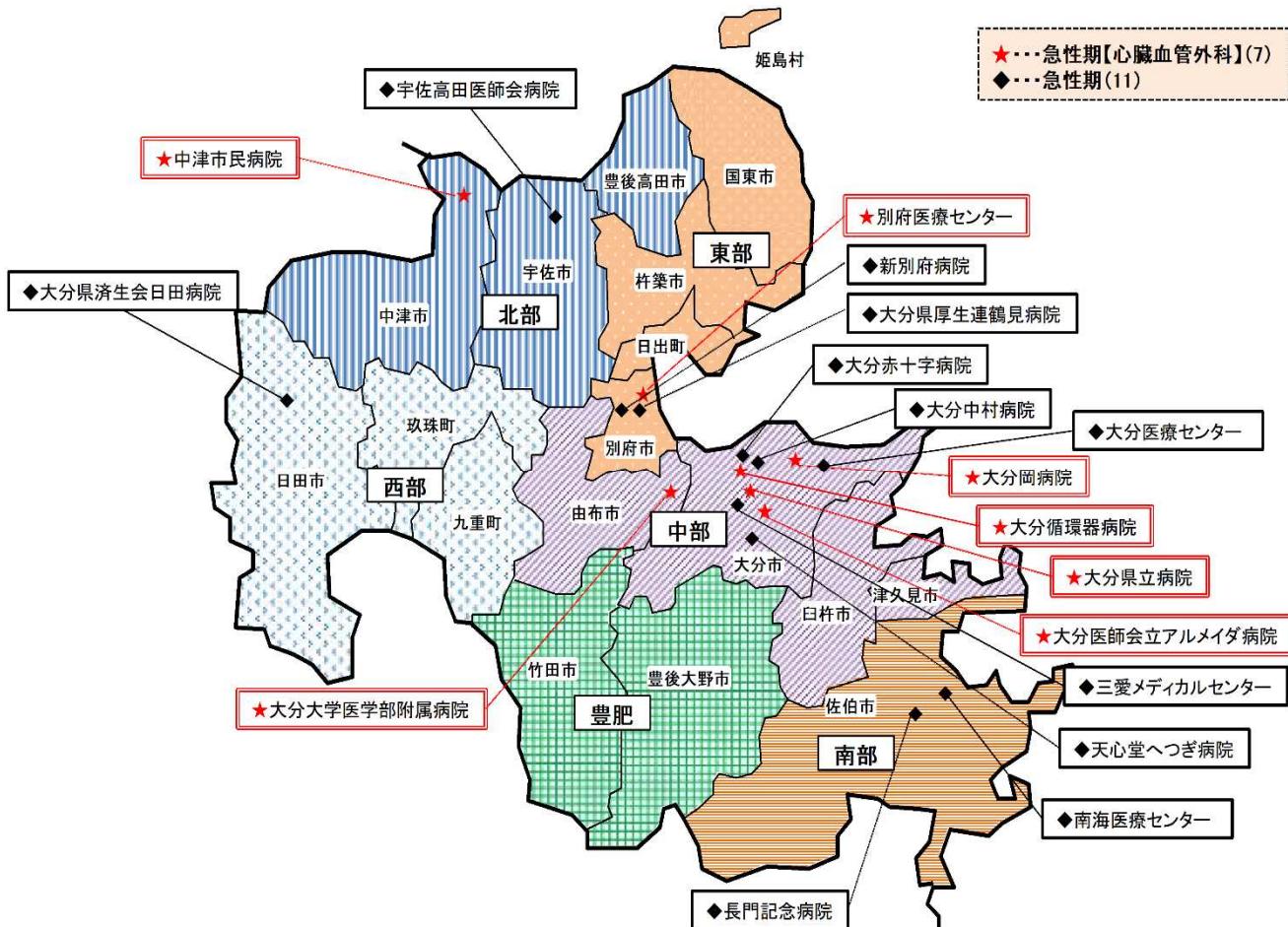
- 合併症や再発の予防、早期の在宅復帰や社会復帰のために、心血管疾患リハビリテーションを入院又は通院により実施する必要がありますが、地域によっては、対応可能な医療機関が少ない地域があります。

（6）再発予防

- 退院後の再発予防の治療や基礎疾患、危険因子等の管理が必要であることから、「かかりつけ医」による継続的な経過観察や指導、在宅療養を継続できるための支援が重要となります。

圏域の設定と状況

- 圏域は二次医療圏と同じ6圏域とします。
 - 現状の医療体制を鑑み、急性期医療において圏域内での完結が困難な場合は、圏域を越えたより広域な範囲での連携を行います。



令和6年1月31日現在

() 内の数値は人口 10 万人対

	調査時点	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部
循環器内科医師数 ※1	R2	33 (16.5)	101 (18.0)	9 (13.5)	7 (13.2)	8 (9.4)	18 (11.4)
心臓血管外科医師数 ※1	R2	5 (2.5)	24 (4.3)	2 (3.0)	1 (1.9)	-	2 (1.3)
冠動脈再開通件数(レセプト) ※1	R3	96	245	23	10未満	29	70
リハビリ可能医療機関数 ※2	R5	2	7	1	1	1	1

出典：（※1）厚生労働省 医療計画策定支援データブック （※2）大分県医療政策課調べ

今後の施策

(1) 発症予防

- 心筋梗塞等の心血管疾患を予防するため、メタボリックシンドローム予防に着目した特定健診・特定保健指導等の推進を図るとともに、本県の実情を踏まえて発症率や死亡率を有効的に低下させる要因なども考慮し、県民が生活習慣を改善できるよう支援します。
- 心疾患やその危険因子を持った人が、適切に飲食等ができる食環境の整備を行います。
- 心筋梗塞等の心血管疾患やその危険因子の早期発見、早期治療のために、地域・職域連携協議会や県医師会、検診機関等との連携により検診を受けやすい体制を整備し、受診を勧奨します。
- 初期症状出現時における対応について、本人及び家族等患者の周囲にいる者に対する教育、啓発を実施します。

(2) 応急手当・病院前救護

- 心筋梗塞等の心血管疾患を発症し心肺停止となった場合に、患者の近くにいる者が迅速に対応できるよう、市町村、関係団体等と連携して、AED の使用を含めた心肺蘇生法の講習の充実を図るとともに、県民への AED の有用性や設置状況等の情報提供に努めます。
また、設置者に対して適切な管理を行うよう周知に努めていきます。
心筋梗塞等の心血管疾患が疑われる場合、救急隊、循環器を専門とする医療機関、急性期医療を担う医療機関が連携し、速やかに専門的治療が受けられるよう、「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」や ICT の活用などにより、医療機関情報の共有を促進するなど救急搬送体制の充実を推進します。

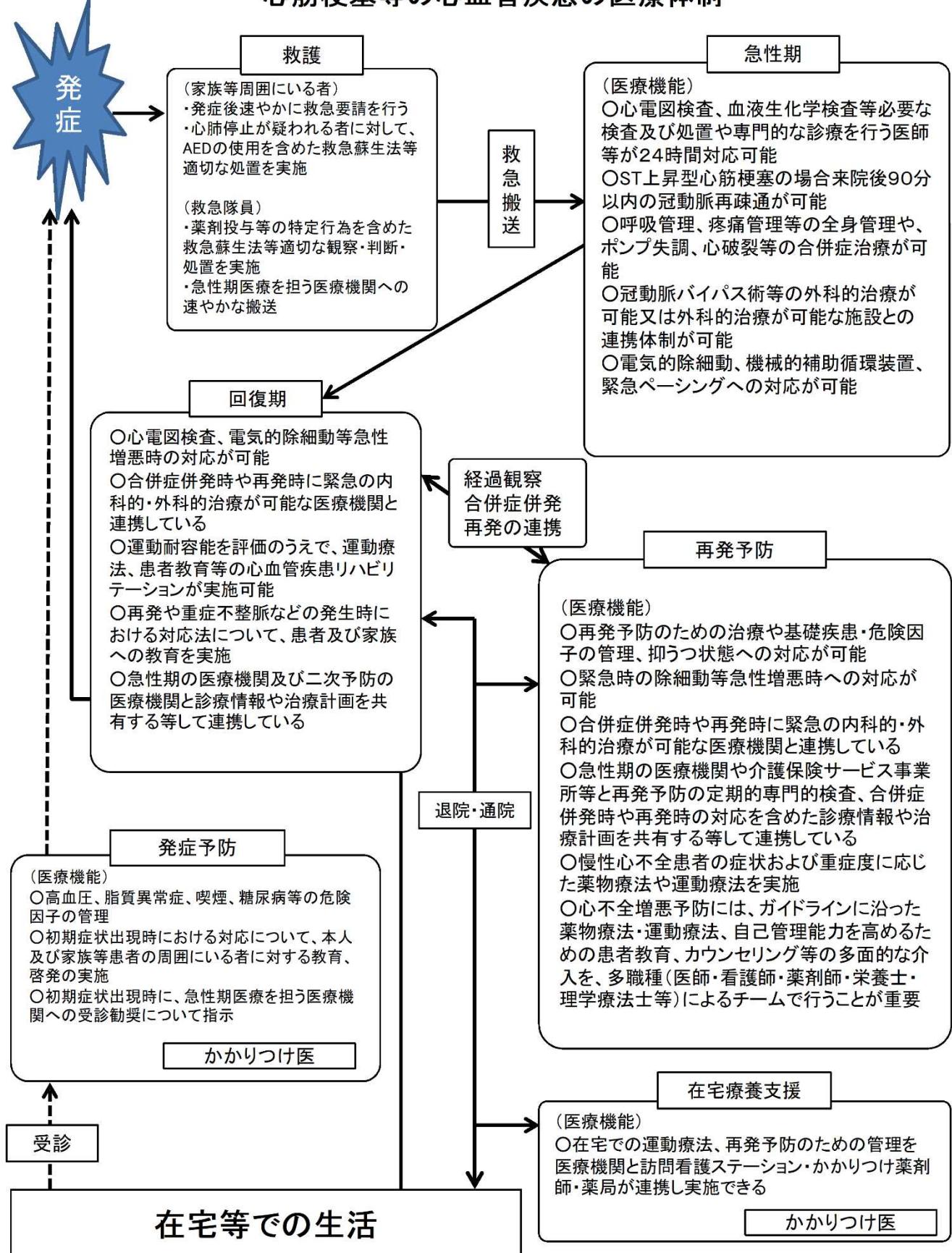
(3) 急性期、回復期、再発予防

- 心筋梗塞等の心血管疾患の急性期の専門的治療や回復期のリハビリテーションを行う医療機関、再発予防を担うかかりつけ医など、在宅医療も含め、切れ目のない医療が行われる体制づくりを推進します。

(目標)

項目	現 状	目 標 (令和 11(2029)年度)
急性心筋梗塞年齢調整死亡率 (人口 10 万人対)	男性 41.6 (R2) 女性 20.6 (R2)	減少

心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制



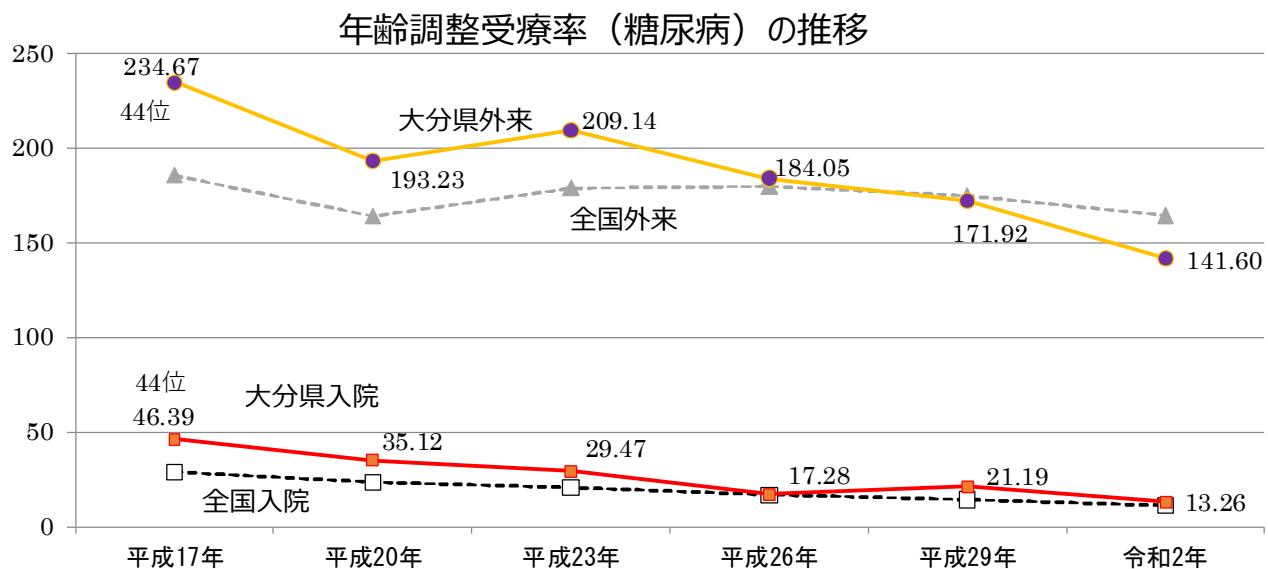
現状及び課題

(1) 糖尿病の現状

○ 糖尿病は、自覚症状が無いことも多く、その結果、高血糖状態を長く放置しておくと重症化し、網膜症・腎症・神経障害などの合併症を引き起こし、末期には失明したり透析治療が必要となることがあります。また、糖尿病は脳卒中、急性心筋梗塞など動脈硬化性疾患の危険因子でもあることから、生命の危険やQOL（生活の質）の低下につながっています。

○ 厚生労働省による令和2年患者調査において、本県の調査日1日の入院患者は約200人、1日の外来患者は約1,800人となっており、県内の糖尿病総患者数は約48,000人となっています。

人口10万人当たりの年齢調整受療率は、減少傾向であり、令和2年は入院が13.26（全国11.16）と全国平均より高く、外来は141.60（全国164.42）で全国平均より低くなっています。



○ 本県の糖尿病疾患による死者数は、令和4年において196人となっており、死亡率は人口10万人に対して17.9と全国平均の13.1に比べ高くなっています。
 ○ 令和2年の年齢調整死亡率は、人口10万人に対して、男性は12.2（全国13.9）と全国平均より低く、女性は6.3（全国6.9）と全国平均並です。

(2) 予防

○ 令和3年度のメタボリックシンドロームの予備群および該当者の割合は、男性（40～59歳）が39.2%、女性（40～59歳）は10.7%と、平成30年度の男性の37.6%、女性の9.6%より増加しています。

また、令和3年度では、男女ともに40～59歳が全国平均を上回っている状況です。

糖尿病発症のリスクを低減させるため、特に、働き盛り世代を中心とした生活習慣の改善と健康無関心層への健康づくりを支える社会環境の整備が必要です。

- 令和2年度特定健診における標準的な質問票（NDB）によると、食べる速度が速い人（40～59歳）は男性が40.2（全国38.8）%、女性が29.7（全国29.0）%と男女ともに全国を上回っています。また、運動習慣がある人（40～59歳）は男性が26.3（全国25.6）%、女性が16.9（全国16.9）%であり、男性は全国と比べて有意に多い状況です。
- 糖尿病の発症予防のためには、特定健診などの健診を定期的に受診し、肥満や高血糖等を早期に発見する必要があります。

本県の特定健診の実施率をみると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け一時減少しましたが、令和3年度は57.2%と全国16位であり、感染拡大前の水準以上に回復しましたが、目標値の70%を下回っています。

また、特定健診後にメタボリックシンドローム該当者に対して、生活習慣を改善するために実施される特定保健指導の実施率についても、令和3年度は31.9%と全国8位であり、平成27年度以降上昇していますが、目標値の45%を下回っています。

（3）初期・定期治療

- 令和2年度の特定健診の結果では、糖尿病が強く疑われる人（HbA1cが6.5%以上の人）の割合が、男性（40～59歳）は7.21%（全国6.92%）、女性（40～59歳）は2.71%（全国2.56%）で、男女とも全国平均を上回っています。
- 健診などによって糖尿病の疑いがあるとされた場合には、早期に受診するよう受診勧奨や保健指導を行うとともに、必要な治療を継続するためには、本人や周囲の理解やセルフケア促進が必要です。
- 糖尿病の重症化や合併症を予防するため、かかりつけ医による糖尿病初期から定期までの長期にわたる療養管理が重要です。
- 高齢者の糖尿病に関しては、フレイル、認知機能等も考慮して、血糖コントロール目標を設定することが重要です。
- 本県では、こうした早期の適切な介入から、市町村や保険者等との連携、適切なタイミングでの専門医への紹介など、地域における糖尿病診療の窓口となる医師を養成し、円滑な医療連携を図ることを目的に大分県糖尿病連携登録医（おおいた糖尿病相談医）制度を設けています。
- さらに、糖尿病看護認定看護師や糖尿病療養指導士は、糖尿病患者に対する食生活や運動習慣などの療養指導に大きな役割を果たしています。今後、一層の連携強化が望まれます。

（4）専門的治療、急性合併症治療、慢性合併症治療

- 令和2年度の特定健診の結果では、血糖コントロール不良者（HbA1cが8.0%以上の人）の割合が、男性（40～74歳）は1.84%（全国2.01%）、女性（40～74歳）は0.66%（全国0.82%）で、男女とも全国平均を下回っていますが、更なる改善が必要です。
- 初期治療により血糖コントロール目標が達成できていない状態にある糖尿病患

者は、食事療法、運動療法、薬物療法を組み合わせた教育入院等の専門治療が必要です。

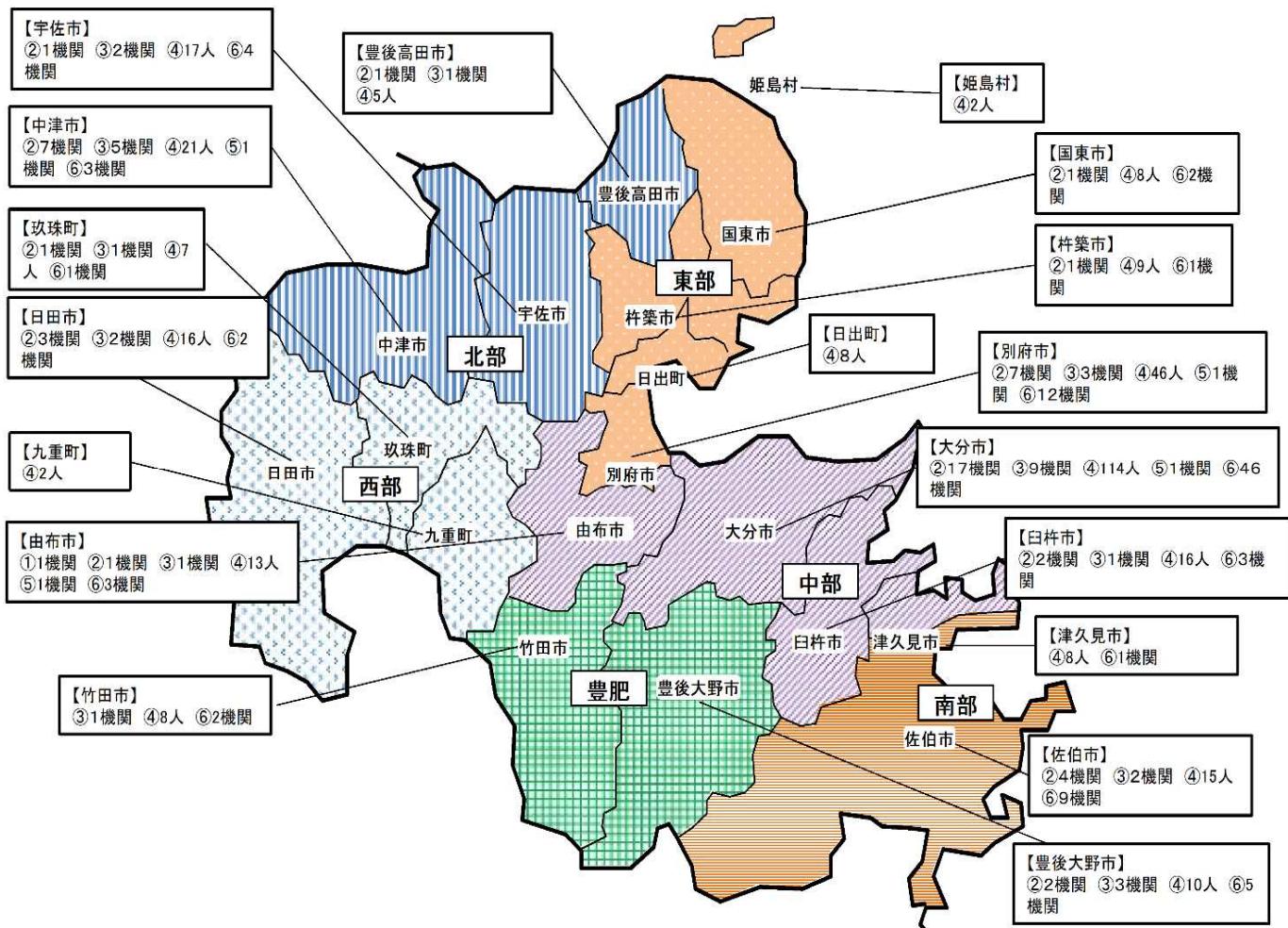
- 糖尿病昏睡等の急性合併症を発症した場合は、早期に輸液やインスリン投与など集中的な治療が必要です。
- 令和4年の日本透析医学会のデータによると、糖尿病性腎症による新規透析導入患者数は147人で、新規透析導入患者全体の37.3%を占め、最も割合が高い原因となっています。
- 糖尿病性腎症や、網膜症、神経障害、足病変など糖尿病の合併症や糖尿病による動脈硬化性疾患（脳卒中、急性心筋梗塞等）を早期に発見し、重症化を予防するためには、尿検査や眼底検査などの合併症の発見に必要な検査を行うとともに、糖尿病に関係する各診療科が連携し、治療に当たることが重要です。
- 糖尿病患者は、歯周病が発症、進行しやすく、歯周病になると血糖コントロールが悪くなるとも言われています。
かかりつけ歯科医とかかりつけ医が連携し、糖尿病患者に対する歯周病の治療・管理を行うことが重要です。
- 糖尿病医療では、症状の各時期において、かかりつけ医、専門治療等を行う医療機関、歯科診療所が機能分担・連携を推進する必要があります。

（5）感染症流行や災害等の非常時に対応する機能

- 糖尿病患者は、免疫機能の低下により様々な感染症に罹りやすく、また、重症化しやすいことが指摘されています。また、感染症に罹患すると、シックデイなど全身状態の悪化のリスクもあります。
新型コロナウイルス感染症流行時には、新型コロナウイルス肺炎の増悪だけでなく、脱水やシックデイなど様々な体調悪化が見られました。
- そのため、糖尿病患者は、感染防止に努めるとともに、感染症流行時においても、血糖コントロールと全身管理のため、切れ目なく適切な医療を受けられる体制整備を行う必要があります。
- また、災害時においても、血糖コントロール不良やそれに伴う全身状態の悪化を起こさないため、適切な医療を継続して受けることができる体制整備を行う必要があります。

圏域の設定と状況

- 糖尿病医療圏については、二次医療圏と同一の、東部、中部、南部、豊肥、西部、北部の6つの医療圏とします。



令和6年2月29日現在

	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部
①糖尿病性腎症重症化予防専門外来数		1				
②糖尿病専門医がいる医療機関数	9	20	4	2	4	9
③腎臓専門医がいる医療機関数	3	11	2	4	3	8
④おおいた糖尿病相談医数	73	151	15	18	25	43
⑤糖尿病看護認定看護師がいる医療機関数	1	2				1
⑥糖尿病療養指導士がいる医療機関数	15	53	9	7	3	7

今後の施策

(1) 予防

- 良好的な生活習慣の定着及び改善に向けて、糖尿病に対する正しい知識の普及に努めます。特に、健康無関心層を含めた県民誰もが無理なく、自然に、楽しく、健康な行動を取ることができるように、「うま塩もっと野菜プロジェクト」や、事業所における「健康経営」の推進、県が推進する健康アプリなどのＩＣＴの活用等により、誰もがヘルスサービスへアクセスしやすい社会環境の整備を行います。
また、糖尿病予防に関する学習の機会や場を提供するとともに、糖尿病の疑いを否定できない人等に保健指導が実施されるよう支援します。
- 糖尿病有病者、糖尿病予備群の人が早期に発見されるよう特定健診等の受診を勧奨します。特に、働く世代に向けては、健康経営を切り口に強化に取り組みます。また、健診で発見された糖尿病有病者、糖尿病予備群の人に対し、医療機関を適切に受診するよう勧奨するとともに医療機関の受入れ体制を整備します。
- 大分県糖尿病協会の協力のもと、世界糖尿病デー等にあわせた県民向け講演会等の開催や“みんなで延ばそう健康寿命推進月間”期間中に開催される多種多様な健康づくりイベントを周知し、生活習慣病予防等について広く啓発を行います。

(2) 初期・定期治療

- 専門治療等を行う医療機関とかかりつけ医（おおいた糖尿病相談医）の連携を促進し、糖尿病患者に対する的確な日常生活管理・治療体制の整備を図ります。
- かかりつけ医（おおいた糖尿病相談医）における療養指導を推進するため、眼科医や歯科医、糖尿病看護認定看護師、糖尿病療養指導士や管理栄養士など療養指導のコメディカルスタッフ、保険者等との連携を促進します。

(3) 専門的治療、急性合併症治療、慢性合併症治療

- 医療機能情報の提供や糖尿病性腎症重症化予防プログラムの利用等により、かかりつけ医（おおいた糖尿病相談医）、専門的治療・急性合併症治療・慢性合併症治療に係る医療機関、歯科診療所相互の連携を促進します。
- 糖尿病による動脈硬化性疾患（脳卒中、急性心筋梗塞等）を治療する専門医療機関との連携も併せて促進します。

(4) 感染症流行や災害等の非常時に応じる機能

- 感染症流行や災害時においても、かかりつけ医を中心として切れ目なく適切な医療を提供できるようにするため、関係者で医療提供体制について検討し、大分県糖尿病対策推進会議^{※1}等の関係機関と連携を図ります。
- 新興感染症の病原性や重症度、糖尿病に及ぼす影響等を踏まえ、糖尿病の状態悪化を防ぐため、各医療機関の機能に応じた体制の整備を図ります。

（※1）糖尿病対策を推進するため、平成17年2月、日本医師会、日本糖尿病学会、日本糖尿病協会の三者により設立された会議の地域版で、大分県では平成19年3月に設立

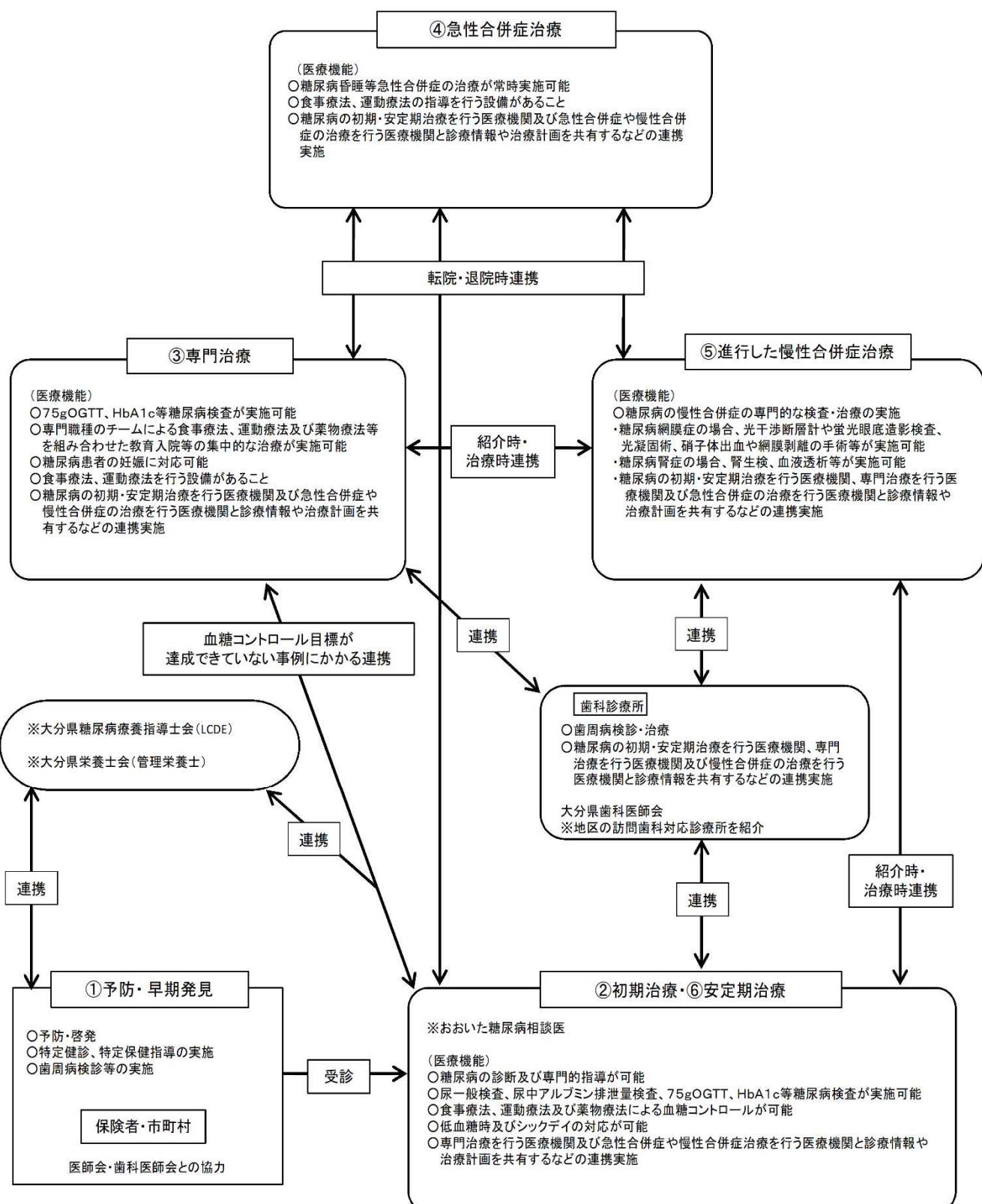
(推進体制)

- 大分県糖尿病対策推進会議と連携し、目標達成にむけて進捗管理を行います。

(目標)

項目	現状	目標 (令和 11 (2029) 年度)
メタボリックシンドローム予備群・該当者の割合（40～59 歳）	男性 39.2% (R3) 女性 10.7% (R3)	男性 38.0%以下 女性 10.0%以下
特定健診受診者のうち、HbA1c が 6.5%以上の割合（40～59 歳）	男性 7.21% (R2) 女性 2.71% (R2)	男性 8.00%以下 女性 3.00%以下
糖尿病の年齢調整死亡率	男性 12.2 (R2) 女性 6.3 (R2)	男性 9.5 以下 女性 3.3 以下
国保加入者で特定健診受診者のうち、HbA1c 6.5%以上で糖尿病の治療を受けている者の割合（40～59 歳）	80.1% (R4)	80%以上
糖尿病の年齢調整外来受療率	141.60 (R2)	141 以下
特定健診受診者のうち、HbA1c が 8.0%以上の割合（40～74 歳）	男性 1.84% (R2) 女性 0.66% (R2)	男性 1.6%以下 女性 0.6%以下
糖尿病性腎症による新規透析導入者の数	147 人 (R4)	140 人以下

糖尿病の医療体制



第7節 精神疾患医療

1 依存症及び認知症を除く精神疾患

現状及び課題

- 県内の精神疾患患者数（令和4年6月30日現在）は、入院患者数が4,540人、通院患者数が34,643人となっています。入院患者数は減少傾向、通院患者数は増加傾向にあります。
- 自立支援医療費^{※1}の受給者数（令和5年3月31日現在）は23,065人と増加しており、「気分（感情）障害（うつ病等）」が8,560人（37.1%）と最も多く、次いで「統合失調症」が6,320人（27.4%）となっています。
(※1) 精神疾患のために医療機関に通院する場合に、通院にかかる医療費の一部を公費で負担する制度

◇精神疾患患者数の推移（各年6月30日現在） (人)

年次 項目	平成20年 (2008年)	平成25年 (2013年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
入院患者数	5,090	4,860	4,702	4,595	4,669	4,574	4,540
通院患者数	27,044	31,043	33,347	33,655	34,439	34,553	34,643

資料：大分県障害福祉課調べ

◇自立支援医療費の疾患別受給者数・割合（各年度末現在）

疾患別	令和元年度		令和4年度	
	受給者数(人)	割合	受給者数(人)	割合
症状性を含む器質性精神障害	1,405	6.5%	1,511	6.6%
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	387	1.8%	396	1.7%
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	6,623	30.6%	6,320	27.4%
気分（感情）障害（うつ病等）	7,704	35.6%	8,560	37.1%
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	1,365	6.3%	1,573	6.8%
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	44	0.2%	56	0.2%
成人の人格及び行動の障害	75	0.3%	79	0.3%
精神遅滞	267	1.2%	328	1.4%
心理的発達の障害	1,275	5.9%	1,503	6.5%
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	729	3.4%	854	3.7%
その他の精神障害	1	0.0%	2	0.0%
てんかん	1,766	8.2%	1,883	8.2%
分類不明	0	0.0%	0	0.0%
合計	21,641		23,065	

資料：大分県こころとからだの相談支援センター調べ

（「疾患別」は、ICD10（国際疾病分類第10版）による区分）

（1）大分県の精神疾患における医療提供体制

- 精神科医療機関（令和5年3月31日現在）は、精神病床を有する病院が29か所、精神病床を有しない病院及び診療所が46か所あります。
- 県内の精神病床を有する病院は偏在しており、例えば二次医療圏域ごとで見ると、南部、豊肥圏域はそれぞれ1か所となっています。

- 精神科訪問看護を提供する病院は 30 か所、診療所は 15 か所あります。
- 自立支援医療（精神通院）の指定を受けている訪問看護ステーションは 104 か所あります。

◇県内の精神病床を有する病院数

二次医療圏名	構成市町村	数
東部	別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町	6
中部	大分市、臼杵市、津久見市、由布市	15
南部	佐伯市	1
豊肥	竹田市、豊後大野市	1
西部	日田市、九重町、玖珠町	3
北部	中津市、豊後高田市、宇佐市	3
計(6圏域)	14市3町1村	29

(2) 長期入院精神障がい者の地域移行・地域定着

- 入院後 3 か月、6 か月、1 年時点での退院率（令和元年時点）は、それぞれ 56.3%、74.3%、83.4%です。入院後 1 年が社会復帰を促進する重要なポイントですが、本県の退院率は全国平均（それぞれ 63.5%、80.1%、87.7%）に比べると低い状況です。
 - 1 年以上長期入院患者数は、令和元年 6 月 30 日現在で 3,215 人、令和 4 年 6 月 30 日現在で 3,206 人となっています。
 - 令和 3 年の厚生労働省「病院報告」では、精神病床における平均在院日数が 419.5 日となっており、全国平均（275.1 日）より 100 日以上長くなっています。
 - 指定一般相談支援事業所^{※2}の数（令和 5 年 4 月 1 日現在）は、65 事業所となっています。
 - 地域移行・地域定着が進まない理由として、入院患者の高齢化、地域移行支援・地域定着支援サービスに対応した相談支援事業所の不足、退院後の受け皿の不足等様々な課題が挙げられます。
 - 精神科医療機関、行政、相談支援事業所等の支援者が地域移行支援・地域定着支援に向けた理解を深める研修等を実施し、支援の質の向上を図っています。
 - 近年の増加が著しい訪問看護ステーションは、地域定着を図るうえで重要な訪問看護の提供施設としての役割を担っています。
- (※2) 病院等を退院して、地域で暮らすための地域移行支援・地域定着支援を提供する事業所

(3) 多様な精神疾患への対応

精神疾患は症状が多様であるとともに、自覚しにくい場合があり、症状が比較的軽いうちには精神科医療機関を受診せず、症状が重くなり入院治療が必要な状

態や状況になって初めて精神科医療機関を受診するという場合があります。医療機関を受診するまでに期間を要することが多く、治療開始が遅れ重症化することがあります。

① 統合失調症

- 統合失調症は、幻覚や妄想、自分の考えが他人に読み取られると感じる、興奮や昏迷などを主症状とする精神疾患です。
- 統合失調症の治療には、抗精神病薬が有効ですが、症状が軽快したり消退したからといってすぐに服薬を中断すると症状が悪化したり再発することが多いため、規則的に服薬をすることが必要です。また、薬物療法だけでなく、再発予防や日常生活機能の向上等を目的とした作業療法等を併用することで治療効果が上昇し、社会復帰や日常生活の維持が容易となります。

② 気分（感情）障害（うつ病等）

- 気分（感情）障害は、気分及び感情の変動によって特徴づけられる精神疾患で、うつ病、双極性感情障害などがあります。
- うつ病は、不眠や食欲不振、気分の低下などの症状が2週間以上持続する精神疾患です。
- うつ病の治療には、抗うつ剤の服薬と十分な休養を中心となり、また、精神療法の中でも特に認知行動療法^{※3}の有効性が明らかとなっています。
- 双極性感情障害は、活動的な躁病症状とうつ病症状を繰り返す精神疾患です。
- 双極性感情障害の治療には、気分安定剤が有効で、症状の寛解した時期にも服薬を継続することが再発を予防する上で重要です。

（※3）うつ病になりやすい人のものの考え方の偏りを、面接を通じて修正していく精神療法で、欧米では、うつ病をはじめとする様々な精神疾患に対する有効性が示され、広く用いられている。

③ 認知症（※3 認知症でも記載しています。）

- 早期に認知症の診断を受け、適切に薬物療法や介護サービスを提供する環境を整えることにより、認知症の進行を遅らせ、在宅での生活を長く続けることが可能となります。しかし、認知症の症状が悪化し、B P S D^{※4}等が生じてから医療機関を受診しているケースが見受けられます。認知症高齢者の多くは身体疾患有することから、認知症の専門医療機関だけでなく、かかりつけ医や急性期病院、また介護サービス事業所等で連携することが大切です。
- 認知症医療に係る地域の拠点として、鑑別診断や急性期、B P S Dへの対応等の専門医療を提供する認知症疾患医療センターを県内8か所に設置しています。認知症の人が適時適切な医療・介護が受けられるよう、認知症疾患医療センターを基点に認知症専門医療機関、大分オレンジドクター（物忘れ・認知症相談医）、認知症サポート医、また、認知症地域支援推進員^{※5}、認知症初期集中支援チーム^{※6}、地域包括支援センター、介護サービス事業所等が地域の実情に応じて有機的に連携するための機能の強化が必要です。
- 大分オレンジドクター（もの忘れ・認知症相談医）は、かかりつけ医として認知症の相談に応じ、日常的な診療や専門医への紹介を行っており、最も身近な立場で認知症の人を支える役割があります。また、認知症サポート医は、大分オレンジドクター（もの忘れ・認知症相談医）に対して指導を行うとともに、

地域連携の推進役を担っており、今後もその役割が期待されています。

(※4) 認知症の進行に伴い、認知機能が低下したことによる「中核症状」に加え、環境や周囲の人々との関わり等の影響を受けて、知覚や思考、気分または行動の障害が症状として発現したもの。抑うつ等。

(※5) 市町村に配置し、地域の支援機関間の連携づくり、認知症ケアパス・認知症カーフェ・社会参加活動などの地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施する。

(※6) 市町村で組織され、複数の専門家が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

④ 児童・思春期精神疾患

- 児童・思春期は、ホルモンバランスが不安定であることや、自分を取り巻く社会環境の変化、自我の芽生えなどにより、精神的に不安定になりやすく、精神疾患にかかる恐れが強くなります。
- 脳神経の発達段階にあり、身体的にも大きく変化を遂げる時期であることから、治療やリハビリテーションについては、特別な配慮が必要となります。

⑤ 発達障害

- 発達障害は、先天的な様々な要因によって乳幼児期にかけてその特性が現れる始める脳機能の発達に関する障がいで、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害、学習障害などの総称です。
 - 特性に応じた適切な支援により、身近な地域で自立した生活を継続して送ることができるよう、発達障害の症状の発現後できるだけ早期から、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行うことが重要です。
 - 就労や二次障がい等の課題に対し、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関及び民間団体が連携して支援に取り組むことが必要です。
- ※ 発達障害の定義については、発達障害者支援法に基づき記述していますが、米国精神医学会が作成する診断基準（DSM-5）では、発達障害については「神経発達症」、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害については「自閉スペクトラム症」、注意欠陥多動性障害については「注意欠如・多動症」となっています。

⑥ 依存症 （※2 依存症に記載しています。）

⑦ 心的外傷後ストレス症候群（P T S D）

- P T S Dは、強烈なショック体験、強い精神的ストレスが、心のダメージとなり、時間が経ってからも、その経験に対して強い恐怖を感じるもので。震災などの自然災害、火事、事故、暴力や犯罪被害などが原因になると言われています。
- P T S Dは、必要に応じて精神療法と薬物療法が用いられます。多くの場合、認知行動療法などの継続的な精神療法が必要であり、うつ病を併発していることが多いので、そのような場合には抗うつ薬で治療をすると、トラウマについてのネガティブな考え方をやわらぐことがあります。

⑧ 高次脳機能障害

- 高次脳機能障がい者は外見上障がいが分かりにくいため、周囲の理解が得られにくく、本人や家族が悩みを抱え込むことが少なくありません。今後も高次

脳機能障害に対する理解の促進や支援方法について医療機関、支援者等への普及を続ける必要があります。

- 県では、高次脳機能障害支援拠点機関（社会福祉法人農協共済 別府リハビリテーションセンター、医療法人光心会 諏訪の杜病院）に専門的な相談支援コーディネーターを配置し、相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障がい者の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、支援手法に関する研修等を行い、高次脳機能障害に対する支援体制の確立を図っています。

- 令和3年度に高次脳機能障害支援拠点機関が実施したアンケート調査の結果、医療機関が高次脳機能障がい者を支援するうえで、安全な運転が可能か判断する自動車運転評価や就労・就学支援など、社会復帰に向けた支援に課題があることが明らかになりました。

⑨ 摂食障害

- 摂食障害には、食事をほとんどとらなくなってしまう拒食症、大量に食べてしまう過食症があります。
- 摂食障害の治療は、体重に対するこだわりなどを改善するための心理療法を中心に、心身の回復を目指す薬物療法や栄養指導などが有効です。

⑩ てんかん

- てんかんは、突然意識を失って反応がなくなるなどの発作を繰り返し起こす神経疾患で、年齢や性別に関係なく発病します。
- てんかんの治療としては、薬物療法が中心で、抗てんかん剤の服薬が有効です。
- 県では、令和5年10月に大分大学医学部附属病院をてんかん支援拠点病院に指定し、支援コーディネーターを配置して、専門的な相談対応、医療体制整備、てんかんの正しい理解を促進するための普及啓発活動を行っています。

(4) 精神科救急

- 「県立病院精神医療センター」と、民間精神科救急病院との連携により、精神科急性期患者への適切な医療の提供を行っています。
また、「精神科救急情報センター」では、夜間・休日において、精神疾患有する方やその家族などから、電話での精神医療相談に対応するとともに、受診の必要性の判断と受入先の病院の調整を行っています。
- 緊急に医療を必要とする精神・身体合併症患者に対しては、夜間・休日においても診療及び入院の受入ができるよう、大分大学医学部附属病院と連携し、迅速な診療と適切な医療体制を確保しています。

(5) 災害精神医療

① 災害拠点精神科病院としての機能

- 災害時に精神科医療を提供する上で中心的な役割を担う医療機関として、渕野病院及び帆秋病院の2病院を「災害拠点精神科病院」として指定しています。
- 平時の研修・訓練の実施等により、災害拠点精神科病院を核とした実災害時の災害精神医療体制の強化が必要です。

② 災害派遣精神医療チーム等医療従事者を派遣する機能（応援派遣機能）

- 平成 23 年の東日本大震災における精神保健医療活動支援を通じて、被災精神科医療機関への支援の強化等の課題が明らかとなり、平成 24 年度に「災害派遣精神医療チーム（D P A T）」の仕組みが創設され、平成 25 年度から隊員の養成が開始されました。
- 県では、自然災害又は事故災害の被災地域等で、被災者や支援者に対して精神保健医療活動の支援を行う、大分県 D P A T を平成 26 年度から整備しています。
- 大分県 D P A T のうち、国の研修を修了し、発災から概ね 48 時間以内に被災都道府県内で活動する「先遣隊」が 2 チーム登録されています。
- 大規模災害など長期の災害対応を見据え、平時からの研修・訓練の実施による D P A T 派遣体制の整備・維持が必要です。
- 今後は、災害時の医療活動に加え、感染症発生やまん延時にも業務継続の支援等ができる人材を養成し、派遣体制を整える必要があります。
(※第 11 節 災害医療でも記載しています。)

③ 受援体制の整備

- 南海トラフ地震など、本県が被災地となった場合に備え、D P A T 調整本部等の設置、県外からの D P A T 先遣隊の受け入れ、県内外の D P A T の派遣要請などを迅速に行い、関係機関と密接な連携を図りながら、精神科医療を確保・継続するための体制を整備しておくことが必要です。

（6）新興感染症まん延時の精神医療体制

- 精神疾患患者は、病棟内での隔離が困難な場合が多く、新型コロナウイルス感染症の流行時には、精神科病院において大規模な院内感染が多発しました。
- こうした新型コロナウイルス感染拡大時の対応を踏まえ、平時から、新興感染症の発生・まん延時においても精神医療を継続的に提供できる体制を整備する必要があります。

（7）自殺対策

- 平成 22 年以降、全国では 10 年連続で自殺者数及び自殺死亡率が減少していましたが、令和 2 年以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、増加に転じています。本県においても、自殺者数は平成 12 年をピークに減少傾向が続いていたものの、令和元年からはほぼ横ばいで推移しています。
- 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。自殺対策を行う上では、保健、医療、福祉、教育、労働、警察、弁護士会、民間団体など、様々な分野の機関や団体がそれぞれの役割を担い、連携して総合的に取り組むことが必要です。
- 自殺の大きな危険因子であるうつ病について、早期発見、早期治療に結びつけられるよう、精神科医等の専門家につなぐほか、精神科医療体制の充実や関係機関・関係団体のネットワークの構築を図っています。
- 保健所やこころとからだの相談支援センター等相談窓口を広く周知することにより、地域の相談体制の充実に努めています。

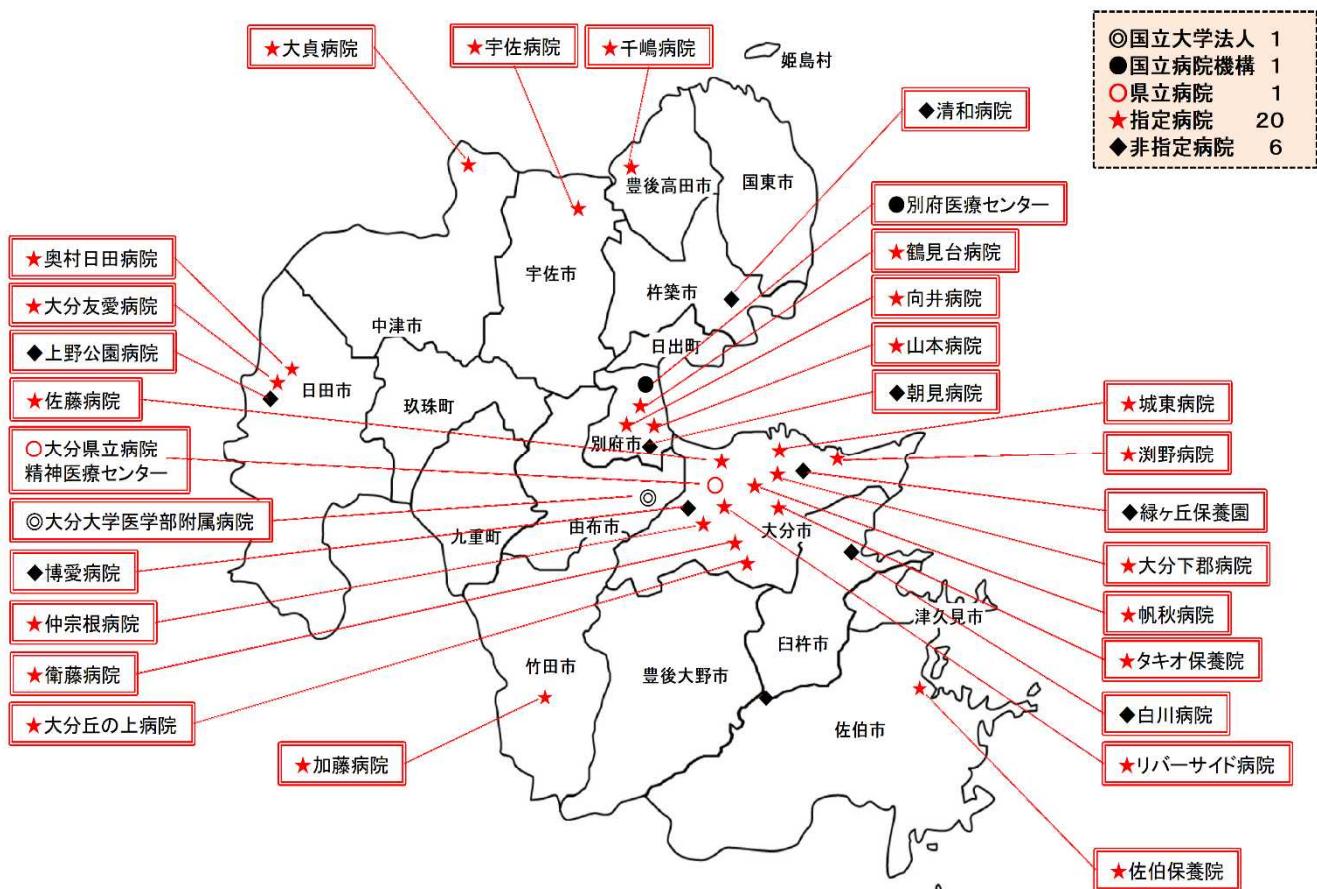
◇自殺者数・自殺死亡率の推移 (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
大分県	自殺者数	191	194	209	204	170	174	180
	男	127	138	151	148	120	126	131
	女	64	56	58	56	50	48	49
	自殺死亡率(人口10万人あたり)	16.5	16.9	18.3	18.0	15.1	15.7	16.3
全国	自殺者数	23,152	21,017	20,465	20,031	19,425	20,243	20,291
	自殺死亡率(人口10万人あたり)	18.9	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5
	全国順位(高い順)	41	25	10	9	34	32	22
								41

資料：厚生労働省「人口動態統計」

□ 圏域の設定と状況

- 精神病床を有する病院が偏在していることから、適切な医療体制を確保するため、県全域を1圏域として設定します。



令和5年10月1日現在

今後の施策

(1) 大分県の精神疾患における医療提供体制

- 精神疾患患者の状況に応じて、適切な精神科医療を提供するため、多様な精神疾患ごとの対応可能な医療機関を明確にします。

(2) 長期入院精神障がい者の地域移行・地域定着

- 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- 入院中からの地域生活への移行に向けた支援及び地域生活が定着するための支援を推進し、入院後1年時点の退院率を上げ、早期の退院を目指します。
- 県内6保健所ごとにある精神障がい者地域移行支援協議会等を活用し、県、市町村、精神科医療機関、相談支援事業所など関係機関が連携して、精神障がい者が必要な支援につながる支援体制の構築を推進することで、居住の場の確保や、地域生活を支えるサービスの充実により、退院後の地域生活日数の延伸を目指します。
- 精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するため、家族や地域の精神疾患に対する偏見の解消に努め、地域住民の平穏かつ安全に生活する権利に十分に配慮しつつ、精神疾患に対する正しい理解の普及啓発を図ります。
- 精神科医療機関、市町村、相談支援事業所等の支援者に対し、地域移行・地域定着への理解を深める研修等を実施し、更なる支援の質の向上を図ります。
- 地域の受入体制を充実させるために、地域の相談支援専門員を対象とした研修や実践を通し、専門的な指導や助言ができる地域のリーダーとなる相談支援専門員を育成します。
- 保健所においても、精神障がい者の入院時点から、関係機関と連携し、地域移行・地域定着に向けて、積極的に情報交換や支援を行います。

(3) 多様な精神疾患への対応

- 精神疾患に対する偏見をなくし、相談や治療につながりやすい状況をつくるため、精神疾患に対する正しい理解の普及啓発を図ります。
- 地域保健機関（市町村、保健所、こころとからだの相談支援センター等）や、かかりつけ医、精神科医療機関との連携により、早期に受診する環境づくりを進めます。
- 認知症疾患医療センター連携会議の開催等を通じ、認知症疾患医療センターが基点となった地域の医療及び介護関係機関の有機的な連携を推進し、認知機能低下のある人や認知症の人の早期発見・早期対応の体制を強化します。
- 大分オレンジドクター（物忘れ・認知症相談医）及び認知症サポート医を対象に、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図るための研修会を行います。
- 発達障害の診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、発達障害に対応可能な医療機関の増加を図ります。
就労や二次障がい等の課題に対し、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関及び民間団体が連携して適切な医療につなげます。
(※発達障害については、第8節小児医療でも記載しています。)

- 高次脳機能障がいに対する正しい理解を広めるため、研修会の開催やリーフレットの作成等の啓発を推進します。また、医療機関スタッフ等の人材育成に向けた研修会の開催や連携体制の構築に向けた関係機関との協議を行います。
- てんかん支援拠点病院を維持し、専門的な相談対応、医療機関や関係機関のネットワークの構築、てんかんの正しい理解を促進するために医療機関スタッフや県民への普及啓発を行います。
- 周産期メンタルヘルスケアとして、産科医療機関と行政、精神科医療機関との連携による、妊産婦への支援体制の強化に努めます。

(4) 精神科救急

- 県立病院精神医療センターや精神科救急情報センターと民間の精神科医療機関等との協力・連携のもと、適切な役割分担等による精神科救急医療体制の更なる充実に努めます。
- 精神科医療機関におけるかかりつけ患者については、診療時間外においても相談等に対応し、必要に応じて診療できる体制の整備・充実を図ります。

(5) 災害精神医療

① 災害拠点精神科病院としての機能

- 災害時の患者受入れや搬出手順及び他の機関との連携など、訓練等を通して実災害時の体制整備を図ります。

② 災害派遣精神医療チーム等医療従事者を派遣する機能（応援派遣機能）

- D P A T の出動体制の確保・充実を図るため、隊員養成を継続的に実施します。
- D P A T 登録機関との協定締結を進め、実災害時の機動力の強化に努めます。
- D P A T 活動における感染症対策については、研修カリキュラムに追加するなどにより、知識の向上に努めます。

（※第11節災害医療でも記載しています。）

③ 受援体制の整備

- 平時から、広域災害救急医療情報システム（E M I S）の入力訓練や県内精神科医療機関の基本情報・施設情報の整理による災害リスクの可視化を行います。
- 大分県総合防災訓練や国等が実施する大規模災害時医療活動訓練などを活用して、D P A T 調整本部やD P A T 活動拠点本部の立ち上げなど、災害時の対応力を高めます。

(6) 新興感染症まん延時の精神医療体制

- 新興感染症の発生・まん延時においても、精神医療を継続的に提供するため、大分県精神医療連携協議会や大分県感染症対策連携協議会等において検討します。
- 新興感染症の病原性や重症度等を踏まえ、感染症対策と精神医療の両立を図ります。

(7) 自殺対策

- 「いのち支える大分県自殺対策計画」に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働、警察、弁護士会、民間団体など、様々な分野の機関や団体が「誰も自殺に追

い込まれることのない社会」を目指し、それぞれの役割を担うとともに、連携して自殺対策に取り組みます。

- 市町村や相談機関の支援者に対する専門研修や企業・団体等に対するメンタルヘルス研修等を通じ自殺予防を推進します。
- 保健所やこころとからだの相談支援センターにおいて、保健師や精神科医師等による精神保健相談を実施するとともに、相談窓口を広く県民に周知することにより、地域の相談支援の充実に努めます。
- 従来の電話相談に加え、より相談者が利用しやすいよう、SNS等を活用した相談支援窓口の周知に努めます。
- 自殺対策の目標は「いのち支える大分県自殺対策計画」にて掲げています。

(目標)

項目	現 状 ^{※7}		目 標 ^{※8} (令和8(2026)年度)	
入院後3か月、6か月、1年時点退院率	3か月	56.3%	3か月	60.0%
	6か月	74.3%	6か月	77.3%
	1年	83.4%	1年	85.6%
入院後3か月未満、3か月から12か月未満、1年以上入院患者数	3か月未満	681人	3か月未満	642人
	3か月から12か月未満	690人	3か月から12か月未満	769人
	1年以上	3,206人	1年以上	2,372人
退院後1年以内の地域生活日数	318.8日		325.3日	
新規入院患者の平均在院日数	419.5日		354.1日	

(※7) 「現状」欄は、以下のとおりとする。

「入院後3か月、6か月、1年時点退院率」 ··· 令和元年NDBデータベース

「入院後3か月未満、3か月から12か月未満、1年以上入院患者数」

··· 令和4年精神保健福祉資料

「退院後1年以内の地域生活日数」

··· 令和元年NDBデータベース

「新規入院患者の平均在院日数」

··· 令和3年病院報告

(※8) 「目標」欄は、以下のとおりとする。

○入院後3か月、6か月、1年時点退院率

大分県障がい者計画（第2期）で設定した数値目標

○入院後3か月未満、3か月から12か月未満、1年以上入院患者数

大分県障がい者計画（第2期）で設定した数値目標

○退院後1年以内の地域生活日数

大分県障がい者計画（第2期）で設定した数値目標

○新規入院患者の平均在院日数

入院患者の平均在院日数の長期推移をもとに設定した数値目標

2 依存症

[1] アルコール健康障がい

【大分県アルコール健康障がい対策推進計画（第2期）】

アルコール健康障がいについては、国、市町村、民間団体等関係機関と連携し、発生、進行及び再発の予防並びに当事者及びその家族等への支援の充実により、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指していきます。

現状及び課題

- 飲酒者のうち、生活習慣病（循環器疾患、糖尿病等）のリスクを高める量※1を飲酒している人の割合は、令和4年「県民健康づくり実態調査」によると、20歳以上の男性では25.4%、女性では9.5%でした。これは、令和元年の国民健康・栄養調査における全国の割合（男性14.9%、女性9.1%）と比較して、男女ともに高い状況であり、特に男性の割合が高くなっています。
- 未成年者の飲酒割合は、令和4年「県民健康づくり実態調査」によると、男性で9.8%、女性で2.7%となっています。
- 妊婦の飲酒割合は、令和3年度「母子保健事業の実施状況等調査」によると、0.6%となっています。
- 平成25年に厚生労働省の研究班が実施した「成人の飲酒行動に関する全国調査」において、アルコール依存症を現在有する人は、平成24年において、全国で約58万人と推計されています。これを本県の平成24年の成人人口に置き換えると、約0.54万人と推計されます。

アルコール依存症は精神疾患であり、精神科医療機関での医療が必要となります。令和4年の本県における通院、入院者数は両者あわせて602人です。これは、アルコール依存症を現在有する人約0.54万人（推計値）の約11.1%で、多くの人がアルコール依存症の治療を行っていないことが推測されます。

- 平成19年7月に制定された「大分県飲酒運転根絶に関する条例（飲んだらのれん条例）」施行後、各種取組を強化していますが、根絶には至っていません。なお、令和4年の本県の飲酒運転による人身事故件数は22件、そのうち死亡事故件数は4件となっています。

（※1）1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上

今後の施策

アルコール健康障害対策推進基本法及びアルコール健康障害対策推進基本計画を踏まえ、次の事項を基本理念・基本的な方向性として実施します。

○ 基本理念

- ①アルコール健康障がいの発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障がいを有し、又は有していた人とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援する。
- ②アルコール健康障がい対策を実施するに当たっては、アルコール健康障がいが、飲酒運転、暴力、DV、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障がいに関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図る。

○ 基本的な方向性

- ①正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- ②誰もが相談できる場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- ③医療における質の向上と連携の促進
- ④アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

(1) 発生予防（1次予防）

① 教育の推進等

- 学校教育において、飲酒が心身に及ぼす影響等を正しく理解させ、飲酒のコントロールに関して、適切な意思決定や行動選択ができる態度を育てていきます。また、家庭における未成年者の飲酒を防止するため、保護者への啓発にも取り組みます。
- 大学や専門学校等と連携し、学生を対象に、飲酒運転や多量飲酒の悪質性・危険性、問題のあるアルコール使用、今後の人生への影響等の知識の浸透を図ります。
- 市町村での母子健康手帳発行時等、様々な機会をとおして、アルコールが胎児に及ぼす影響や妊婦の心身への影響等について啓発を図ります。
- 事業所を対象に、商工会議所の会報や産業保健スタッフからの働きかけ等により、飲酒が心身に及ぼす影響等について啓発を図ります。
- 飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底します。また、事業者等に対する職域での交通安全教育や運転免許更新時講習等の機会を通じ、アルコールに関する正しい知識の普及啓発を行い、飲酒運転の危険性の周知及び根絶に取り組みます。
- 「アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）」において、自助グループ（大分県断酒連合会、AA等）や各関係機関等を通じて、飲酒に伴うリスクや適度な飲酒に関する正しい知識等について普及啓発を図ります。また、大分県青少年育成県民会議と連携し、「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」において、未成年者の飲酒防止の啓発に取り組みます。

② 不適切な飲酒の誘引の防止

- 酒類事業者に対し、未成年者への販売禁止と酒類販売管理者に対する業務研修受講の徹底を図ります。また、酒類販売店や飲食業店等において、節度ある適度な飲酒の呼びかけを行います。
- 風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて未成年者への酒類提供の禁止の周知を図ります。また、風俗営業を営む者等による営業所での未成年者への酒類提供について、適切な指導・取締りを行います。
- 酒類を飲用する少年を発見した時には、補導のうえ、当該少年に飲酒の中止を命じ、健全育成上必要な助言を行うとともに、保護者等に指導を促します。
- 酒類販売店や飲食業店等において、節度ある適度な飲酒の呼びかけを行います。

(2) 進行予防（2次予防）

① 健康診断及び保健指導

- 特定健康診査等の健康診断の受診率の向上に取り組むとともに、保健指導時に、減酒及び適正飲酒指導による生活習慣病予防の徹底を行います。また、アルコール使用障害スクリーニングの実施を推進し、その結果、アルコール依存症が疑われる場合には、こころとからだの相談支援センターや保健所、市町村等の相談機関や、かかりつけ医等への相談及び受診につなげることを周知していきます。また、必要に応じて、アルコール健康障がい専門医療機関や自助グループを紹介する等、断酒に向けた支援を行います。
- 家族が相談機関等とつながることが本人の回復にもつながるため、アルコール依存症が疑われる本人のみならず、家族への相談にも応じます。

② アルコール健康障がいに係る医療の充実

- アルコール依存症当事者等が必要な治療が受けられるよう専門医療機関やアルコール依存症の治療に対応できる医療機関のネットワークの構築を図ります。
- 地域の関係機関を集めた検討会等を開催し、アルコール健康障がいに傾いた人たちを地域で支えていくための支援体制強化を図ります。
- かかりつけ医、産業医と専門医療機関、相談機関との連携が図られるよう、医療機関に対しアルコール健康障がいに関する情報提供を行います。また、県内において、アルコール健康障がいに対する適切な医療を提供することができる医療機関の把握に努め、県のホームページ等により情報提供します。

③ 相談支援の充実

- 相談拠点機関であるこころとからだの相談支援センター、保健所や市町村等、アルコール健康障がいを有している人及びその家族が分かりやすく気軽に相談できる相談機関を明確化するとともに、県のホームページやリーフレット等を活用し、広く県民に周知します。
- こころとからだの相談支援センターにおいて、アルコール依存症当事者及びその家族等を対象に専門電話相談、専門面接相談等を引き続き実施します。また、家族教室等を開催することで家族のアルコール依存症当事者への関わり方を支援します。
- こころとからだの相談支援センターで行っている「依存症支援者連絡会」等、地域における医療機関や行政、自助グループ等の関係機関の役割を整理し、各機関が相互に情報共有や協力体制を築くことで、適切な相談や治療、回復支援にまでつなげる切れ目のない連携体制の構築に努めます。
- こころとからだの相談支援センターにおいて、保健所及び関係機関に対し、相談業務従事者研修等を行い、相談支援を行う者的人材育成を図ります。
- アルコール依存症にかかる専門能力向上のため、国等が実施する研修に保健所職員等を派遣する等、支援力の向上を図ります。

(3) 再発予防（3次予防）

① 社会復帰の支援

- アルコール依存症の当事者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、アルコール依存症が回復する病気であること等を社会全体に啓発し、アルコール依存症に対する理解を促します。

- アルコール依存症の当事者の休職からの復職・継続就労について、偏見なく行われるよう職場における理解や支援を促します。

② 民間団体の活動に対する支援

- こころとからだの相談支援センターや保健所、市町村において、自助グループ活動に対する支援を推進するとともに、自助グループを地域の社会資源として活用し、それぞれの機能に応じた役割を果たす機会等を提供します。
- 回復者の体験談や、回復事例を紹介すること等により、回復支援における自助グループの役割等を啓発します。
- アルコール関連問題に関する啓発等を推進するに当たって、より効果的な取組を推進するため、民間団体との連携を強化します。

③ アルコール関連問題を起こした人に対する指導等

- 飲酒運転をした人や、暴力・虐待、酩酊による事故又は自殺未遂等の問題を起こした人について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の実情又は必要に応じ、こころとからだの相談支援センター、保健所、市町村、かかりつけ医等、地域の関係機関が連携し、当該者やその家族に対し、アルコール関連問題の相談や自助グループ等の行う断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療につなぐための取組を推進します。
- 飲酒運転をした人に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療機関リストの提供や、自助グループの紹介等により、アルコール依存症のおそれのある人が、相談や治療に行くきっかけとなるような取組を推進します。
- 不適切な飲酒が自殺の危険因子の一つであることに鑑み、第4次自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）に基づき、その背景にある社会的・経済的因素の視点も踏まえつつ、アルコール問題に関する関係機関等とも連携し、啓発、相談窓口の整備、人材養成、自殺未遂者の再企図の防止等の自殺対策を推進します。

（4）人材の育成

医療、保健、福祉、教育等の様々な立場の支援者を対象とした連絡会や研修会をおおして、アルコール健康障がい対策に関する人材の育成を図ります。

（5）調査研究の推進等

医療機関、学識経験者、自助グループ、関係行政機関等で構成される「大分県アルコール健康障がい対策推進協議会」や依存症連絡会等の協議の場を活用し、アルコール健康障がいに関する県内の実態や課題の把握に努めます。

(目標)

項目		現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の減少	男性	25.4%	13.0%以下
	女性	9.5%	6.4%以下
未成年者の飲酒をなくす	男性	9.8%	0.0%
	女性	2.7%	0.0%
妊娠中の飲酒をなくす		0.6%	0.0%
専門医療機関の数		4か所 〔大分丘の上病院 大分友愛病院 仲宗根病院 帆秋病院〕	4か所以上
治療拠点機関の数		1か所 〔大分友愛病院〕	1か所以上
相談拠点機関の数		1か所 〔こころとからだの 相談支援センター〕	1か所

[2] ギャンブル等依存症

【大分県ギャンブル等依存症対策推進計画第2期】

ギャンブル等依存症については、関係機関・団体と連携し、発症、進行及び再発の各段階に応じた予防及び回復のための対策を講じ、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

現状及び課題

- 本計画においては、「ギャンブル等^{※1}にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障を来している状態にある人」をギャンブル等依存症である人として取組を進めます。
 - (※1) ギャンブル等とは、法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技、カジノ（オンライン含む）その他の射幸行為をいう。
- 令和2年度に独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターがギャンブルに関する実態調査^{※2}を行いました。同調査では、調査対象者の過去1年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、ギャンブル等依存が疑われる人の割合を、18歳以上75歳未満の成人の2.2%（男性3.7%、女性0.7%）と推計しています。
 - (※2) 松下幸生、新田千枝、遠山朋海；令和2年度 依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」、2021年
- 相談拠点機関であるこころとからだの相談支援センターで多くの相談を受けているほか、九州財務局大分財務事務所等での多重債務相談、リカバリーサポート・ネットワークや公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等、各関係事業者が設立を支援した相談機関も、本人やその家族等からの多くの相談を受けています。

今後の施策

ギャンブル等依存症対策基本法及びギャンブル等依存症対策推進基本計画を踏まえ、次の事項を基本理念・基本方針として対策を実施します。

○基本理念

- ①ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な対策と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- ②多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

○基本方針

- ①ギャンブル等依存症に関する知識の普及を促進し、将来にわたる発症を予防するための取組
- ②ギャンブル等依存症について誰もが気軽に相談できる体制と必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- ③医療体制の整備と連携の促進
- ④ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための理解の促進

(1) 発症予防（1次予防）

① 教育の推進

- 若年者に対する依存症への理解の促進のために、高等学校や大学等と連携し、生徒、学生に対するリーフレットの配布や SNS 等による発信を利用しギャンブル等依存症についての情報提供に努めます。
- 保健体育科担当教諭等に対し、文部科学省が作成した教師用指導参考資料等を活用し、高等学校学習指導要領に基づき学校教育においてギャンブル等依存症に関する指導を行うことができるよう努めます。

② 広報等による普及啓発

- ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）等のあらゆる機会を通じ、パンフレットや相談窓口のチラシ等を用いて、正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知を図ります。
- ぱちんこや競輪等の関係事業者及びギャンブル等依存症に関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、DV、自殺、触法行為等の相談機関や市町村、民生委員等の地域支援者と連携を図り、ギャンブル等依存症に関するポスター、パンフレットによる知識の普及や相談窓口の周知を図ります。
- GAやギャマノン等の自助グループと連携し、本人や家族の体験談や講演、活動の紹介を行う等、効果的な普及啓発に取り組みます。
- 依存問題の発症予防のため、共通標語等をチラシやポスター、ホームページ等を用いて注意喚起のための啓発を行います。（ぱちんこ・パチスロ業界、別府競輪）
- 研修を受講した従業員を、ぱちんこへの依存症防止対策専門員である「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」として営業所に配置し、リカバリーサポート・ネットワーク等の相談窓口の周知や、他の職員に対して依存症についての情報提供等を行います。（ぱちんこ・パチスロ業界）
- 別府競輪に設置された相談窓口及び公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターの周知を行います。（別府競輪）

③ 不適切な誘引の防止

- 18歳未満の人を客として立ち入らせないため、掲示物等での注意喚起の徹底や、ホールでの従業員による年齢確認等の取組を行います。(ぱちんこ・パチスロ業界)
- 20歳未満の人の車券購入をさせないために、インターネット投票画面や掲示物等での注意喚起の徹底、警備員による声かけ等の取組を行います。(別府競輪)
- 自己申告・家族申告プログラムの導入店舗数の増加や、両プログラムの周知に努めます。(ぱちんこ・パチスロ業界、別府競輪)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく立入調査等を徹底し行政指導を強化するとともに、違法賭博店に対する厳正な取締りを実施します。(大分県警察)

(2) 進行予防（2次予防）

① 相談支援の充実

- 相談拠点機関であるこころとからだの相談支援センターと九州財務局大分財務事務所、リカバリーサポート・ネットワーク、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等、各相談窓口の連携を進めることにより、ギャンブル等依存症の本人や家族が身近な地域で継続して相談支援を受けられる体制整備に努めます。
- 多重債務、貧困、虐待、DV、自殺関連、触法行為等の相談機関において、相談の背景にギャンブル等依存症が疑われる場合には、他の相談機関や自助グループ等の適切な支援や治療につなげることができるよう連携を進めます。
- こころとからだの相談支援センターにおいて、ギャンブル等依存症の本人や家族からの相談に引き続き対応します。また、本人・家族向けの集団プログラム等を開催し、依存症からの回復を支援する等、家族に対する支援も行います。
- 保健所や市町村、多重債務、貧困、虐待、DV、自殺関連、触法行為等の関係機関を対象にギャンブル等依存症に関する研修を実施し、相談従事者を育成します。また、GAやギャマノン等の自助グループと連携し、効果的な研修に取り組みます。

② 医療提供体制の充実

- 依存症に関する診療体制ネットワークの構築に向けた協議を行いながら、ギャンブル等依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関の指定に取り組みます。

③ 相談機関と医療機関等との連携

- こころとからだの相談支援センターにおいて、相談支援従事者等を対象とした連絡会を開催し、情報の共有や役割を整理することで、適切な相談・治療につなげる連携体制の構築に努めます。

④ 医療機関従事者の育成

- 専門医療機関と連携し、医療従事者を対象に、ギャンブル等依存症の理解や回復支援等についての情報発信や研修を実施し、精神科医療機関や一般医療機関との連携を推進します。

(3) 再発予防（3次予防）

① 社会復帰への支援

- ギャンブル等依存症が、早期の支援や適切な治療により回復可能であること等を社会全体に啓発し、ギャンブル等依存症に対する理解を促進します。
- ギャンブル等依存症の本人や家族が抱える様々な問題に配慮した対応が求められるため、各相談機関や民生委員、NPO等地域の支援者とともに、地域社会で孤立しないための支援を提供できるよう取り組みます。
- ギャンブル等依存症者の復職、就労について、職場に正しい理解や適切な支援が受けられるようハローワーク等と連携します。
- 多重債務、貧困、虐待、DV、自殺関連、触法行為等の問題を抱えた人で、ギャンブル等依存症が疑われる場合には、こころとからだの相談支援センターや地域の関係機関が連携し、ギャンブル等依存症の本人や家族に対して、相談機関や医療機関、自助グループ等の情報を共有し、適切な支援を受けることができるよう努めます。

② 民間団体の活動に対する支援

- ギャンブル等依存症に対する理解の促進のために、回復者の体験談や回復事例の紹介をとおして自助グループ等と連携し、効果的な普及啓発を行うとともに各機関との連携を進めます。また、自助グループ活動を県民に広く周知するとともに、活動が継続できるよう支援します。

(4) 人材育成

医療、保健、福祉、教育、司法等の様々な立場の支援者を対象とした連絡会や研修会をとおして、ギャンブル等依存症対策に関わる人材の育成を図ります。

(5) 調査研究の推進等

医療機関、学識経験者、自助グループ、関係行政機関等で構成される「大分県ギャンブル等依存症対策推進協議会」や依存症連絡会等の協議の場を活用し、ギャンブル等依存症に関する県内の実態や課題の把握に努めます。

(目標)

項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11(2029)年度)
専門医療機関の数	—	1か所以上
治療拠点機関の数	—	1か所以上
相談拠点機関の数	1か所 〔 こころとからだの 相談支援センター 〕	1か所

[3] 薬物依存症

現状及び課題

- 令和3年度に実施された国立精神・神経医療研究センターの「薬物使用に関する全国住民調査」の結果によると、いずれかの違法薬物の生涯使用経験率は2.4%と推計されています。また、医薬品（解熱鎮痛薬、精神安定薬、睡眠用）の乱用経験率は、それぞれ0.57%、0.43%、0.09%と推計されています。
- 相談拠点機関であるこころとからだの相談支援センター等では薬物依存に関する相談に対応しています。

今後の施策

- 学校教育等における薬物乱用防止教室や、地域団体、店舗、企業等へのポスター掲示をとおして、薬物についての正しい知識の普及啓発や、違法薬物のみでなく処方薬・市販薬依存も薬物依存症であること等を広く周知します。
- 大分ダルク等の団体と連携し、研修会等で回復者の体験談を紹介すること等により、薬物依存症の理解や回復支援等についての情報発信を行います。
- 薬物依存症に関する相談や治療ができる体制整備のために、国等が実施する研修に関する情報を提供し、薬物依存症に対応可能な医療機関の体制整備・ネットワークづくりに取り組みます。

(目標)

項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11(2029)年度)
専門医療機関の数	—	1か所以上
治療拠点機関の数	—	1か所以上
相談拠点機関の数	1か所 〔こころとからだの 相談支援センター〕	1か所

[4] インターネット依存・ゲーム障害

現状及び課題

- 令和元年5月、世界保健機関（WHO）は、インターネットやゲームに没頭して、生活や健康に支障をきたしてもやめられない状態を「ゲーム障害」として新たな依存症として認定しました。
- 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが実施した調査によると、「ゲームのために、学業に悪影響が出たり、仕事を危うくしたり失ったりしてもゲームを続けましたか」という質問に対し、1日6時間以上ゲームをしている人の24.8%が該当したとの調査結果が出ています。また、1日6時間以上ゲームをしている人のうち50.4%が昼夜逆転していると回答しています。
- 令和4年に県が実施した「令和4年度青少年のネット利用実態調査結果」によると、全体で95%以上の子どもがインターネットを利用している状況です。そのうち、平日に4時間以上インターネットを利用している人は、中学生で21.0%、高校生で20.5%となっており、令和3年度（中学生12.9%、高校生13.6%）と比較すると、利用時間が増加しています。

今後の施策

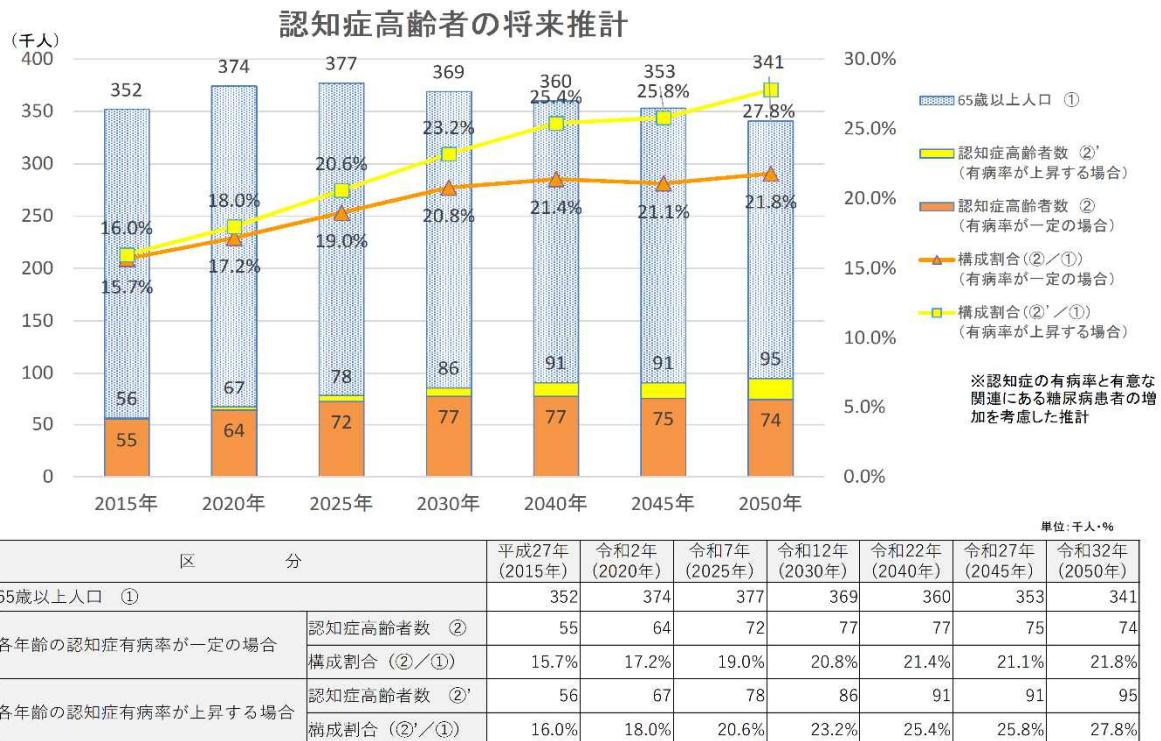
- 国のインターネット依存・ゲーム障害対策の取組を踏まえながら、インターネット依存やゲーム障害について周知や啓発等に取組んでいきます。
- インターネット依存・ゲーム障害に関する相談や治療ができる体制整備のために、国等が実施する研修に関する情報を提供し、インターネット依存・ゲーム障害に対応可能な医療機関の確保・ネットワークづくりに取り組みます。

3 認知症

現状及び課題

(1) 認知症高齢者の現状

- 本県の令和2年の認知症高齢者は64～67千人と推定されており、65歳以上人口に占める割合は17.2～18.0%となります。認知症高齢者は今後も増加することが見込まれており、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年には72～78千人、65歳以上人口に占める割合は19.0～20.6%と、高齢者の5人に1人が認知症高齢者になると推計されています。



・認知症高齢者数は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」及び「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業)に基づき推計

①65歳以上人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」による。

②認知症高齢者数は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」及び「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業)に基づく推計による。

(2) サービス提供体制の整備

- 早期に認知症の診断を受け、適切に薬物療法や介護サービスを提供する環境を整えることにより、認知症の進行を遅らせ、在宅での生活を長く続けることが可能となります。しかし、認知症の症状が悪化し、徘徊、暴言・暴力などの行動、心理状況(B P S D)等が生じてから医療機関を受診しているケースが見受けられます。認知症高齢者の多くは身体疾患を有することから、認知症の専門医療機関だけでなく、かかりつけ医や急性期病院、また介護サービス事業所等が連携することが大切です。
- 認知症医療に係る地域の拠点として、鑑別診断や急性期、B P S Dへの対応等の専門医療を提供する認知症疾患医療センターを県内8か所に設置しています。認知症の人が適時適切な医療・介護が受けられるよう、認知症疾患医療センターを拠

点に認知症専門医療機関、大分オレンジドクター（物忘れ・認知症相談医）、認知症サポート医^{※1}、また、認知症地域支援推進員^{※2}、認知症初期集中支援チーム^{※3}、地域包括支援センター、介護サービス事業所等が地域の実情に応じて有機的に連携するための機能の強化が必要です。

- 大分オレンジドクター（もの忘れ・認知症相談医）は、かかりつけ医として認知症の相談に応じ、日常的な診療や専門医への紹介を行っており、最も身近な立場で認知症の人を支える役割があります。また、認知症サポート医は、大分オレンジドクター（もの忘れ・認知症相談医）に対して指導を行うとともに、地域連携の推進役を担っており、今後もその役割が期待されています。
- 認知症初期集中支援チームは、適切な医療・介護サービス等への早期判断・早期対応に向けて支援体制の強化が必要です。
- 入院、外来、訪問等を通じて認知症の人と関わる看護職員は、医療における認知症への対応力を高めるキーパーソンとなることが期待されます。このため、看護職員の認知症対応力を向上させる必要があります。
- 地域の医療機関と日常的な連携機能を有する歯科医療機関や薬局には、認知症の早期発見の役割が期待されています。歯科医師や薬剤師が高齢者と接する中で、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等を適切に行なうことが求められます。
- 認知症の人がいかなる場面においても、必要な医療及び適切なケアを受けることができるよう、広く一般の医療・介護従事者が、認知症の人や家族を支えるための基本的知識と具体的な対応方法を習得することが求められています。

(※1)認知症サポート医:大分オレンジドクターに対して指導を行うとともに、地域連携の推進役となる医師

(※2)認知症地域支援推進員:市町村に配置し、地域の支援機関間の連携づくり、認知症ケアパス・認知症カーフェ・社会参加活動などの地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施する。

(※3)認知症初期集中支援チーム:市町村で組織され、複数の専門家が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

(3) 相談体制の整備

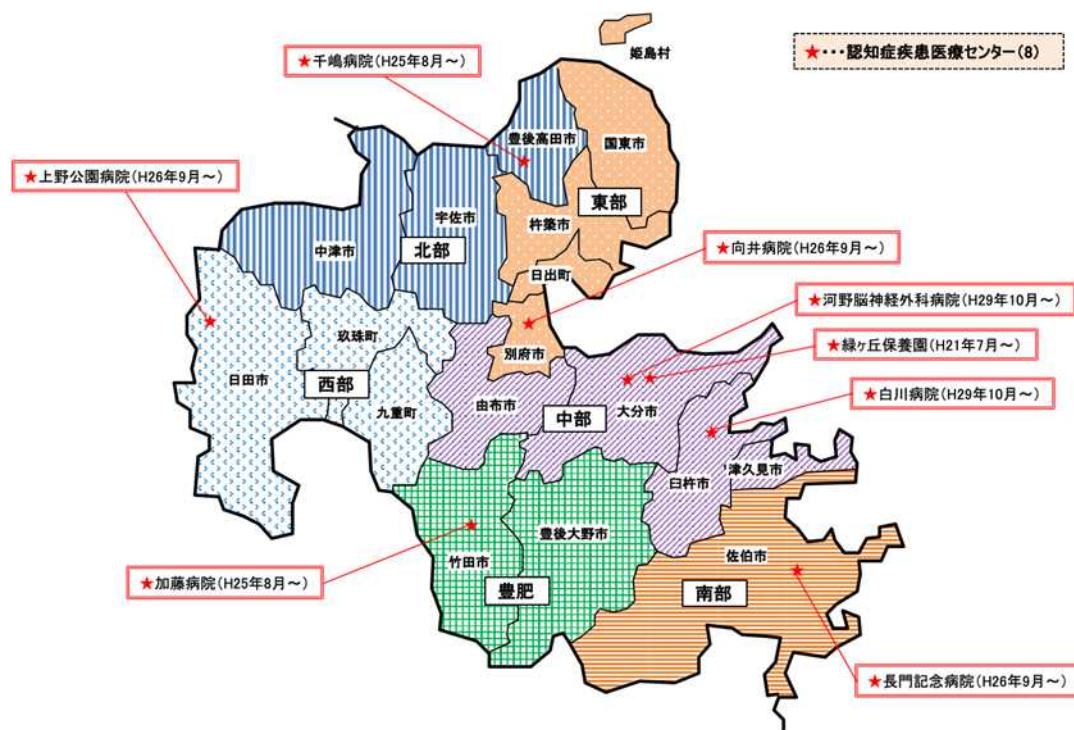
- 認知症当事者である高齢者や若年性認知症の方、その家族は様々な課題や悩みを抱えており、それぞれに対応した相談窓口の整備に加え、相談しやすい環境を整え、広く周知することが必要です。
- 認知症に関する地域の主な相談窓口には、行政のほか、地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）、認知症疾患医療センターなどがあります。また地域には専門職が関わり認知症に関する相談を気軽にできる場が必要です。
- 認知症の人の家族については地域での生活に向けた支援や思いを共有する場の提供が必要です。
- 認知症地域支援推進員は全ての市町村に配置され、地域の実情に応じて認知症の人を支援する体制づくりが進んでいますが、支援体制の更なる強化のため、認知症地域支援推進員への継続的な支援が必要です。
- 若年性認知症については、支援分野が多岐にわたるため、本人や家族の支援をワ

ンストップで行う専門的な相談窓口が必要です。また相談体制の強化に向けた広域的な支援ネットワークづくりを促進することが必要です。

- 認知症の人同士がお互いの経験を話し合い、悩みを相談することで、前向きな気持ちになれることが期待されます。

圏域の設定と状況

- 認知症の医療圏域については、二次医療圏である東部、中部、南部、豊肥、西部、北部の6つに認知症疾患医療センターを8カ所設置しています。



令和5年3月31日現在

- 大分オレンジドクター（もの忘れ・認知症相談医）は、かかりつけ医として認知症の相談に応じ、日常的な診療や専門医への紹介を行っており、最も身近な立場で認知症の人を支える役割があります。また、認知症サポート医は、大分オレンジドクター（もの忘れ・認知症相談医）に対して指導を行うとともに、地域連携の推進役を担っており、今後もその役割が期待されています。

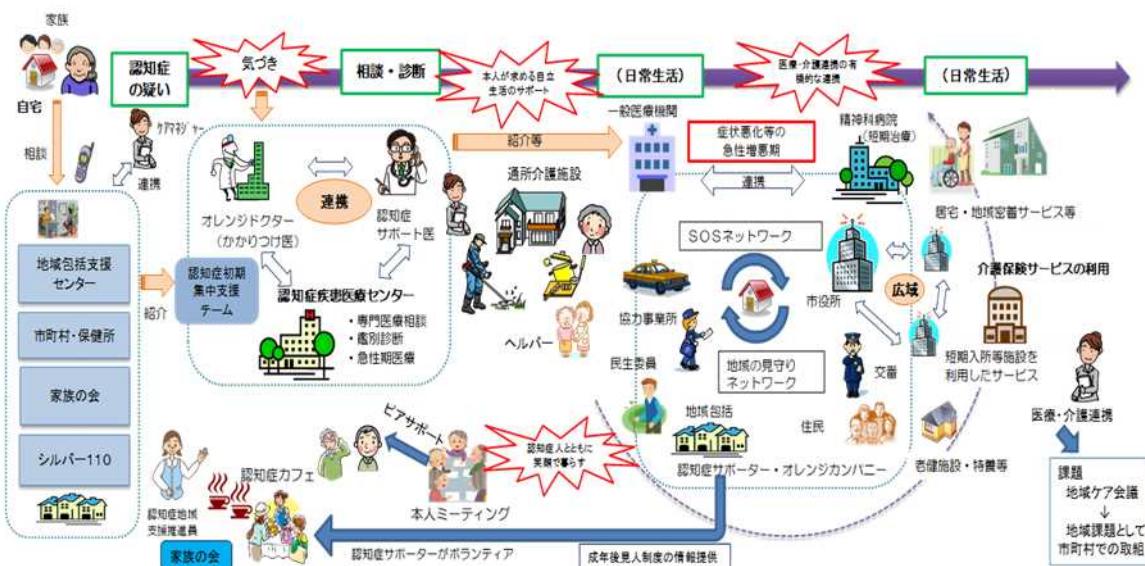
	調査時点	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部
認知症サポート医数	R5.3.31	20	35	7	6	7	13
大分オレンジドクター数 (もの忘れ・認知症相談医)	R5.3.31	100	232	24	27	35	83

今後の施策

(1) サービス提供体制の整備

- 早期の相談・医療受診等を推進するため、認知症に関する相談窓口や医療提供体制に関する情報等について、各関係機関やおおいた認知症情報サイトおれんじ等を通じて周知します。
- 認知症に関する医療・介護連携のマネジメントを行うために、市町村による認知症情報連携ツールの作成^{※1}を推進します。
- 認知症疾患医療センター連携会議の開催等を通じ、認知症疾患医療センターが基点となった地域の医療及び介護関係機関の有機的な連携を推進し、認知機能低下のある人や認知症の人の早期発見・早期対応の体制を強化します。
- 大分オレンジドクター(物忘れ・認知症相談医)及び認知症サポート医を対象に、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図るための研修会を行います。
- 認知症初期集中支援チームの先進的な活動事例の横展開を行うとともに、チームの質の評価や向上の方策について検討する場を推進します。
- 認知症の人に対する看護管理者の対応力の向上を図るため、行動・心理症状やせん妄等に関する知識、アセスメント、ケア、院内外の連携等について習得するための研修を引き続き実施します。
- かかりつけ機能に加えて地域の医療機関と日常的に連携する歯科医師や薬剤師の認知症対応力を向上させるための研修を引き続き実施します。
- 介護サービス従事者の認知症介護の質の向上を図るため、認知症介護指導者養成研修、介護実践リーダー研修、及び介護実践者研修などを引き続き実施します。

(※1)認知症情報連携ツール:認知症の人が医療機関を受診したり、介護サービスを受けたりする際にスマートな連携ができるよう情報共有の推進を図るために活用される連携シート



(2) 相談体制の整備

- 認知症に関する情報を一元的に発信するサイト「おおいた認知症情報サイトおれんじ」等を通じて、認知症に関する正しい知識や各種相談窓口をわかりやすく周知します。
- 市町村等によるオレンジカフェ（認知症カフェ）の設置を促進します。

- 認知症の人の家族に対する相談窓口である、「公益社団法人 認知症の人と家族の会」が行う電話相談や交流会の開催などを支援します。
- 各市町村の地域の実情に応じて、認知症の人を支援する体制を構築、強化するため、各市町村の認知症地域支援推進員への定期的な情報共有会議の開催や活動事例集の作成等の継続的な支援を行います。
- 若年性認知症の人へ切れ目無い支援に向けて、若年性認知症支援コーディネーター設置による相談体制の整備を行うとともに、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター等と連携した広域的な支援ネットワークづくりを促進します。
- 認知症の診断を受けた本人及びその家族に今後の生活に安心感を与えるために認知症ピアサポーターの活動を推進します。

認知症の人と家族に対する相談支援体制

相談機関名	内 容
公益社団法人 認知症の人と家族の会 大分県支部 ○電話相談：097-552-6897（相談無料） 10：00～15：00（火～金）	つどい（面談相談） 電話相談 広報誌の発行 認知症への理解を進める啓発事業

若年性認知症に関する相談支援体制

相談窓口	内 容
若年性認知症支援コーディネーター ○人員：2名 ○電話相談：097-583-0955（相談無料） 10：00～15：00（火～土） ○メールフォーム：隨時	受診・診断後のサポート 就労を続けるための支援 各種手続きの窓口へのつなぎ

(目標)

項目	現 状	目 標 (令和11(2029)年度)
認知症疾患医療センターにおけるかかりつけ医・地域包括支援センター等との連携件数※ ¹	1,843件/年	2,000件/年
認知症初期集中支援チームの介入により医療・介護サービスにつながった人の割合※ ²	61.0%	71.0%

(※1) 出典：認知症疾患医療センター事業実施状況調査

(※2) 出典：国認知症総合支援事業等実施状況調べ

第8節 小児医療

現状及び課題

- 本県の令和4年の「乳児死亡率」は、出生千人当たり 1.5 となっており、全国平均 1.8 を下回っています。
- 本県の最近5年間の死亡率の平均値を年齢階級別にみると、0歳以上5歳未満の人口 10万人当たりの死亡率は 40.7 で、そのうち心疾患やがんなどの病気による内因死亡が 36.4、事故や外傷などの外因死亡が 4.3 となっており、この年齢層では約9割が内因死亡となっています。
また、5歳以上10歳未満では 6.2 で、そのうち内因死亡が 5.3、外因死亡が 0.9 となっています。
さらに、10歳以上15歳未満では 6.1 で、内因死亡が 2.0、外因死亡が 4.1 となっています。5歳以上15歳未満の年齢層では、外因死亡が約7割となっています。

(1) 安心してこどもを産み、健康で元気なこどもが育つために、家族を支援する体制

- 少子化、核家族化、夫婦共働きといった社会情勢や家庭環境の変化により、子どもの急病時の対応等について相談・支援ができる体制が求められています。
このため、子どもの急病時の相談対応を行う、大分県こども救急電話相談事業（#8000）を大分県小児科医会と連携して実施しています。

(2) 小児患者に対し、その症状に応じた対応が可能な体制

- 地域の実情に応じて、県単事業（小児初期救急医療体制整備事業）、国庫補助事業（小児初期救急センター運営体制支援事業）及び地域医療介護総合確保基金事業（小児救急医療支援事業、小児救急医療拠点病院運営事業）を活用した初期、二次の小児救急医療体制が整備されています。
しかしながら、小児科医師の不足や地域偏在から、十分な小児救急医療体制が整備できていない地域もあります。
- 平成17年12月22日付け厚生労働省医政局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について」（以下「集約化重点通知」という。）、平成18年6月日本小児科学会理事会中間報告「小児医療提供体制の改革ビジョン」（以下「改革ビジョン」という。）及び「中核病院小児科・地域小児科センター登録事業」に基づき、救急医療のみならず一般の医療も視野に入れながら、小児の医療体制を構築する必要があります。
- 小児慢性特定疾病患者に対する支援として、長期にわたって支援が必要な小児慢性特定疾病について、医療費の公費負担を行っています。
近年では、小児期医療の進歩により、成人期を迎える患者が増加しています。
そのため、成人期における適切な疾病管理に向けて、医療機関間・関連診療科間の連携や移行（トランジション）、及び患者自身のセルフケア技術の獲得等の自立支援の強化が求められています。
- 医療技術の進歩等を背景として、N I C U 等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障

がい児（医療的ケア児）が増加していることから、その心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野が連携して支援する体制を整備することが必要です。

- 障がいのある子どもの障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の自立と社会参加を促進するためには、早期からその障がいに応じた適切な支援を行うことが大切です。
- 発達障がい児や児童・思春期精神疾患患者については増加傾向が見られるものの、対応可能な医療機関が十分ではないことから、支援する体制を整備することが必要です。

（3）地域の小児医療が確保される体制

- 本県では、平成14年8月に小児救急医療体制整備専門部会を立ち上げ、大分県小児科医会、大分大学医学部小児科、関係市町村の協力を得て、小児医療提供体制の整備を図ってきました。
- 小児科医の不足や地域偏在から、一部の医療圏では夜間や休日に圏域内で対応できない地域がありますが、大分大学医学部小児科、二次救急病院、大分県小児科医会の協力により、県中心部の病院で対応しています。

しかしながら、現在の小児救急医療体制は、開業小児科医師や病院に勤務する小児科医師の献身的な就労実態により支えられており、小児医療を安定的・継続的に提供するためには、病院小児科医師等の勤務環境を、早急に改善する必要があります。

このため、県では、短時間正規雇用支援事業を実施し、女性医師の出産・育児等と勤務との両立支援を行うとともに、小児科医の負担軽減を図るため、かかりつけ医を持つことやできる限り時間内受診することの必要性などについて普及啓発を行い、小児医療の現状についての理解や協力を求めるなど、勤務環境の改善に努めています。

（4）災害時を見据えた小児医療体制

- 災害時に適切な小児医療を提供できる体制の整備が必要となっています。
また、平時や災害時における小児医療を提供できるネットワーク体制を整備する必要があります。
- 災害時における小児・周産期医療体制の強化を図るため、災害時小児周産期リエゾン活動要領を策定しています。また、多様化する災害リスクに備えるため、災害時小児周産期リエゾンを継続して養成していく必要があります。

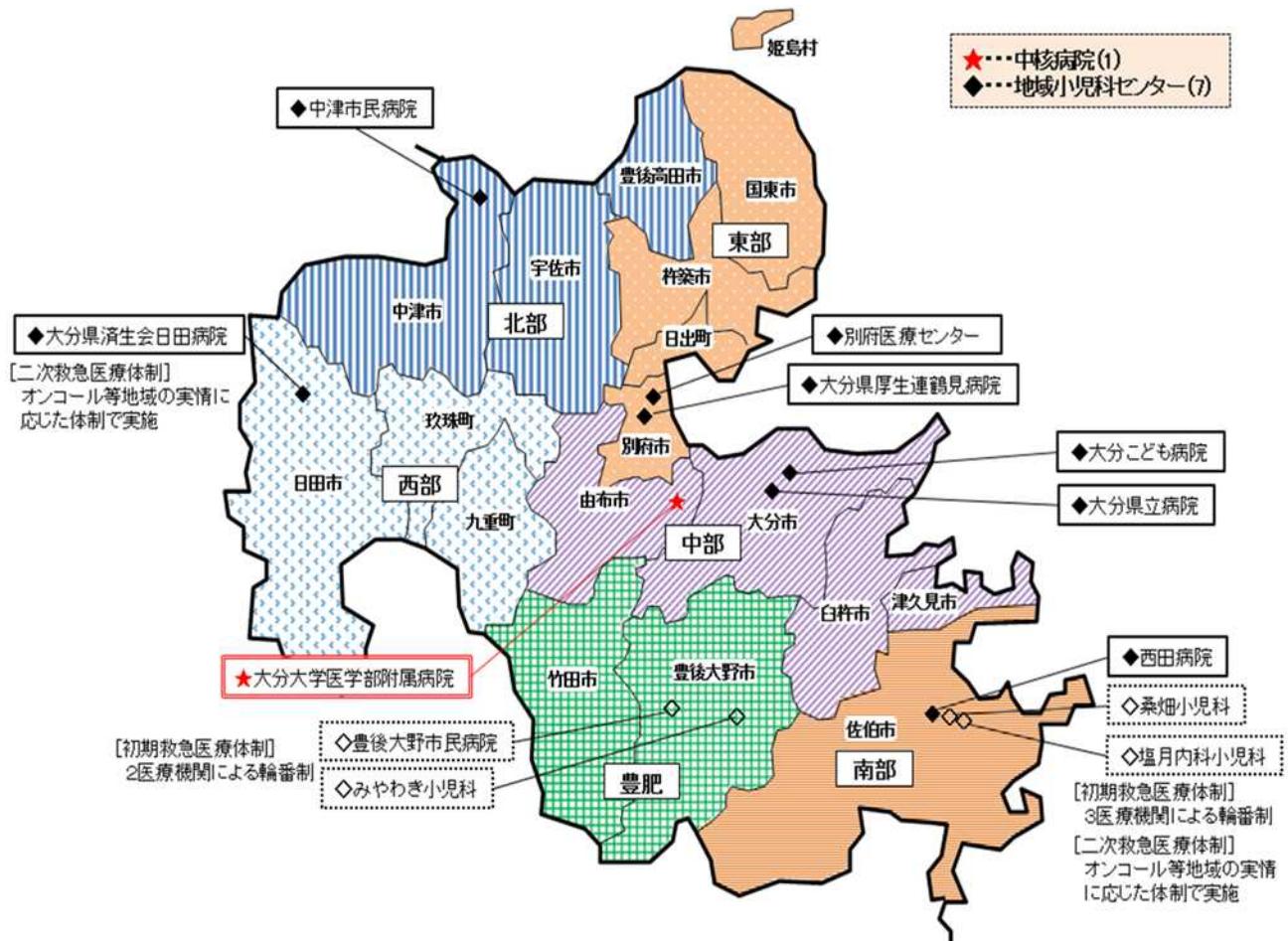
（5）新興感染症まん延時の小児医療体制

- 新型コロナウイルス感染症の流行においても、小児医療を継続的に提供するため、小児や医療的ケア児の入院調整コーディネーターを選任し、入院が必要な小児患者が適切に入院できる体制を構築しました。
- こうした新型コロナウイルス感染拡大時の対応を踏まえ、平時から、新興感染症の発生・まん延時においても小児医療を継続的に提供できる体制について、小児医療対策協議会等で協議する必要があります。

圏域の設定と状況

- 小児医療圏域については、二次医療圏である東部、中部、南部、豊肥、西部、北部の6つの医療圏とします。

	調査時点	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部
一般小児医療を担う診療所数	R2年	9	27	1	1	3	7
一般小児医療を担う病院数	R2年	6	13	1	3	2	4
地域小児科センター数	R6.1.1	2	2	1	0	1	1



令和6年1月1日現在

今後の施策

- (1) 安心してこどもを産み、健康で元気なこどもが育つために、家族を支援する体制
 - こどもの事故防止や乳幼児突然死症候群予防対策、予防接種の意義について、保護者、保育関係者等に対し、広報・普及啓発等を行います。
 - 乳幼児の疾患の早期発見や障がい児の早期療育を行うため、乳幼児健康診査の質の向上を図るとともに、関係機関の連携による身近な地域での支援体制の充実を図ります。
 - こどもの急病時の対応を支援するため、大分県小児科医会の協力を得て、大分県こども救急電話相談事業（#8000）を実施していますが、今後は、応答率等を確認し、回線数を増やすなどの改善の必要性を適宜検討します。

- 市町村や関係施設と連携して病気のため保育所等での保育が困難なこどもを、病院・診療所等で預かる「病児保育」の充実を図ります。

(2) 小児患者に対し、その症状に応じた対応が可能な体制

- ① 初期小児救急医療体制
 - 地域の小児科診療を行う診療所及び病院が連携して、休日・夜間の小児初期救急医療体制を確保する取組を支援します。
- ② 一般小児科病院・地域振興小児科病院^{*1}(改革ビジョンで規定されるもの。また、集約化重点通知の「連携病院」に相当するもの)
 - 身近な地域内で日常的な小児医療を受診することができ、また、夜間・休日はオンコール体制で対応可能な範囲内の入院病床を設置して小児初期救急にも対応できるよう、一般小児科病院・地域振興小児科病院において小児科診療が確保できる取組を支援します。
- (※1) 地域振興小児科病院とは、小児中核病院又は地域小児科センターがない医療圏において、最大の病院小児科のことをいう。
- ③ 地域小児科センター(改革ビジョンで規定されるもの。また、集約化重点通知の「連携強化病院」に相当するもの)
 - 一般の小児医療を行う医療機関では対応が困難な小児専門医療を実施するとともに、入院を要する小児救急医療を24時間365日体制で実施する地域小児科センターとして、大分大学医学部附属病院、大分県立病院、大分こども病院、中津市民病院、別府医療センターを指定します。これらの病院が、小児科の診療を確保・充実させる取組を支援します。
 - 大分大学医学部附属病院、大分県立病院等は、救急型とN I C U型の両方の機能を持つ地域小児科センターとしての役割を担います。
 - 地域小児科センターが存在しない南部及び西部医療圏については、既存の医療機関による連携や当番制、又は各事業の効果的な組み合わせ等によって、圏域内における小児救急医療体制の整備・拡充を図ります。
- ④ 中核病院(改革ビジョンで規定されるもの。また、集約化重点通知の「高次機能病院」に相当するもの)
 - 一般小児科病院・地域振興小児科病院又は地域小児科センターでは対応困難な患者に対する高度専門的な診断・検査・治療を実施する後方支援としての役割を担う中核病院として、大分大学医学部附属病院を指定します。
- ⑤ 小児慢性特定疾病患者に対する支援体制
 - 医療給付を適切に行い、患者家族の経済的負担の軽減を図っていきます。また、医療機関の連携による地域での支援を継続していきます。
 - 小児医療機関と成人医療機関や関連診療科間の連携により、移行期医療の推進と自立支援に向けた支援の充実を図ります。
- ⑥ 医療的ケア児に対する支援体制
 - 24時間365日体制で対応できる機能強化型訪問看護ステーションの整備を進めるとともに、医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ります。
 - 医療的ケアが必要な障がい児等に対して、医療的ケア児支援センターが、相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供及び研修の実施等を推進します。

- 地域において包括的な支援が受けられるように、医療的ケア児等コーディネーターを中心に保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。
- ⑦ 発達障がい児に対する支援体制
- 早期発見から早期の相談支援につながるよう、市町村が実施する5歳児健診や発達相談会に専門医の派遣を行います。
 - 発達障害の診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、発達障害に対応可能な医療機関の増加を図ります。
- ⑧ 児童・思春期精神疾患患者等に対する支援体制
- 児童・思春期精神疾患や小児心身症の患者に対し、必要な医療が提供できるよう、対応可能な医療機関の増加に努めます。

(3) 地域の小児医療が確保される体制

- 救急医療体制や広域救急医療体制の整備等により、小児患者を含めた救急患者の受入体制の充実を図ります。
- 短期、長期の小児科医師確保対策を通じて、一般小児科病院・地域振興小児科病院における小児科医師の継続的・安定的な確保を図るとともに、地域小児科センターが後期研修医を確保する取組を支援します。
- また、保護者等に対し、上手な受診の仕方として、かかりつけ医を持つことや、できる限り時間内受診をすることの必要性について、小児救急ハンドブック等を通じて普及啓発を行うことで小児医療の理解や協力を求めるとともに、医師の働き方改革を進め、小児科医への負担軽減を図ります。

(4) 災害時を見据えた小児医療体制

- 災害時小児周産期リエゾン活動要領の普及を図るとともに、必要に応じて活動要領の見直しを行います。また、平時からの訓練等を通じて、災害時に機能する仕組みを構築します。
- 災害時において人工呼吸器等の電源が必要な医療的ケア児の安否確認等を行うネットワークを構築します。

(5) 新興感染症まん延時の小児医療体制

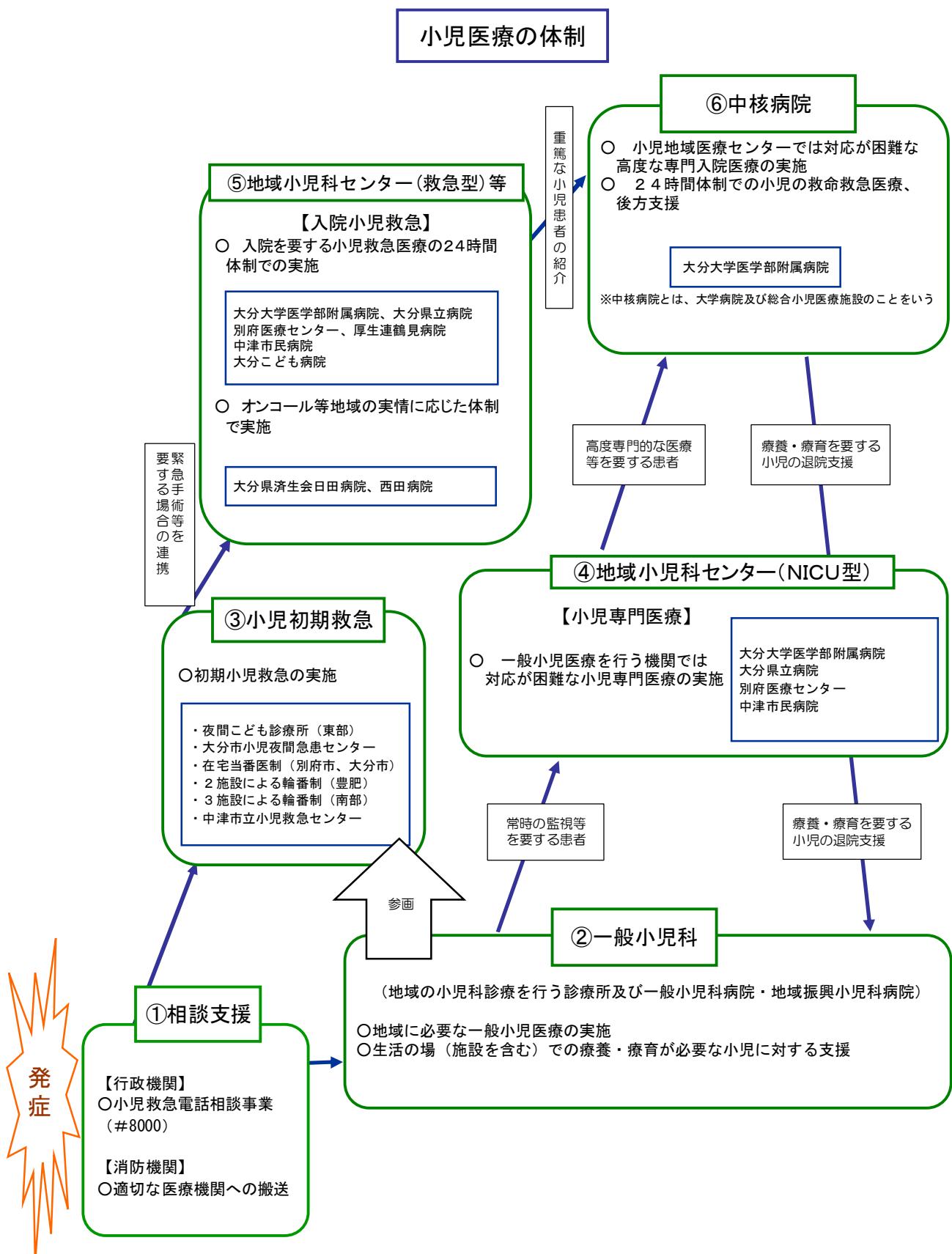
- 新興感染症の発生・まん延時においても、安定した小児医療体制を維持するため、小児医療対策協議会や感染症対策連携協議会等において、小児の医療提供体制を検討します。
- 新興感染症の病原性や重症度等を踏まえ、各医療機関の機能に応じた体制の整備を図ります。

(目標)

項目	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和11(2029) 年度)
小児死亡率（人口10万対） $\frac{\text{平成30年～令和4年死亡数} \div 5}{\text{令和2年人口}}$ 5か年死亡数/5/中間年人口	内因死亡 外因死亡 0-4歳 36.4 4.3 5-9歳 5.3 0.9 10-14歳 2.0 4.1	死亡率の低下
小児の二次救急医療体制の整備率 (整備済医療圏数／医療圏数)	100% (6 / 6)	現状維持
災害時小児周産期リエゾン 任命者数	23	30

(参考指標)

項目	現 状 (令和4年度)
こども救急電話相談（#8000） 相談件数・応答率	(件 数) 10,593 件 (応答率) 55.3%※ ※民間事業者対応分のみ



常勤小児科医師のいる医療機関名簿

(令和5年6月1日現在)

番号	医療圏	市町村	医療機関名	区分
1	東 部	国東市	国東市民病院	病院
2		別府市	大分県厚生連鶴見病院	病院
3		別府市	西別府病院	病院
4		別府市	別府医療センター	病院
5		杵築市	杵築市立山香病院	病院
6		別府市	衛藤小児科医院	診療所
7		別府市	古城小児科医院	診療所
8		別府市	河野小児科医院	診療所
9		別府市	松井小児科医院	診療所
10		別府市	松本小児科医院	診療所
11		別府市	矢田こどもクリニック	診療所
12		杵築市	伊藤小児科循環器科医院	診療所
13		杵築市	友岡医院	診療所
14		日出町	てしまこどもの杜クリニック	診療所
15		日出町	矢野小児科医院	診療所
1	中 部	大分市	大分市医師会立アルメイダ病院	病院
2		大分市	大分健生病院	病院
3		大分市	大分県立病院(小児科)	病院
4		大分市	大分県立病院(新生児科)	病院
5		大分市	大分こども病院	病院
6		大分市	医療法人財団天心堂へつき病院	病院
7		大分市	坂ノ市病院	病院
8		由布市	大分大学医学部附属病院	病院
9		大分市	あんどう小児科	診療所
10		大分市	池永小児科	診療所
11		大分市	石和こどもクリニック	診療所
12		大分市	岩永こどもクリニック	診療所
13		大分市	大分こども療育センター	診療所
14		大分市	大川小児科・高砂	診療所
15		大分市	大在こどもクリニック	診療所
16		大分市	岡本小児科医院	診療所
17		大分市	かきさこ小児科	診療所
18		大分市	かなや小児科医院	診療所
19		大分市	萱嶋医院	診療所
20		大分市	かみぞのキッズクリニック	診療所
21		大分市	かわのこどもクリニック	診療所
22		大分市	坂ノ市こどもクリニック	診療所
23		大分市	しみず小児科	診療所
24		大分市	城南クリニック	診療所
25		大分市	たけうち小児科	診療所
26		大分市	谷村胃腸科・小児科医院	診療所
27		大分市	たまい小児科	診療所
28		大分市	西の台医院	診療所
29		大分市	はら小児科	診療所
30		大分市	藤沢小児科医院	診療所
31		大分市	医療法人藤本育成会ももぞの小児科クリニック	診療所
32		大分市	やまだこどもクリニック	診療所
33		大分市	わかやま・こどもクリニック	診療所
34		大分市	わだこどもクリニック	診療所
35		大分市	立花漢方内科小児科	診療所
36		大分市	府内大橋こどもクリニック	診療所
37		大分市	おおの皮ふ科・小児外科	診療所
38		大分市	せきぐち赤ちゃんこどもクリニック	診療所
39		由布市	新こどもクリニック	診療所
40		由布市	Medical Empowerment Station 陣屋の里	診療所
41		臼杵市	どうぼく児科医院	診療所
1	南 部	津久見市	小宅医院	診療所
2		佐伯市	西田病院	病院
3		佐伯市	桑畠小児科医院	診療所
4	豊 肥	佐伯市	塩月内科小児科医院	診療所
5		豊後大野市	豊後大野市民病院	病院
6		竹田市	竹田医師会病院	病院
7		豊後大野市	みやわき小児科	診療所
8		豊後大野市	三重東クリニック	診療所
9	西 部	竹田市	竹田市立こども診療所	診療所
10		日田市	大分県済生会日田病院	病院
11		日田市	麻生小児科医院	診療所
12		日田市	こじかこどもクリニック	診療所
13		日田市	下飛田小児科	診療所
14	北 部	玖珠町	長内科小児科胃腸科医院	診療所
15		中津市	中津市立中津市民病院	病院
16		宇佐市	佐藤第二病院	病院
17		豊後高田市	高田中央病院	病院
18		中津市	井上小児科医院	診療所
19		中津市	加来小児科	診療所
20		中津市	さがら小児科	診療所
21		中津市	のまさ小児科	診療所
22		宇佐市	くまのみどう小児科	診療所
23		豊後高田市	ながまつ内科・小児科クリニック	診療所

大 分 県 計 (19病院、59診療所、計78医療機関)

現状及び課題

(1) 周産期医療体制の整備

- 本県の令和4年の出生数は、6,798人で、前年の7,327人より529人減少しており、平成23年以降、減少し続けていますが、晩婚化の進行に伴う高齢出産などのハイリスク妊娠や低出生体重児（2,500g未満）などのハイリスク新生児が増加しています。
 - 令和4年の「周産期死亡率」は3.8（全国平均3.3）で、その内訳である「妊娠満22週以後の死産率」及び「早期新生児死亡率」については、3.4（全国平均2.7）及び0.4（全国平均0.6）となっており、特に「妊娠満22週以後の死産率」が、平成20年以降は全国平均より高い傾向となっています。
 - また、「新生児死亡率」については、令和4年は0.4（全国平均0.8）と全国平均を下回っているものの、平成18年以降は全国平均を概ね上回って推移していることから、それらの改善が求められています。
 - 本県では、将来にわたり安定的に地域の周産期医療を供給できる体制を構築するため、二次施設（周産期母子医療センター）を中心とした3つの周産期医療圏域※を設定しています。
- （※）周産期医療圏域の詳細は、91ページ参照
- 令和5年12月1日現在、産科を有する医療機関、助産所（以下「地域周産期医療関連施設」という。）はそれぞれ25か所、2か所で、そのうち、主にハイリスク妊産婦や新生児の医療を行う周産期母子医療センターは4か所となっていますが、近年、産科医の減少や高齢化等により、分娩の取扱を休止したり、廃業する施設があり、引き続き、状況を注視する必要があります。
 - 総合周産期母子医療センターのMFICU（母体胎児集中治療室）及びNICU（新生児集中治療室）の各病床数は、6床及び12床、また、周産期母子医療センターのNICUの病床数は、24床となっています。

周産期母子医療センターの状況

施設名	位置付け (指定又は認定日)	所在地	産科病床数		新生児科病床数	
			(再掲) MFICU		(再掲) NICU	
大分県立病院	総合周産期 母子医療センター (平成17年4月1日指定)	大分市	床 25	床 6	床 36	床 12
大分大学医学部 附属病院	地域周産期 母子医療センター (平成30年6月29日認定)	由布市	(※1) 36	—	12	6
別府医療センター	地域周産期 母子医療センター (平成20年7月23日認定)	別府市	(※1) 35	—	9	3
中津市立 中津市民病院	地域周産期 母子医療センター (平成22年12月1日認定)	中津市	床 34	—	7	3
計			(※1) 130	6	64	24

（※1）婦人科病床を含む病床数

令和5年4月1日時点

- これら周産期医療体制の整備等、周産期医療に係る諸問題を協議するため、周産期医療関係者から成る大分県周産期医療協議会及び大分県周産期医療協議会専門部会を設置しています。

◎出生数の状況

年	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
出生数(人)	8,200	7,624	7,582	7,327	6,798
出生率(%)	7.2	6.8	6.8	6.6	6.2

資料:厚生労働省「人口動態統計」

◎合計特殊出生率の状況

年	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
大分県	1.59	1.53	1.55	1.54	1.49
全 国	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

資料:厚生労働省「人口動態統計」

◎35歳以上の母親から生まれた子どもの数の状況

年	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
実 数(人)	2,172	1,970	2,073	1,974	1,822
割 合(%)	26.5	25.8	27.3	26.9	26.8

資料:厚生労働省「人口動態統計」

◎低出生体重児の状況

年	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
実 数(人)	787	767	724	720	594
割 合(%)	9.6	10.1	9.5	9.8	8.7

資料:厚生労働省「人口動態統計」

◎周産期死亡率(出産千対)の状況

年	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
大 分 県	3.0	3.9	4.7	3.8	3.8
全 国	3.3	3.4	3.2	3.4	3.3

資料:厚生労働省「人口動態統計」

◎妊娠22週以後の死産率(出産千対)の状況

年	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
大 分 県	2.7	3.4	3.9	2.7	3.4
全 国	2.6	2.7	2.5	2.7	2.7

資料:厚生労働省「人口動態統計」

◎早期新生児死亡率(出産千対)の状況

年	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
大 分 県	0.4	0.5	0.8	1.1	0.4
全 国	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6

資料:厚生労働省「人口動態統計」

◎新生児死亡率(出産千対)の状況

年	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
大 分 県	0.4	0.8	0.9	1.1	0.4
全 国	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8

資料:厚生労働省「人口動態統計」

◎妊産婦死亡数の状況

年	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
大 分 県	0	0	0	0	0
全 国	31	29	23	21	33

資料:厚生労働省「人口動態統計」

◎産婦人科医の状況

年	平成24	平成26	平成28	平成30	令和2
実 数(人)	102	103	90	93	86
県 人口10万対	45.5	47.2	42.1	44.7	43.0
全国人口10万対	40.7	42.2	43.6	44.6	46.7

※人口は15～49歳女性人口

資料:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

◎小児科医の状況

年	平成24	平成26	平成28	平成30	令和2
実 数(人)	162	166	167	178	170
県 人口10万対	105.9	110.7	115.2	126.2	125.0
全国人口10万対	98.7	103.2	107.3	112.4	119.7

※人口は15歳未満人口

資料:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

◎分娩可能な産科医療施設等の数(各年4月1日時点)

年	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
機関数	33	34	31	31	29

資料:「大分県医療政策課調べ」

(2) 周産期救急搬送体制の整備

- ハイリスク症例の早期の搬送のため、周産期母子医療センターの空床情報をWEB上で閲覧できる「大分県周産期医療情報システム」を運用しています。
- 各消防本部が実施する地域周産期医療関連施設への救急搬送については、大分県救急業務協議会で策定した「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」に基づき行っています。

(3) 周産期における災害対策

- 災害時における小児・周産期医療体制の強化を図るため、災害時小児周産期リエゾン活動要領を策定しています。
- 多様化する災害リスクに備えるため、災害時小児周産期リエゾンを継続して養成していく必要があります。

(4) 新興感染症の発生・まん延時における体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の流行においても、安定した周産期医療体制を維持するため、大分県周産期医療協議会等において、妊産婦の受入れ体制を構築しました。
- また、新型コロナウイルス感染症陽性妊婦の分娩管理を周産期母子医療センターに集約し、周産期母子医療センターにおいて妊産婦の感染管理とともに、陽性妊婦から生まれた新生児の感染防止と医学管理を行いました。

(5) 周産期メンタルヘルスケア体制の整備

- 育児不安軽減のため、大分県医師会を中心として、妊産婦が産婦人科医からの紹介により小児科医に保健指導を受けることができるペリネイタル・ビギット事業を開展しています。
- 支援が必要な母子を妊婦の段階から抽出し、切れ目なく必要な支援に繋げる仕組みであるヘルシースタートおおいたや精神的リスクのある妊産婦の早期発見を目的とした大分トライアル(周産期メンタルヘルスケア体制の整備事業)を通じて、行政や産科、精神科等と連携した地域のフォローアップ体制を整備しています。

(6) 在宅療養・早期療養の充実

- 周産期母子医療センターのN I C Uの病床数は「周産期医療の体制構築に係る指針」における整備基準を満たしていますが、常に適切な医療が提供できるようにN I C Uからの在宅移行及び在宅療養を促進するための支援体制の強化が課題となっています。
- 総合周産期母子医療センターにN I C Uコーディネーターを配置し、N I C U及びG C U（新生児回復期治療室）と退院後の受け入れ機関の調整を行うことにより、N I C Uの在院日数短縮と早期の在宅療養への移行を推進しています。
- 在宅移行支援に係るスタッフの養成を行うとともに、処遇困難事例の検討等を行うN I C U入院児支援対策検討会議等を開催し、在宅移行を推進する体制を構築しています。

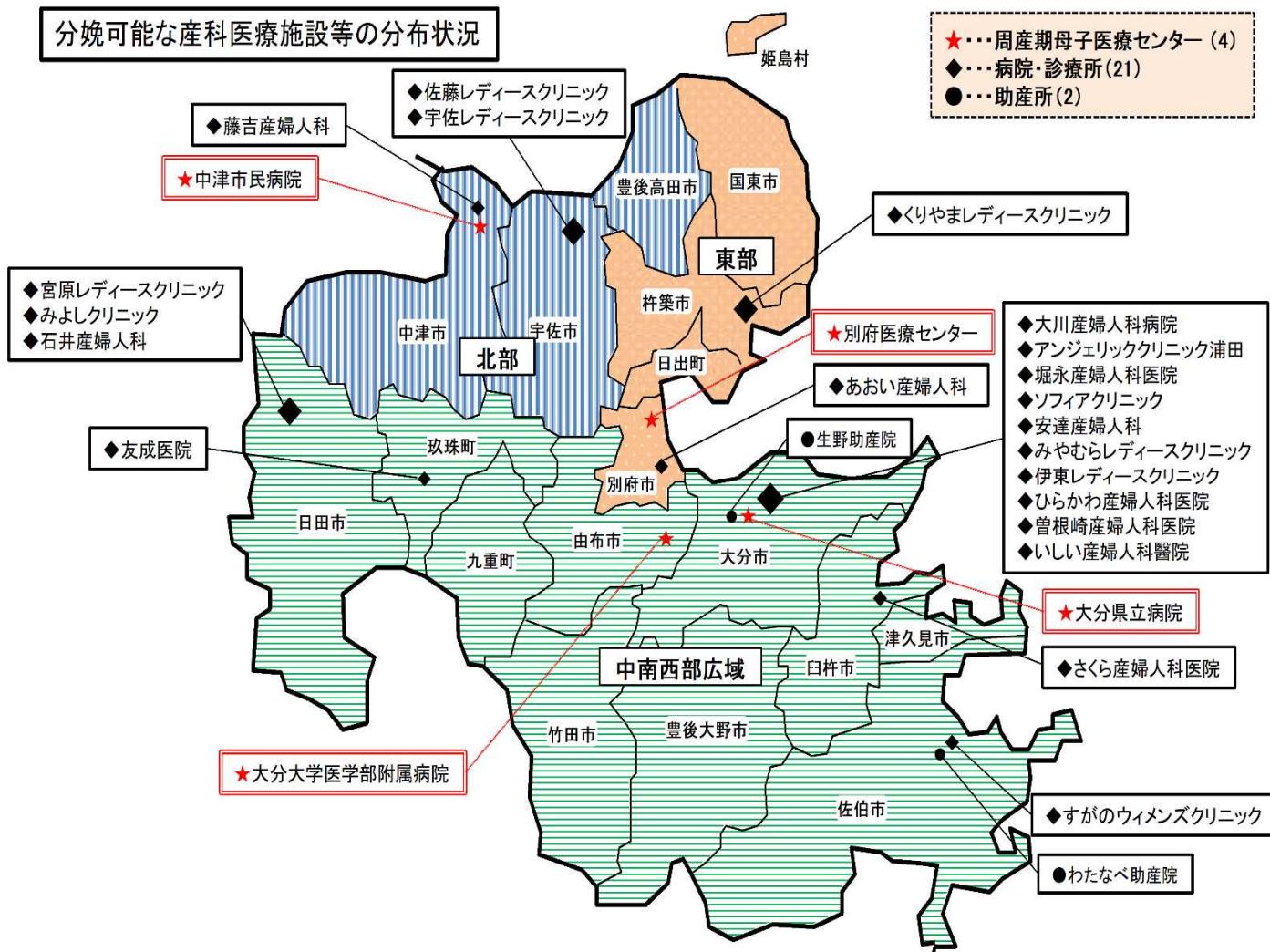
(7) 周産期医療に携わる医師等の勤務環境の改善

- 周産期医療に従事する産婦人科医は、平成28年以降、90人前後で推移しており、地域の中核となる病院等では分娩の取扱を休止しているところもあります。また、令和2年の県内の出生場所は診療所が約78%（全国平均 約46%）を占めており、全国と比較して高く、一次施設で中リスク妊娠も取り扱っている状況にあります。
- 一方、二次・三次施設である周産期母子医療センターでは、正常分娩からハイリスク妊娠まで幅広く受け入れている状況となっており、医師の働き方改革も進む中、産婦人科医、新生児科医をはじめ、助産師、看護師等の確保及び負担軽減が大きな課題となっています。

圏域の設定と状況

- 周産期医療圏域については、別府医療センターを中心とした東部医療圏、大分県立病院・大分大学医学部附属病院を中心とした中南西部広域医療圏、中津市民病院を中心とした北部医療圏の3つの医療圏とします。

	調査時点	東部	中南西部広域				北部
			中部	南部	豊肥	西部	
産婦人科医の数	R2.12.31	9	59	3	2	5	8
小児科医の数	R2.12.31	34	104	5	5	5	17
分娩可能な産科医療施設等の数	R5.12.1	3	14	2	0	4	4
うち、周産期母子医療センターの数	R5.12.1	1	2	0	0	0	1
出生数	R4.12.31	1,002	3,922	304	164	455	951



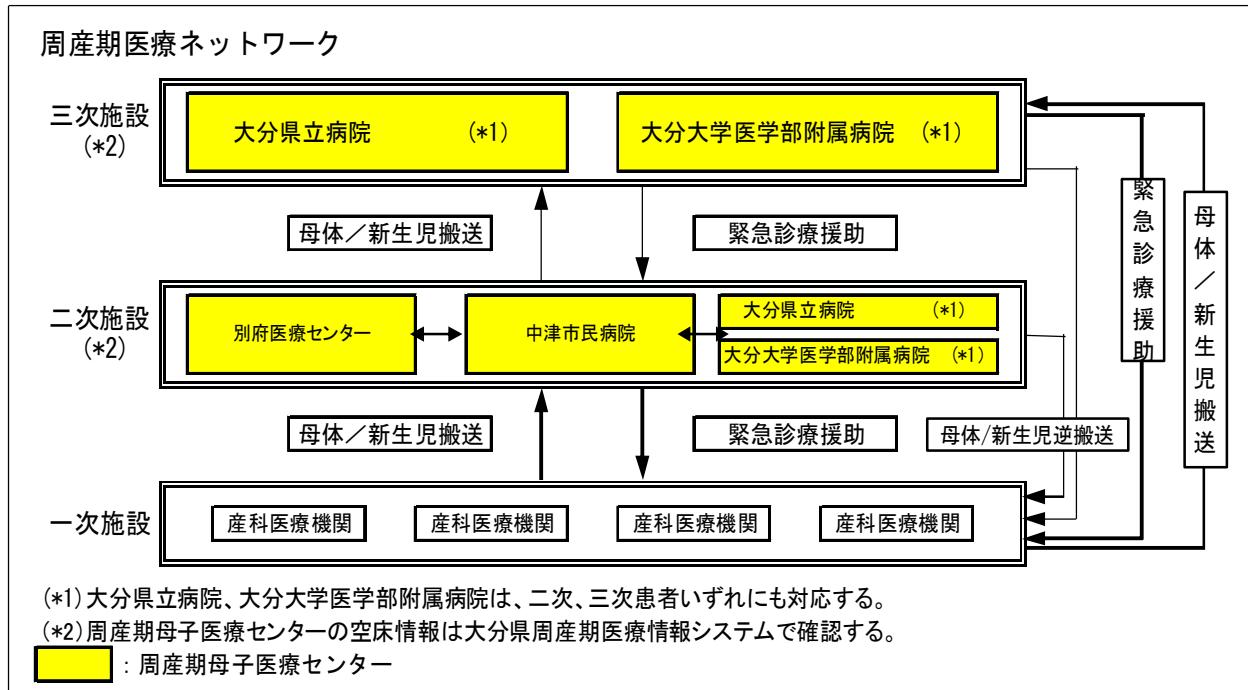
今後の施策

(1) 周産期医療体制の整備

- 引き続き、大分県周産期医療協議会及び大分県周産期医療協議会専門部会を定期的に開催し、周産期医療体制の整備等、周産期医療に係る諸問題を協議します。
- 周産期死亡率及び新生児死亡率の実態把握を行い、その分析等を大分県周産期医療協議会専門部会で行うことで、周産期死亡率等の改善に努めます。
- 地域での周産期医療を安定的に供給できる体制を構築するため、「周産期医療の体制構築に係る指針」に定める病床数及び産婦人科医、新生児科医はじめ、助産師、看護師等の確保を図るとともに、地域周産期医療関連施設に対する支援を行います。
- 分娩の取扱休止や廃業により、産科医療機関までのアクセスが悪化する地域に居住する妊産婦に対して、移動に係る交通費の支援など、アクセスを確保するための対策について引き続き検討します。
- 産科・新生児科・小児科のそれぞれが周産期医療ネットワークを構築し、一次施設、二次施設及び三次施設が相互に連携することで、分娩リスクに応じた医療が提供されていることから、継続して取組を推進します。

(2) 周産期救急搬送体制の整備

- 母体又は新生児の受入医療施設の調整を行う搬送コーディネーターについては、現在の周産期医療ネットワークの中では、設置の必要性がないとの方向性を出していますが、必要に応じて協議を行うこととします。
- 救急搬送をよりスムーズなものとするため、「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の運用状況について検証を行い、適宜、見直しを行います。
- 救急隊員等のスキルアップ向上を目的とした「新生児蘇生法講習会」、妊産婦死亡率の一段の低下を目的とした「日本母体救命システム普及協議会」による講習会について周知するとともに、その受講を促進します。
- 三次施設は、常時ハイリスク症例を受け入れられるように努めるとともに、三次施設での受け入れが困難な場合は、二次施設のいずれかで受け入れられるよう、総合周産期母子医療センターが連絡調整及び協力要請を行います。また、高次施設への搬送では母体・胎児や新生児の救命が困難と想定される超緊急症例等に対応するため、高次施設から一次施設・二次施設への緊急援助体制の維持を図ります。



- 地域によっては県境を越えたハイリスク妊婦・新生児の搬送や受入れも想定されますが、現在、その体制が明確に整備されていないため、県境を越えた搬送及び受入れについて実態把握を行うとともに、隣県との連携を図ります。

(3) 周産期における災害対策

- 災害時小児周産期リエゾン活動要領の普及を図るとともに、必要に応じて活動要領の見直しを行います。
- 平時からの訓練等を通じて、災害時に機能する仕組みを構築します。

(4) 新興感染症の発生・まん延時における体制の整備

- 新興感染症の発生・まん延時においても、安定した周産期医療体制を維持するため、大分県周産期医療協議会や大分県感染症対策連携協議会等において、特に配慮が必要な妊産婦や新生児の医療提供体制を構築します。
- 新興感染症の病原性や重症度等を踏まえ、各地域周産期医療関連施設の機能に応じた体制の整備を図ります。

(5) 周産期メンタルヘルスケア体制の整備

- 引き続き、ペリネイタル・ビジット事業、ヘルシースタートおおいた及び大分トライアル（周産期メンタルヘルスケア体制の整備事業）に取り組みます。

(6) 在宅療養・早期療養の充実

- 周産期母子医療センター等を退院する未熟児や慢性疾患児等が在宅で療養できる体制を整備するため、主治医・療育機関・保健所・市町村等の連携を強化します。
- 周産期医療・在宅療養にかかる職員のスキルアップを目的とした研修会等の開催や関係機関との課題検討会議により支援体制の強化を図ります。

(7) 周産期医療に携わる医師等の勤務環境の改善

- 医師の確保については、「大分県医師確保計画」において定めることとします。
- 周産期医療圏の中核となる周産期母子医療センターの医師等の勤務実態を把握し、必要な支援を行います。

(目標)

項目	現状	目標 (令和 11 (2029) 年度)
周産期死亡率 5年間周産期死亡数 ÷ (5年間出生数 + 5年間妊娠満22週以後の死産数) × 1,000	3.9 (全国 3.3) (平成30年～令和4年までの5年間) ※小数第二位以下は四捨五入	恒常的に 全国平均以下
新生児死亡率 5年間新生児死亡数 ÷ 5年間出生数 × 1,000	0.7 (全国 0.8) (平成30年～令和4年までの5年間) ※小数第二位以下は四捨五入	全国平均以下
災害時小児周産期リエゾン 任命者数	23 (令和4年度末)	30

現状及び課題

(1) 病院前救護体制の整備

県では、病院前の救護体制を確立し、救命率の向上を図るために、救急救命士に対する指示体制や救急活動の事後検証体制等のメディカルコントロール体制^{※1}を検討する「大分県救急業務協議会」を設置しています。

救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大等救急業務の高度化を図るために、今後ともメディカルコントロール体制を充実していく必要があります。

また、メディカルコントロール体制のもとに適切な観察と判断等を行い、地域の特性と患者の重症度・緊急性に応じて搬送手段（ドクターカー、防災ヘリ、ドクターヘリ等）を選択し、適切な医療機関に直接搬送できる体制の整備が必要です。

（※1）消防機関と医療機関との連携により、①救急隊が現場からいつでも迅速に医師に指示、指導、助言を要請できる、②実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について医師による事後検証を行い、その結果を再教育に活用する、③救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行う体制をいう。

① 救急救命士の育成

○ 救急救命士の業務については、平成15年4月から包括的指示による除細動の実施、平成16年7月から気管内チューブによる気道確保の実施及び平成18年4月からアドレナリン投与の実施（いずれも医師の具体的指示によるもの）、平成21年4月からアナフィラキシーショックに対するアドレナリン（エピネフリン）投与の実施が可能になっています。

また、平成26年4月から心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与（医師の具体的指示によるもの。以下「ショックへの輸液・ブドウ糖投与」という。）が可能になるなど、その業務は拡大しています。

○ 大分県救急業務協議会では、気管内チューブによる気道確保及びショックへの輸液・ブドウ糖投与の実施が可能な認定救急救命士を育成しています。令和5年4月1日現在、気管内チューブによる気道確保が可能な認定救急救命士数は272名、ショックへの輸液・ブドウ糖投与が可能な認定救急救命士数は445名となっています。また、他の救命士の指導を行う指導救命士の認定も行い、令和5年4月1日現在、59名の指導救命士を認定しています。

② 指示及び事後検証体制

○ 大分県救急業務協議会の下に、「大分県メディカルコントロール協議会」を設置して、救急隊員が24時間医師に指示、指導、助言を要請できる体制を整備しています。

○ 県内を8ブロックに分け、各地域で事後検証会議を実施しています。

③ その他

○ 令和4年4月1日現在、県内の14消防本部に65台の高規格救急自動車が導入されています。

○ 令和4年4月1日現在、県内救急隊60隊のうち、救急救命士を配置して

いるのは、60隊となっています。

- 傷病者の搬送及び医療機関による受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、平成23年3月に、傷病者の状況把握や搬送先医療機関の選定などについて定めた「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」を策定しています。
- 救急需要が増加傾向にある中、国では、救急車の適時・適切な利用や救急医療機関の受診の適正化を図るため、急な病気やけがにより、救急車を呼ぶべきか、今すぐ病院に行くべきか迷ったときに、救急車要請の要否や適切な診療科目、診察可能な医療機関等を相談者に電話でアドバイスを行う救急安心センター事業（#7119）の導入を推進しています。
- 高齢者救急は増加し、救急搬送に占める高齢者の割合は増加傾向にあります。また、救急隊が心肺停止傷病者的心肺蘇生を望まないと伝えられる事案の対応について、多くの消防本部で課題として認識されています。

（2）救急医療体制の整備

医療提供体制が希薄となる休日及び夜間における救急医療体制を確保するため、軽症患者の医療を確保するための「初期救急医療」、手術や入院が必要な重症患者の医療を確保するための「第二次救急医療」、頭部外傷等の重篤患者の医療を確保するための「第三次救急医療」と、体系的な救急医療体制の整備を推進しています。

この救急医療体制を維持していくためには、医療機関、搬送機関及び県民の協力が不可欠であり、また、初期から二次・三次へと後方病院につなぐ体制に加え、三次から二次・初期へと在宅生活につなぐ体制の整備が必要です。

① 初期救急医療体制

- 初期救急医療体制は、外来診療で比較的軽症な患者を受け入れるための体制です。
- 16の郡市医師会が「在宅当番医制」及び「休日当番医制」などを実施するとともに、7郡市医師会等が「夜間在家当番医制」などを実施しています。
- 別府口腔保健センター（別府市歯科医師会）による「休日等歯科診療所」の運営のほか、他の圏域において休日等の「歯科在宅当番医制」を実施しています。

② 第二次救急医療体制

- 第二次救急医療体制は、初期救急医療施設や救急搬送機関との連携により、休日及び夜間における重症患者を受け入れるための体制です。
- 地域の実情に応じて、病院群輪番制病院（7医療圏38施設）及び共同利用型病院（3医療圏3施設）で実施しています。
- その他、救急医療体制として、救急病院等を定める省令に基づき、県知事が認定した救急告示病院等があります。
- 休日や夜間に、第二次救急医療施設に患者が集中することなどにより、地域の中核的病院の医師が疲弊し、その結果、医師不足に拍車をかけ、圏域内での第二次救急医療体制に影響を与えることが懸念されます。
- 市町村などの協力のもと、県民に対する救急医療施設の利用に当たっての配慮についての啓発が必要となっています。

③ 第三次救急医療体制

- 第三次救急医療体制は、初期及び第二次救急医療施設等との連携のもと、脳卒

中、急性心筋梗塞や、重症外傷等の複数の診療領域にわたる重篤患者に対し、高度な専門的医療を総合的に実施するための体制です。

- 本県の救命救急センターは、昭和 53 年度に指定した大分市医師会立アルメイダ病院、平成 20 年度に指定した大分大学医学部附属病院、大分県立病院及び国家公務員共済組合連合会新別府病院の 4 病院となっています。そのうち、大分大学医学部附属病院については、平成 25 年 10 月に高度救命救急センターに指定しました。

④ 広域救急医療体制の整備

- 防災ヘリ「とよかぜ」の救急搬送業務を充実させるため、医療用資機材を整備するとともに、平成 18 年 11 月に救急業務出動基準を、令和 2 年 4 月に大分県（標準）救急活動プロトコールの一部として「大分県防災航空隊救急救命処置引継要領」を定め、出動要請の円滑化や搬送中の処置の適正化を図っています。併せて令和 5 年 4 月より搬送中の処置について医師を交えて検証を行い、今後の搬送に生かす仕組みである事後検証ブロックに防災航空隊ブロックを創設しました。
 - また、平成 18 年 4 月には、福岡県が導入している※1 救急医療用ヘリコプター（ドクターへリ）について、共同運航に関する協定を結び、救急医療施設から遠く離れた地域の救急医療体制の充実を図っています。
- （※1）福岡県ドクターへリは、久留米大学病院高度救命救急センターに配備されており、県内では中津市、日田市、九重町、玖珠町の 4 市町が運航区域です。
- さらに、平成 24 年 10 月には、大分大学医学部附属病院を基地病院とする本県独自のドクターへリの運航を開始し、3 機体制でへき地等の広域救急医療を提供する体制を整備しています。

⑤ I C T を活用した救急医療体制の整備

- 関係機関間の連絡ツールとして、クラウド統合型救急支援システムを導入し、円滑な救急搬送を推進するとともに、救急医療連携システム（Join）を活用し、医師が院外の専門医に助言を求め、診療支援を受けられる体制を整備しています。

（3）救命期後の医療提供体制の整備

- 在宅等での療養を望む患者については、在宅医療の提供に加え、訪問・通所リハビリテーションなどの実施など、社会福祉施設等と連携のうえ、在宅等での包括的な支援を行う体制の確保・充実が必要です。

（4）新興感染症まん延時の救急医療体制

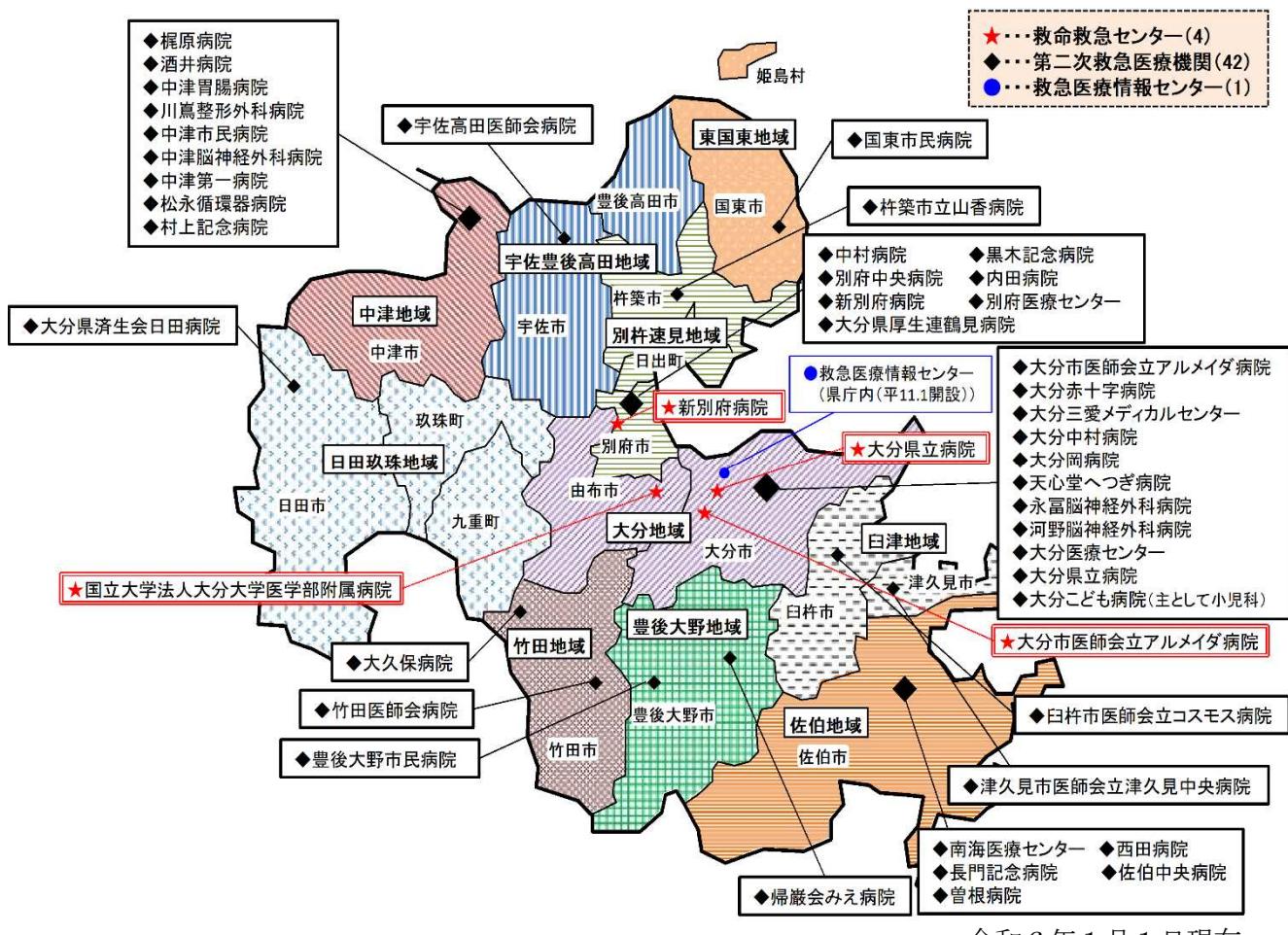
- 新型コロナウイルス感染症の対応においては、流行時の救急医療体制についての各医療機関の役割が十分に具体化されておらず、救急搬送が特定の医療機関に集中するなど、医療提供体制の課題が見られました。
- 特に感染拡大期には、入院患者の急増と医療従事者の感染による人員不足が重なり、一時的に医療負荷が増大しました。そのことが救急医療にも大きな影響を及ぼし、救急患者の受入れが困難になる事案が増加しました。
- こうした新型コロナウイルス感染拡大時の対応を踏まえ、平時から、新興 感染症の発生・まん延時においても救急医療を継続的に提供できる体制について

て、救急医療対策協議会等で協議する必要があります。

圏域の設定と状況

○ 傷病者の救命率の向上を図るためにには、できるだけ身近な医療機関で医療提供を行う必要があるため、救急医療に関する医療圏（以下「救急医療圏」という。）については、高次医療機能を有する医療資源の偏在等地域の実情などを踏まえ、10 医療圏を基本とします。

ただし、第二次救急医療、第三次救急医療については、単一の救急医療圏だけでは完結できない圏域もあることから、大分、別杵速見などによる支援（連携・補完）体制を設定します。



	調査時点	東国東	別杵速見	大分	臼杵	佐伯	豊後大野	竹田	日田玖珠	中津	宇佐豊後高田
救命救急センター	R6.1.1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0
第二次救急医療機関	R6.1.1	1	8	11	2	5	2	2	1	9	1
救急告示病院・診療所	R6.1.1	2	11	17	0	5	3	2	4	7	2

救急医療圏及び救急医療連携体制図

二次医療圏	事後検証 ブロック	救急医療圏	対象市町村及び救急医療体制		
			初期救急医療	二次救急医療	三次救急医療
東部	東部	東 国 東	国東市、姫島村		大分、別杵速見と連携
		別 杵 速 見	別府市、杵築市、日出町		大分と連携
中部	大分	大 分	大分市、由布市		
	由布				
南部	南部	臼 津	臼杵市、津久見市		大分、別杵速見と連携
		佐 伯	佐伯市		大分、別杵速見と連携
豊肥	豊肥	豊 後 大 野	豊後大野市		大分、別杵速見と連携
		竹 田	竹田市		大分、別杵速見と連携
西部	日 田 玖 珠	日 田 玖 珠	日田市、九重町、玖珠町		大分、別杵速見、福岡県久留米地区と連携
北部	北部	中 津	中津市		大分、別杵速見、福岡県北九州地区と連携
		宇佐 豊後高田	宇佐市、豊後高田市		大分、別杵速見、中津と連携

今後の施策

(1) 病院前救護体制の整備

① メディカルコントロール体制の充実強化

- 第二次救急医療施設や救命救急センター等の協力のもと、救急救命士の教育の推進に努めます。
- 各地域ごとに定期的に事後検証会議を開催し、事後検証体制の確立を図ります。
- ドクターカーやドクターへリ等の活用の適否について、救急医療対策協議会等において定期的に検討し、効果的な運用を図ります。
- 傷病者の重症度・緊急性を判断し、的確な処置を行うために、医学的に吟味され救急現場にあった各種判断・処置の基準であるプロトコールを策定し、事後検証結果や処置範囲の拡大などを踏まえ隨時改訂します。
- 「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」を適宜改定し、迅速かつ適切に対応できる体制を整備します。
- 救急時の関係機関間の連絡ツールとして、クラウド統合型救急支援システムを導入し、その普及に努めるとともに、効果的な運用を検討しながら、円滑な救急搬送を推進します。
- 全県一区で119番通報を一元化して受け付ける「おおいた消防指令センター」(消防指令業務共同運用事業)では、緊急性の高い救急現場や多数傷病者が発生した災害現場へのドクターカー、ドクターへリ、DMATの出動要請も一手に行います。要請時には、新たに導入される「映像通報システム」、さらには指令システムの3者通話機能を活用することで、現場と指令センターと医療機関が即座に情報共有が可能となり、迅速な医療資源の現場投入につながり、大分県全体の救命率向上も期待できます。

② その他

- 急性心筋梗塞等により心肺停止となった場合に、患者の近くにいる者が迅速に

対応できるようにすることで、救命率の向上が期待できることから、市町村、関係団体と連携し、心肺蘇生法の講習の充実を図るなど、県民への普及に努めます。

- 救急車の適正利用について、救急の日等を活用した県民への啓発活動に努めます。
- 救急安心センター事業（#7119）は、全国的にも導入が進んでおり、救急搬送体制の負担軽減や救急医療機関の受診の適正化への効果が期待されるため、県内全域での導入に向けた検討を進めます。
- 自らが望む人生の最終段階における医療やケアについて、前もって考え、家族等や医療・ケアチームと話し合い、共有する取組（人生会議）の普及啓発を行うとともに、本人の意思が尊重されるための環境整備を進めます。

（2）救急医療体制の整備

① 初期救急医療体制の整備・充実

- 在宅当番医制等による診療体制の確保に努めます。

② 第二次救急医療体制の整備・充実

- 地域の医師会や第二次救急医療施設の協力のもと、地域の医師や看護師等の確保に努め、すべての救急医療圏での病院群輪番制病院及び共同利用型病院の確保に努めます。
- 初期、第三次救急医療施設及び救急搬送機関との連携を図り、傷病者の重症度・緊急度に応じ、適切な救急医療を地域の実情を踏まえて提供します。

③ 第三次救急医療体制の整備・充実

- 初期・第二次救急医療施設と救命救急センターとの連携を図るとともに、地域の実情に応じて他圏域の第三次機能を有する医療施設との地理的配置等による分担を行うことにより、体制の強化・充実を図ります。
- 救命救急センターをはじめ、救急医療施設の施設・設備整備を推進します。
- 地域などにおける新たな救命救急センターの設置についても検討します。

④ 広域救急医療体制の充実

- 大分県ドクターへり、防災へり、福岡県ドクターへりの3機のヘリコプターを活用した効果的な運用方法を検証するとともに、医療機関等の離着陸場の整備について検討するなど、広域救急医療体制の充実を図ります。
- 運航調整委員会や検証会などの議論をもとに、「大分県ドクターへり運航要領」を適宜改定し、迅速かつ適切に運航できる体制整備に努めます。
- 他県ドクターへりとの広域連携体制整備に向け、九州各県と議論を進めていきます。

⑤ I C Tを活用した救急医療体制の充実

- クラウド統合型救急支援システムや救急医療連携システム（Join）の活用を広めるとともに、救急医療体制の更なる充実を図るため、引き続き I C Tを活用した効果的な取組を検討します。

（3）救命期後の医療提供体制の整備

- 救急医療機関と在宅等での療養を支援する医療機関、社会福祉施設等との診療情報や治療情報の共有及びその連携促進に努めます。

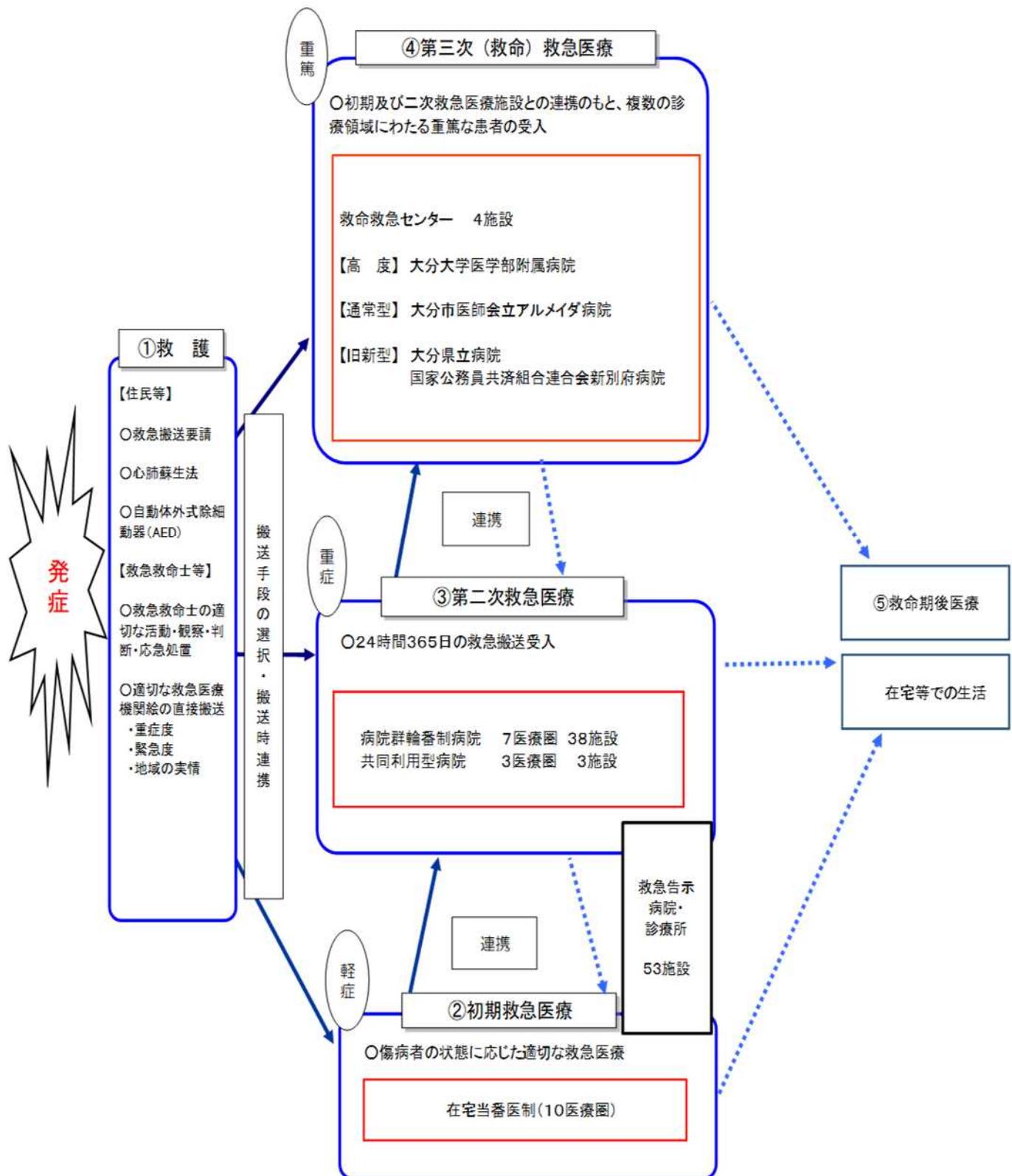
(4) 新興感染症まん延時の救急医療体制

- 新興感染症の発生・まん延時においても、安定した救急医療体制を維持するため、救急医療対策協議会や感染症対策連携協議会等において、救急の医療提供体制を検討します。
- 新興感染症の病原性や重症度等を踏まえ、各医療機関の機能に応じた体制の整備を図ります。

(目標)

項目	現状 (令和4年度末)	目標 (令和11(2029)年度)
救急自動車による医療機関への平均収容所要時間	38.7分 (令和3年)	39.0分以下 ※目標年度の推測時間 39.0分 (消防保安室調べ)
初期救急医療体制の整備・拡充	在宅当番医制等 10圏域	在宅当番医制等 10圏域
第二次救急医療体制の整備・拡充	病院群輪番制病院 7圏域 共同利用型病院 3圏域	病院群輪番制病院 7圏域 共同利用型病院 3圏域 ※ 現行体制の維持・充実
第三次救急医療体制の整備・拡充	救命救急センター設置数 高度 1施設 通常型 1施設 旧新型 2施設	救命救急センター設置数 高度 1施設 通常型 1施設 旧新型 2施設

救急医療の体制



救急連携機関一覧表

医療圏	医 療 施 設 名		救 命 救 急 センター	第 二 次 救 急 医 療 機 関	救 急 告 示 病 院・診 療 所	所 在 地	電 話 番 号 (代 表)
東 国 東	1 国東市民病院			○	○	国東市安岐町下原1456	0978-67-1211
	2 あおぞら病院				○	国東市国東町小原2650	0978-72-0455
別府速見	1 国立病院機構別府医療センター			○	○	別府市大字内竈1473	0977-67-1111
	2 大分県厚生連鶴見病院			○	○	別府市大字鶴見4333	0977-23-7111
	3 中村病院			○	○	別府市秋葉町8-24	0977-23-3121
	4 国家公務員共済組合連合会新別府病院		○	○	○	別府市大字鶴見3898	0977-22-0391
	5 別府中央病院			○	○	別府市北的ヶ浜町5-19	0977-24-0001
	6 黒木記念病院			○	○	別府市照波園町14-28	0977-67-1211
	7 内田病院			○	○	別府市末広町3-1	0977-21-1341
	8 杵築市立山香病院			○	○	杵築市山香町大字野原1612-1	0977-75-1234
	9 杵築中央病院				○	杵築市大字杵築120番地	0978-62-3080
	10 サンライズ酒井病院				○	速見郡日出町3156番地1	0977-72-2266
	11 鈴木病院				○	速見郡日出町3904番6	0977-73-2131
大 分	1 大分県立病院		○	○	○	大分市大字豊饒476	097-546-7111
	2 大分大学医学部附属病院		○		○	由布市挾間町医大ヶ丘1-1	097-549-4411
	3 大分赤十字病院			○	○	大分市千代町3丁目2-37	097-532-6181
	4 今村病院				○	大分市大手町3丁目2-29	097-532-5181
	5 大分三愛メディカルセンター			○	○	大分市大字市1213番地	097-541-1311
	6 大分中村病院			○	○	大分市舞鶴町1丁目4-1	097-536-5050
	7 国立病院機構大分医療センター			○	○	大分市大字横田2-11-45	097-593-1111
	8 大分岡病院			○	○	大分市西鶴崎3丁目7-11	097-522-3131
	9 大分こども病院			◎	○	大分市大字片島83-7	097-567-0050
	10 大分健生病院				○	大分市古ヶ鶴1丁目1-15	097-558-5140
	11 天心堂へつぎ病院			○	○	大分市大字中戸次二本木5956	097-597-5777
	12 永富脳神経外科病院			○	○	大分市西大道2-1-20	097-545-1717
	13 河野脳神経外科病院			○	○	大分市大字森町字花ノ木通511-1	097-521-2000
	14 大分市医師会立アルメイダ病院		○	○		大分市大字宮崎1509-2	097-569-3121
	15 医療法人輝心会大分循環器病院				○	大分市大字三芳320番3	097-544-8800
	16 湯布院病院				○	由布市湯布院町川南252	0977-84-3171
	17 大分記念病院				○	大分市羽屋9組5	097-543-5005
	18 有田胃腸病院				○	大分市牧1丁目2番6号	097-556-1772
臼 津	1 臼杵市医師会立コスモス病院			○		臼杵市大字戸室字長谷1131-1	0972-62-5599
	2 津久見市医師会立津久見中央病院			○		津久見市大字千怒6011番地	0972-82-1123
佐 伯	1 西田病院			○	○	佐伯市鶴岡西町2-266	0972-22-0180
	2 御手洗病院				○	佐伯市蒲江大字蒲江浦2215-9	0972-42-0003
	3 長門記念病院			○	○	佐伯市鶴岡町1-11-59	0972-24-3000
	4 南海医療センター			○		佐伯市常盤西町7番8号	0972-22-0547
	5 佐伯中央病院			○	○	佐伯市常盤東町6番30号	0972-22-8846
	6 曽根病院			○	○	佐伯市長島町2-18-24	0972-23-8877
竹 田	1 竹田医師会病院			○	○	竹田市大字押田原448	0974-63-3241
	2 大久保病院			○	○	竹田市久住町大字栢木6026-2	0974-64-7777
豊後大野	1 豊後大野市民病院			○	○	豊後大野市緒方町馬場276	0974-42-3121
	2 帰巣会みえ病院			○	○	豊後大野市三重町赤嶺1250番地1	0974-22-2222
	3 福島病院				○	豊後大野市三重町市場231番地	0974-22-3321
日 田 琴 珠	1 大分県済生会日田病院			○	○	日田市大字三和643-7	0973-24-1100
	2 日田中央病院				○	日田市淡窓2丁目5-17	0973-23-3181
	3 聖陵岩里病院				○	日田市大字高瀬16-18	0973-22-1600
	4 一ノ宮脳神経外科病院				○	日田市竹田新町2-48	0973-24-6270
中 津	1 中津市立中津市民病院			○	○	中津市大字下池永173	0979-22-2480
	2 梶原病院			○	○	中津市中殿町3-29-8	0979-22-2535
	3 酒井病院			○	○	中津市中央町1丁目1-43	0979-22-0192
	4 川島整形外科病院			○	○	中津市大字宮夫17番地	0979-24-0464
	5 中津脳神経外科病院			○	○	中津市大字福島1055	0979-32-2555
	6 医療法人社団中津胃腸病院			○	○	中津市大字永添510	0979-24-1632
	7 松永循環器病院			○	○	中津市中央町1-3-54	0979-24-6060
	8 中津第一病院			○		中津市大字宮夫252番地の2	0979-23-1123
	9 村上記念病院			○		中津市諸町1799	0979-23-3333
宇 佐	1 佐藤第一病院				○	宇佐市大字法鏡寺77-1	0978-32-2110
	2 高田中央病院				○	豊後高田市新地1176-1	0978-22-3745
	3 宇佐高田医師会病院			○		宇佐市大字南宇佐635番地	0978-37-2300

◎…主として小児対応

現状及び課題

(1) 大規模災害に備える医療救護体制

- 「大分県地域防災計画」において、防災に関する事項を総合的に定めており、医療救護対策として、県、市町村、県・郡市医師会及び日本赤十字社大分県支部の緊密な連携により、災害の状況に応じて適切な医療救護や傷病者の搬送、病院支援を行うことになっています。また、県災害対策本部に福祉保健医療部が設置され、医療・保健衛生ニーズの把握、医療支援・保健活動チームの派遣調整等を行うこととなっています。
- 県では、医療救護活動に緊急に必要な医薬品等（医薬品 79 品目、衛生材料 28 品目等）を県内 3 か所（大分市、中津市、佐伯市の薬剤師会）に各 1,000 人分備蓄しています。また、平成 25 年に締結した大分県薬剤師会との災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、薬剤師を派遣し、モバイルファーマシー等を活用する体制を整えています。
- 国では、災害時の医療提供体制を維持するため、仮設診療所の設置や被災した病院施設の補完等に活用できる医療コンテナの普及を推進しています。

(2) 災害拠点病院としての機能

- 大規模災害時の多発外傷、広範囲熱傷等重篤患者の受入体制を確保するため、14 病院を「災害拠点病院」として指定しています。そのうち、大分県立病院及び大分大学医学部附属病院は、「基幹災害拠点病院」として災害医療を提供する上での中的な役割を担っており、他の 12 病院は、「地域災害拠点病院」として各地域において中的な役割を担っています。
- 災害拠点病院の移転新築・改築等にあわせて、病院の耐震化、自家発電装置、受水槽、備蓄倉庫等の整備を促進しています。
- 近年増加している豪雨災害への備えとして、災害拠点病院等における浸水被害の防止や軽減を図るため、止水対策や浸水対策を進める必要があります。
- 広域災害に備えて、実動訓練を通じた災害拠点病院間の連携強化が課題となっています。加えて、それぞれの地域では、災害拠点病院を中心に、その他の病院との機能や役割に応じた連携体制の構築も必要です。

(3) 災害拠点精神科病院としての機能

- 災害時に精神科医療を提供する上で中的な役割を担う医療機関として、済野病院及び帆秋病院の 2 病院を「災害拠点精神科病院」に指定しています。
- 平時の研修・訓練の実施等により、災害拠点精神科病院を核とした実災害時の災害精神医療体制の強化が必要です。
(※第 7 節精神疾患医療でも記載しています。)

(4) 災害派遣医療チーム等医療従事者を派遣する機能（応援派遣機能）

- 平成 17 年度以降、災害急性期（概ね 48 時間以内）にトレーニングを受けた医療救護班が災害現場へできるだけ早期に出向いて救命医療を行うことが、予防できる傷病者の死（Preventable Deaths）の回避につながるとの認識のもと、「災害派

遣医療チーム（D M A T）」の養成が開始されました。

- 県では、災害医療は日常の救急医療の延長であるという認識のもと、主に県内で対応可能な災害・救急事案を派遣対象とする大分D M A Tを、平成 19 年度から整備しています。
- 大分D M A Tを構成する大分D M A T指定病院を、22 病院指定しており、D M A T隊員の継続的な養成が必要です。
- また、大規模な自然災害が発生した際、医療や救護を要する被災者に対し必要な看護を提供するため、平成 27 年に大分県看護協会と協定を締結し、災害看護の知識をもった「災害支援ナース」の被災地派遣が開始され、災害時の医療救護体制の強化を図ってきました。
- 今後は、災害時の医療に加え、感染症発生やまん延時にも業務継続の支援等ができる人材を養成し、派遣体制を整える必要があります。
- 被災地で対応が困難な重症患者の広域医療搬送を実施するため、航空搬送拠点臨時医療施設（S C U : Staging Care Unit）の設置場所を定め、資機材の整備を行いました。

（5）災害派遣精神医療チーム等医療従事者を派遣する機能（応援派遣機能）

- 平成 23 年の東日本大震災における精神保健医療活動支援を通じて、被災精神科医療機関への支援の強化等の課題が明らかとなり、平成 24 年度に「災害派遣精神医療チーム（D P A T）」の仕組みが創設され、平成 25 年度から隊員の養成が開始されました。
 - 県では、自然災害又は事故災害の被災地域等で、被災者や支援者に対して精神保健医療活動の支援を行う、大分県D P A Tを平成 26 年度から整備しています。
 - 大分県D P A Tのうち、国の研修を修了し、発災から概ね 48 時間以内に被災都道府県内で活動する「先遣隊」が 2 チーム登録されています。
 - 大規模災害など長期の災害対応を見据え、平時からの研修・訓練の実施による D P A T 派遣体制の整備・維持が必要です。
 - 今後は、災害時の医療に加え、感染症発生やまん延時にも業務継続の支援等ができる人材を養成し、派遣体制を整える必要があります。
- （※第 7 節 精神疾患医療でも記載しています。）

（6）救護所、避難所等において健康管理を実施する機能

- 災害発生後、救護所や避難所等に医療救護班を派遣し、傷病者に対し、応急処置を行うため、県では平成 8 年 3 月に県医師会、平成 28 年 9 月に大分大学医学部附属病院との間で災害時の医療救護に関する協定を締結しました。
- また、救護所や避難所における看護や衛生活動等の支援を行うため、災害支援ナースの派遣について令和 6 年 4 月に医療機関との間で協定を締結し、医療救護支援体制を強化します。
- 近年の災害事例における医療対応をみると、災害が沈静化した後においても、救護所や避難所等に避難した住民等に対する健康管理を中心とした予防活動や医療提供が必要とされています。今後の高齢化の進展とともに、高齢者等の災害時要配慮者の割合が増加することが見込まれ、継続した健康管理や衛生管理、心のケア活動がより重要となってきます。

- このため、平成 29 年 5 月に、大分県歯科医師会との間で歯科医療救護に関する協定を締結し、歯科医療・歯科保健指導等の体制を強化するとともに、大分災害リハビリテーション推進協議会との間でもリハビリテーション支援活動に関する協定を締結し、生活不活発病等の予防体制を強化しました。

(7) 災害時の医療機能情報の提供体制（広域災害・救急医療情報システム）

- 災害時に迅速な対応が可能となるよう、医療機関の傷病者受入状況やライフラインの稼働状況等を、相互に収集・提供する「広域災害・救急医療情報システム（E M I S）」が全国的に整備されています。
- 本県では、全医療機関が本システムに加入しています。
- 災害時において機能するためには、平時から医療関係者、行政関係者等の災害医療関係者が、本システムについて理解し、日頃から情報入力訓練等を行う必要があります。

(8) 災害医療コーディネート体制

- 被災地の医療ニーズを把握し、様々な医療チームの派遣・受入調整等を行うコーディネート機能を十分に発揮できる体制整備が求められています
- これまで、県では、災害対策本部において、関係者との情報共有、医療チームの派遣や受入調整等を行う、災害医療コーディネーターの登録を進めるとともに、令和 2 年度からは、災害医療コーディネーター登録の要件となる統括DMA T の資格を得るための研修参加に対する支援を行っています。
- 令和 4 年度には、大規模災害に備え、県災害対策本部で活動する「県災害医療コーディネーター」と保健所等で活動する「地域災害医療コーディネーター」の区分に再編の上、登録者数を増員し、体制の充実を図りました。
- また、災害時に医薬品等の供給支援策に特化した薬剤師で構成される災害薬事コーディネーターを、県災害対策本部及び被災地へ継続的に派遣することができるよう県で登録し、毎年研修を実施しています。

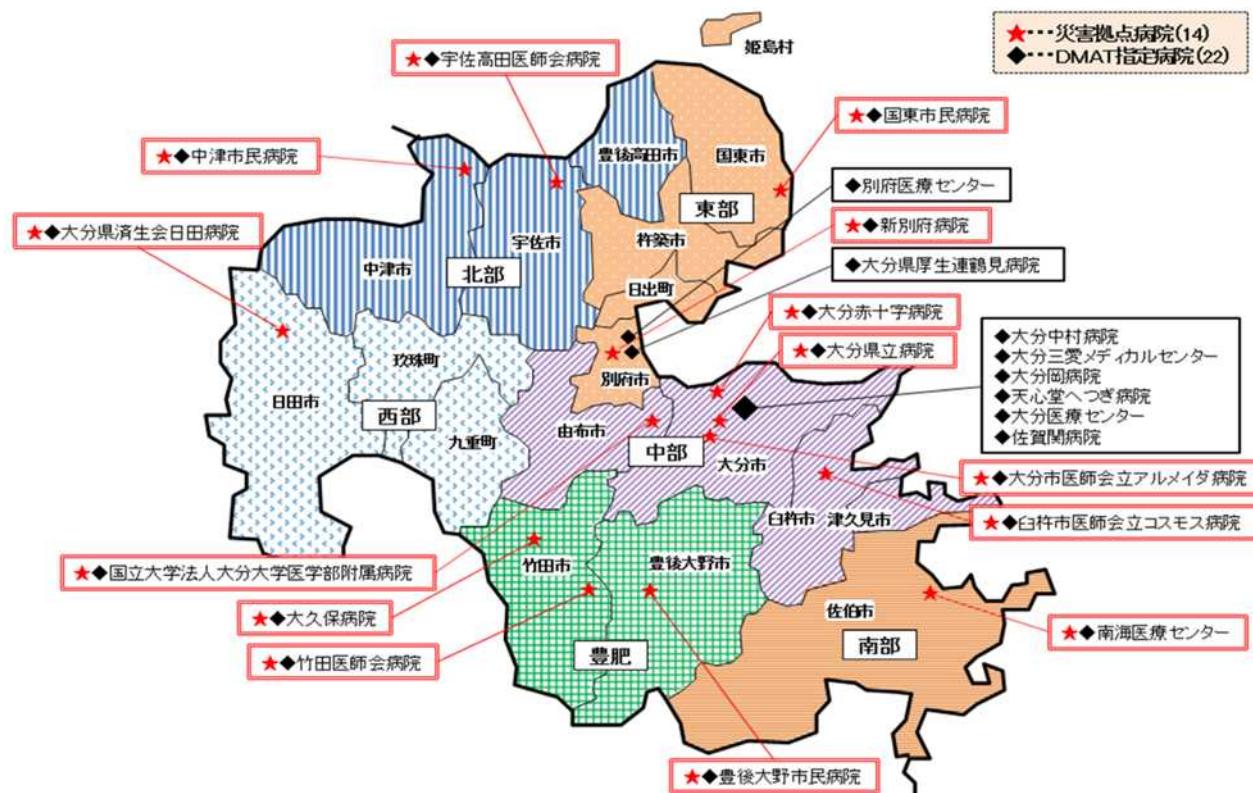
(9) 災害時小児周産期リエゾン

- 東日本大震災後の研究や検討で、小児・周産期医療と災害医療との連携の必要性が指摘され、平成 28 年度から災害時小児周産期リエゾンの養成が始まりました。
- そのような中、県では、災害時における小児・周産期医療体制の更なる強化を図るため、災害時小児周産期リエゾン活動要領を策定しています。
- また、多様化する災害リスクに備えるため、災害時小児周産期リエゾンを継続して養成していく必要があります。

圏域の設定と状況

- 災害医療圏域については、二次医療圏である東部、中部、南部、豊肥、西部、北部の6つの医療圏とします。

	調査時点	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部
災害拠点病院	R6.1.1	2	5	1	3	1	2
DMAT指定病院	R6.1.1	4	11	1	3	1	2
地域災害医療コーディネーター数	R6.1.1	6	15	2	5	5	6



令和6年1月1日現在

今後の施策

(1) 大規模災害に備える医療救護体制

- 医療機関、消防機関、医師会等の関係機関で構成する災害医療対策協議会において、災害時における連携強化、県内外への広域搬送のあり方等を協議し、大分県地域防災計画の内容について、必要に応じて隨時改訂を行います。
- 災害発生時における備蓄医薬品等の適正な活用を図るため、各備蓄箇所において医薬品等の有効期限等の品質管理を行うとともに、より有用な医薬品等の見直しに努めます。
- 遺体の検案・検死については、大分県地域防災計画との整合性を図りながら、体制のあり方について、警察や大分県医師会、大分県歯科医師会等の関係機関との協議を行います。
- SCUにおいて資機材の保管に活用しているコンテナに加え、災害時の医療提供体制を維持するために活用できる医療コンテナの導入を検討します。

(2) 災害拠点病院としての機能

- 各救急医療圏をベースに、災害拠点病院の施設・設備の整備拡充を推進し、その機能強化を図ります。
- 浸水想定区域に所在する災害拠点病院等において、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を進めます。
- 大規模災害時などにおける全県域での活動を想定し、患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能を強化するため、各災害拠点病院が単独又は他の災害拠点病院と合同して実動訓練を行うことを促進します。
- 「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日付け厚生労働省医政局長通知)(令和5年2月28日一部改正)に基づき、災害拠点病院の指定の見直し等を行います。
- 災害拠点病院以外の病院においても、災害時に災害拠点病院と連携し、地域での役割に応じた診療機能が果たせるよう、平時から業務継続計画(BCP)の作成を促進します。

(3) 災害拠点精神科病院としての機能

- 災害時の患者受入れや搬出手順及び他の機関との連携など、訓練等を通して実災害時の体制整備を図ります。
(※第7節精神疾患医療でも記載しています。)

(4) 災害派遣医療チーム等医療従事者を派遣する機能（応援派遣機能）

- 大分DMA Tの出動体制の確保・充実を図るため、大分DMA T隊員の継続的な養成を推進し、複数あるいはロジスティックスのみのチーム等柔軟な編成や、交代要員の確保を図ります。
- 災害時のみならず、新興感染症の発生・まん延時にも円滑に支援が行えるよう、医療機関との協定の締結を進めるなどして、派遣・活動体制の整備に取り組みます。
- 災害現場における大分DMA Tと消防機関等との間で情報共有化のための通信手段について検討します。
- 複数の大分DMA Tが出動した際にチーム間の役割分担を調整するための指揮系統及び統括医師のあり方について検討します。
- SCUの運用訓練を行い、災害時にスムーズに機能するよう努めます。

(5) 災害派遣精神医療チーム等医療従事者を派遣する機能（応援派遣機能）

- DPATの出動体制の確保・充実を図るため、隊員養成を継続的に実施します。
- DPAT登録機関との協定締結を進め、実災害時の機動力の強化に努めます。
- DPAT活動における感染症対策については、研修カリキュラムに追加するなどにより、知識の向上に努めます。
(※第7節精神疾患医療でも記載しています。)

(6) 救護所、避難所等において健康管理を実施する機能

- 災害急性期を脱した後も、住民が継続的に必要な医療を受けられるよう、市町村、保健所及び災害拠点病院等が連携し、医療・保健衛生ニーズ等の把握を行い、

健康相談チームや精神保健活動チームの派遣要請や調整を行います。そして、高齢者等の災害時要配慮者への保健指導や医療の提供及び被災地域における心身の健康相談や栄養相談等を実施できるよう体制整備を図ります。

また、避難の長期化に伴い感染症流行が危惧されるため、衛生活動の充実強化を図ります。

- 医師会及び大分大学医学部附属病院の医療救護班、医療機関派遣の災害支援ナース等と連携し、被災地内での現場活動や医療救護所及び避難所における医療救護活動、保健指導等の保健医療福祉に関する支援の充実強化を図ります。
- 歯科医師会歯科医療救護班等と連携し、避難所等における歯科医療ニーズを把握し、歯科診療や歯科保健等の支援を行うため歯科医療救護活動の充実強化を図ります。
- 大分災害リハビリテーション支援チームと連携し、避難所における生活不活発病の予防ニーズを把握し、リハビリテーション等の支援活動の充実強化を図ります。

(7) 災害時の医療機能情報の提供体制（広域災害・救急医療情報システム）

- 医療機関に対し、平時から本システムへの適切な情報更新入力を積極的に要請するとともに、災害訓練等を実施する際には、本システムを活用することを促します。

(8) 災害医療コーディネート体制

- 大規模災害時に医療チームの派遣や受入れ等の調整を行い、医療救護活動を統括する災害医療コーディネート体制の強化を図ります。
- 災害対策本部等での災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの交代要員の確保・充実を図るため、更なる養成及び資質向上を図ります。
- 地域における実効性のある医療救護体制を確立するため、平時から研修や訓練等を通じて地域災害医療コーディネーターと災害対応を担う関係機関（保健所、市町村、都市医師会、消防機関等）との連携強化を図ります。

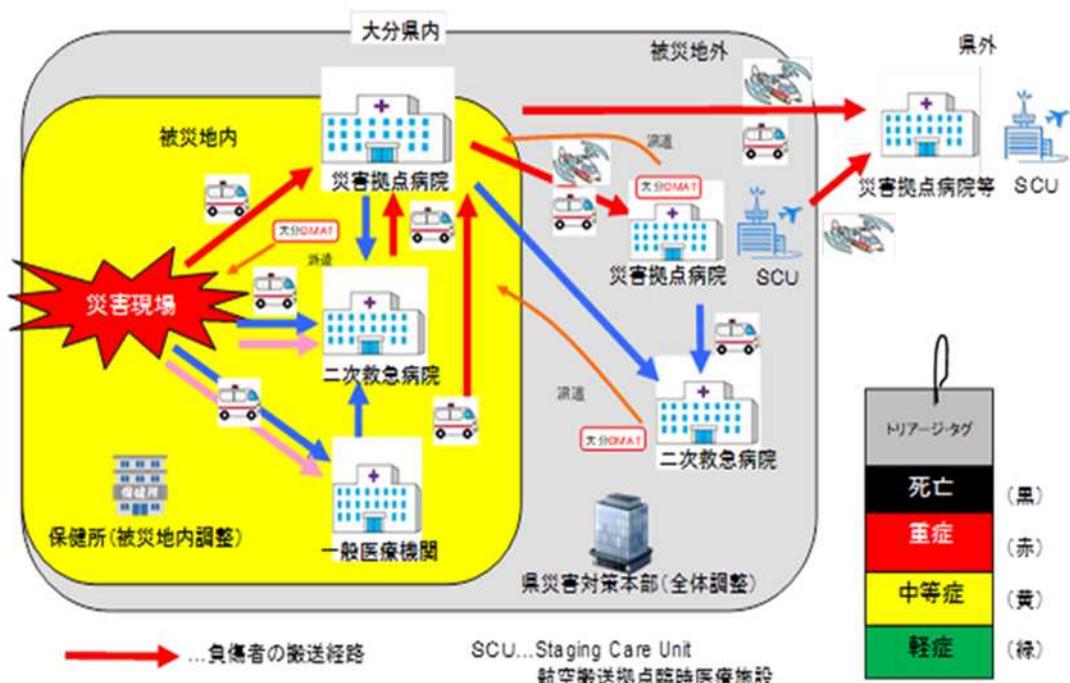
(9) 災害時小児周産期リエゾン

- 災害時小児周産期リエゾン活動要領の普及を図るとともに、必要に応じて活動要領の見直しを行います。
- 平時からの訓練等を通じて、災害時に機能する仕組みを構築します。

(目標)

項目	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和11(2029)年度)
災害拠点病院	多数の傷病者の受け入れを想定した災害実動訓練を実施した病院の割合	78.5% (11病院)
	通常時の6割程度の発電量のある自家発電機を保有し、3日分程度の燃料を確保している病院の割合	100% (14病院)
	浸水想定区域や津波災害警戒区域に所在する病院において、浸水対策を講じている病院の割合	100% (4病院)
応援派遣	大分DMA Tを構成する医療従事者の数	560人
	県災害医療コーディネーター数	18人
	地域災害医療コーディネーター数	47人
	災害薬事コーディネーター数	40人
	災害支援ナース登録者数	—
	災害時小児周産期リエゾン任命者数	23人

災害医療の体制



現状及び課題

- 近年の国際交流や地球温暖化の進行、薬剤耐性を持つ微生物の増加等で、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）に加え、動物由来等、様々な新興・再興感染症が国内外の脅威となっています。
- 新型コロナの対応は、変異株の出現や感染者数の拡大、新たな治療法の確立等により、その時々において、対応の変化を求められました。
- 新型コロナの対応において、感染拡大初期にウイルスの特性が明らかでない時期から対応する医療機関と、ウイルスの特性が明らかになった後に対応する医療機関との役割が不明確であったため、医療機関間の役割分担や連携の調整に時間を要しました。
- 感染症指定医療機関だけで新型コロナの入院患者に対応できず、一般医療機関が通常医療を制限しながら、病床を確保する必要が生じました。
- 感染拡大期においては、院内において感染拡大が発生した医療機関が多くあり、集団感染の終息まで、通常医療及び新型コロナに係る医療が大きく制限される事例がありました。
- 「高齢者かつ独居で認知症の入院患者」において、感染防止対策をしながら医療と介護を看護師が担いました。また、病状回復後に介護の必要性があり、医療機関からの退院が難しくなる事例がありました。
- 県内全体の病床数が充足していても、病床数と人口数の不均衡により、人口の多い大分市において、病床が不足する時期がありました。

基本的な考え方

- 感染症に係る医療は、感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより、周囲への感染症のまん延を防止することが基本となります。
- 医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、感染防止対策を行なながら、通常医療の質を低下させることなく、提供されるものとの認識の下、良質かつ適切な医療の提供が望まれます。
- 地域における病床や発熱外来が不足しないよう、人口に応じた病床や発熱外来の確保が重要です。
- 県は、国と連携して感染症の発生の予防及びまん延の防止に係る施策を講じるため、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、人材育成、検査体制、医療提供体制等を整備します。
- 県は、保健所を「地域における感染症対策の中核的機関」と、県衛生環境研究センターを「県における感染症対策の科学的かつ技術的中核機関」と明確に位置付け、体制整備及び人材育成等の取組を計画的に行います。
- 県は、管内の保健所設置市、感染症指定医療機関、医療関係団体、消防機関その他機関（高齢者施設等の関係団体等）で構成する大分県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置し、関係機関との平時からの意思疎通、情報共有、連携を推進します。

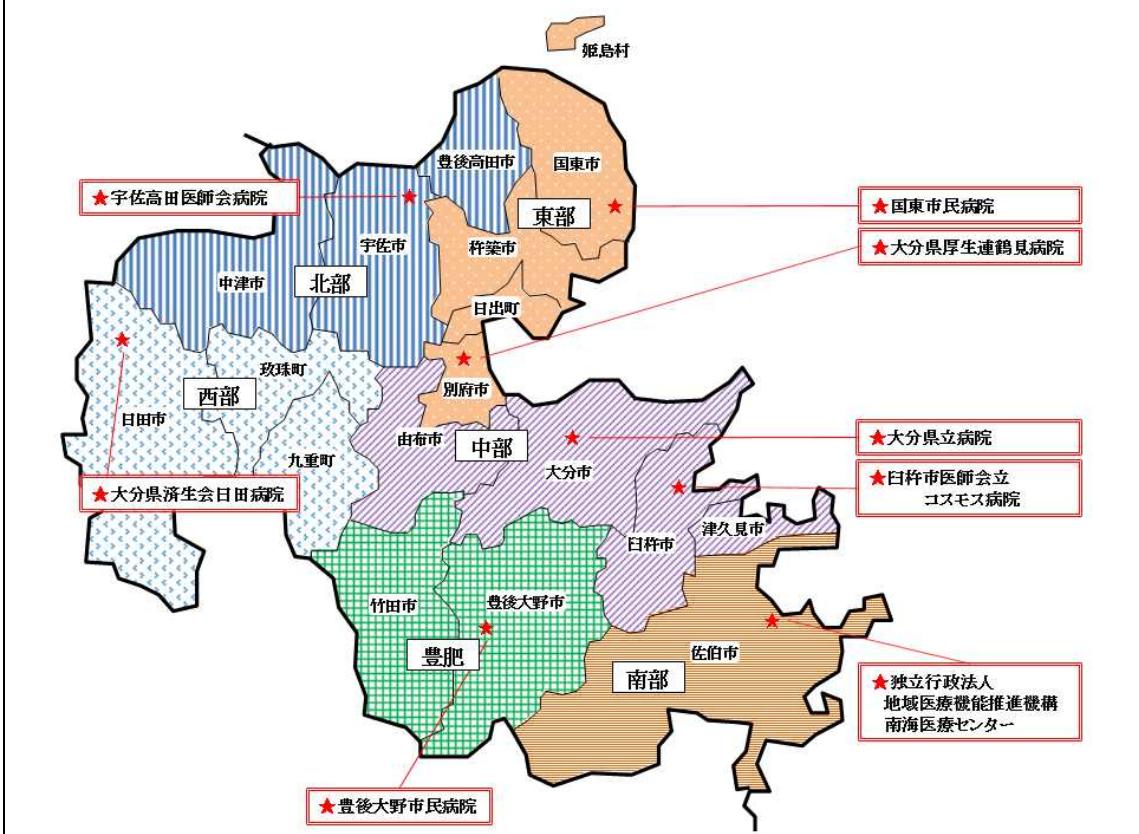
圏域の設定と状況

- 新興感染症医療の圏域については、各医療圏に拠点となる「感染症指定医療機関」[図表1・2・3]があり、二次医療圏である東部、中部、南部、豊肥、西部、北部の6つの医療圏とします。実際に、新型コロナの対応においても、6つの医療圏を基本として、入院調整を行いました。

◇図表1：感染症指定医療機関の医療圏別分布

感染症指定医療機関	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部	計
第一種感染症 (機関)	-	1	-	-	-	-	1
第二種感染症 (機関)	2	2	1	1	1	1	8

(★感染症指定医療機関の所在地)



- 国内での感染発生早期【新型インフルエンザ等感染症等の発生から感染症法に基づく厚生労働大臣による発生の公表=新型インフルエンザ等感染症等に位置付ける旨の公表（以下「発生の公表」という。）前まで】の段階は、感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応し、新興感染症についての知見等を収集します。
- 重症者及び特に配慮が必要な患者については、必要に応じて、医療圏に関わらず、より広域的な範囲で連携し、対応していきます。

◇図表2：第一種感染症指定医療機関の概要

種別	位置付け	
第一種 感染症	一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関 [原則として、都道府県域毎に1機関]	
医療圏	感染症指定医療機関名	病床数
全 域	大分県立病院	2床
計	1 機関	2床

◇図表3：第二種感染症指定医療機関の概要

種別	位置付け	
第二種 感染症	二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関 [原則として、二次医療圏毎に1機関]	
医療圏	指定医療機関名	病床数
東 部	国東市民病院	4床
	大分県厚生連鶴見病院	4床
中 部	大分県立病院	10床
	臼杵市医師会立コスモス病院	4床
南 部	独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター	4床
豊 肥	豊後大野市民病院	4床
西 部	大分県済生会日田病院	4床
北 部	宇佐高田医師会病院	4床
計	8 機関	38床

今後の施策

(1) 感染症に係る医療提供の考え方

- 県・保健所設置市は、新興感染症が発生した際に、医療機関が速やかに外来診療・入院医療・自宅療養者等への医療等を提供できるように、連携協議会や医療審議会等を活用した関係機関や医療関係団体、個人の連携により、平時から計画的に医療提供体制を準備します。
- 感染症指定医療機関及び協定指定医療機関〔図表4〕は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間においては、各医療機関の機能に応じて、それぞれの役割〔図表5〕を果たします。
- 流行初期（発生の公表後3か月まで）においては、感染症指定医療機関が、流行初期医療確保措置に基づく医療提供も含め、引き続き対応しますが、県知事の要請により、協定指定医療機関も医療提供を順次開始します。
- 流行初期以降（発生の公表後6か月まで）においては、順次全ての協定指定医療機関が対応します。
- 県・保健所設置市は、新たな治療方法が確立される等、感染症対策に有効な情報

を得た際は、医療機関や医療従事者に向けて、当該治療法等に係る情報を提供します。

- 入院調整にあたっては、流行初期の段階では入院を勧告する保健所が中心となって調整を担います。感染者が増加した段階においては、通常の医療連携の仕組みを阻害することのないように配慮しつつ、県が医師会等と連携・協議の下、円滑な入院調整の仕組みを構築します。

◇図表4：第一種・第二種協定指定医療機関の概要

種別	位置付け
第一種 協定	医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等感染症・指定感染症の患者、又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する医療機関として、都道府県知事が指定した病院・診療所 [整備目標] は、(目標)の項を参照
第二種 協定	医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等感染症・指定感染症の患者、又は新感染症の所見がある者に、発熱外来、自宅・宿泊療養施設・高齢者施設・障がい者施設等において、必要な医療を提供する医療機関として、都道府県知事が指定した病院・診療所・薬局・訪問看護事業所 [整備目標] は、(目標)の項を参照

◇図表5：感染症に係る県内医療機関の役割一覧

感染症 類型	感染症指定医療機関		協定指定医療機関		一般の 医療機関
	第一種	第二種	第一種 (入院)	第二種 (外来・療養)	
一類	○	-	-	-	-
二類	○	○	-	-	-
三類	-	-	-	-	○
四類	-	-	-	-	○
五類	-	-	-	-	○
新型インフルエンザ	○	○	○	○	-
指定	*	*	*	*	-

*指定感染症については、一～三類感染症、又は新型インフルエンザ等感染症に準じた措置を行います。また、新感染症については、その病原性や重症度、緊急性その他の理由に応じて、医療機関の役割を調整します。

(2) 協定指定医療機関の整備

- 医療措置協定は、県と医療機関の間で「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該機関の講じる入院体制、外来診療体制・自宅療養者等への医療・療養支援体制、検査体制、後方支援体制、医療人材の派遣、当該機関における個人防護具の備蓄等」について定め、締結するものです。
- 県は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新興感染症の入院を担当する医療機関（病院、診療所）と、平時に医療措置協定を締結し、「第一種協定

指定医療機関」に指定します。

- 県は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新興感染症の発熱外来、自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関（病院、診療所）と、平時に医療措置協定を締結し、「第二種協定指定医療機関」に指定します。
- 公的医療機関等、特定機能病院及び地域医療支援病院〔図表6〕は、感染症法の定めにより、各地域におけるその機能や役割を踏まえ、新型インフルエンザ等発生等公表期間に新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を講じることを義務付けられています。

◇図表6：感染症法による「医療提供義務」対象病院の一覧

医療圏	医療機関	公的医療機関等	特定機能病院	地域医療支援病院
東部	国立病院機構 別府医療センター	○		○
	国立病院機構 西別府病院	○		
	国家公務員共済組合連合会 新別府病院	○		○
	大分県厚生連鶴見病院	○		
	杵築市立山香病院	○		
	国東市民病院	○		
中部	大分県立病院	○		○
	国立病院機構 大分医療センター	○		○
	大分市医師会立アルメイダ病院			○
	大分赤十字病院	○		○
	社会医療法人敬和会 大分岡病院			○
	臼杵市医師会立コスモス病院			○
	大分大学医学部附属病院		○	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 湯布院病院			
南部	独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター	○		○
豊肥	竹田医師会病院			○
	豊後大野市民病院	○		
西部	大分県済生会日田病院	○		○
北部	宇佐高田医師会病院			○
	中津市立中津市民病院	○		○
計		14	1	13

- 県は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新興感染症の自宅療養者等への医療の提供を担当する薬局及び訪問看護事業所と、平時に医療措置協定を締結し、「第二種協定指定医療機関」に指定します。
- 第二種協定指定医療機関のうち、高齢者施設・障がい者施設等における療養に医療を提供する医療機関は、施設内感染拡大時に医療人材を派遣することが望まれます。

- 県は、各医療機関を指定した後、県ホームページに「協定指定医療機関のリスト」を掲載し、公表します。その際、掲載するリストにおいて、流行初期医療確保措置の対象となる医療機関についても分かるように記載します。
- 県は、各医療機関と医療措置協定を締結した後、県ホームページに「後方支援（新興感染症の回復期患者、又は新興感染症以外の一般患者の転院受入）を担う医療機関等のリスト」を掲載し、公表します。
- 県は、連携協議会で「後方支援を担う医療機関が、新興感染症の回復期患者を受け入れる際の患者のめやす」（以下「転院のめやす」という。）を協議した上で、転院のめやすを定め、医療機関及び医療関係団体等に周知します。後方支援を担う医療機関は、転院のめやすを参考に、新興感染症の回復期患者を積極的に受け入れるようにします。
- 県は、新興感染症の感染急拡大時に、必要に応じて、臨時の医療施設や入院待機施設に係る設置等を行います。
- 県と感染症指定医療機関、協定指定医療機関は、重症者用病床の確保に加え、特に配慮が必要な患者（妊産婦、小児、透析患者、がん患者、精神疾患有する患者、認知症の人、障がい者・児等）にも対応〔図表7〕し、また救急医療体制〔図表8〕も含めて、切れ目のない医療提供体制を整備します。

◇図表7：特に配慮が必要な患者への対応

1	妊産婦
(新型コロナにおける対応と課題)	
○	新型コロナの流行においても、安定した周産期医療体制を維持するため、大分県周産期医療協議会等において、妊産婦の受け入れ体制を構築しました。
○	新型コロナ陽性妊婦の分娩管理を周産期母子医療センターに集約し、周産期母子医療センターにおいて妊産婦の感染管理とともに、陽性妊婦から生まれた新生児の感染防止と医学管理を行いました。
(今後の施策)	
○	新興感染症の発生・まん延時においても、安定した周産期医療体制を維持するため、大分県周産期医療協議会や連携協議会等において、特に配慮が必要な妊産婦や新生児の医療提供体制を構築します。
2	小児
(新型コロナにおける対応と課題)	
○	新型コロナの流行においても、小児医療を継続的に提供するため、小児や医療的ケア児の入院調整コーディネーターを選任して、入院が必要な小児患者が適切に入院できる体制を構築しました。
○	これまでの対応を踏まえ、平時から「新興感染症の発生・まん延時においても小児医療を継続的に提供できる体制」について、大分県小児医療対策協議会等で協議する必要があります。
(今後の施策)	
○	新興感染症の発生・まん延時においても、安定した小児医療体制を維持するため、大分県小児医療対策協議会や連携協議会等において小児の医療提供体制を検討します。

3	透析患者
(新型コロナにおける対応と課題)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナの発生に伴い、感染した透析患者が継続して透析治療を受けられるよう入院調整コーディネーターを選任し、入院が必要な透析患者が適切に入院できる体制を構築しました。 ○ 感染拡大に合わせ、かかりつけ医にて継続して外来透析治療が受けられるよう周知を図りました。 	
4	がん患者
(新型コロナにおける対応と課題)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ がん患者はステージや治療状況により、免疫機能が低下し様々な感染症に罹りやすく、また、重症化しやすいことが指摘されています。 ○ 新型コロナの流行においては、肺炎の増悪だけでなく、様々な体調悪化が見られました。 ○ 特に血液造血器系のがん患者は、免疫機能の低下による症状の遷延化だけでなく、肺炎の緩徐な進行による再燃への対応や感染可能期間の延長等、病状に応じた個別の対応を求められる事例が多く認められました。 ○ これまでの対応を踏まえ、平時から「新興感染症の発生・まん延時においても、がん患者は感染防止に努めるとともに、切れ目なく適切な医療を受けられる体制」を整備する必要があります。 	
(今後の施策)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新興感染症の発生・まん延時においても、がん医療を継続的に提供するため、大分県がん対策推進協議会や連携協議会等の場で医療提供体制について検討します。 	
5	循環器病患者
(新型コロナにおける対応と課題)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナの流行において、呼吸器科医を中心とした入院調整の体制を構築しましたが、循環器病等の基礎疾患を持つ患者がかかりつけ医で継続して医療を受けられる体制が十分とは言えない事例が散見されました。 ○ 循環器病患者は、感染症に罹患すると、全身状態の悪化や基礎疾患の増悪が懸念されることから、これまでの経験を踏まえ、平時から「新興感染症の発生・まん延時においても、循環器病に係る医療を継続的に提供できる体制」について、大分県循環器病対策推進協議会等で協議する必要があります。 	
(今後の施策)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新興感染症の発生・まん延時においても、感染症の治療と循環器病に係る医療を継続的に提供するため、大分県循環器病対策推進協議会や連携協議会等の場で医療提供体制について検討します。 	

6	糖尿病患者
(新型コロナにおける対応と課題)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 糖尿病患者は、免疫機能の低下により様々な感染症に罹りやすく、重症化しやすいことが指摘されています。また、感染症に罹患すると、シックデイ等全身状態の悪化のリスクもあります。新型コロナの流行時においては、新型コロナウイルス肺炎の増悪だけでなく、脱水やシックデイ等様々な体調悪化が見られました。 ○ そのため、糖尿病患者は、感染防止に努めるとともに、感染症流行時においても、血糖コントロールと全身管理のため、切れ目なく適切な医療を受けられる体制整備を行う必要があります。 	
(今後の施策)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新興感染症の発生・まん延時においても、かかりつけ医を中心として切れ目なく適切な医療を提供できるようにするため、医療関係者で医療提供体制について検討し、大分県糖尿病対策推進会議等の関係機関と連携を図ります。 	
7	精神疾患有する患者
(新型コロナにおける対応と課題)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神疾患有する患者は、病棟内での隔離が困難な場合が多く、新型コロナの流行時には、精神科病院において大規模な院内感染が多発しました。 ○ これまでの対応を踏まえ、平時から「新興感染症の発生・まん延時においても、精神医療を継続的に提供できる体制」を整備する必要があります。 	
(今後の施策)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新興感染症の発生・まん延時においても、精神医療を継続的に提供するため、大分県精神疾患医療協議会や連携協議会等において検討します。 ○ 新興感染症の病原性や重症度等を踏まえ、感染症対策と精神医療の両立を図ります。 	
8	認知症の人
(新型コロナにおける対応と課題)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の人が感染症に罹患した場合、感染防止対策が取りにくくこと、症状の把握が困難で重症化の探知が遅くなること、療養中に介護の手間がかかり入院医療機関の負担が大きいこと等、認知症特有の課題があります。 ○ 新型コロナの流行においては、入院調整や症状軽快後の転院調整が困難であったり、療養中の介護サービスが途切れたりといった医療と介護の両面の課題が顕在化しました。 ○ これまでの対応を踏まえ、平時から「新興感染症の発生・まん延時においても認知症の人が医療と介護を継続的に受けられる体制」を整備する必要があります。 	
(今後の施策)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新興感染症の発生・まん延時においても、認知症の人へ適切に医療や介護を提供するため、連携協議会等において検討します。 ○ 認知症の人に関わる医療機関や高齢者施設の職員の感染症対応力向上のため、研修等を通じてスキルアップを図ります。 	

9	障がい者・児
(新型コロナにおける対応と課題)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナの流行においては、障がい者・児入所施設における施設内感染拡大が散発し、施設内での感染拡大防止が課題でした。また、在宅の障がい者・児が感染した場合、療養中に継続して障害福祉サービスを受けられずに不安定になる等、障がい者・児特有の課題がみられました。 ○ これまでの対応を踏まえ、平時から「新興感染症の発生・まん延時においても障がい者・児が医療とサービスを継続的に受けられる体制」を整備する必要があります。 	
(今後の施策)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新興感染症の発生・まん延時においても、障がい者・児へ適切に医療やサービスを提供するため、連携協議会等において検討します。 ○ 障がい者・児に関わる医療機関や社会福祉施設の職員の感染症対応力向上のため、研修等を通じてスキルアップを図ります。 	

(補足)

- 医療措置協定において、「第一種協定指定医療機関が受入可能と明記した特に配慮が必要な患者の類型」について、県において集約の上、一覧化します。
- 特に配慮が必要な患者への対応が、限られた医療機関に集中しないように、多くの医療機関がその機能や役割に応じた受け入れを促す体制を整備します。
- 新興感染症の発生・まん延時においても、全ての医療機関において、通常医療の質を低下させることなく、切れ目のない医療を提供できる体制を構築することが重要です。

◇図表8：救急医療体制

(新型コロナにおける対応と課題)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナの対応においては、流行時の救急医療体制についての各医療機関の役割が十分に具体化されておらず、救急搬送が特定の医療機関に集中する等、医療提供体制の課題が見られました。 ○ 特に感染拡大時には、入院患者の急増と職員の感染による医療従事者の不足が重なり、一時的に医療負荷が増大しました。そのことが救急医療にも大きな影響を及ぼし、新型コロナウイルス肺炎の増悪だけでなく、感染者が他の疾患で救急搬送が必要となった場合の受入医療機関の選定に時間を要する事例が急増しました。 ○ こうした新型コロナの感染拡大時の対応を踏まえ、平時から「新興感染症の発生・まん延時においても救急医療を継続的に提供できる体制」について、大分県救急医療対策協議会等で協議する必要があります。
(今後の施策)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新興感染症の発生・まん延時においても、安定した救急医療体制を維持するため、大分県救急医療対策協議会や連携協議会等において、救急の医療提供体制を検討します。 ○ 新興感染症の病原性や重症度等を踏まえ、各医療機関の機能に応じた体制の整備を図ります。

(3) 個人防護具等の備蓄

- 医療機関においては、医療措置協定に基づき、平時から個人防護具の備蓄に努めます。なお、当該備蓄で不足する場合においては、国又は県は、個人防護具の行政備蓄等から医療機関への支援を行います。
- 医療機関においては、平時から必要な医薬品の確保に努めることで、新興感染症の発生・まん延時に、地域において新興感染症等に対応する医療機関が必要量の医薬品を安定的に入手できるよう協力します。

(4) 関係機関及び関係団体との連携

- 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、新興感染症等に対応する感染症指定医療機関及び協定指定医療機関等については、県が、必要な指導、助言及び支援を行います。
- 特に地域における感染症対策の中核的機関である保健所においては、感染症指定医療機関及び協定指定医療機関、医療関係団体等との緊密な連携を図ります。

(目標)

(1) 医療提供体制

項目	対象	流行初期 (公表後3か月まで)	流行初期以降 (公表後6か月まで)
入院病床 [感染症病床40床含む]	病院・診療所	157 床	525 床
発熱外来	病院・診療所	80 機関	400 機関
自宅医療者等への 医療提供	病院・診療所		130 機関
	薬局		270 機関
	訪問看護事業所		40 機関
後方 支援	「新興感染症の回復期 患者」の転院受入	病院・診療所	60 機関
	「新興感染症以外の 一般患者」の転院受入	病院・診療所	20 機関
			60 機関

(補足)

- 新興感染症に関する国内外の最新知見を踏まえつつ、直近の対応実績である新型コロナにおける経験を念頭に目標を定め、取り組みます。
- 国内での感染発生早期（発生の公表前まで）の段階は、感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応し、新興感染症についての知見等を収集します。
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間においては、感染症指定医療機関及び協定指定医療機関は、公表期間中の時期（流行初期、流行初期以降）に応

じて、下記の役割を果たします。

- 流行初期（発生の公表後3か月まで）においては、感染症指定医療機関が、流行初期医療確保措置に基づく医療提供も含め、引き続き対応しますが、県知事の要請により、協定指定医療機関も医療提供を順次開始します。
- 流行初期以降（発生の公表後6か月まで）においては、順次全ての協定指定医療機関が対応します。
- 新興感染症の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や感染症対策物資等の確保の状況等が事前の想定とは大きく異なる事態については、国においてその判断が行われた場合、県は、機動的に対応できるよう、協定指定医療機関と速やかに協議します。

（2）物資の確保

項目	対象	平時
個人防護具5品目を 2か月分以上備蓄	病院・診療所	330機関
	訪問看護事業所	32機関

（補足）

- 個人防護具5品目は、国の定めるサージカルマスク、N95マスク（D S 2マスクによる代替可）、アイソレーションガウン（プラスチックガウンによる代替可）、フェイスシールド（再利用可能なゴーグルによる代替可）、非滅菌手袋の5品目とします。

現状及び課題

(無医地区等の状況)

- 令和4年10月末現在の無医地区^{*1}は38地区で、令和元年調査時点より1地区減少し、その人口は7,147人から6,287人と860人減少しており、地区数は全国で3番目の多さとなっています。無医地区に準じる地区^{*2}は、1地区減少（1増2減）し10地区となっています。
- 無歯科医地区は49地区で、令和元年度調査時点と比べ1地区減少し、その人口は11,615人から10,143人に減少しています。無歯科医地区に準じる地区は同数の7地区（1増1減）となっています。
- 無医地区及び無歯科医地区の減少原因は、地区の人口が50人未満に減少したことによるものです。

そのような状況の中「どこでも適切な医療を受けられる体制の整備」は重要な課題となっています。

- (※1) 無医地区とは、原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区をいう。
- (※2) 無医地区（無歯科医地区）に準じる地区とは、無医地区（無歯科医地区）には該当しないが、無医地区（無歯科医地区）に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議できる地区をいう。

(へき地医療に従事する医師の状況)

- 本県における令和2年12月時点の医療施設従事医師数は3,227人で、人口10万人当たりでみると287.1人となり、全国平均256.6人を上回っているものの、大分市・別府市への集中率が56.6%となるなど、地域偏在が顕著となっています。特に近年は、地域医療を支える医師や小児科・産婦人科などの特定診療科の医師不足が深刻となっています。
- また、医師の働き方改革や新興感染症対策の観点からも、医師の確保が必要です。
- 地域偏在の解消に向け、自治医科大学に加え、大分大学医学部に地域枠を設け、地域医療を担う医師を養成しています。大分大学医学部地域枠卒業医師（以下「地域枠医師」という。）の地域勤務が始まった平成27年度以降、両制度の卒業医師の一体的な配置に努めており、令和5年度は、へき地診療所に自治医科大学卒業医師3名、へき地医療拠点病院に55名（自治医科大学卒業医師12名、地域枠医師43名）を派遣しています。今後、地域枠医師の更なる増加に伴い、へき地医療拠点病院等への適正配置を通じた地域偏在の解消が期待されています。
- 勤務医師の負担軽減やキャリア形成への支援などにより、地域医療に対する医師のスキルアップや勤務環境の整備を図る必要があります。
- 将来の本県医療を担う医学生や医学部進学を目指す学生に対して、地域医療への貢献意欲をサポートするための取組を行うことが必要です。

(へき地診療所の状況)

- 県内には公立へき地診療所が13か所、民間が開設するへき地診療所が14か所あ

り、へき地での診療を担っているほか、研修医の受入れや医学生の地域医療実習等を実施していますが、勤務する医師の高齢化が進んでおり、医師の安定・継続的な確保が課題となっています。

(へき地医療拠点病院の状況)

- 県内には 20 か所のへき地医療拠点病院があり、大分県へき地医療支援機構の調整のもと、へき地診療所に対する代診医等派遣や無医地区等への巡回診療などの、へき地医療支援活動を行っています。令和 4 年度は、巡回診療を 14 地区に対して 350 回、代診医派遣をへき地診療所 8 か所に対して 69 回実施しています。

大分市や別府市などに医師が集中し、へき地における医師の確保が困難なことから、多くのへき地医療拠点病院が医師不足の状況にあり、巡回診療や代診医等派遣のへき地医療活動の実績が少ない病院があります。診療支援機能の確保が課題となっています。

(へき地医療支援機構の状況)

- へき地医療支援機構は、大分県福祉保健部医療政策課内に設置されて、総合的な診療支援事業の企画調整、就職の紹介斡旋（ドクターバンクおおいた）、へき地診療所への代診医派遣調整等の事業を実施していますが、厚生労働省が定めるへき地保健医療対策等実施要綱において配置することとなっている専任医師が不在となつておらず、へき地医療支援機構の充実や地域医療支援センター^{※3}との連携強化が求められています。

（※3）医療法第 30 条の 25 に基づき、都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーとして、都道府県庁や大学病院等に設置されるもの。本県では平成 23 年 4 月から大分大学医学部に委託して運営している。

(患者の輸送体制の状況)

- 患者輸送体制の整備や県、市町村、大学、医療機関等の連携による効果的で効率的な医療提供体制の構築が必要です。

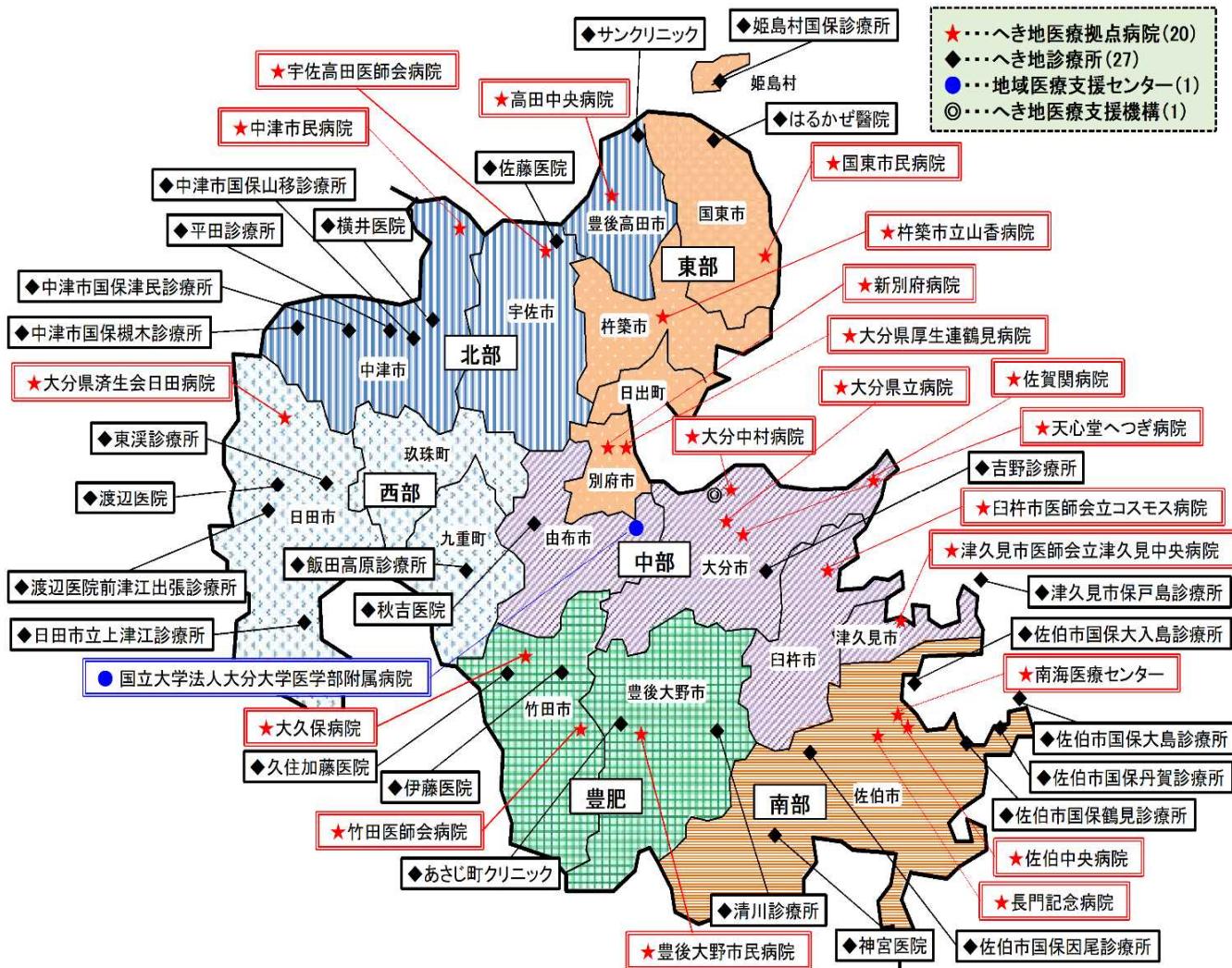
(へき地における歯科医師や看護職員等の状況)

- 歯科医師や歯科衛生士、看護師、薬剤師等についても、地域偏在がみられ、更に、在宅医療ニーズの増加による訪問歯科診療や訪問看護などの需要が増大しています。

また、医師の働き方改革に伴うタスク・シフト／シェアを推進するうえでも、医療従事者の確保が急務の課題となっています。

二次医療圏の状況

	調査時点	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部
無医地区数	R4.10	12	4	3	9	2	8
無医地区に準ずる地区数	R4.10	0	1	4	0	3	2
無歯科医地区数	R4.10	13	4	3	9	7	13
無歯科医地区に準ずる地区数	R4.10	0	1	3	0	1	2



令和5年4月1日現在

今後の施策

1 へき地における診療機能の充実

(1) へき地診療所に対する支援

①診療機能等の充実

地域の医療サービスを維持・継続していくため、引き続き、経営が厳しいへき地診療所の運営に対する財政的支援や施設・設備の整備を図ります。

②医師確保に対する支援

自治医科大学卒業医師を派遣するとともに、勤務する医師が、満足して勤務をすることができる生活環境や、休暇、研修日の代診医確保など、勤務環境を整備するとともに、市町村と連携して常勤医師の確保に努めます。

2 へき地の診療を支援する医療機能の充実

(1) へき地医療拠点病院に対する支援策

①代診医派遣・巡回診療実施等の機能強化

へき地診療所との連携を強化して、地域の実情に応じて、オンライン診療等の遠隔医療の活用を含め、代診医の派遣や巡回診療の効果的な実施に努めます。

また、医療機能を維持・継続していくため、施設・設備の整備を図ります。

②医師確保に対する支援

診療支援機能の向上を図るため、医師不足の病院に対し自治医科大学卒業医師を派遣するとともに、地域枠医師については、地域医療支援センターと連携・調整して、原則として、勤務義務期間の9年間のうち4年間は医師が不足する地域の医療機関での勤務（以下「地域勤務」という。）とし、卒後3年目は地域勤務とするなど、大分県医師確保計画を踏まえた配置に努めます。

また、診療技術修得のため研修する経費の助成、勤務する医師が、キャリア形成上の不安解消と魅力ある勤務環境の整備を図るとともに、へき地医療拠点病院等で後期研修を行う医師に対する研修資金貸与制度などにより医師確保を支援します。

3 行政機関・大学等によるへき地医療の支援

(1) へき地医療支援機構・地域医療支援センターの充実強化

へき地医療支援機構が総合的な診療支援事業の企画・調整等の役割を果たせるよう機能や体制の見直しを行うとともに、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効果的に実施します。また、地域医療支援センターは、地域枠医師及び自治医科大学卒業医師のキャリア形成プログラム^{※4}策定を通じて、派遣先の医療機関と連携しつつ、地域医療を担う医師のキャリア形成支援等を行い、医師のスキルアップ等を図りながら、医師の育成・県内定着を推進していきます。

今後は、へき地医療支援機構と地域医療支援センターがより綿密な連携を図り、へき地の医療体制について、総合的な企画・調整を行うとともに、今後増加する地域枠医師をへき地医療拠点病院等へ適正に配置できるよう調整します。また、大分大学、県立病院、市町村、へき地医療拠点病院等と連携し、地域医療の安定的な確保を図ります。

（※4）医師不足地域の医師確保と当該地域に派遣される医師のキャリア形成の両立を図ることを目的に、地域枠医師及び自治医科大学卒業医師の勤務義務期間終了までの大まかな就業先や研修先を定めておくもの。

(2) 卒前教育過程におけるへき地医療への動機付け

医療に貢献することを目指している学生及びへき地医療に興味がある方々を対象として、地域医療の現場で活躍している医師等医療従事者から、直接、地域医療の現状や医師という職業への理解を深める機会を提供するとともに、体験研修や研修会などを通じて、広くへき地医療のやりがいや魅力をPRする活動を行い、地域医療を支える志の醸成を図ります。

また、「大分県キャリア形成卒前支援プラン」^{※5}に基づき、県、市町村、大学、医療機関等が連携して、自治医科大学や大分大学医学部地域枠の学生が、地域医療に対する意欲を維持できるよう、地域で不足する診療科等の情報を提供することや、積極的に当該学生とコミュニケーションを図る場や、地域医療やへき地医療の現場を体験し理解する機会を設けます。

(※5) 地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、意識の涵養を図り、キャリアを描けるよう支援することを目的に策定したもの。

(3) 研修機会の確保などキャリア形成の促進

派遣医師の技術向上は、地域医療の維持・向上のために必須のものであることから、勤務先医療機関等における研修機会の確保などにより、総合診療能力の向上に加え、専門性も有することができるよう、キャリア形成支援に努めます。

(4) へき地保健医療対策に関する協議会での協議

へき地保健医療対策の推進とへき地保健医療体制の整備促進を図るため、へき地医療対策協議会において意見を聞き、その意見を十分に踏まえつつ協議を行います。巡回診療や代診医派遣等のへき地医療活動の実施回数が少ないへき地医療拠点病院については、その取組が向上されるようへき地医療対策協議会の中でその在り方等について検討を行います。

(5) ドクターへリ等の活用

大分大学医学部附属病院を基地病院とするドクターへリに加え、防災へリ「とよかぜ」及び福岡県ドクターへリにより、救急搬送体制の充実を図ります。

(6) へき地等の歯科診療体制の充実

在宅歯科診療に対応できる歯科医師の確保に努めるとともに、歯科医師と市町村、地域の保健医療福祉の関係者等との連携を図り、地域の歯科保健医療提供体制の充実に努めます。

(7) へき地等の医療機関に従事する看護職員等の確保

看護の質向上のための研修支援、ワーカライフバランスに配慮した職場環境づくりなど看護職員の離職防止・定着対策を支援します。また、地域偏在の是正のため、養成機関と求職施設が連携した就職支援、地域のハローワーク等関係機関とナースセンターの連携による復職支援の促進などに加えて、地域の看護ネットワークによる圏域ごとの課題に応じた確保・定着対策に取り組みます。

また、薬学生への情報提供、病院見学支援、薬剤師会と協力した支援等を実施し、薬剤師の確保に努めます。

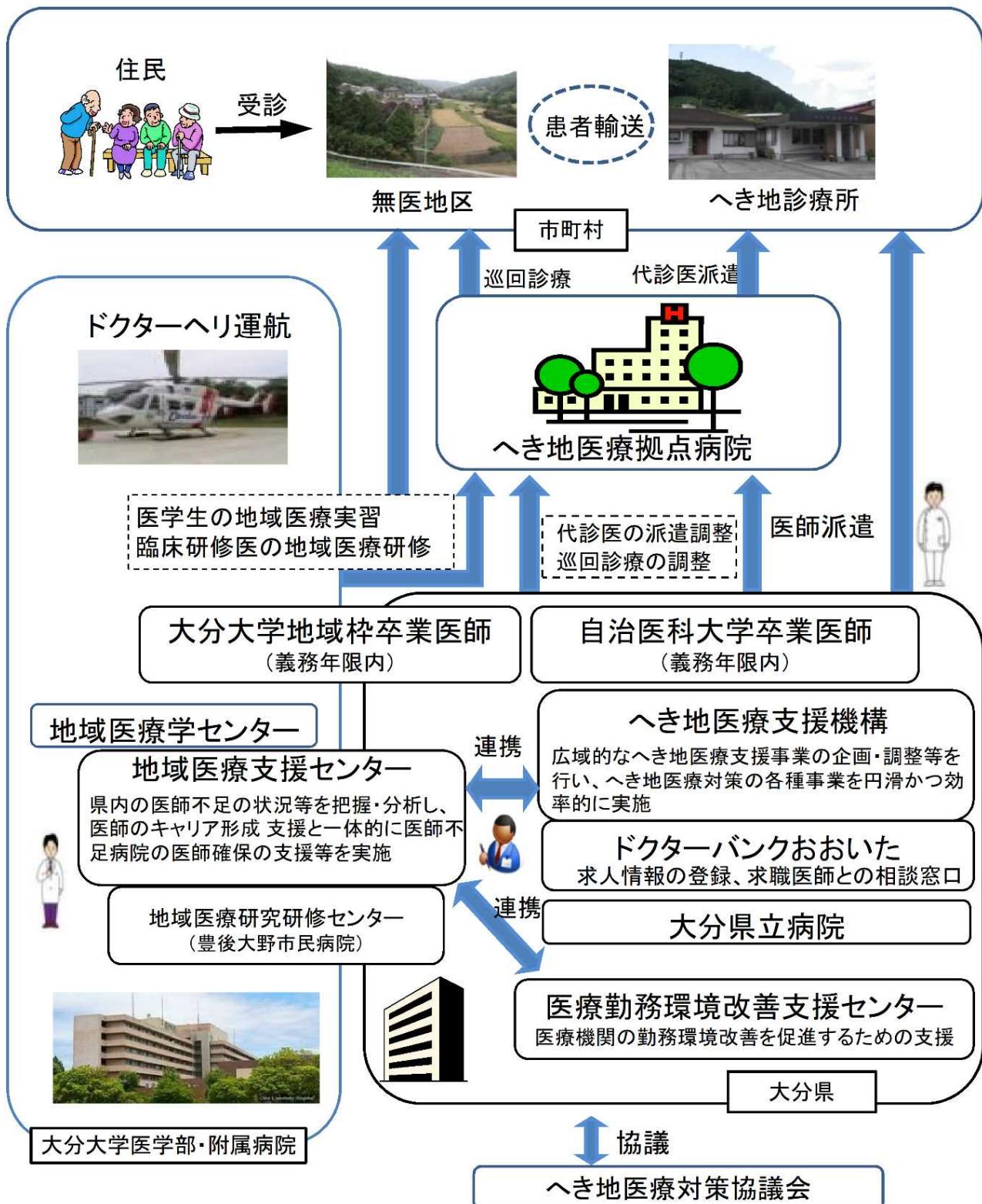
(目標)

項目	現 状	目 標 (令和 11 (2029) 年度)
自治医科大学・地域枠医師の計画的配置 (人)	58 (令和 5 年度)	70
公立へき地診療所からの医師（代診医含む）派遣要請に対応した割合 (%)	100 (令和 4 年度)	100
公立へき地診療所への医師の配置率 (%)	100 (令和 5 年度)	100
へき地医療拠点病院の中でへき地医療拠点病院の必須事業※6の実施回数が年間 1 回以上の医療機関の割合 (%)	100 (令和 4 年度)	100

(※6) へき地医療拠点病院の事業の内、いずれかは必須で実施すべきとされている以下の事業

- ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。
- イ へき地診療所等への代診医等の派遣及び技術指導、援助に関すること。
- ウ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。

へき地医療支援体制図



参考資料1 無医地区等医療提供体制(令和4年10月)

○ 無医地区

医療圈域	市町村	無医地区名	人口	世帯数			医療提供体制	巡回療	患者輸送事業	最寄医療機関まで公共交通機関(分)		
				総世帯	高齢	車船保有				有無	手段	所要時間
東部	杵築市	小野	106	58	32	-	○	x	x	○	バス	10
		赤根	55	28	16	-	○	x	x	○	バス	20
		西方寺	67	40	23	-	○	○	x	x	-	-
		成仏・下成仏	118	70	47	-	○	x	x	○	バス、徒歩	35
		藁叢	88	46	27	-	○	x	x	○	バス	20
		岩戸寺	80	45	26	-	○	x	x	○	バス、徒歩	35
		吉広	260	124	60	-	○	x	x	○	バス、徒歩	40
		丸小野・麻田・狭間	408	192	98	-	○	x	x	○	バス	20
		朝来	492	257	154	-	○	○	x	○	バス	20
		馬渡・橋上	82	37	23	-	○	x	x	○	バス、徒歩	25
		西武藏	447	236	143	-	○	x	x	○	バス	25
		姫島村	69	35	18	33	○	x	○	○	船、徒歩	145
中部	臼杵市	東神野	54	32	23	21	○	○	x	○	バス、徒歩	23
		西神野	52	29	14	-	○	x	x	○	バス、徒歩	162
		白岩	64	29	17	-	○	x	x	○	バス、徒歩	30
		津久見市	447	236	143	-	○	○	x	○	バス	30
南部	佐伯市	大越	51	25	19	-	○	x	○	○	バス、徒歩	69
		木浦	90	59	47	-	○	x	x	○	バス、徒歩	23
		大浜・蒲戸・福泊	206	122	104	-	○	x	x	○	鉄道、バス、徒歩	37
豊肥	竹田市	宮砥	446	236	155	-	○	○	x	○	バス	24
		龜岳	415	234	164	-	○	○	x	○	バス	25
		小津留・塩手・飛竜野	71	35	16	-	○	x	x	○	バス、徒歩	28
	豊後大野市	大白谷・久部	53	32	26	22	x	x	x	x	-	-
		平石	52	28	22	9	○	○	x	○	バス	35
		大白谷・左右知	96	59	41	46	○	x	x	○	バス	22
		長谷川	197	119	89	95	○	○	x	○	バス	32
		鳥屋	53	25	11	16	○	x	x	○	バス	21
		中土師	129	76	57	50	○	x	x	○	バス	20
		古後	361	155	69	-	○	○	x	○	バス	20
西部	玖珠町	山浦	332	157	85	-	○	x	x	○	バス、徒歩	30
		深耶馬	107	66	38	-	○	x	x	○	バス	15
北部	中津市	屋形	134	81	63	-	○	x	x	○	バス	15
		夷	116	60	36	-	○	○	x	○	バス	32
	宇佐市	小畠	59	36	18	-	○	○	x	○	バス	26
		麻生	312	166	95	-	○	○	x	○	バス	20
		岳切・定別当	56	31	18	-	○	x	x	○	バス、徒歩	120
		和田・羽馬礼	59	32	20	-	○	x	x	○	バス、徒歩	102
		萱籠・小平	87	57	24	-	○	x	x	○	バス、徒歩	85
	合計		38	6,287	3,388	2,111	292	37	12	2	37	1,441
	平均			165.4	89.2	55.6	7.7					37.9

● 準無医地区

医療圈域	市町村	無医地区名	人口	世帯数			医療提供体制	巡回療	患者輸送事業	最寄医療機関まで公共交通機関(分)		
				総世帯	高齢	車船保有				有無	手段	所要時間
南部	佐伯市	無垢島	33	18	13	-	○	○	x	○	船、徒歩	34
		大入島	573	351	294	-	○	x	○	○	徒歩	1
		大島	93	59	54	-	○	x	x	○	徒歩	5
		屋形島	18	8	7	-	○	x	x	○	船、徒歩	12
		深島	18	13	7	-	○	x	x	○	徒歩、船	30
西部	日田市	高花	45	18	15	15	○	○	x	○	バス、徒歩	65
		赤石	267	123	99	101	○	x	x	○	バス	8
		大野	374	149	109	110	○	x	x	○	徒歩	7
北部	宇佐市	小野川内	31	20	15	-	○	x	x	○	バス、徒歩	22
		枝郷	20	9	4	-	○	○	x	○	徒歩、バス	84

参考資料2 無歯科医地区等一覧表(令和4年10月現在)

○無歯科医地区

医療圏	市町村	旧市町村	地区	人口	無医地区	
東部	杵築市	大田	朝田	498		
			田原	603		
	国東市	国見町	赤根	55	○	
			西方寺	67	○	
		国東町	成仏・下成仏	118	○	
			藁蓑	88	○	
			岩戸寺	80	○	
	武蔵町	吉広	260	○		
		丸小野・麻田・狭間	408	○		
	安岐町	朝来	492	○		
		馬渡・橋上	82	○		
		西武蔵	447	○		
	姫島村	姫島村	稻積	69	○	
中部	臼杵市	臼杵市	東神野	54	○	
			西神野	52	○	
		白岩	64	○		
	津久見市	津久見市	四浦	363	○	
南部	佐伯市	佐伯市	大越	51	○	
		宇目町	木浦	90	○	
		鶴見町	大島	93		
豊肥	竹田市	竹田	宮砥	446	○	
			嫗岳	415	○	
		直入	小津留・塩手・飛竜野	71	○	
	豊後大野市	三重町	大白谷・久部	53	○	
			清川町	52	○	
			大白谷・左右知	96	○	
		緒方町	長谷川	197	○	
		朝地町	鳥屋	53	○	
		大野町	中土師	129	○	
西部	日田市	前津江村	赤石	267		
			大野	374		
			出野	165		
		天瀬町	五馬	588		
	玖珠町	玖珠町	山浦	332	○	
			日出生	210		
			古後	361	○	
北部	中津市	耶馬渓町	深耶馬	107	○	
			川原口	128		
			金吉	288		
		本耶馬渓町	西谷	544		
			東谷	133		
			屋形	134	○	
	豊後高田市	山国町	楢木	277		
		香々地町	夷	116	○	
			小畠	59	○	
	宇佐市	宇佐市	麻生	312	○	
		院内町	岳切・定別当	56	○	
			和田・羽馬礼	59	○	
		安心院町	萱籠・小平	87	○	
計				49	10,143	
					36	

○無歯科医地区に準じる地区

医療圏	市町村	旧市町村	地区	人口	無医地区	
中部	津久見市	津久見市	無垢島	33		
南部	佐伯市	佐伯市	日向泊	21		
			蒲江町	18		
			屋形島	18		
			深島	18		
西部	日田市	日田市	高花	45	○	
北部	宇佐市	院内町	小野川内	31		
		安心院町	枝郷	20		
計				7	186	
					1	

参考資料3 へき地診療所一覧(令和5年4月現在)

(公立)

医療圏	診療所名	所在地	病床数
東部	姫島村国民健康保険診療所	東国東郡姫島村1560-1	10
中部	津久見市保戸島診療所	津久見市大字保戸島880-1	0
南部	佐伯市国民健康保険因尾診療所	佐伯市本匠大字堂ノ間295-1	0
	佐伯市国民健康保険鶴見診療所	佐伯市鶴見大字沖松浦20	0
	佐伯市国民健康保険丹賀診療所	佐伯市鶴見大字丹賀浦129-1	0
	佐伯市国民健康保険大島診療所	佐伯市鶴見大字大島717-5	0
	佐伯市国民健康保険大入島診療所	佐伯市大字久保浦1059-15	0
西部	日田市立上津江診療所	日田市上津江町川原3933	18
	日田市立東渓診療所	日田市天瀬町合田1994-1	0
	飯田高原診療所	玖珠郡九重町大字田野1271	0
北部	中津市国民健康保険山移診療所	中津市耶馬溪町山移3813-1	0
	中津市国民健康保険津民診療所	中津市耶馬溪町大字大野950-2	0
	中津市国民健康保険櫟木診療所	中津市山国町大字櫟木1075	0

(13診療所)

(民間)

医療圏	診療所名	所在地	病床数
東部	はるかぜ医院	国東市国見町大熊毛字花開182番地	0
中部	直耕団吉野診療所	大分市大字奥31番地	0
	秋吉医院	由布市湯布院町下湯平90番地の2	0
南部	神宮医院	佐伯市宇目大字小野市2884の3	3
豊肥	伊藤医院	竹田市直入町大字長湯7985-5	19
	久住加藤医院	竹田市久住町大字久住6268	16
	あさじ町クリニック	豊後大野市朝地町朝地906番地7	0
	関愛会清川診療所	豊後大野市清川町砂田 1877-3	0
西部	渡辺医院	日田市大山町西大山3447-4	4
	渡辺医院前津江出張診療所	日田市前津江町大野2177番地の1	0
北部	横井医院	中津市本耶馬溪町落合1011番地	0
	平田診療所	中津市耶馬溪町大字平田1518番地1	0
	佐藤医院	豊後高田市浜町672番地	0
	サンクリニック	豊後高田市見目3915番地1	0

(14診療所)

参考資料4 へき地医療拠点病院一覧（令和6年1月現在）

医療圏	病院名	所在地	病床数
東部	国東市民病院	国東市安岐町下原 1456	208
	杵築市立山香病院	杵築市山香町大字野原1612番地の1	138
	国家公務員共済組合連合会 新別府病院	別府市大字鶴見 3898	269
	大分県厚生連鶴見病院	別府市大字鶴見 4333	230
中部	社会医療法人関愛会 佐賀関病院	大分市大字佐賀関 750-88	71
	社会医療法人恵愛会 大分中村病院	大分市舞鶴町1丁目4番1号	260
	社会医療法人財団天心堂へつぎ病院	大分市大字中戸次字二本木 5956	188
	大分県立病院	大分市豊饒2-8-1	614
	臼杵市医師会立 コスマス病院	臼杵市大字戸室字長谷1131番1	198
	津久見市医師会立 津久見中央病院	津久見市大字千怒 6011	120
南部	独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター	佐伯市常盤西町7-8	195
	社会医療法人長門莫記念会長門記念病院	佐伯市鶴岡町 1-11-59	250
	社会医療法人小寺会 佐伯中央病院	佐伯市常盤東町6番30号	149
豊肥	社会医療法人社団 大久保病院	竹田市久住町大字栢木 6026-2	136
	豊後大野市民病院	豊後大野市緒方町馬場 276	199
	竹田医師会病院	竹田市大字挾田原448番地	156
西部	大分県済生会日田病院	日田市大字三和 643-7	199
北部	中津市立中津市民病院	中津市大字下池永173	250
	宇佐高田医師会病院	宇佐市大字南宇佐 635	110
	医療法人新生会 高田中央病院	豊後高田市新地 1176-1	112

(20病院)

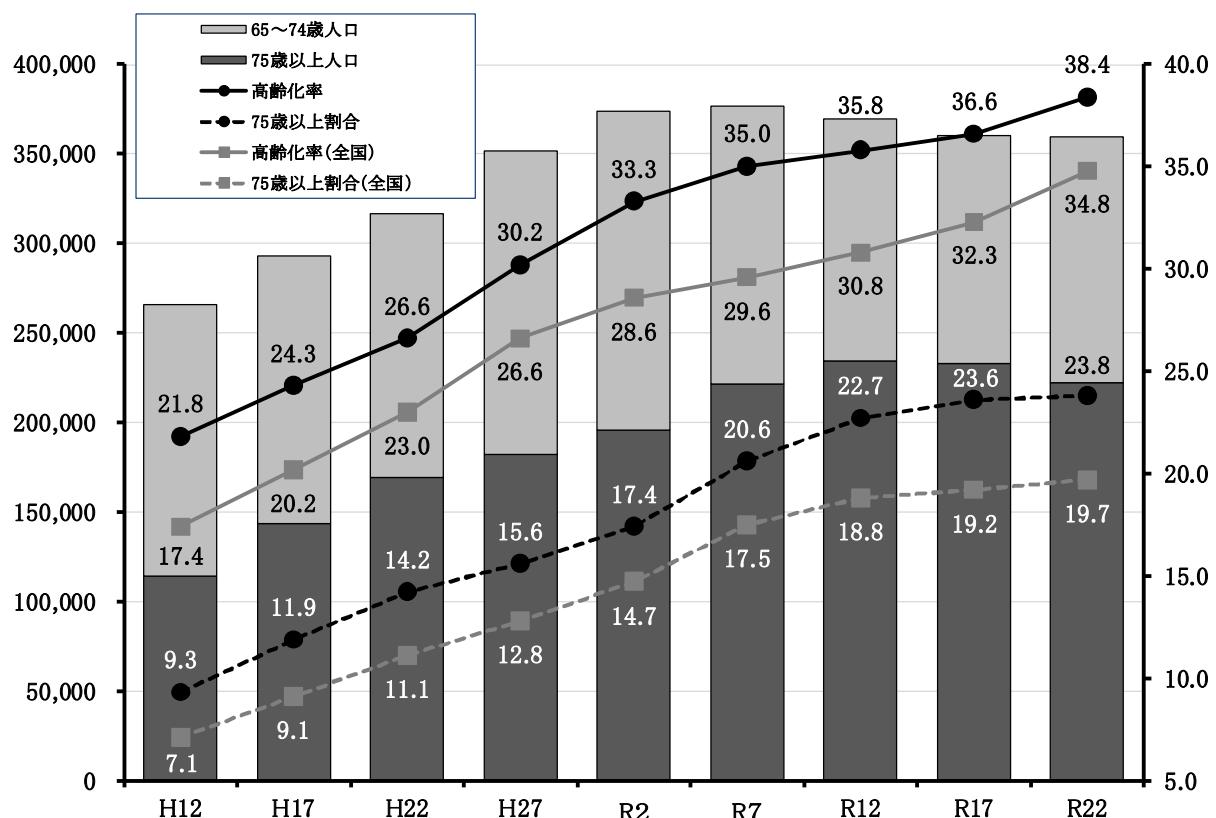
現状及び課題

(1) 在宅医療

○ 高齢化の進展や慢性疾患中心の疾病構造の変化により、長期にわたる療養や介護を必要とする高齢者が増加しており、「治す医療」から「治し、地域で支える医療」への転換が求められています。自宅などでの療養を望んでいる要介護高齢者や慢性疾患患者ができるだけ住み慣れた地域や家庭において日常生活を送ることができるよう、在宅医療支援体制の充実が求められています。

また、地域医療構想における医療需要の推計によると、高齢化の進展や病床機能の分化・連携により、在宅医療の需要は今後も増加することが見込まれています。

さらに、認知症の増加、疾病や障がいを抱えながら自宅や住み慣れた地域で生活をする小児や若年層の患者も増加しており、在宅医療のニーズは多様化しています。



	2000年 H12	2005 H17	2010 H22	2015 H27	2020 R2	2025 R7	2030 R12	2035 R17	2040 R22
総人口	1,221,140	1,209,571	1,196,529	1,166,338	1,123,852	1,077,540	1,031,171	984,098	936,394
65歳以上人口	265,901	292,805	316,750	351,745	373,886	376,715	369,279	360,086	359,804
うち65～74歳人口	151,880	149,225	147,780	169,848	178,451	155,216	135,087	127,358	137,355
うち75歳以上人口	114,021	143,580	168,970	181,897	195,435	221,499	234,192	232,728	222,449

資料：平成12年～令和2年は総務省「国勢調査」、令和7（2025）年～令和22（2040）年

は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口（令和5年12月推計）」

高齢化率等の算出には分母から年齢不詳等を除いている。

- 現在、在宅医療としては、かかりつけ医による訪問診療や往診をはじめ、歯科訪問診療、訪問看護、訪問薬剤管理指導などが行われていますが、一方、介護保険制度においても、在宅での療養・介護を支える訪問看護や訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導等の医療系サービスが行われています。
- 令和5年9月1日現在、診療所180施設と病院40施設が、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の届出を、病院4施設が在宅療養後方支援病院の届出をしています。在宅医療提供体制の充実のためには、これらの医療機関だけでなく、24時間対応できる訪問診療・往診体制の充実や医療機関と訪問看護体制の整備が求められています。

一方で、令和2年度在宅医療・介護に係る分析支援データ（厚生労働省）によると、診療所279施設、病院75施設が訪問診療を行っており、届出の有無に関わらず、在宅医療に取り組んでいる実態がわかりました。

また、地域によって、在宅療養支援歯科診療所、訪問看護ステーション、訪問薬剤管理指導を行う薬局などの医療資源に偏在があることが課題となっています。
- 県民を対象に行った「在宅医療に関するアンケート調査（令和5年8月）」では、在宅医療の認知率は92.0%と高いものの、多くが「療養できる部屋や風呂、トイレなど住環境が整っている必要がある（84.3%）」や「家族に負担がかかる（82.1%）」、「急に症状が変わったときの対応に不安がある（77.5%）」、「費用が高額になる（74.3%）」などのイメージを持っていることがわかりました。また、人生の最期を迎える場所として「自宅」と答えた人（37.0%）が最も多かったが、実際に自宅で亡くなられている人の割合は10%程度と乖離があります。こうした結果を踏まえた在宅医療の推進が必要です。

（2）退院支援

- 在宅医療においては、退院・退所から在宅医療に移行する際に、切れ目のない継続的な医療体制を確保することが重要であり、特に、入院医療機関と在宅医療に係る機関との円滑な連携による退院支援が重要です。

入院医療機関においては、医療ソーシャルワーカー等の退院支援担当者を中心として、入院初期の段階から退院後を見据え、多職種による退院前カンファレンスなどにより在宅医療に係る機関との情報共有を図り、患者に配慮した退院支援を行うことが重要です。

（3）日常の療養支援

- 日常の療養支援においては、多職種の連携により、患者の疾患やニーズに対応した医療や介護、障害福祉サービスが包括的に提供されることが必要です。そのため、訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーションなど在宅医療に係る機関は地域包括支援センターとの連携、地域ケア会議への参加などを通して、在宅療養に必要な医療や介護、障害福祉サービス、家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介し、がん患者や認知症患者、小児患者など、それぞれの患者の特徴に応じた医療の体制を整備する必要があります。
- 在宅医療を進める上で訪問看護の充実は重要です。患者のニーズに対応できるよう、訪問看護ステーションの整備や看護師の確保と資質の向上が求められています。

- 在宅医療を推進するに当たり、訪問看護認定看護師や在宅ケア認定看護師、特定行為を行える看護師の役割は大きく、令和4年12月末現在、訪問看護認定看護師は全国で668名、うち大分県は11名、在宅ケア認定看護師は、全国で53名、うち大分県は1名（日本看護協会調査）、令和5年3月末現在、特定行為を行える看護師は全国で6,875名（厚生労働省調査）、うち大分県は57名（大分県調査）となっています。
- 要介護者の多くが摂食嚥下障害や入れ歯の不具合への対応、歯や口腔の衛生管理等を必要としています。また、口腔衛生状態を良好に保つことが誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔と全身との関係について広く指摘されていることから、要介護者が歯科訪問診療を受療できる体制が求められています。
- チーム医療への参画や保健事業における薬育の実施など、薬剤師が医療のみならず保健・福祉の担い手として果たす役割も大きくなっていることから、薬学知識の研鑽や新たな技術の習得など資質の向上を図る必要があります。

このため、県薬剤師会では、在宅医療に関する研修を実施しています。

また、患者の服薬指導や介護用品の供給などを行うとともに、患者・医療関係者の情報共有による、お薬手帳の普及啓発に努めています。
- 医療機関でなく在宅療養等を希望する患者が増えており、服用せずに余る薬（残薬）や自己判断による服薬中止など服薬等に関する問題があります。

在宅等での薬物治療を支援するため、地域包括ケアチームの一員として薬剤師による医薬品の服薬管理や副作用の確認を行うことが重要となっています。

また、令和3年度よりかかりつけ薬剤師・薬局における機能や高度薬学管理機能を元にして、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局として認定する制度が始まり、令和5年9月末時点では30薬局が地域連携薬局として認定され、1薬局が専門医療機関連携薬局として認定されています。これらの薬局は麻薬調剤や無菌製剤処理、訪問薬剤管理指導等を可能としていますが、多様な病態の患者への対応やターミナルケアへの参画を推進するため、小児への訪問薬剤管理指導や24時間対応が可能な薬局の整備をさらに充実させる必要があります。
- 高齢者や障がいのある全ての人々が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためにには、保健・医療・福祉が一体となりリハビリテーションを効果的、効率的に行うことが必要です。
- 患者にとって食生活や栄養状態は予後を左右しQOLに直結するものであり、患者のニーズに応じた栄養管理、栄養指導などが行える体制が求められています。
- 在宅患者が医療サービスと併せて介護サービスを必要とする場合等、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所の介護支援専門員や、相談支援事業所の相談支援専門員による支援が重要です。

介護支援専門員や相談支援専門員は、医療・介護・福祉等のサービスについて分野横断的に様々な知識を持つことが重要であることから、医療に関する研修等を通じ医療サービスについても理解するとともに、医療・介護・福祉等の関係者の交流（意見交換）などによる顔の見える関係づくりが求められています。

（4）急変時の対応

- 在宅療養を継続するためには、病状急変時の対応に関する患者の不安や家族の負担を軽減することが重要です。

在宅医療に係る機関については、急変時における連絡先を予め提示し、自院で24時間対応が困難な場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等との連携により24時間対応が可能な体制を確保することが求められます。

なお、入院医療機関においては、連携している在宅医療に係る医療機関が担当する患者の病状が急変した際に、必要に応じて受入れを行うことや、重症等で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築することが必要です。

(5) 看取り

- がんなどの病気の終末期において、人生の最終段階を自宅等で家族とともに過ごしたいと望む患者に対する在宅での医療提供体制の整備が求められています。
- 県民を対象に行った「在宅医療に関するアンケート調査（令和5年8月）」では、人生の最期を迎える場所として「自宅」と答えた人（37.0%）が最も多く、次に「病院などの医療機関」（34.5%）の順となっています。
- 在宅医療に係る機関には、患者や家族の不安を解消し、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を構築すること、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療・介護、障害福祉サービスや看取りに関する情報提供を行うこと、また、必要に応じて介護施設等による看取りを支援することが求められています。

在宅医療に係る機関で看取りができない場合については、必要に応じて他の病院や有床診療所で受け入れることも必要です。

- 令和2年7月に「豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例」が制定され、県は、広く県民に対して人生会議に関する普及啓発を行うものとされました。

県民を対象に行った「在宅医療に関するアンケート調査（令和5年8月）」によると、「人生会議についてよく知っている」と答えた方は4.4%、「聞いたことがある」と答えた方は20.6%にとどまっており、人生会議のより一層の普及啓発が必要です。

(6) 関係機関の連携等について

- 医療機関、在宅医療・介護及び障がい福祉の関係者並びに郡市医師会等の関係団体は、関係機関との情報共有や連携に努めることが求められています。
- 在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所のうち、在宅医療において積極的な役割を担う医療機関を中心として、自ら24時間対応の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障がい福祉の現場での多職種連携の支援を行うなど、24時間体制で訪問診療や往診、訪問看護などを行う体制整備が求められています。
- 高齢化が進展し、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加が想定される中、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療・介護従事者等の関係者の協働・連携を推進することが必要です。

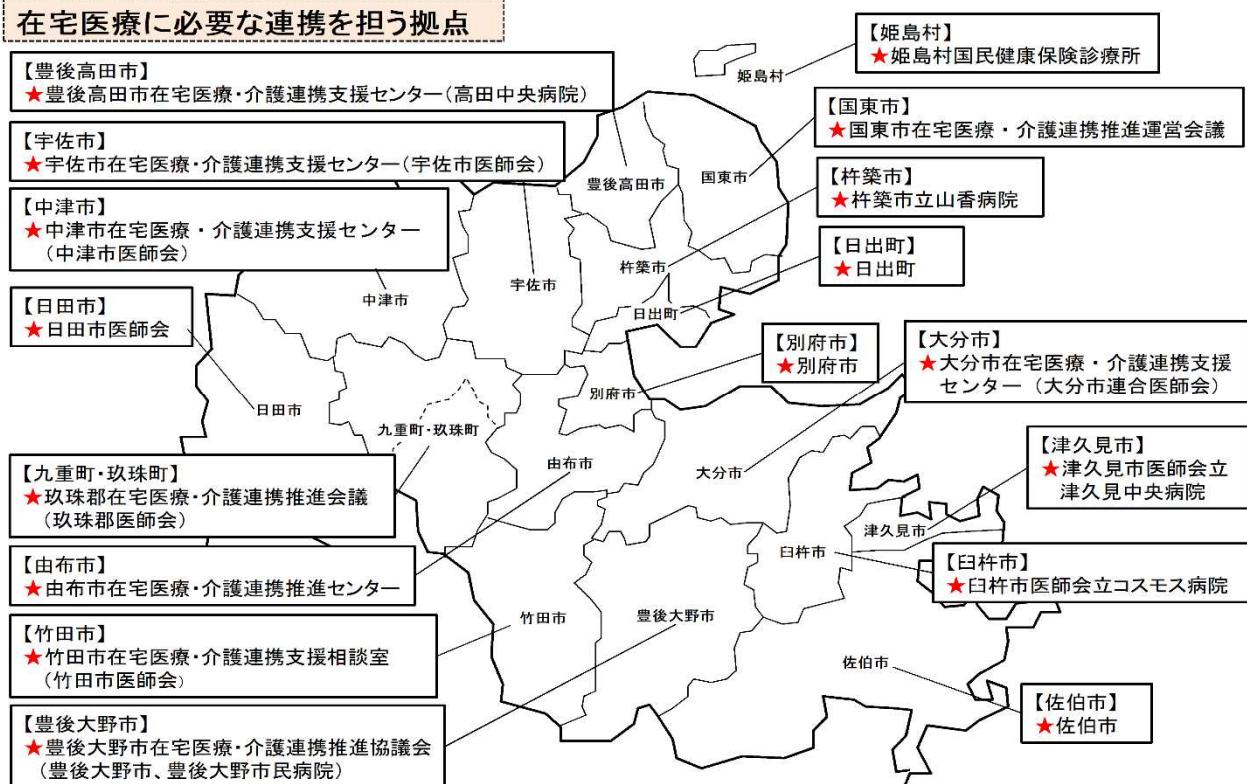
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向け、介護保険制度に在宅医療・介護連携推進事業（地域支援事業）が位置づけられ、平成30年度から全ての市町村で実施されています。県においても市町村と一体となって取組を推進していくことが必要です。

- 在宅患者は、感染症に罹患すると、全身状態の悪化や基礎疾患の増悪が懸念されることから、新型コロナウイルス感染症拡大時の対応を踏まえ、平時から新興感染症の発生・まん延時においても、かかりつけ医で継続して医療を受けられる体制について、在宅医療連携協議会等で協議する必要があります。
- 災害時において、医療機関間や医療機関、薬局、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所等の関係機関間、さらには行政との連携が重要になるため、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」等において平時から連携を進めることができます。
- 保健所は、郡市医師会等の関係団体と連携して医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすことが求められています。

圏域の設定と状況

- 在宅医療の体制を構築する在宅医療圏は、患者の住み慣れた地域のかかりつけ医、在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院などが提供主体となること、また、患者を支援する受け皿としての地域包括支援センターと密接な関連を有すること、さらには市町村主体による在宅医療・介護連携推進事業（地域支援事業）の取組により、地域における在宅医療・介護連携体制の整備が進められていることから、市町村単位を基本としますが、九重町と玖珠町は在宅医療・介護連携を一体的に取り組んでいることから1つの医療圏とし、17医療圏とします。
 - 在宅医療において積極的役割を担う医療機関^{*1}や在宅医療に必要な連携を担う拠点^{*2}を各在宅医療圏に設定します。
- (※1) 在宅医療の提供体制に求められる医療機能（退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り）の確保に向け、24時間体制の在宅医療の提供や他医療機関の支援、医療・介護・障害福祉の現場での多職種連携の支援を行うなど積極的役割を担う医療機関のこと。
- (※2) 地域の関係者による協議の場の開催や医療・介護・障害福祉等の関係機関との調整、連携体制の構築を行うなど在宅医療に必要な連携を担う拠点のこと。

在宅医療に必要な連携を担う拠点



在宅医療において積極的役割を担う医療機関

大分市	オアシス第二病院	大分市	たばるクリニック	佐伯市	こうへいクリニック	宇佐市	宇佐高田医師会病院
	だいかく病院		社会医療法人間愛会 よつぱファミリークリニック		在宅支援クリニック えがお		くぼたクリニック
	大分ゆふみ病院		あそう在宅クリニック		塩月内科小児科医院		いしばしの里クリニック
	オアシス第一病院		しみず在宅内科クリニック		杉谷診療所		宇野医院
	社会医療法人間愛会 大東よつぱ病院		ヒカリノ診療所		曾根病院		ごとう消化器科・内科クリニック
	たねだ内科		けいわ緩和ケアクリニック		田淵内科		いぬかい児玉医院
	三好医院	別府市	別府中央病院		丹賀診療所		福島病院
	嶋田循環器科内科		烟病院		渡町台外科病院		帰巣会 みえ病院
	梶本医院		児玉病院		長門記念病院		広瀬医院
	おおつかクリニック		武井医院		御手洗病院		天心堂おおの診療所
	ハートクリニック		安倍内科医院		佐伯中央病院		社会医療法人間愛会 三重東クリニック
	天心堂へつぎ診療所		医療法人三和会 馬場医院		近藤医院		川崎内科
	心葉消化器外科		うちくら内科		クリニック佐伯の太陽		南由布クリニック
	松岡メディカルクリニック		渡部内科循環器科クリニック	臼杵市	臼杵市医師会コスマス病院		ごとう医院
	森内科医院		原嶋内科医院		臼杵病院		秋吉医院
	そのだ内科・外科クリニック		ヒロセ内科医院		吉田医院		さとう消化器・大腸肛門クリニック
	渡辺内科医院		別府駅前クリニック		岩田リハビリクリニック		おざきホームケアクリニック
	のつはる診療所		明石Mクリニック	津久見市	大石医院		ゆずの木クリニック
	緒方クリニック		なごみ診療所		金田医院		福永胃腸科外科医院
	おの英伸クリニック		安部第一医院		津久見市医師会立 津久見中央病院		堀田医院
	めのクリニック		新森内科クリニック		小田クリニック		はるかぜ医院
	やまおか在宅クリニック		別府駅ゆのまち内科・胃と腸クリニック		秋岡医院		富来K.クリニック
	鹿子嶋医院		べっぷ在宅・訪問クリニック	竹田市	竹田医師会病院		国東中央クリニック
	社会医療法人間愛会 王子クリニック	中津市	中津胃腸病院		大久保病院	姫島村	姫島村国民健康保険診療所
	かんたん在宅クリニック		ふるかわメディカルクリニック		玄々堂高田病院		日出町 サンライズ酒井病院
	在宅支援クリニック すばる	日田市	井上内科		杵築市立 山香病院	九重町	高田病院
	若林脳神経外科クリニック		隈診療所		衛藤外科		小中病院
	舞鶴内科クリニック				菅原内科杵築		医療法人啓燈会 玖珠記念病院

令和6年3月18日現在

	東 部				中 部				南部	豊 肥	西 部	北 部			合 計			
	別府市	杵築市	国東市	姫島村	日出町	大分市	臼杵市	津久見市		佐伯市	竹田市	豊後大野市	日田市	九重町	中津市	豊後高田市	宇佐市	
①訪問診療を実施している病院・診療所数	44	10	12	3未満	4	116	10	9	10	30	10	13	20	9	20	6	21	345
②訪問診療を受けた患者数（高齢者人口千人対）	46.7	35.1	32.5	28.7	21.9	45.3	26.2	60.9	33.5	33.0	24.4	42.4	23.0	23.3	22.6	16.1	32.8	37.1 平均
③訪問看護ステーション数	24	4	5	0	3	64	4	3	3	9	2	5	5	1	12	1	4	149
④訪問看護を受けた患者数（高齢者人口千人対）	28.5	18.7	31.9	2.1	24.0	30.9	27.3	22.2	26.2	24.3	22.0	33.3	14.4	14.2	24.7	13.8	16.9	26.1 平均
⑤訪問歯科診療を実施している歯科診療所数	18	3	4	0	3	50	15	3	9	20	3	5	8	九重町 3未満 玖珠町 4	21	6	7	176
⑥訪問歯科診療を受けた患者数（高齢者人口千人対）	26.3	21.3	8.4	6.4	16.6	26.8	25.6	11.7	20.2	21.0	23.4	13.6	16.8	16.8	29.1	22.3	22.8	23.2 平均
⑦訪問薬剤指導を実施している薬局・医療機関数	39	8	8	3未満	5	129	6	5	5	19	3	7	10	九重町 3未満 玖珠町 3未満	14	4	17	282
⑧居宅療養管理指導（薬剤師）を受けた患者数（高齢者人口千人対）	19.9	7.9	3.0	1.1	10.2	29.3	8.3	14.1	10.8	6.3	5.0	17.9	3.4	2.1	6.4	3.6	9.4	16.6 平均

※3 未満を含む項目の合計数は、3 未満を「1」と換算している。 ※下線部分は、病院数もしくは診療所数に「3 未満」を含み、「1」と換算している。

出典(R3) :①⑤「NDB」、②④⑥⑧「国保連合会医療介護レセプトデータ」、③「県高齢者福祉課調べ」、⑦「介護DB」

今後の施策

(1) 基盤・体制整備

- 在宅療養支援診療所（病院）や訪問看護ステーションなど、在宅医療に必要な医療資源が十分でない地域もあることから、引き続き、郡市医師会等と連携し、医療と介護の提供体制の整備に向けた取組を行います。
- がん、脳卒中、心血管疾患などの医療連携体制を構築する中で、在宅医療支援の中心的な役割を担うかかりつけ医の普及・定着を促進するとともに、かかりつけ医と急性期や回復期、維持期・生活期の医療機関との連携を強化し、在宅医療支援体制の充実を図ります。
- 回復期病床の整備や訪問看護ステーションの機能強化や新設・サテライト化などを進めるとともに、ターミナルケア等の24時間対応、重症小児の在宅ケアにも対応できる機能強化型訪問看護ステーションの拡充を推進し、在宅医療を支える基盤の充実に努めます。
- 在宅医療に必要な麻薬調剤や無菌製剤処理等の高度な薬学管理を行う薬局について、市町村及び地域包括支援センター等へ情報提供を行う等、連携を図ります。
- 急性期から回復期、維持期・生活期の一貫したリハビリテーション、退院後のかかりつけ医などによる継続的な療養管理が提供できるよう、地域のリハビリテーション調整者や従事者に対する研修を実施し、切れ目のない支援が行われる体制づくりを推進します。
- 医療現場においては個人に対応した栄養管理が重要なことから、管理栄養士・栄養士がその専門性を発揮できる体制づくりを推進します。
- 在宅医療における受診機会の充実のため、オンライン診療の活用を促進します。
- 入退院支援が切れ目無く行われるよう、平成28年度までに保健所（2次医療圏）単位で「入退院時情報共有ルール」を作成し、市町村と連携して、その運用を行っています。ルール策定から一定の期間が経過していることから、必要に応じルールの見直しや改善を図ります。
- 新興感染症の発生・まん延時においても、在宅医療を継続的に提供するため、在宅医療連携協議会や感染症対策連携協議会等の場で医療提供体制について検討します。
- 新興感染症の病原性や重症度等を踏まえ、在宅患者の状態悪化を防ぐため、各医療機関の機能に応じた医療提供と関係機関の連携の体制整備を図ります。
- 災害時においては、特に各関係機関での連携が重要になることから、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」等において平時からの連携を推進します。
- 保健所が持つ広域調整機能を活用し、地域における多職種間の連携促進のため、管内市町村の支援ニーズを把握した研修会や会議の実施等、地域の実情に応じた広域的な市町村支援を行います。

(2) 人材育成・資質向上

- 医療と介護の連携に係る幅広い人材の確保・育成を図るため、医療・介護・福祉等に関係する各専門職による多職種研修等を実施します。
- 訪問看護推進協議会（医師会、看護協会、訪問看護ステーション協議会、学識経験者、利用者、関係行政機関で構成）と連携して行う、「訪問看護の実態等に関する調査」を実施します。その結果に基づき、訪問看護師の養成、資質向上研修等の

訪問看護人材の確保対策や、退院支援に関する医療ソーシャルワーカー（MSW）や看護師の研修を実施する等、訪問看護体制整備に向けた方策を検討し訪問看護体制の強化を図ります。あわせて、医療処置を要する高齢者の増加が見込まれることから、高度な知識と技能を有する特定行為等を行える専門性の高い看護師の養成を推進します。

また、需要増加が見込まれる在宅医療分野での看護師を確保するため、プラチナナース（退職後の看護師）や潜在看護師等の再就業を促進します。

- 摂食嚥下障害対策の充実を図るため、医科歯科連携により、がん患者や糖尿病患者等に対する口腔管理や摂食嚥下障害対策などの適切な歯科医療の提供を促進するため、歯科医師、歯科衛生士等の研修を実施するなど、人材育成に努めます。
- 在宅医療を推進するため、県薬剤師会と協力し、訪問薬剤管理指導を行うなど患者等に信頼される「かかりつけ薬剤師・薬局」の育成に努めます。また、チーム医療に参画する高度な知識・技能を有する専門薬剤師等を養成するなど、薬剤師の業務の多様化・高度化に対応するため、多様な研修を実施し、薬剤師の資質向上を図ります。

さらに、医療機関・薬局及び在宅における麻薬の管理が適正に行われるよう、監視・取締り及び指導を強化します。

- 県では、県薬剤師会と協力し、薬剤師による在宅等での薬物治療を支援する在宅訪問業務を推進するため、在宅医療専門研修を実施します。

また、地域包括ケアシステムに関する研修を受講した薬剤師の勤務する薬局へ、地域連携薬局の認定取得を促し、薬剤師や地域包括ケアに係わる他の職種と顔の見える関係を構築することで、地域医療の推進に寄与することに努めます。

- 保健所には保健・医療の専門職を配置していることから、その機能を生かし、各在宅医療圏の保健・医療分野に関する研修等を行います。
- 市町村が主体となって在宅医療・介護連携推進事業を効果的に推進ができるよう、医療・介護レセプトデータ分析や、地域包括ケア「見える化」システムの周知等を通じた課題抽出支援、在宅医療・介護の関係者からなる会議の開催を通じた関係団体間の連携促進等の支援を行います。

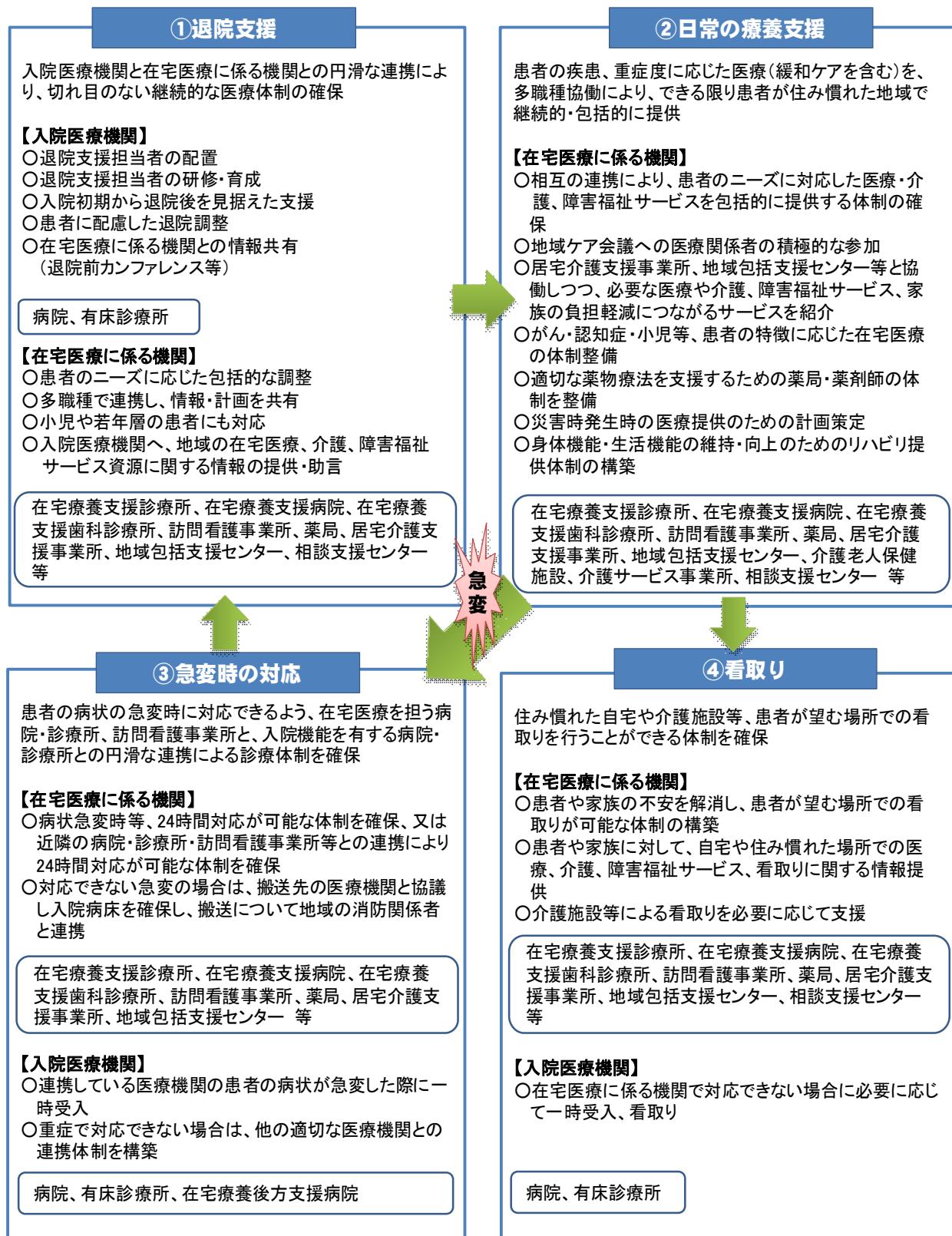
（3）普及啓発

- 在宅患者が住み慣れた地域で最期まで安心した生活を継続できる体制の実現には、患者や家族、地域の理解も重要です。このため、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなどについて、県民の理解促進のため、セミナー開催等により普及啓発に努めます。
- 人生会議の普及啓発については、市町村と連携して、リーフレットの配布や、各地域でのセミナー開催等の取組を行います。また、人生会議に関する普及啓発を担う人材を養成するため、関係機関と連携し医療・介護従事者の育成研修等を実施します。

(目標)

項目	現状	目標 (令和8 (2026) 年度)
退院時共同指導を受けた患者数	232 人 (令和4年度国保連合会医療介護レセプトデータ)	251 人 (75歳以上の将来人口推計の伸び率とR4実績を元に算出)
訪問診療を受けた患者数	14,624 人 (令和4年度国保連合会医療介護レセプトデータ)	15,870 人 (75歳以上の将来人口推計の伸び率とR4実績、地域医療構想に係る追加的需要を元に算出)
往診を受けた患者数	10,641 人 (令和4年度国保連合会医療介護レセプトデータ)	11,501 人 (75歳以上の将来人口推計の伸び率とR4実績を元に算出)
在宅での死亡割合	25.3% (「人口動態統計」自宅・老人ホームでの死亡割合(令和4年))	26.8% (令和4年の全国平均値(28.4%)を最終目標(令和11年度)とする)

在宅医療の提供体制



第15節 その他の医療提供体制の確保

1 障がい保健対策

現状及び課題

(1) 発達障害

- 発達障害は、先天的な様々な要因によって乳幼児期にかけてその特性が現れる始める脳機能の発達に関する障がいで、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害、学習障害などの総称です。(再掲)
- 発達障害は、早期に発見し、適切な治療教育を行うことで、対人関係障がい、異常なこだわり行動の改善などが可能です。また、親の対応力を高めるペアレント・トレーニング、心理教育的家族療法といった家族支援も重要です。(再掲)
- 障がいのあることの障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の自立と社会参加を促進するためには、早期からその障がいに応じた適切な支援を行うことが大切です。特に、外見からは気づかれにくい発達障害は、保育所等での集団生活に慣れ始めた頃からその特性が現れる場合もあることから、1歳6か月児健診や3歳児健診のほか、5歳児健診や発達相談会等により早期に発見する必要があります。

(※発達障害については、第7節精神疾患医療でも記載しています。)

(2) 高次脳機能障害

- 高次脳機能障がい者は外見上障がいが分かりにくいため、周囲の理解が得られにくく、本人や家族が悩みを抱え込むことが少なくありません。今後も高次脳機能障害に対する理解の促進や支援方法について医療機関、支援者等への普及を続ける必要があります。(再掲)
- 県では、高次脳機能障害支援拠点機関（社会福祉法人農協共済 別府リハビリテーションセンター、医療法人光心会 諏訪の杜病院）に専門的な相談支援コーディネーターを配置し、相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障がい者の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、支援手法に関する研修等を行い、高次脳機能障害に対する支援体制の確立を図っています。(再掲)
- 令和3年度に高次脳機能障害支援拠点機関が実施したアンケート調査の結果、医療機関が高次脳機能障がい者を支援するうえで、安全な運転が可能か判断する自動車運転評価や就労・就学支援など、社会復帰に向けた支援に課題があることが明らかになりました。(再掲)

(※高次脳機能障害については、第7節精神疾患医療でも記載しています。)

(3) 医療的ケア児

- 医療技術の進歩等を背景として、N I C U等に長期間入院した後、引き続き

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加しています。

◇児童発達支援センターの状況

ア 福祉型児童発達支援センター(16施設・定員334名)

障がいのある児童のための児童福祉施設(通所)で、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

	事業所名	法人(設置者)名	利用定員	所在地		連絡先	
				郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
1	大分こども発達支援センター つばさ学園	(福) 藤本愛育会	30	870-0943	大分市大字片島字長三郎 2996-3	097-557-0114	097-557-0226
2	児童発達支援センターこじか園	(福) 別府発達医療センター	12	870-0864	大分市国分字六重原567番地3	097-586-5252	097-549-6777
3	こども発達支援センターもも	(福) とんとん	16	870-0852	大分市田中町二丁目16番7号	097-546-3400	097-546-2666
4	博愛こども発達支援センター あそびのお城	(医) 謙誠会	30	870-0868	大分市大字野田1090番地の1	097-586-0005	097-586-0022
5	こどもセンター かおるおか	NPO法人 おおいた子ども支援ネット	20	870-0100	大分市大字神崎404番17	097-574-6106	097-574-6107
6	児童発達支援センター ココカラりんく	(医) 優生会	28	870-0267	大分市大字城原1769番5	097-578-7852	097-578-7853
7	こども発達・子育て支援センター わくわくかん	(福) 萌葱の郷	30	870-0313	大分市屋山1658-1	097-592-8989	097-592-8990
8	児童発達支援センターひばり園	(福) 別府発達医療センター	16	874-0838	別府市大字鶴見4075番地の1	0977-22-4185	0977-26-4171
9	こども支援センター にじいろciel	(福) 敬愛会	28	871-0022	中津市相原字郷の木3375番地1	0979-53-9625	
10	児童発達支援センター び～と	(福) すぎのこ村	8	877-0083	日田市吹上町1182	0973-28-5626	0973-28-5626
11	児童発達支援センターつぼみ	(福) 県南福祉会	20	876-0813	佐伯市長島町3丁目446番地	0972-28-6765	0972-28-6766
12	児童発達支援センター めぐみ	(福) 聖母の騎士会	10 (重度)	875-0211	臼杵市野津町都原3601-2	0974-32-7770	0974-32-7771
13	地域総合支援センター どんぐり	(福) 大分県社会福祉事業団	20	879-0471	宇佐市四日市2482番地1	0978-33-1015	0978-32-1071
14	こども発達・子育て支援センターなかよしひろば	(福) 萌葱の郷	24	879-7305	豊後大野市犬飼町田原1414番地1	097-586-8811	097-586-8818
15	みのり学園 児童発達支援センター「プリンちゃん」	(福) みのり村	26	879-1504	速見郡日出町大字大神1616	0977-72-2818	0977-72-1858
16	こども発達支援センターあ～く	(福) くらっぷ	16	879-4413	玖珠郡玖珠町塚脇581番地の3	0973-72-1023	0973-72-1023

イ 医療型児童発達支援センター(1施設・定員30名)

肢体不自由のある児童のための児童福祉施設(通所)で、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。

	事業所名	法人(設置者)名	利用定員	所在地		連絡先	
				郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
1	つくし園 医療型児童発達センター	(福)直心会	30	871-0101	中津市三光森山823番地2	0979-43-6181	0979-43-6182

(令和5年4月1日現在)

今後の施策

(1) 発達障害

- 早期発見から早期の相談支援につながるよう、市町村が実施する5歳児健診や発達相談会への専門医の派遣を行います。(小児医療再掲)
- 発達障害の診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、発達障害に対応可能な医療機関の増加を図ります(精神疾患医療及び小児医療再掲)。
(※発達障害については、小児医療、第7節精神疾患医療でも記載しています。)

(2) 高次脳機能障害

- 高次脳機能障害に対する正しい理解を広めるため、研修会の開催やリーフレットの作成等の啓発を推進します。また、医療機関スタッフ等の人材育成に向けた研修会の開催や連携体制の構築に向けた関係機関との協議を行います。(再掲)
(※高次脳機能障害については、第7節精神疾患医療でも記載しています。)

(3) 医療的ケア児

- 医療的ケアが必要な障がい児等に対して、医療的ケア児支援センターが、相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供及び研修の実施等を推進します。(小児医療再掲)
- 地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。(小児医療再掲)
(※医療的ケア児については、第8節小児医療でも記載しています。)

2 結核・感染症対策

I 結核

現状及び課題

- 県内の新規登録者数は減少傾向にありますが、罹患率は全国平均を上回っており、特に、高齢者の罹患率が高い傾向にあります。

令和4年度の市町村の定期健康診断の受診率は 16.6%、事業所の定期健康診断の受診率は 96.2%となっています。

◇県内の結核有病率・罹患率・死亡率の推移

年	登録患者数	新規登録患者数	有病率	罹患率	死亡率
平成26年	445	203	12.8(10.6)	17.3(15.4)	1.5(1.7)
平成27年	465	199	13.7(9.9)	17.1(14.4)	1.8(1.6)
平成28年	441	185	12.3(9.2)	16.0(13.9)	1.4(1.5)
平成29年	393	147	10.5(8.8)	12.8(13.3)	1.9(1.9)
平成30年	371	169	10.5(8.3)	14.8(12.3)	2.4(1.8)
令和元年	333	151	8.2(7.7)	13.3(11.5)	1.8(1.7)
令和2年	272	107	6.8(6.8)	9.5(10.1)	1.6(1.5)
令和3年	242	117	7.5(6.2)	10.5(9.2)	1.2(1.5)
令和4年	218	119	5.2(5.4)	10.8(8.2)	2.3(1.4)

資料：厚生労働省「結核発生動向調査」(カッコ内は全国平均)

(注) 有病率… (活動性結核患者数／人口) ×10万

罹患率… (新登録者数／人口) ×10万

死亡率… (結核死者数／人口) ×10万

◇県内の結核検診の受診率

(単位：%)

年度	種別	定期				接觸者 検 診
		事業所	学 校	施 設	市町村	
令和2年度		92.1	97.0	95.6	14.9	98.2
令和3年度		92.1	98.4	92.2	15.6	99.5
令和4年度		96.2	98.7	95.8	16.6	99.7

資料：大分県感染症対策課調べ

- 新規登録者の8割以上を65歳以上の者が占めており、高齢者に対する健康診断受診の普及・啓発の強化が必要です。

◇県内の年齢階級別新登録患者数の推移

	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
令和2年	107	0	0	0	0	8	2	1	3	11	82
令和3年	117	0	0	0	0	4	3	5	4	11	90
令和4年	119	1	0	0	2	4	3	3	3	12	91

資料：厚生労働省「結核発生動向調査」

- 結核の地域での感染の連鎖を断ち切るため、保健所での検査(胸部エックス線・Q F T^{*1}検査)及びエックス線車の撮影装置の活用、並びに委託等による検査実施を組み合わせて接触者健診の確実な実施を行っています。
 - 結核医療の提供体制を充実するため、西別府病院を結核医療拠点病院(以下「拠点病院」という。)とし、医療の専門化を図っています。
 - また、拠点病院で対応できない合併症を有する排菌患者等については、結核患者収容モデル病床^{*2}を有する医療機関で治療を行うこととし、大分赤十字病院(人工透析等)、国東市民病院(人工透析等)、南海医療センター(人工透析等)、別府医療センター(精神科等全般)、大分大学医学部附属病院(全般)、県立病院(全般(外科系疾患、循環器系疾患を優先))にモデル病床を整備しています。
- (※1) 結核感染診断として結核菌に特異的な蛋白を抗原として刺激し、インターフェロン γ (I F N- γ)放出の程度を測定する検査(I G R A検査)の一つ。B C G接種の影響を受けずに結核感染の有無を判定できる。
- (※2) モデル病床とは、結核患者の高齢化等に伴って複雑化する、高度な合併症を有する結核患者又は入院を要する精神障がい者である結核患者に対して、医療上の必要性から、一般病床又は精神病床において収容治療するためのより適切な基準を策定するために国が実施している結核患者収容モデル事業に基づき整備した病床

◇前年登録肺結核退院患者入院期間中央値と前年全結核治療完遂継続者治療期間中央値
(単位:日)

	前年登録肺結核退院患者入院期間		前年全結核治療完遂継続者治療期間	
	大分県	全 国	大分県	全 国
令和元年	95.00	63.20	273.50	263.40
令和2年	81.00	60.32	232.00	259.72
令和3年	88.00	62.40	270.50	269.71

資料:厚生労働省「結核発生動向調査」

- 入院期間中央値は81~95日(約3ヶ月)となっており、全国平均よりも長くなっています。
- 退院後の外来治療における服薬の徹底が重要であり、拠点病院と外来治療を行う地域の指定医療機関との連携強化が必要です。

今後の施策

(1) 結核予防対策の充実

① 県民への普及啓発活動

- 結核に対する正しい知識の普及と的確な指導を行います。

② 結核患者・感染者の早期発見

- 市町村、事業所と連携して住民健診（特に高齢者）、事業所健診の受診率の向上を図ります。
- 保健所が学校保健と連携することにより、児童・生徒の結核感染者等の早期発見に努めます。
- 社会福祉施設等入所者への結核健康診断費の補助を行います。
- 二次感染防止のため、接触者健診の一層の強化を図ります。

(2) 結核医療体制の整備・治療技術の向上

① 結核病床の確保

- 既設のモデル病床及び第二種感染症指定医療機関が有する陰圧病床の効果的運用や、高度かつ専門的な医療が提供できるよう取り組みます。

② DOTS（直接服薬確認法）の推進

- 拠点病院、指定医療機関、高齢者サービス提供施設等と連携し、入院中及び退院後のDOTS^{※3}の推進を図り、患者への療養支援体制の強化を図ります。また、コホート^{※4}検討会を開催し、地域の課題について分析・検討し、医療従事者等関係者にフィードバックを行います。

③ 診断・治療技術の向上

- 医療従事者向けの診断や治療、採痰技術の向上を目指した専門的な研修等を引き続き実施し、早期発見及び標準治療法の普及・徹底を図り、適切な医療の提供に努めます。

(※3) 結核患者を見つけて治すために利用されている、プライマリー保健サービスの包括的計画の名称で、WHOが打ち出した結核対策戦略である。DOTS戦略の一環として、ヘルスワーカーが助言し、薬を患者が飲み込むのを直接確認し、患者が治癒するまで保健サービスが経過をモニターする。日本では、「直接服薬確認法」と訳され、厚生労働省から「日本版21世紀型DOTS戦略」が示されている。本県でも「大分県DOTS実施要領」を平成23年4月に作成している。

(※4) 一年間など期間を定めてこの間に治療を開始した患者の集団を指す。このコホート集団を一定期間追跡し、治療終了時点での成績を見るのがコホート分析法である。世界的に広く用いられている治療サービスの評価のこと。

II エイズ（AIDS）

現状及び課題

- 令和2年のエイズ患者8人の報告は、人口10万対で全国最多となりました。エイズ患者数がHIV感染者数と同数、若しくは多く報告される傾向にあり、診断時に既にエイズを発症しているいわゆる「いきなりエイズ」の増加が懸念されます。

◇県内のHIV感染者及びエイズ患者数の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
HIV感染者	6	4	4	4	4
エイズ患者	8	4	8	4	2

資料：厚生労働省「感染症発生動向調査」

- 保健所では、HIV抗体検査を予約制・無料・匿名・即日検査で実施しています。また、エイズ相談も実施しており、不安の解消を図り、状況に応じてHIV抗体検査の受診を勧奨しています。
令和2年～4年は検査件数の減少傾向が見られました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響と思われます。今後も引き続き、検査相談体制を充実するとともに、検査希望者の利便性に配慮した検査・相談体制の構築を行っていく必要があります。

◇HIV抗体検査件数の推移

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県保健所	214	249	125	130	148
大分市保健所	420	447	236	249	361
計	634	696	361	379	509

◇エイズ相談件数の推移

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大分県	654	753	368	489	580
大分市保健所	645	843	639	652	1,112
計	1,299	1,596	1,007	1,141	1,692

資料：大分県感染症対策課調べ

- 各保健所等において、毎年6月のHIV検査普及週間や12月1日の世界エイズデーを中心に、普及啓発のキャンペーンと夜間・休日のHIV抗体検査を行っています。また、地域の高等学校や中学校等において予防教育を行っています。
- 医療機関及び保健所等において針刺し等によるHIV感染が疑われる暴露事象が発生した場合に、感染予防薬服用による治療が開始されるよう予防薬の配置を県内の関係医療機関に行い、感染予防体制の整備を図っています。
- 患者・感染者の支援のため、医療機関をはじめ、福祉及び支援者（団体等）とも連携を図っていく必要があります。

今後の施策

(1) 検査体制の充実

- 保健所における検査相談体制を充実するとともに、検査希望者の利便性に配慮した検査・相談体制の構築を推進します。

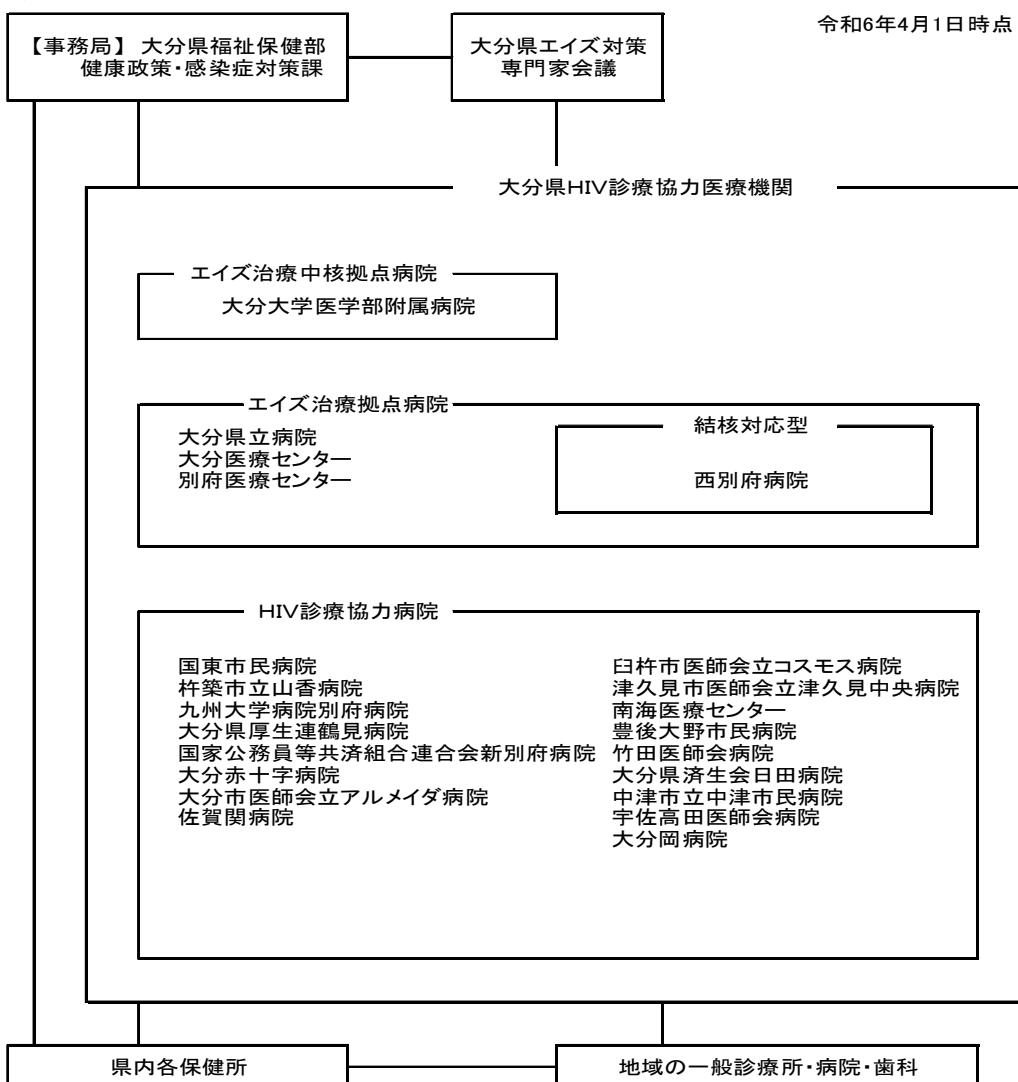
(2) 普及啓発活動の強化

- 学校保健と連携し青少年層への予防教育を推進するとともに、感染のリスクの高い男性間性交渉者や薬物乱用者等の人々へも関係機関・団体と連携して情報提供を行います。

(3) 感染者・患者の支援体制の構築

- 感染者・患者の支援体制を構築するため、医療機関をはじめ、支援者（各団体等）と連携を図り、ニーズ把握、相談・支援体制の充実を図ります。

◇エイズ対策・医療協力体制



III 肝炎対策

現状及び課題

- 日本国内のB型肝炎ウイルスの感染者は約110万人～120万人、C型肝炎ウイルスの感染者は約90万人～130万人程度存在すると推定されています。
- 肝炎ウイルスに感染していても症状がないことが多いため、感染者の中には、自分自身が感染していることを自覚していない持続感染者も多く、適切な時期に治療を受けることができずに、長期間が経過し、肝硬変や肝がんへ移行する者が多く存在することが問題となっています。
- 保健所及び、登録された医療機関ではB型及びC型の肝炎ウイルス検査を無料で受けることができます。

◇県内の肝炎ウイルス検査の推移 (単位：件)

	保健所実施分		医療機関委託分	
	B型	C型	B型	C型
平成30年度	566	563	1,215	1,213
令和元年度	640	645	1,678	1,671
令和2年度	337	335	1,444	1,446
令和3年度	354	357	1,115	1,117
令和4年度	514	514	937	935

資料：大分県感染症対策課調べ

- 陽性者に対するフォローアップ事業や精密検査費用の助成を行うことにより、早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者の重症化予防を推進しています。
- 肝炎をはじめとする肝疾患患者の診療体制の確保を図るため、大分県肝炎対策協議会を設置し、国立大学法人大分大学医学部附属病院を肝疾患診療連携拠点病院とし、各医療圏に1～数か所の肝疾患診療協力医療機関を指定しています。
- インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療に係る医療費助成、インターフェロンフリー治療に係る医療費助成、平成30年12月からは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による医療費の給付を行っており、肝炎患者の経済的負担を軽減し、治療継続を支援しています。

今後の施策

(1) 相談・検査の推進

- B型及びC型肝炎ウイルス検査の受検勧奨を行い、感染者を早期に発見し、早期治療につなげるとともに、肝炎に関する相談の受付や正しい知識の普及を行います。

(2) 医療提供体制の整備

- 肝疾患診療連携拠点病院を中心に各医療機関が連携し、医療情報の提供や相談支援等を行い、医療提供体制の整備を図るとともに、県民に対して普及啓発を行います。

◇大分県肝疾患診療体制

医療圏	肝疾患診療協力医療機関 (肝疾患診療連携拠点病院を含む)
東部医療圏	独立行政法人国立病院機構別府医療センター
	国家公務員共済組合連合会新別府病院
	大分県厚生連鶴見病院
中部医療圏	国立大学法人大分大学医学部附属病院（拠点病院）
	独立行政法人国立病院機構大分医療センター
	大分県立病院
	大分赤十字病院
	大分市医師会立アルメイダ病院
南部医療圏	独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター
豊肥医療圏	豊後大野市立豊後大野市民病院
西部医療圏	医療法人鶴陽会岩尾病院
北部医療圏	宇佐高田医師会病院
	中津市立中津市民病院
	宮田内科医院

IV その他の感染症

※新興感染症については、第5章第12節の記載を参照

現状及び課題

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)において、一類感染症(エボラ出血熱等7疾病)、二類感染症(急性灰白髄炎等7疾病)、三類感染症(腸管出血性大腸菌感染症等5疾病)、四類感染症(狂犬病等44疾病)、五類感染症(インフルエンザ等49疾病)、新型インフルエンザ等感染症(新型インフルエンザ等4疾病)、指定感染症(既知の感染症)、新感染症(病原体が不明)が定義され、国及び都道府県で対策をとることになっています。

◇感染症の類型と医療体制の概要

(令和5年10月現在)

感染症の類型	主な対応	医療体制	医療費負担
新感染症 (未知の感染症で危険性が極めて高いもの)	入院・宿泊 ・自宅療養	特定感染症指定医療機関 (国が指定、全国に数か所)	全額公費負担 (医療保険の適用なし)
		第一種協定指定医療機関 (都道県知事が指定医療機関を締結 R6.4.1施行)	
		第二種協定指定医療機関 (都道県知事が指定医療機関を締結 外来医療担当 R6.4.1施行)	
一類感染症 (エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱)	原則として 入院	特定感染症指定医療機関 第一種感染症指定医療機関 (都道府県知事が指定、原則として各都府県に1か所)	医療保険適用 (入院について自己負担分を公費で負担)
二類感染症 (急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、MERS、鳥インフルエンザ(H5N1, H7N9)	原則として入院	特定感染症指定医療機関 第一種感染症指定医療機関 第二種感染症指定医療機関 (都道府県知事が指定、原則として各二次医療圏に1か所)	
三類感染症 (コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス)	特定業務への就業制限		医療保険適用 (自己負担あり)

四類感染症 (ウエストナイル熱、SFTS 、デング熱、マラリア等)	消毒等の対 物措置	一般医療機関	
五類感染症 (インフルエンザ、エイズ, 新型コロナウイルス感染症 (C O V I D - 19)等)	発生動向の 把握、情報 提供		
新型インフルエンザ等感染 症 (新型インフルエンザ、再興 型インフルエンザ)	入院・宿泊 ・自宅療養	特定感染症指定医療機関 第一種感染症指定医療機関 第二種感染症指定医療機関 ※	医療保険適用 (入院について自 己負担分を公費で 負担)

※ 一～三類感染症以外で緊急の対応の必要が生じた感染症についても、「指定感染症」として、政令で指定し、原則1年限りで一～三類の感染症に準じた対応を行う。第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関

- 大分県感染症予防計画・感染症健康危機管理実施要綱を策定し、予防・医療体制を整備しています。
- 各保健所において、感染症発生時に迅速な対応ができるよう、年1回シミュレーションを行っています。
- 一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当する第一種・第二種感染症指定医療機関を指定しています（第5章第12節 図表1～3参照）。今後は、新型コロナの経験を踏まえ新たに規定された協定指定医療機関の指定・協定締結を進めていく必要があります。
- 抗菌薬の不適切な使用を背景として、薬剤耐性菌が世界的に増加しており、国際社会においても大きな問題となっています。国において、令和5年4月に「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2022-2027）」が策定されました。
- 主にマダニに刺咬されることにより感染する重症熱性血小板減少症候群（SFTS）は増加傾向にあり、デング熱については輸入症例が散見されています。今後、地球温暖化の影響による媒介動物の生息域の拡大等により、ダニや蚊等が媒介する感染症の増加が懸念されます。

◇県内のSFTS・デング熱患者数の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
SFTS	2	5	7	2	7
デング熱	3	3	0	0	1

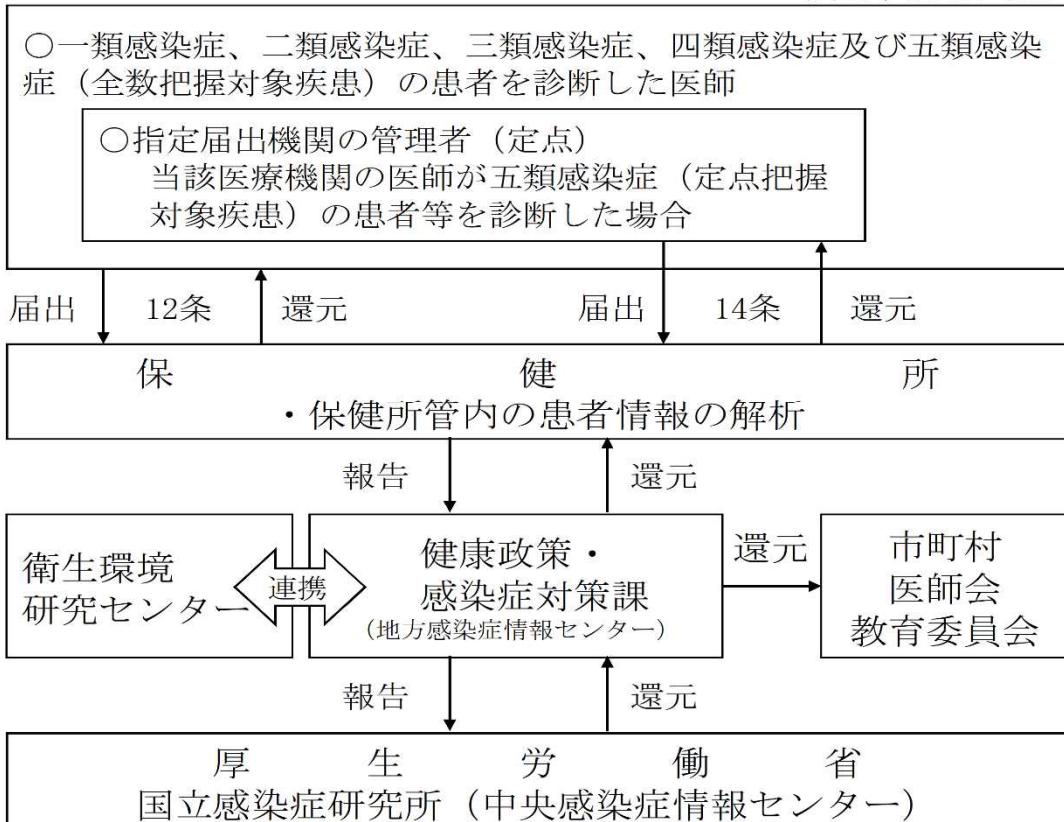
資料：厚生労働省「感染症発生動向調査」

- 感染症法に基づく感染症発生動向調査事業は、一類感染症から五類感染症（一部）の87疾患については全数把握を行い、それ以外の五類感染症の25疾患について

は、定点把握疾患として週及び月単位で患者数を集約し、国へ報告するとともに、そのデータを医療機関、医師会、市町村等に還元し、感染症のまん延防止に活用しています。

◇感染症発生動向調査

令和6年4月1日時点



- 予防接種では、住所地以外の医療機関でも無料で円滑に予防接種を受けられる「予防接種の相互乗り入れ」を行い予防接種率の向上を図っています。

今後の施策

(1) 感染症予防体制の整備

※ 感染症対策及び適切な医療の提供については、第5章第12節（今後の施策）の記載を参照

(2) 感染症指定医療機関の指定と病床の確保

- 協定指定医療機関の指定・協定締結を進め、感染症指定医療機関の病床の確保を図ります。

(3) 感染症発生動向調査事業の推進

- 感染症の発生情報の収集・還元・情報分析に基づき感染症まん延の防止、予

防接種などの対策を効果的に実施するとともに、新しい疾患に迅速に対応するため、医師会等の関係機関との連携を強化し、的確な情報を迅速に提供し、予防対策の推進を図ります。

(4) 予防接種の推進

- ワクチン接種により予防可能な感染症については、まん延防止や重症化防止のため、市町村と連携して予防接種に関する知識の普及啓発を推進し、予防接種率の向上を図ります。
- 市町村及び医師会と連携して「予防接種の市町村相互乗り入れ」を継続します。

(5) AMR（薬剤耐性）対策の推進

- 薬剤耐性対策として、医療従事者及び患者に対し抗菌薬の適正使用について周知するとともに、医療機関、高齢者施設等における手指消毒の重要性など感染管理について普及啓発等を強化します。

(6) ダニ・蚊媒介感染症対策の推進

- 感染症媒介動物の増加や分布域の変化など、感染症にかかりやすくなる要因に関する情報を収集するとともに、蚊など感染症媒介動物の生息状況等のモニタリング等の実施や防除対策等を推進します。

3 臓器等移植対策

現状及び課題

(1) 臓器移植

- 臓器移植については、平成 22 年 7 月から、本人の意思表示がなくても家族の同意があれば、脳死下での臓器提供が可能となっています。また、15 歳未満の子どもからの臓器提供も家族の承諾により可能です。
- 心臓・肺などの脳死下での臓器提供体制が整っている県内の施設として公表されているのは、大分大学医学部附属病院、大分県立病院となっています。
- 県内におけるこれまでの臓器提供数は 10 件（うち脳死下臓器提供 2 件）、移植数は 16 件です。
- 臓器提供の意思表示については、意思表示カードを市町村や保健所の窓口等に配置しているほか、運転免許証や被保険者証の裏面にも意思表示欄が設けられています。臓器移植推進月間の 10 月にはキャンペーンを実施し、臓器提供に関する意思表示の必要性やその意思が尊重されるよう家族との意思の共有について普及啓発活動を行っています。
- 腎臓の摘出協力医療機関には、院内移植コーディネーターを設置し、院内体制の整備を図っています。
- 角膜移植については、(公財) 大分県アイバンク協会において献眼登録を推進しており、令和 4 年度末現在の登録者数は 37,346 名となっています。移植希望者は大分大学医学部附属病院で登録され、献眼による移植が行われています。

(2) 骨髄等移植について

- 骨髄等移植については、県内の非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植施設として、大分大学医学部附属病院と大分県立病院が認定されています。
- 骨髄移植推進のため、市町村や保健所の窓口に啓発パンフレットを備え付けるとともに、骨髄バンクの登録が 18 歳以上であることから、高校 3 年生向けの啓発リーフレットの配布等を行っています。
- 県保健所における骨髄ドナーの登録受付のほか、大分県赤十字血液センターと連携した献血併行型のドナー登録会も開催しており、ドナー登録件数は令和 4 年度末現在 3,909 名となっています。
- 平成 29 年度から、骨髄等を提供したドナー又はドナーが勤務する事業所に対し助成金を交付した市町村を支援することにより、ドナー登録者の拡大を推進しています。

今後の施策

(1) 臓器移植の推進

- (公財) 大分県臓器移植医療協会等関係機関と連携して、臓器移植への理解を深めるため、臓器提供に関する意思表示の啓発及び正しい知識の普及に努めます。
- 県の臓器移植コーディネーターの活動を支援するとともに、脳死下臓器提供における臓器搬送体制の確保や、院内移植コーディネーター研修会の開催等、県内における臓器移植体制の充実強化を図ります。
- 角膜移植については、(公財) 大分県アイバンク協会と連携して、献眼登録等の普及啓発を行います。

(2) 骨髄等移植事業の推進

- 大分県赤十字血液センター等の関係機関やドナー登録説明員と連携して、ドナー登録の普及啓発活動を行います。
- 平成 29 年度から実施しているドナー登録者の拡大を推進するための市町村への助成制度について、各市町村と連携して制度の周知に努めます。

4 難病・原爆被爆者対策

I 難病対策

現状及び課題

- 各保健所において、難病に関する相談会、難病患者に対する支援計画の策定と評価などを行う難病患者地域支援ネットワーク事業を実施し、難病患者に対する支援を行っています。
- 難病診療連携拠点病院に難病診療連携コーディネーターを配置し、難病医療の確保に関する関係機関との連絡調整や早期診断のための医療機関への相談・紹介、医療従事者向け研修会等を実施しています。
- 難病診療連携拠点病院（1医療機関）、難病診療分野別拠点病院（1医療機関）、難病医療協力病院（11医療機関）、一般協力病院（令和4年度末現在97医療機関）による難病医療ネットワークを組織し、入院施設の確保に加え、難病が疑われながらも診断がついていない患者への早期診断体制の確保等に努めています。
- NPO法人大分県難病患者団体連絡協議会と連携した家庭相談員事業により訪問や電話による相談（ピアカウンセリング）を行っています。
- 地域で生活する難病患者や家族の日常生活における相談・支援のほか、地域交流活動の促進、就労支援等を行う難病相談・支援センターを設置しています。
- 保健所の保健師等への研修を実施し、資質の向上を図っています。
- 平成27年1月1日に難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）が施行され、令和3年11月1日現在、指定難病とされた338疾患について、医療の確立と普及を図るとともに、難病患者の医療費負担の軽減を図ることを目的として、自己負担限度額を除いた医療費について給付を行っており、令和4年度末時点で特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は12,240名となっています。

難病医療ネットワーク

区分	病院名	二次保健医療圏名
連携拠点病院	大分大学医学部附属病院	中部
分野別拠点病院（神経・筋）	独立行政法人国立病院機構西別府病院	東部
協力病院	大分県立病院	中部
	大分市医師会立アルメイダ病院	
	臼杵市医師会立コスモス病院	
	国東市民病院	東部
	独立行政法人国立病院機構別府医療センター	南部
	地域医療機能推進機構南海医療センター	
	豊後大野市民病院	豊肥
	竹田医師会病院	
	大分県済生会日田病院	西部
	宇佐高田医師会病院	北部
	中津市立中津市民病院	

今後の施策

(1) 在宅難病患者に対する支援の強化

- 難病患者地域支援ネットワーク事業を引き続き実施し、地域における難病患者の支援を行っていきます。

(2) 医療体制の整備

- 難病法に基づき、難病患者の医療費負担の軽減を図ります。
 - 難病医療ネットワーク事業を推進し、難病診療連携拠点病院、難病診療分野別拠点病院、難病医療協力病院、一般協力病院の連携強化により、重症難病患者の病状急変時等に対応できる入院施設の確保や難病が疑われる患者の早期診断体制の整備に努めます。

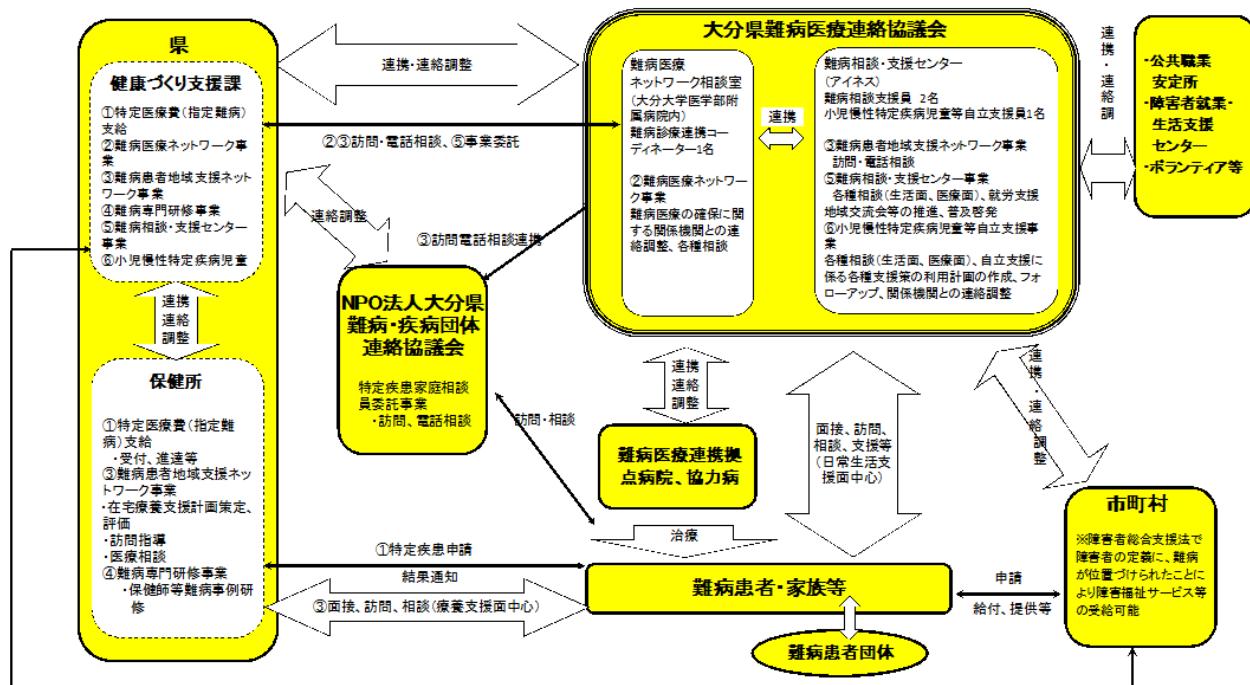
(3) 難病対策に係る専門知識の習得

- 難病対策に携わる医療従事者、保健所の保健師等に対する研修を実施します。

(4) 相談体制の充実

- 難病相談支援員等のスキルアップ・定着化および難病相談・支援センターの機能強化を図ります。

◇難病対策関係事業の概念図



II 原爆被爆者対策

現状及び課題

- 県内の被爆者（被爆者健康手帳所持者）数は、令和4年3月31日現在388名で、医療費・各種手当の給付、健康診断等を受けています。

◇年度別被爆者数の推移（各年度末現在）(単位：人)

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
被爆者数	516	482	453	430	388

- 被爆者の健康の保持増進と疾病の早期発見のため、医療機関で健康診断を実施（定期健康診断：年2回、希望による健康診断：年2回）しており、定期健診の受診率は、前期18.8%、後期14.4%で、希望による健康診断の受診率は4.4%となっています。
- 令和4年度末の各手当の支給状況は、医療特別手当8名、特別手当5名、健康管理手当280名、保健手当28名、介護手当3名となっています。
- 平成14年4月から介護保険等利用原爆被爆者助成事業を実施しており、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護（平成21年度から追加）、定期巡回・随時巡回型訪問介護（平成25年度から追加）、介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護（令和3年度から追加）、低所得者に対する訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業（平成27年度から追加）に係る費用の自己負担額を公費で負担しています。
- 大分県原爆被爆者団体協議会に、被爆者健康手帳の交付や各種手当の支給等に係る相談事業を委託しています。

今後の施策

(1) 被爆者健康診断の推進

- 高齢化する被爆者の健康管理のため、引き続き定期健康診断、希望による健康診断等を実施します。また、被爆二世の健康診断を実施します。

(2) 医療給付・各種手当の支給

- 被爆者が高齢化する中、被爆者健康手帳の交付、各種手当の支給等を適切に実施します。

(3) 被爆者相談事業の充実

- 大分県原爆被爆者団体協議会に委託して実施している被爆者等相談事業の充実を図ります。

5 アレルギー疾患対策

現状及び課題

- 乳幼児から高齢者まで国民の約2人～3人に1人が何らかのアレルギー疾患有をしているといわれています。アレルギー疾患有を有する方は、複数の疾病を合併することも多く、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、症状の悪化や治療のための通院や入院による生活の質の低下をきたしています。
- 食物アレルギーの増加に伴い、アナフィラキシーに対する緊急対応を求められる機会が、家庭、保育、教育、医療機関等で増えています。
- 学校、幼稚園での食物アレルギー、アナフィラキシーへの対処として様々な対応が求められますが、それらを標準化する目的で、大分県版「学校・幼稚園・こども園・保育所における食物アレルギー対応の手引き」が作成され、学校、幼稚園、保育所等で活用されています。
- アレルギー疾患の治療管理は、各アレルギー疾患への横断的な視点と、乳児～青少年～中高年～高齢者という縦のライフサイクルを見据えた診療能力を有する、総合的にアレルギー診療ができる施設と専門医の存在が必要です。
- アレルギー疾患対策を推進するため、令和2年に大分県アレルギー疾患医療連絡協議会を設置し、拠点病院を中心とした診療連携体制、情報提供、人材育成等の施策の計画、立案や実施等、地域の実情に応じた対策を検討しています。
- 大分県アレルギー疾患医療拠点病院を選定し、拠点病院と連携して、アレルギー疾患に関する啓発や医療従事者に対する研修等を実施しています。

今後の施策

(1) アレルギー疾患医療連絡協議会の開催

- アレルギー疾患医療連絡協議会において、地域におけるアレルギー疾患対策を検討します。

(2) 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進

県は、アレルギー疾患医療連絡協議会で協議した内容をもとに、国や市町村と連携を図りながら、以下の取り組みを実施します。

- 県民がアレルギー疾患の正しい知識を得ることができるように、県のホームページ等を用いて国の知見に基づいた正しい情報提供を行うとともに、社会教育の場を活用した啓発を行います。
- 市町村保健センター等で実施する乳幼児健康診査等の母子保健事業の機会を捉え、乳幼児の保護者に対する適切な保健指導や医療機関への受診勧奨等、適切な情報提供を行います。
- 児童福祉施設、放課後児童クラブ、老人福祉施設、障害者支援施設等を利用するアレルギー疾患有する児童等、高齢者又は障がい者に対する適切な啓発を行います。
- 医療保険者及び後期高齢者医療広域連合に対して、国及び県が講ずるアレル

ギー疾患やアレルギー疾患の重症化予防に対する協力要請を行います。

- 受動喫煙防止等を更に推進することを通じ、気管支ぜん息の発症及び重症化予防を図ります。
- アレルギー物質を含む食品に関する表示等について、表示の適正化を図るため、大分県食品衛生監視指導計画に基づき食品関連業者の監視等を実施します。

(3) 災害時の対応

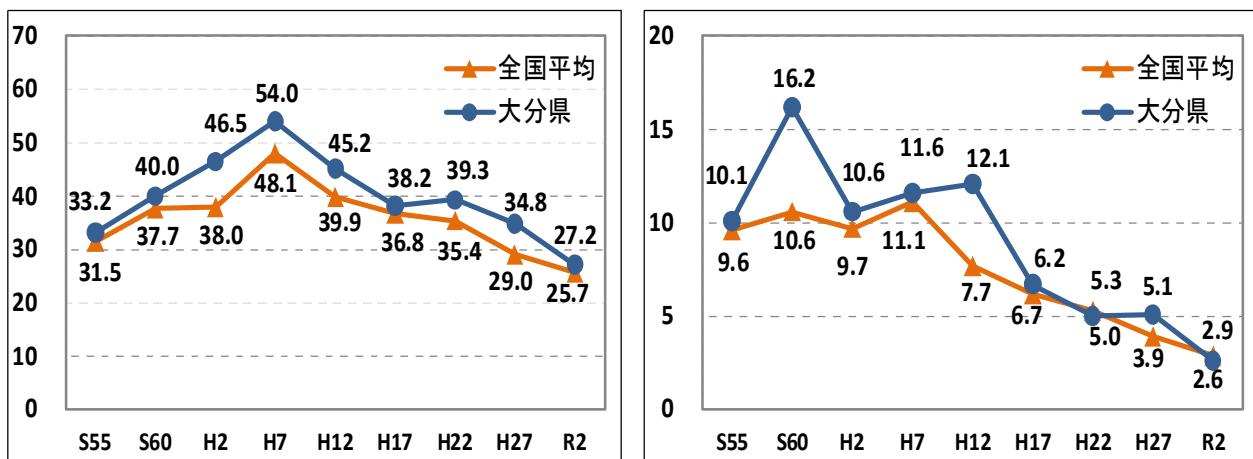
- 平常時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行います。
- 災害時において、速やかに避難場所の食物アレルギー疾患有する方のニーズの把握を行い、防災や備蓄集配等に関わる担当部署と連携協力のうえ、食物アレルギーに対応した食品等の集積場所を設置し、必要な方へ提供します。
- 関係学会等と連携し、パンフレット等を用いた周知を行うなど、アナフィラキシー等の発生の予防に努めます。
- 関係団体等と協力し、アレルギー疾患有する方、その家族及び関係者並びに医療従事者向けの相談体制を整備します。

6 慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策

現状及び課題

- 慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、主として長期の喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患で、症状が悪化すると、息切れや呼吸困難などを起こし、日常生活に重大な影響を及ぼします。喫煙者の20%がCOPDを発症するとされています。
- 令和3年の人口動態調査によると、全国のCOPDによる男女総計の死者数は16,384人で、男性においては死因の第9位となっています。また、COPDによる死者の9割以上を70歳以上の高齢者が占めています。
- 大分県のCOPDによる年齢調整死亡率は減少傾向にありますが、男性では全国平均値を上回る状況が続いています。

◇慢性閉塞性肺疾患（COPD）による年齢調整死亡率（人口10万人対）
[男性] [女性]



資料：厚生労働省「人口動態統計」

- COPDの主な原因是、長期にわたる喫煙習慣であり、急速に高齢化が進む中で、今後もCOPD対策が必要ですが、十分に認知されていない状況にあります。

今後の施策

(1) 普及啓発、認知度の向上

- COPDが禁煙等により予防することができる生活習慣病であることや薬物等による治療が可能な疾患であることなど、病気に関する知識の普及啓発を行うとともに、認知度を高め、早期発見、早期治療を推進します。

(2) 禁煙支援

- 禁煙外来を行う医療施設等をホームページで情報提供し、関係機関と連携を図りながら禁煙支援の環境整備を進めます。
- 地域、職域の禁煙支援に携わる関係者を対象とした禁煙支援従事者研修会を開催し、禁煙支援方法等の知識・技術の習得を支援します。

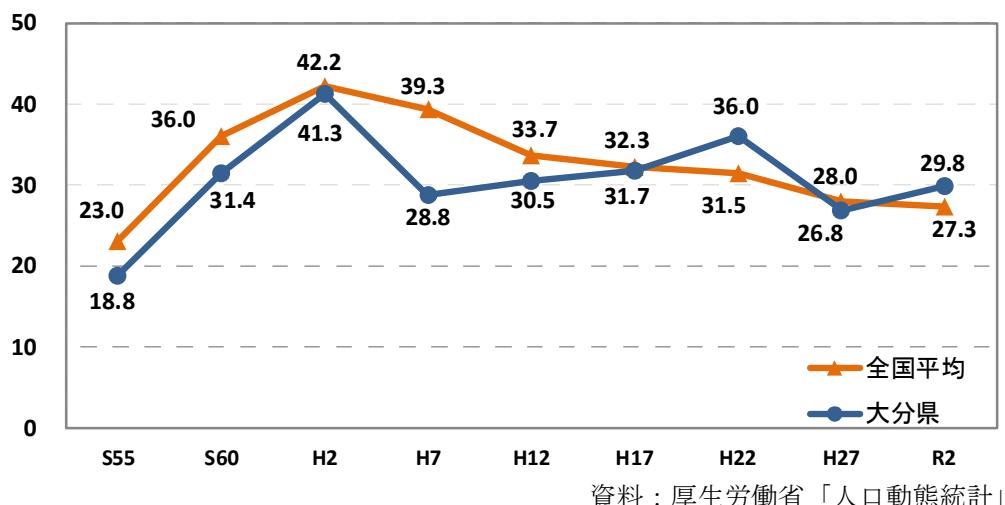
7 慢性腎臓病（CKD）対策

現状及び課題

(1) 慢性腎臓病（CKD）

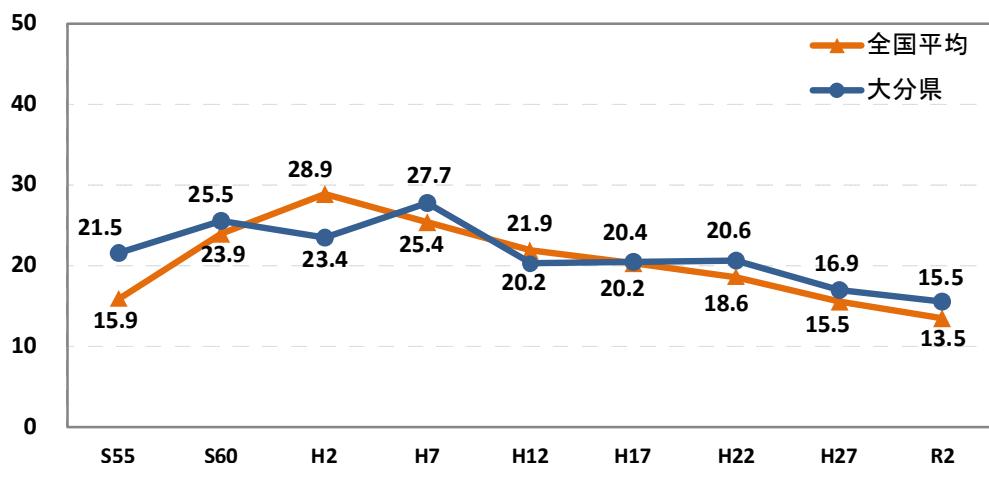
- 慢性腎臓病（CKD）は、原因疾患を問わず、腎臓の働きが徐々に低下し慢性に経過する腎臓病を包括するものです。
- CKDは進行するまで自覚症状に乏しいため、腎機能の異常に気づいていない潜在的な患者が多いことが推測されます。また、CKDが重症化すると、最悪の場合は腎不全となり人工透析が必要になるほか、脳卒中や心筋梗塞等の発症リスクを高めることが分かっています。
- 本県の令和2年の腎不全による年齢調整死亡率（人口10万人対）をみると、男性29.8（全国27.3）、女性15.5（13.5）で、いずれも全国平均値を上回っています。

◇腎不全による年齢調整死亡率（男性：人口10万人対）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

◇腎不全による年齢調整死亡率（女性：人口10万人対）

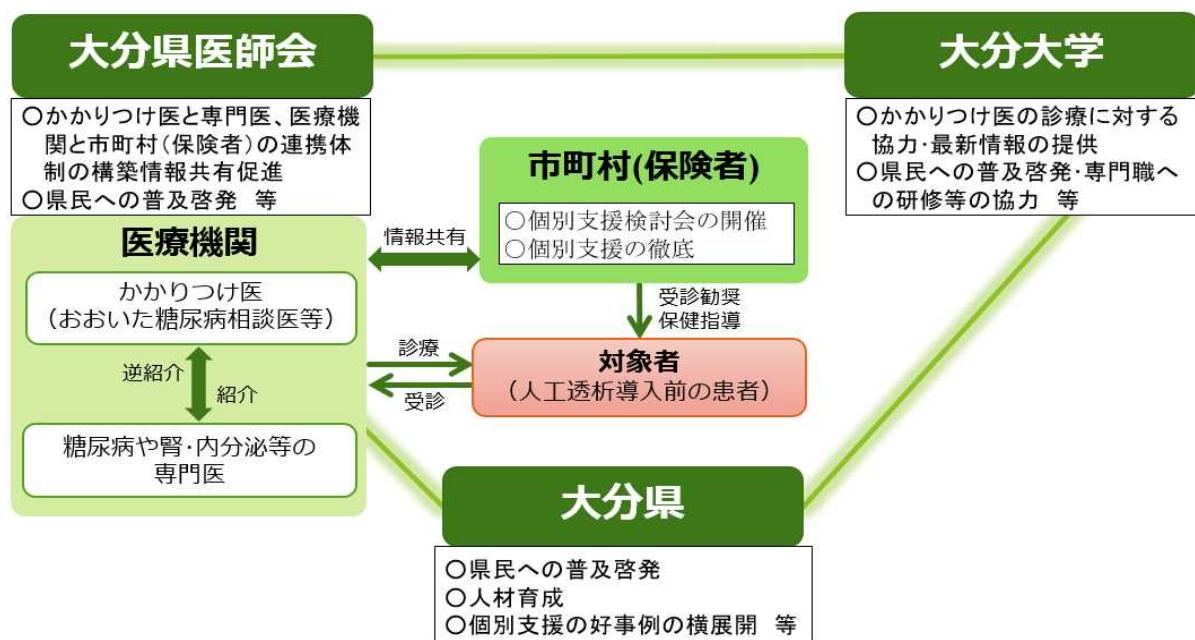


資料：厚生労働省「人口動態統計」

- C K D の発症や重症化には、メタボリックシンドロームや糖尿病、高血圧などの生活習慣病や、食塩の過剰摂取、過度の飲酒などの生活習慣や不適切な薬剤の使用なども関与しているため、生活習慣病予防や生活習慣の改善が大切です。
- 本県では、令和元年 12 月に糖尿病性腎症及び慢性腎臓病の重症化予防を図ることを目的として、大分県医師会及び大分大学と連携協定を締結しました。また、令和 2 年には大分大学附属病院内に糖尿病性腎症重症化予防専門外来を開設し、かかりつけ医と専門医の連携強化を進めています。

大分県糖尿病性腎症及び慢性腎臓病の重症化予防に係る連携協定 (令和元年12月25日締結)

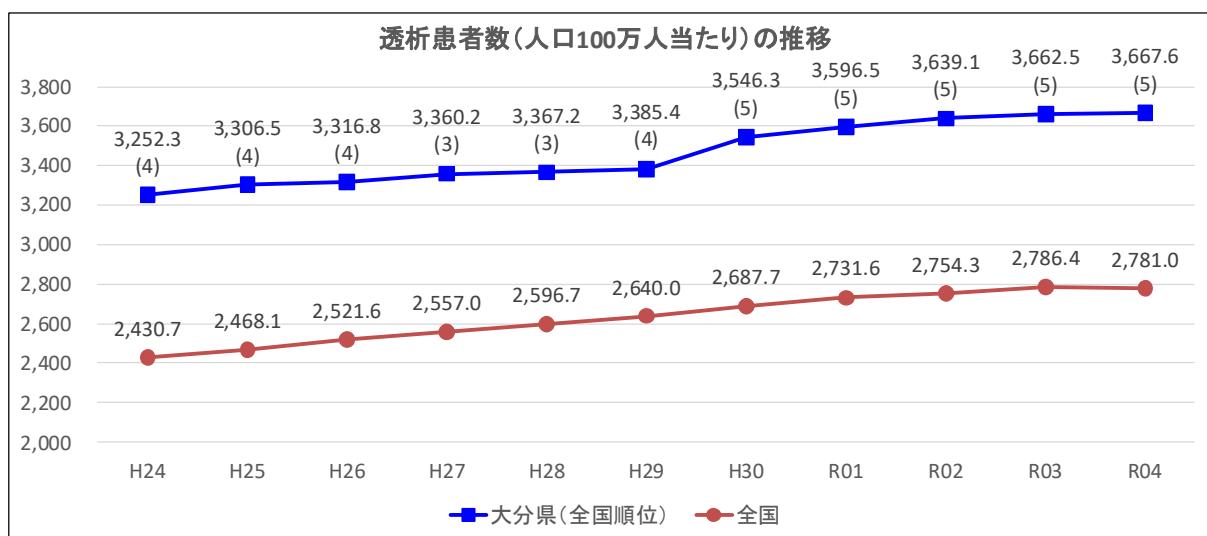
- ◆ 個別支援の強化に向けて、かかりつけ医と専門医、医療と市町村（保険者）の連携を促進
- ◆ 糖尿病性腎症重症化推進に係る効果検討会議を設置、取組方策等を検討（令和 2 年度～）



- 糖尿病性腎症重症化予防専門外来への紹介患者のうち 73.1% は第 3 期顕性腎症期以降の患者となっており、かかりつけ医からの紹介のタイミングが遅くなっています。
- また、腎症は自覚症状がないまま進行し、症状が出た時には腎機能が悪化しているため、定期的な健診により腎機能の状態を把握するとともに、糖尿病などの生活習慣病の治療を適切に継続する必要があります。
- これらの状況から、かかりつけ医（相談医）と糖尿病及び腎臓病専門医・糖尿病性腎症重症化予防専門外来、保険者の連携による個別支援の充実と、治療中の患者に対する特定健診・特定保健指導の受診勧奨を行う体制整備及び慢性腎臓病等に関する基礎知識の情報提供が必要であることが分かります。

(2) 腎不全の医療

- 慢性腎臓病が進行し、腎不全になると体内から老廃物を除去できなくなり、最終的には透析（血液透析、腹膜透析）や腎臓移植（生体腎移植、献腎移植）が必要になります。
- 本県の透析患者数は全国と同様に年々増加しており、全国的にみて患者数も多く、令和4年は人口100万人当たり3,667.6人（日本透析医学会）で全国5番目の高さです。
- また、令和4年の新規透析導入患者の原疾患をみると、糖尿病性腎症が約37%（日本透析医学会）を占め、人工透析の最大の原因となっています。



◇人工透析施設数・実施件数・台数（二次医療圏別）

◎病院

	施設数	実施件数	台数
県計	39	27,021	1,067
東部	8	4,216	164
中部	17	11,681	479
南部	3	3,211	85
豊肥	3	1,092	93
西部	2	1,420	54
北部	6	5,401	192

◎一般診療所

	施設数	実施件数	台数
県計	25	14,842	599
東部	3	716	43
中部	13	8,231	309
南部	1	379	18
豊肥	2	1,087	48
西部	2	1,738	65
北部	4	2,691	116

厚生労働省「令和2年医療施設（静態）調査」（令和2年10月現在）

- 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、感染した透析患者が継続して透析治療を受けられるよう入院調整コーディネーターを選任し、入院が必要な透析患者が適切に入院できる体制を構築しました。また、感染拡大に合わせ、かかりつけ医にて継続して外来透析治療が受けられるよう周知を図りました。

今後の施策

(1) 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進

- 「大分県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（令和4年1月改定）を活用し、医療機関や市町村・保険者とともに、健診結果から糖尿病が重症化する可能性がある者を確実に医療につなげるための体制や、関係機関と連携した個別支援強化を推進します。
- 更に、大分県医師会及び大分大学との連携協定を活用し、かかりつけ医と専門医、保険者等で行う糖尿病性腎症重症化ハイリスク者への支援をCKD患者にも拡充した体制づくりを促進します。

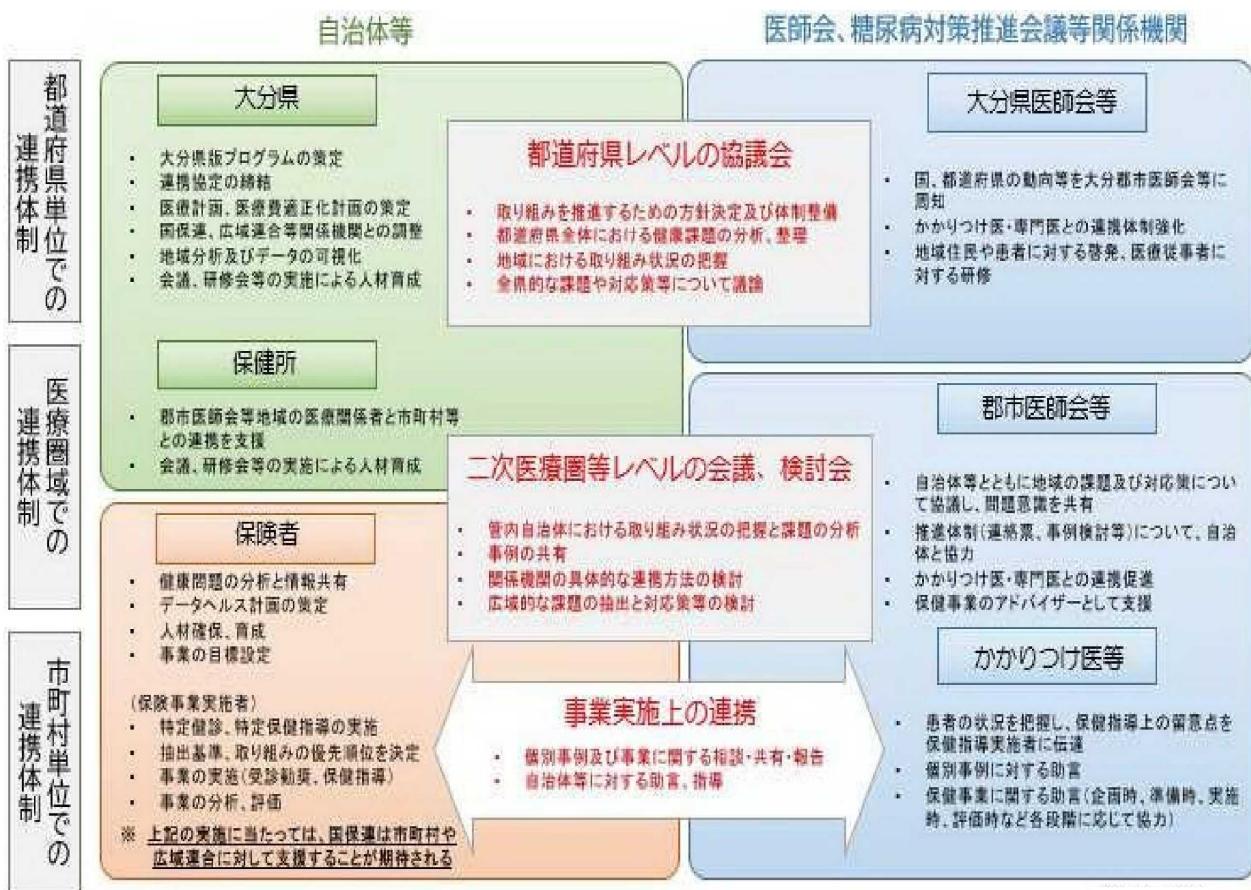
(2) CKDの概念、予防に対する普及啓発

- CKDは自覚症状がなく、健診による早期発見が重要であるため、特定健診等の受診勧奨を行うとともに、腎症が進行した場合の症状や適切な治療、生活習慣の改善、糖尿病や高血圧の適切な管理により重症化予防が可能なことなど、腎臓に関する知識を県民に理解してもらうために医療機関や保険者等と連携した普及啓発を実施します。

(3) 災害時及び新興感染症発生・まん延時等の対応

- 災害時には、公益社団法人大分県臨床工学技士会等関係団体が連携して作成した「大分県透析施設災害対応マニュアル」や「災害時透析患者カード」に基づき、平時からの災害対策及び施設間相互の連携を図り、円滑な透析医療の確保を図ります。
- 新興感染症の病原性や重症度等を踏まえ、感染症の流行下においても適切に透析医療を継続して受けられるよう、関係機関等と協議を行い、安定した透析医療提供体制の整備を図ります。

◇連携のイメージ図

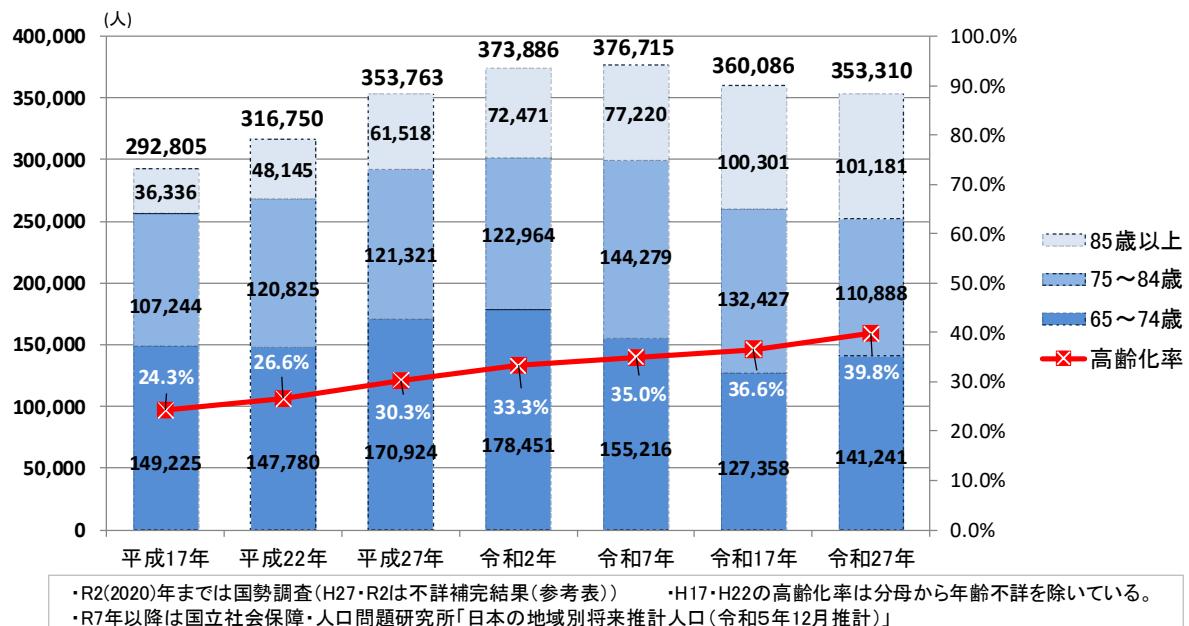


8 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策

【高齢化の進展】

本県の人口は、令和2年10月1日現在、1,123,852人で、65歳以上は373,886人となっており、高齢化率は33.3%となっています。今後さらに高齢化が進展し、令和7年には65歳以上人口379,143人、高齢化率は34.8%になり、その後65歳以上人口は減少に転じるものとの高齢化率は増加を続け、令和27（2045）年には39.3%になると推計されています。

◇高齢者人口の推移



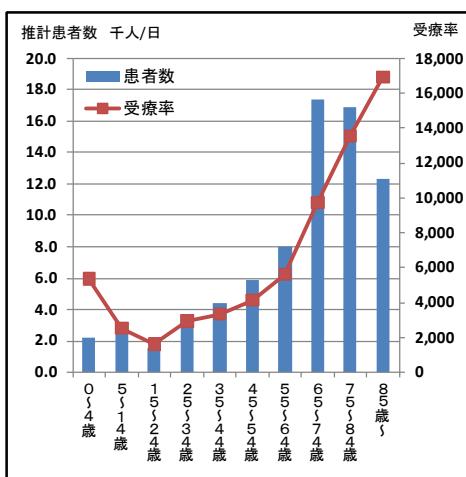
- また、年齢を重ねるに従って、人口当たりの患者数(受療率)は多くなるため、今後高齢者の増加に伴って、医療を必要とする人はますます増加することが予想されます。

◇年齢階級別患者数(千人/日)・受療率(人口10万対) [再掲]

年齢	推計患者数	受療率
0～4歳	2.2	5,381
5～14歳	2.5	2,543
15～24歳	1.6	1,627
25～34歳	2.9	2,945
35～44歳	4.4	3,342
45～54歳	5.9	4,157
55～64歳	8.0	5,617
65～74歳	17.4	9,756
75～84歳	16.9	13,529
85歳～	12.3	16,919
計	74.1	6,584

※年齢不詳分は除く

資料:厚生労働省「令和2年患者調査」



- 5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)以外にも、肺炎や大腿骨頸部骨折など特に高齢者の患者が多い疾患への対策が求められ

ています。さらに、ロコモティブシンドロームといった運動器等の障害による生活機能の低下をきたした状態を示す概念や、高齢者の虚弱状態を示したフレイルという包括的な概念も提唱されています。これらは、要介護状態に発展しやすく、医療における対策だけではなく、介護における予防活動などの取組が重要になります。

【肺炎（誤嚥性肺炎）】

現状及び課題

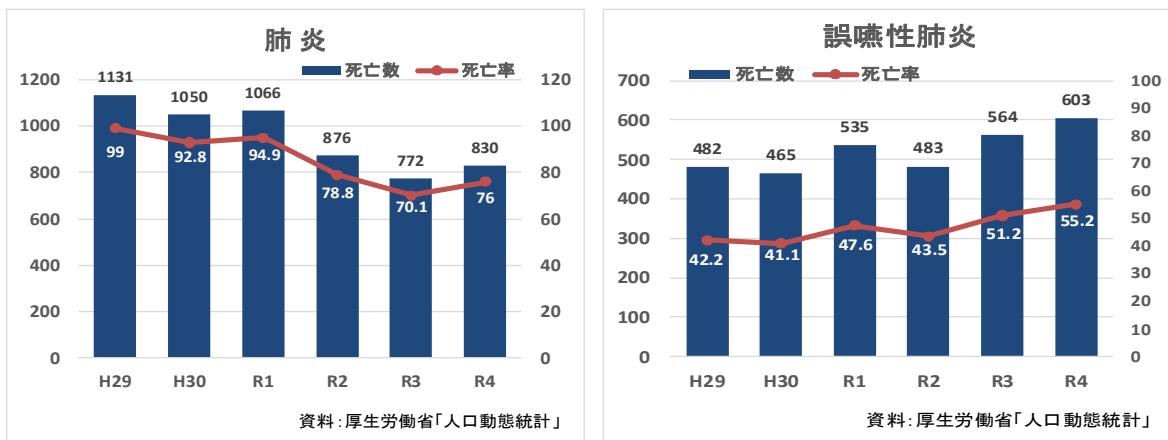
（1）患者数

- 厚生労働省「患者調査」によると、肺炎の全国の患者数は令和2年でおよそ62,000人いると推計されています。
- また、患者の年齢構成をみると、65歳以上の患者が49,000人で、全体の79%を占めており、なかでも90歳以上の患者が全体の16%を占め、最も多くなっています。

（2）死亡数

- 令和4年人口動態統計によると、本県における肺炎の死者は830人で死者全体の5.1%を占め、死因の第5位になっています。また、誤嚥性肺炎の死者は603人で死者全体の3.7%を占め、死因の第6位になっています。

◇大分県の死亡数・死亡率（人口10万対）の推移



- 「平成29年度人口動態統計特殊報告」によると、平成27年の肺炎の年齢調整死亡率は全国で男性38.3、女性15.8、大分県では男性40.4、女性16.7と、全国と比較してやや高い結果となっています。

（3）原因

- 肺炎は、細菌やウイルスなどの病原微生物が感染して、肺に炎症を起こす病気です。

- 誤嚥性肺炎は、嚥下機能障害のため唾液や食べ物、あるいは胃液などと一緒に細菌を気道に誤って吸引することにより発症します。高齢者の場合は誤嚥を起こしても「むせ」などの自覚症状がないことがあります、これを繰り返すと誤嚥性肺炎を起こします。
- 誤嚥性肺炎を引き起こす嚥下障害の原因疾患は脳梗塞・脳出血等の脳卒中が全体の約 56%を占め、脳血管障害の後遺症が誤嚥性肺炎の発症に大きく関係していると言われています。
- 特に高齢者は、感冒やインフルエンザなどのウイルス感染症の罹患後に肺炎にかかりやすく、また重症化しやすいことから、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種による予防が重要です。

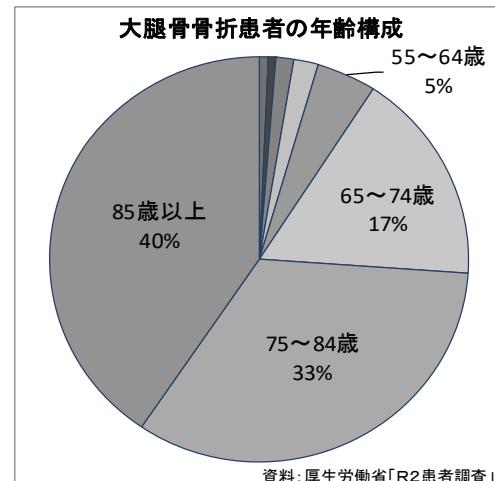
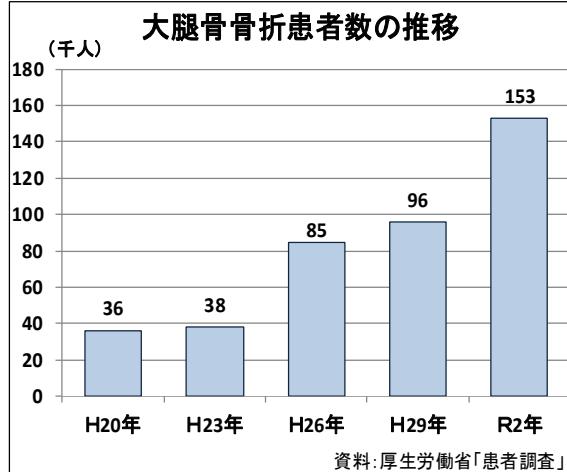
今後の施策

- 嚥下障害の要因となる脳卒中の治療において、適切なリハビリテーションが求められることから、医療機関が行う急性期を経過した患者への在宅復帰に向けたリハビリテーションを提供する回復期機能の体制づくりを支援します。
- 特に要介護高齢者において口腔衛生状態を良好に保つことにより、不顎性誤嚥による肺炎の予防ができるから、口腔清掃や歯科受診の重要性について普及啓発に努めます。また、歯科保健指導者に対して行う研修等の充実を図ります。

【骨折（大腿骨頸部骨折）】

現状及び課題

- 厚生労働省の患者調査結果では、全国の大腿骨骨折の患者数は増加傾向にあります。また患者の年齢構成をみると、75歳以上の患者が全体の73%を占めており、うち85歳以上の患者が40%と多くなっています。
 - ◇全国の大腿骨骨折患者数



- 特に、高齢者が転倒することによって受傷することが多い大腿骨頸部骨折は、今後高齢化によって患者数の増加が予想されることから、対策が必要になってきています。
- 大腿骨頸部骨折は大腿骨上部の脚の付け根に近い部分の骨折です。骨粗鬆症で骨が弱くなっている状態では特に起こりやすくなります。
- 大腿骨頸部骨折を起こすと、歩行能力が損なわれるため、寝たきり状態の原因となることがあります。そのため、再び歩けるようになるための手術や術後のリハビリテーションが重要です。

今後の施策

- 手術後の適切なリハビリテーションが求められることから、医療機関が行う急性期を経過した患者への在宅復帰に向けたリハビリテーションを提供する回復期機能の体制づくりを支援します。
- 骨粗鬆症の予防には、カルシウムやビタミンDを補給することが大切です。関係機関・団体等と連携し健康教室や研修会を通じて、正しい知識の普及啓発等、高齢者の食環境の支援に努めます。

【ロコモティブシンドローム】

現状及び課題

- ロコモティブシンドローム（運動器症候群）とは、運動器の障害による移動機能の低下した状態を表す言葉として提唱された新しい概念です。
- ロコモティブシンドロームは、変形性関節症や変形性脊椎症、骨粗鬆症などの運動器自体の疾患や加齢による筋力低下などの運動器機能不全が原因とされています。
- 移動機能が低下し、生活の自立度が下がると、要支援・要介護状態になる恐れがあります。国民生活基礎調査によると、介護が必要になった原因是、「骨折・転倒」「関節疾患」が合わせて 24.1%となるなど、ロコモティブシンドロームに関連するとされる疾患が多くなっています。

◇介護が必要となった原因別人数

介護が必要となった主な原因	介護を要する者 (要支援・要介護) 10万人あたり	割合
認知症	16,580	16.6%
脳血管疾患(脳卒中)	16,083	16.1%
骨折・転倒	13,881	13.9%
高齢による衰弱	13,192	13.2%
関節疾患	10,186	10.2%
その他	7,134	7.1%
心疾患(心臓病)	5,124	5.1%
パーキンソン病	3,525	3.5%
糖尿病	2,888	2.9%
悪性新生物(がん)	2,735	2.7%
脊髄損傷	2,220	2.2%
不詳	2,117	2.1%
呼吸器疾患	1,993	2.0%
わからない	1,265	1.3%
視覚・聴覚障害	1,078	1.1%

資料:令和4年国民生活基礎調査(介護票)

- 健康寿命の延伸、要支援・要介護状態の予防のためにも、ロコモティブシンドローム対策の重要性が高まっています。ロコモティブシンドロームの予防には、適度な運動により運動器の衰えを防いだり、バランスのとれた食生活により低栄養状態に陥らないようにすることなどがあげられます。

今後の施策

- ロコモティブシンドロームの予防には、運動と栄養の2本柱で筋肉量を維持・増強することが大切です。関係機関・団体等と連携し、健康教室や研修会等を通じて、ロコモティブシンドロームの認知度を高め、生活体力の維持・向上に努めます。
- 地域の高齢者が、体操教室などの介護予防活動に主体的に運営・参加できるよう、職能団体等と連携して、介護予防に取り組む活動組織の育成・支援を行います。また、介護予防体操（めじろん元気アップ体操）の普及リーダーを地域の高齢者の中から養成し、サロン等に普及させていくなど、住民主体の健康づくり・介護予防を推進していきます。
- リハビリテーション専門職等を活かした、運動機能向上や栄養改善等の高齢者の介護予防に資する取組を積極的に推進します。

9 歯科保健医療対策

現状及び課題

- 健康で生き甲斐のある生活を送るためには、歯の健康が重要です。近年、疾病予防の観点からも歯、口の健康が大きな役割を果たしているとの知見が広まっており、その重要性が再認識されています。
- 本県では、80歳になっても自分の歯を20本保つことを目指す「豊の国8020運動」を進めていますが、これら歯科保健に関する事業は、県や市町村、歯科医師会、歯科衛生士会等が中心となって、県民の参加を得て進めていく必要があります。
- 本県の3歳児および児童生徒のむし歯を持っている者の割合は、全国的にも高い状況です。それに対しては、普及啓発活動として各種コンクール事業、公開講座の開催等を行っていますが、今後も、フッ化物を応用したむし歯予防、かかりつけ歯科医の普及定着、妊娠婦を含めた乳幼児期における歯科保健指導、歯科健診体制の充実に取り組んでいく必要があります。
- 令和4年県民歯科健康状況実態調査によると、80歳で20本以上自分の歯を保っている割合が、50%を超える一方で、50歳代で歯周病に罹患している者の割合も70%を超えており、歯は増えているが、歯周病も増加している傾向にありました。現在、全市町村において歯周病検診に取り組んでいるところですが、歯科健診を行っている事業所は少ないため、特に、事業所における歯周病検診の推進を図る必要があります。
- オーラルフレイル（滑舌低下、食べこぼし、むせ、口の乾燥等）や高齢者の介護予防における口腔機能向上プログラム（飲み込みの訓練、口の体操等）の普及についても取り組んでいく必要があります。また、要介護者に対して、適切な歯科治療や口腔の衛生管理を提供できる体制を整備する必要があります。
- がん患者等の術後における口内炎、肺炎などの合併症を予防するために、口腔管理等についても、今後、普及を図っていく必要があります。
- 本県において、障がい者（児）等に対し専門的な歯科診療の提供が可能な高次歯科医療機関は、2施設のみとなっています。したがって、障がい者（児）等が地域の身近な歯科医療機関で歯科健診や歯科診療を受けることができる体制は十分ではなく、一般の歯科医療機関における障がい者（児）等に対する歯科健診・診療体制および、高次歯科医療機関と一般の歯科医療機関との連携体制を充実させる必要があります。
- 歯や口腔の衛生管理の普及のために、歯科医師、歯科衛生士に加え、その他の歯科保健指導に携わる者に対する研修の機会を増やす必要があります。
- 歯科口腔保健の推進に関する法律に規定された歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関として、大分県口腔保健支援センターを令和5年4月1日に設置しました。
- 平成25年に施行された大分県歯と口腔の健康づくり推進条例の基本施策を着実に進めていく必要があります。

今後の施策

(1) 普及啓発

- 各ライフステージに応じたう蝕、歯周疾患の予防対策や咀嚼、フッ化物使用等に関する歯・口腔の重要性の普及啓発を推進するため、大分県口腔保健支援センターを核として、大分県歯科医師会等の事業と連携をとり、豊の国 8020 運動の一層の充実を図ります。
- かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診や予防処置を受け、歯や口腔の健康管理を行う習慣を身につけることの重要性について、普及啓発に努めます。
- 肺炎、糖尿病等の疾患管理、QOL の観点からも口腔の果たす役割が重要視されており、口腔管理等の普及のために医師会等医療団体や高齢者施設等との連携を推進します。

(2) 歯科口腔保健体制の整備

- 大分県口腔保健支援センターを核として、市町村、保健所等関係機関の連携を強化し、歯科保健指導体制の充実、歯科保健指導者研修の充実を図ります。
- 住民がいつでも気軽に相談や定期健診を受けられるかかりつけ歯科医の普及に努めます。
- 地域における歯科口腔保健対策推進のため、県、市町村における歯科専門職の人材育成・配置を推進します。

(3) 各ライフステージにおける歯科口腔保健対策

- こどものむし歯予防のため、妊娠婦・母親に対する健診も含め、乳幼児期における歯科口腔保健体制の整備を図ります。また、幼児、児童から高齢者まで、生涯にわたったフッ化物を応用したむし歯予防の普及に努めます。
- 事業所等で働く者に対し、歯科口腔保健の重要性について普及啓発するとともに、歯科健診体制の整備、充実を図ります。
- 歯科健康教育、健康相談等の充実を図るとともに、市町村が行う歯周病検診への受診を促します。
- 介護予防における口腔機能向上プログラムの普及について支援します。
- 要介護者に係る口腔の衛生管理の充実や周術期における口腔管理の普及を図るため、医科歯科連携により適切な歯科医療の提供を促進するとともに、歯科医師、歯科衛生士等の研修を実施する等、人材育成に努めます。
- がん治療中の口内炎や誤嚥性肺炎などの合併症予防のため、がん診療拠点病院と一般歯科医療機関との連携の強化を図ります。
- 障がい者（児）等に対する歯科健診や歯科診療を受けることができる体制の充実を図るため、高次歯科医療機関と一般の歯科医療機関との連携体制の整備を推進します。また、麻酔及び障がい者（児）歯科診療に関する専門的な医師や歯科衛生士の確保、研修体制の構築等、大分県歯科医師会と十分に連携し、高次歯科医療機関の充実を図ります。
- 大分県歯科医師会が設置している高次歯科医療機関を活用し、実地研修等を行うことで、障がい者（児）歯科における一般歯科医師の診療技術の向上を図ります。

10 リハビリテーション対策

現状及び課題

- 高齢者や障がいのある全ての人々が、住み慣れた地域で自立した生活を送るために、保健・医療・福祉が一体となりリハビリテーションを効果的、効率的に行うことが必要です。
- そのため県では、平成 14 年度に大分県リハビリテーション協議会を設置し、県のリハビリテーションの中心となる大分県リハビリテーション支援センターを 1 か所、地域リハビリテーション広域支援センターを 11 か所指定し、地域におけるリハビリテーション体制の整備を図っています。
- また、大分県リハビリテーション支援センターでは、地域リハビリテーション 広域支援センターへの支援、リハビリに関する調査・研究、関係団体・医療機関との連絡調整、リハビリ従事者研修を実施し、充実を図っています。
- 地域リハビリテーション広域支援センターでは、地域におけるリハビリ実施機関の支援、リハビリ施設の共同利用、実施機関従事者に対する援助、研修を実施しています。
- I C F (国際生活機能分類) の概念を取り入れたリハビリの推進とともに、回復期から維持期への切れ目のないリハビリを提供するため、地域リハビリテーションのネットワークを活用して、医療と介護の連携強化を図ることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

◇大分県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション
広域支援センター一覧 令和 5 年 4 月 1 日現在

大分県リハビリテーション支援センター	
施設名	J CHO湯布院病院

地域リハビリテーション広域支援センター	
圏域名	施設名
東部圏域	国東市民病院 農協共済別府リハビリテーションセンター
中部圏域	井野辺病院 大分リハビリテーション病院 臼杵市医師会立コスモス病院
南部圏域	長門記念病院
豊肥圏域	帰巖会みえ病院 大久保病院
西部圏域	大分県済生会日田病院
北部圏域	川嶌整形外科病院 佐藤第一病院

今後の施策

(1) 地域包括ケアシステムの構築

- 各地域の広域支援センターは、高齢者や障がいのある人々ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を保健所や市町村など関係機関と連携して推進します。

(2) 地域リハビリテーション支援体制の整備

- 支援を必要とする高齢者や障がいのある人々の介護サービスの向上を図るため、大分県地域リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターを中心として支援体制の整備を促進します。
- 高齢者や障がいのある人々の地域での自立生活を支援するため、市町村を中心とした相談・支援体制の充実を図ります。

11 血液の確保・適正使用対策

現状及び課題

- 現在の血液事業は、平成 15 年 7 月 30 日から施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、実施されています。この法律は、「血液製剤の安全性の向上」「献血による国内自給の確保」「適正使用の推進」「血液事業運営に係る公正の確保と透明性の向上」を基本理念とし、関係者の責務が明確化されています。国はこの法律に基づき献血により確保すべき血液の目標量等を定める「献血推進計画」を策定し、各都道府県においても国の計画に基づき「都道府県献血推進計画」を定めることとなっています。
- 県内で必要とされる輸血用血液製剤は、その必要量を県内の献血でほぼ確保・供給していますが、本格的な少子高齢社会の到来に伴い献血可能人口が減少しています。最近では、年々献血者が減少しており、特に 10 代、20 代、30 代の若年層の献血者の減少が著しい状況です。一方、血液製剤の使用は、その 7 割以上が 60 歳以上の高齢者であり、今後その比率はさらに高くなり、将来の血液不足が危惧されています。また、初めて献血をする人が年々減少するとともに、年 1 回のみの献血者が全体の 7 割を占めており、若年層への働きかけと複数回献血の推進が大きな課題です。平成 20 年 3 月下旬から、沖縄県を除く九州 7 県の献血による血液を集め、一貫して検査・製造するため福岡県久留米市に開設した九州ブロック血液センターが稼働し、安定供給に努めています。
- 血液製剤の安全性は格段に向上してきたとはいえ、いまだ免疫性、感染性などの副作用や合併症が生じる危険性が無視できず、その適正使用が求められています。さらに、血液製剤は、善意の献血により提供された人の血液を原料としていることから、倫理的観点からも無駄のない使用が求められています。「血液製剤の使用指針」「輸血療法の実施に関する指針」に基づき、より一層の適正使用が必要です。

◇本県の献血状況

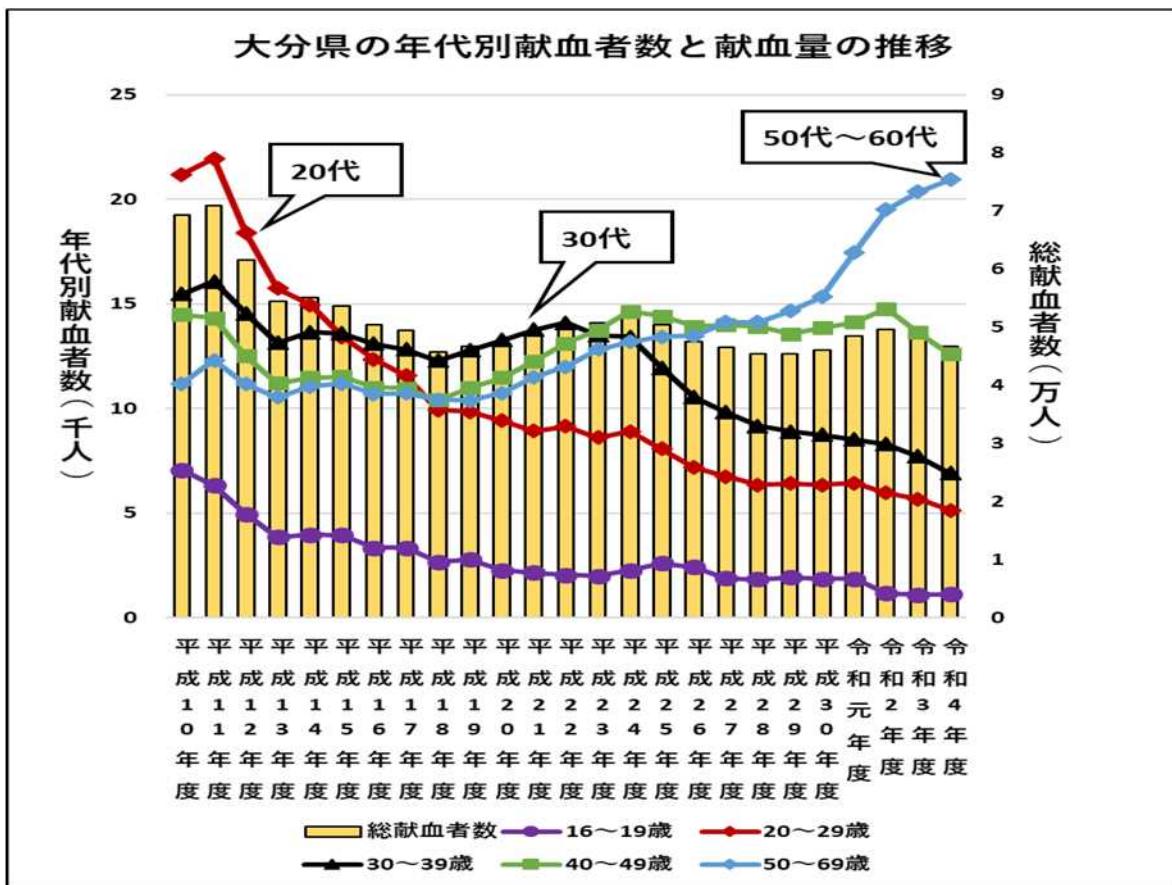
区分 年	県人口（人） (A)	献血者数（人） (B)	献血率（%） (B/A)	血液製剤 供給本数
平成 29 年	1,176,891	45,177	3.8	49,820
平成 30 年	1,169,158	46,181	3.9	48,710
令和元年	1,160,218	47,893	4.1	47,992
令和 2 年	1,151,229	49,232	4.3	46,208
令和 3 年	1,141,784	48,916	4.3	44,699

資料：日本赤十字社「血液事業の現状」平成 29 年～令和 3 年

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

- 「愛の血液助け合い運動」や各種キャンペーンを展開し、献血思想の普及活動を行っています。とりわけ若年層への啓発について学生献血推進協議会に委託し、献血基盤の拡大を図る活動を行っています。
- 献血推進組織として学生献血推進協議会の育成や献血協力職場・団体との連携を図っています
- 血液製剤の適正な使用を図るため、大分県合同輸血療法委員会を開催しています。

また、年一回合同輸血療法委員会合同会議を開催し、輸血療法に関する研修会を開催しています。



資料：「大分県薬務室調べ」

今後の施策

(1) 大分県献血推進計画の策定

- 安定した血液製剤の供給を確保するため、県内の血液製剤の需給動向等と国の定める血漿確保目標量に基づき、県内で必要となる血液を確保するための計画を策定するとともに、計画達成に努めます。

(2) 普及啓発の推進

- 県民への献血思想の普及啓発を図るため、各種広報媒体を使用した広報活動に努めます。また、将来にわたる安定した献血者の確保のため、特に10代、20代、30代の若年層を対象とした啓発事業を実施します。

(3) 献血推進組織の育成

- 血液の安定的な確保・供給体制を確立するため、市町村の献血推進体制の強化と献血協力団体等との連携・支援に努めます。

(4) 血液製剤の適正使用の推進

- 血液製剤の効果的で効率的な利用のため、医療機関に対し「血液製剤の使用指針」「輸血療法の実施に関する指針」の周知を図ります。

第16節 公的病院等の役割

現状及び課題

- 自治体や国立大学法人、独立行政法人国立病院機構等が開設者である、いわゆる公的病院等は県内に15病院あり、県内の病床数の約19%を占めています。
 - また、救急医療やへき地医療など、地域で特に必要な公共性の高い医療提供を担う医療法人として、県内では10法人が社会医療法人^{※1}に認定されています。
 - 公的病院等は、二次医療圏における中核的な病院としての役割を果たすことはもとより、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療等の分野で中心的な役割を担っています。また、感染症の入院治療施設、エイズ治療拠点病院、難病医療に係るネットワーク等、公衆衛生上重要な疾患に対する医療を提供しています。
 - 医療を取り巻く環境が変化する中、公的病院等が地域の特性に応じて果たすべき役割や機能を明確にし、地域の医療機関との役割分担、連携の強化を図る必要があります。
 - 公的病院等は、救急医療や災害医療、新型インフルエンザなどの感染症発生時に備え、地域の拠点病院として、必要な施設、設備を整備しておく必要があります。
 - 自治体病院は、へき地医療、救急医療など、地域の診療機能を確保する上で極めて重要な役割を果たしていますが、医師の不足等により、診療体制の維持・確保が大きな課題となっています。
- (※1) 社会医療法人とは、医療法人のうち、地域で特に求められる公益性の高い医療(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))を提供するなど一定の要件を満たしたものとして認定を受けたもの。

今後の施策

- 公的病院等が、災害時の医療拠点としての機能やへき地医療の担い手としての役割が果たせるよう、施設・設備等の整備を促進します。
- 医師の不足や偏在化が深刻化する中で、地域の実情に応じた広域的な視点から、地域の医療機関相互の機能分化と連携を推進し、地域において必要な医療提供体制の確保に努めます。

◇公的病院等の設置状況

(令和5年10月1日現在)

二次医療圏	病院名	許可病床数(R5.4.1現在)						救急医療		災害医療		べき地医療拠点病院	周産期母子医療センター	がん診療連携拠点病院	感染症指定医療機関	地域医療支援病院
		精神	感染症	結核	療養	一般	合計	救命救急センター	二次救急	拠点病院	D M A T 指定病院					
東部	国東市民病院	0	4	0	50	145	199		○	○	○	○			○	
	杵築市立山香病院	0	0	0	18	120	138		○			○				
	国立病院機構別府医療センター	40	0	0	0	452	492		○		○		○	○		○
	国立病院機構西別府病院	0	0	12	0	294	306								○ (結核)	
	九州大学病院別府病院	0	0	0	6	134	140									
	大分県厚生連鶴見病院	0	4	0	0	226	230		○		○	○			○	
中部	国立病院機構大分医療センター	0	0	0	0	300	300		○		○					○
	大分赤十字病院	0	0	0	0	340	340		○	○	○			○		○
	大分大学医学部附属病院	30	0	0	0	588	618	○		○	○		○	○		
	湯布院病院	0	0	0	52	147	199									
	大分県立病院	36	12	0	0	566	614	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南部	南海医療センター	0	4	0	0	191	195		○	○	○	○			○	
豊肥	豊後大野市民病院	0	4	0	39	156	199		○	○	○	○			○	
西部	大分県済生会日田病院	0	4	0	0	195	199		○	○	○	○		○	○	○
北部	中津市立中津市民病院	0	0	0	0	250	250		○	○	○	○	○	○		○
	計 15病院	106	32	12	165	4,104	4,419	2	11	8	11	8	4	6	7	6

注) 本計画における「公的病院等」とは、平成15年4月24日付け医政発第0424005号厚生労働省医政局長通知「地域における公的病院等を含めた医療機関の機能分担と連携の確保への協力について」の対象となった病院（国立病院・療養所、社会保険病院、厚生年金病院、船員保険病院、労災病院、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、自治体病院、国立大学病院、厚生農業協同組合連合会）です。

◇社会医療法人の認定状況

(令和6年1月1日現在)

法人名	主たる事務所の所在地	認定年月日	施設の名称 業務の区分
社会医療法人財団 天心堂	大分県大分市大字中戸次字二本木5956番地	平成20年10月8日	天心堂へつぎ病院 救急医療
社会医療法人 敬和会	大分県大分市西鶴崎3丁目7番11号	平成21年4月1日	大分岡病院 救急医療
社会医療法人 関愛会	大分県大分市佐賀関750-88	平成21年11月1日	佐賀関病院 へき地医療 清川診療所 へき地医療
社会医療法人 三愛会	大分県大分市1213	平成21年11月1日	大分三愛メディカルセンター 救急医療 災害医療
社会医療法人社団 大久保病院	大分県竹田市久住町大分市柏木6026番地の2	平成23年10月18日	大久保病院 救急医療
社会医療法人 玄真堂	大分市中津市大字宮夫14番地1	平成24年11月1日	川島整形外科病院 救急医療
社会医療法人 小寺会	大分県佐伯市常磐東町6番30号	平成24年11月1日	佐伯市国民健康保険鶴見診療所 へき地医療 佐伯市国民健康保険大入島診療所 へき地医療
社会医療法人 恵愛会	大分県大分市舞鶴町1丁目4番1号	平成25年11月1日	大分中村病院 救急医療
社会医療法人 帰巣会	大分県豊後大野市三重町赤嶺1250-1	平成27年4月1日	帰巣会みえ病院 救急医療 直耕団吉野診療所 へき地医療 あさじ町クリニック へき地医療
社会医療法人 長門莫記念会	大分県佐伯市鶴岡町1丁目11番59号	平成27年10月30日	佐伯市国民健康保険因尾診療所 へき地医療
計10法人			

第17節 歯科医療機関の役割

現状及び課題

(1) 現状

- 厚生労働科学研究報告によると、介護保険下での要介護者のうち、約9割に何らかの歯科治療が必要であり、在宅診療を行う主治医（医師）が一番連携を必要とするのが「歯科」という結果があります。
- しかしながら、実際に歯科受診した要介護者は約3割と、要介護者における歯科医療の需要・供給体制の間に差があります。
- このため、在宅歯科診療が円滑に実施できるよう、郡市歯科医師会4か所に対し、在宅歯科診療機器の整備補助を行いました。
- また、オーラルフレイル対策として、要介護者の退院後の栄養管理、口腔管理に関する医科歯科連携のための冊子の作成を行いました。
- 各保健所においても、地域の介護支援専門員等と在宅歯科診療を提供している歯科医師との連携がスムーズに行えるよう、連絡票を作成するなどそれぞれの地域で体制づくりを進めています。

◇歯科医療機関の状況

(令和5年10月現在)

歯科診療所 市町村別	標榜診療科数(複数回答)			
	歯科	小児歯科	矯正歯科	歯科口腔外科
大分市	207	129	51	76
別府市	53	37	18	31
中津市	41	25	17	20
日田市	32	15	7	4
佐伯市	32	11	6	8
臼杵市	19	12	9	6
津久見市	10	6	5	4
竹田市	7	3	0	2
豊後高田市	12	7	5	6
杵築市	7	6	2	5
宇佐市	26	13	5	5
豊後大野市	16	8	0	8
由布市	11	9	3	2
国東市	12	8	2	1
姫島村	0	0	0	0
日出町	11	5	2	3
九重町	4	1	1	0
玖珠町	8	1	1	0
計	508	296	134	181

資料：おおいた医療情報ほっとネット

(2) 課題

- 在宅療養者については、在宅歯科医療に対する普及啓発と関係機関との連携が一層求められています。
- 口腔管理については、脳血管疾患や急性心筋梗塞に係る予防効果やがん患者に係る良好な予後、糖尿病患者に係る重症化予防や感染症の予防効果など様々な疾病に対する効果についての報告があり、また口腔管理の実施により入院患者の在院日数の短縮や在宅療養患者のQOLの向上が期待されます。
- がん治療等周術期の口腔管理や摂食嚥下の改善により、平均在院日数の短縮が図られるなど、特に、入院患者に対しても医科歯科連携が求められています。

今後の施策

- 国保連合会医療介護レセプトデータによると、県内で令和4年度に歯科訪問診療を受けた患者数は 8,645 人となっています。今後も在宅歯科診療の普及啓発に努めます。
- ケアマネジメントにあたる介護支援専門員等を対象とした会議や研修を通じて、在宅歯科診療の必要性に関する理解を深めます。
- 口腔管理を行うことによる効果(感染予防、栄養状態の改善、在院日数の短縮等)を医療機関に周知するとともに、入院や在宅医療に係る医療機関等との連携により、歯科医師・歯科衛生士による入院患者や在宅療養患者へのサービスの提供を促進します。
- がん治療等の合併症等の軽減を目的とした周術期における口腔機能の管理については、歯科医療機関及び入院医療機関の連携により適切な歯科医療の提供を促進します。

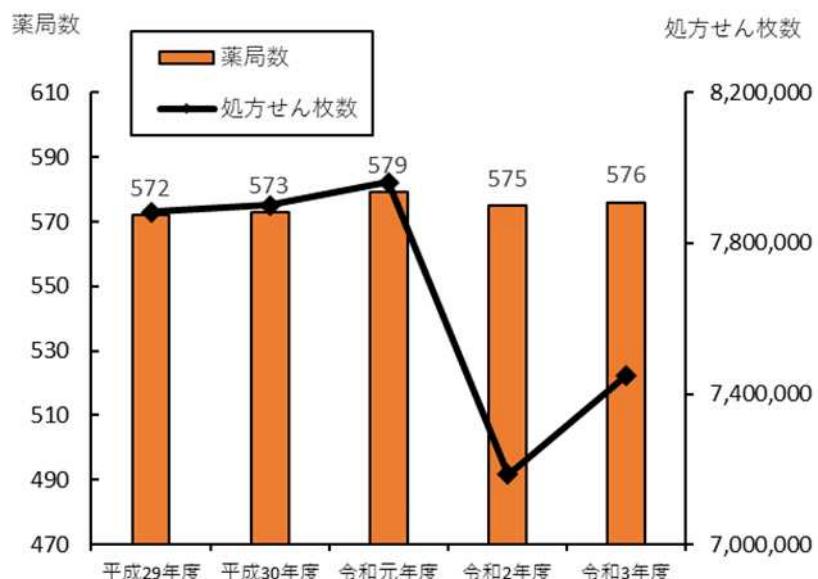
第18節 薬局の役割

現状及び課題

- 医薬分業は、医師、歯科医師及び薬剤師がそれぞれの分野で職能を分担することで、質の高い医療サービスを効果的に提供していく制度です。
患者の診断・治療を医師が行い、医師の処方せんに基づく調剤及び調剤した薬に関する情報提供を薬剤師が行うなど、医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担することで、かけもち受診による薬の重複投与の防止をはじめ薬を用いた治療の有効性と安全性を高めます。
- 医薬分業は全国的にみても順調に進展しており、令和3年度の全国平均分業率は75.3%となっています。
本県における分業率は77%で、全国平均を上回り全国第25位の水準となっています。
- 院外処方せん受入体制の整備も進みつつありますが、依然として無薬局地域が1村（姫島村）となっています。

◇薬局数・処方せん枚数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
薬局数	572	573	579	575	576
処方せん枚数	7,883,114	7,900,339	7,961,984	7,185,968	7,449,412



資料：「大分県薬務室調べ」

- 調剤に必要な医薬品を備蓄・供給する医薬品備蓄センターの整備や各薬局の応需体制については、大分県薬剤師会の協力のもと順調に進展しています。
- 複数の病院・診療所をかけもち受診することによる薬の重複投与や、飲み合わせによる副作用などのチェックを行う「かかりつけ薬局」の育成・定着を図り、患者にとって十分なメリットがある医薬分業を推進することが重要です。

- 薬剤師は、医療を受ける者の居宅等において、医師又は歯科医師が交付した処方せんにより調剤するときに限り、調剤業務の一部を行うことができるようになります。
- 医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な薬局機能情報について、薬局開設者の報告を受けてインターネットで公表しています（県のホームページ「おおいた医療情報ほっとネット <http://iryo-joho.pref.oita.jp/>」）。令和6年度より全国統一システムに移行する予定です。
- 政府が掲げていた「令和2年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%にする」という目標は令和元年度に達成し、令和4年11月の時点では84.1%となりました。引き続き、県民や医療関係者の理解促進に向けた取組を進め、80%以上の数量シェアを維持していきます。

今後の施策

(1) 医薬分業の普及啓発

- 医薬分業について県民の理解を得るために、必要性や有益性について引き続き「薬と健康の週間」（10月17日～23日）や各種講演会等の機会を活用して普及を図ります。

(2) 処方せん受入体制の整備

- 医薬品の円滑な供給体制を確保するために、大分県薬剤師会の医薬品備蓄センターを中心に各支部のターミナル薬局を活用して、各薬局の在庫医薬品の把握と相互に融通できる体制を強化します。
- 市町村合併に伴い無薬局町村は減少していますが、大分県薬剤師会の協力のもとに夜間・休日の処方せん応需体制の整備や無薬局地域の解消に努めます。
- ジェネリック医薬品に関する情報を積極的に提供し、使用促進に努めます。

(3) 「かかりつけ薬局」の育成及び在宅医療への参画

- 適正な医薬分業の定着を促進するために、患者が服用する医薬品について総合的な管理と的確な情報提供を行い、さらに居宅等で療養する患者の医薬品の管理と適正使用を期するため、訪問薬剤管理を行う「かかりつけ薬局」の育成に努めます。

(4) 薬局薬剤師の資質の向上

- 医療の質の向上と患者本位の安心・安全な医療の提供を確保するために、大分県薬剤師会等が行う研修制度の拡充・強化を支援し、薬局薬剤師の資質の向上に努めます。

(5) その他

- 薬局の総合的な機能を強化するために、麻薬小売業者の免許や高度管理医療機器等の販売許可の取得、一般用医薬品の取扱の拡充を推進します。
- 「かかりつけ薬局・薬剤師」の機能をベースに健康サポート機能を有した「健康サポート薬局」及び患者が自身に適した薬局を選択できるよう県が認定する、「地域連携薬局」の拡大推進を図ります。

◇医薬分業体制（かかりつけ薬局）の体系図

